（仮称）都市計画道路　鈴鹿亀山道路

環境影響評価方法書

平成２７年１１月

三　重　県

目　　次

頁

1. 都市計画対象道路事業の名称 1

2. 都市計画決定権者の名称 2

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容 3

3.1. 都市計画対象道路事業の目的 3

3.2. 都市計画対象道路事業の内容 4

3.2.1. 都市計画対象道路事業の種類 4

3.2.2. 都市計画対象道路事業実施区域 4

3.2.3. 都市計画対象道路事業の規模 4

3.2.4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数 4

3.2.5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度 4

3.2.6. その他の事業の内容に関する事項 6

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性） 9

4.1. 自然的状況 10

4.1.1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況 10

4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況 34

4.1.3. 土壌及び地盤の状況 46

4.1.4. 地形及び地質の状況 51

4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 57

4.1.6. 景観の状況 100

4.1.7. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 104

4.2. 社会的状況 106

4.2.1. 人口及び産業の状況 106

4.2.2. 土地利用の状況 108

4.2.3. 河川の利用並びに地下水の利用の状況 117

4.2.4. 交通の状況 121

4.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 123

4.2.6. 下水道の整備の状況 133

4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 135

4.2.8. その他の事項 165

5. 配慮書における調査、予測及び評価の結果 168

6. 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解 172

7. 配慮書の案又は配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解 174

7.1. 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解 174

7.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解 174

7.1.2. 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解 175

7.2. 配慮書についての関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解 176

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 179

8.1. 専門家等による技術的助言 179

8.2. 環境影響評価の項目 180

8.3. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法 180

※本方法書の目次及び本文においては、三重県公報第 2750 号に記載されている「都市計画対象事業」は「都市計画対象道路事業」と、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」は「都市計画対象道路事業実施区域」と表記しています。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承認番号　平27情複、 第578号）
なお、地図を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

1. 都市計画対象道路事業の名称

（仮称）都市計画道路　鈴鹿亀山道路

2. 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称　：三重県
代表者の氏名　：三重県知事　　鈴木　英敬
住所　：三重県津市広明町 13 番地

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

3.1. 都市計画対象道路事業の目的

鈴鹿亀山道路は、鈴鹿市から亀山市（東名阪自動車道の亀山ジャンクション付近）に至る路線です。当該地域は、産業集積地にあるものの、高速道路へのアクセスに時間を要し、新たに整備される新名神高速道路等の機能を十分に活かすことができない状況にあり、企業活動や新たな企業誘致等を支援するために高速道路への所要時間を短縮し、定時性を確保する道路整備が必要です。また、南海トラフ巨大地震発生時に沿岸部にて津波等による甚大な被害が想定される中、沿岸部の人口・産業の集積地と内陸部の高速道路を結ぶ、災害に強い東西軸の道路整備が必要です。

以上の解決が必要な課題と求められる機能から、当該道路の政策目標は以下の 3 点とし、企業活動を支え災害時にも機能する経済的・効果的な道路ネットワークの早期実現を目指します。

1. 工業製品出荷額等日本一の産業を支える道路基盤の充実
2. 中部・近畿や県内の連携強化のため、選択性のあるネットワークの確保
3. 災害時にも社会経済活動を持続し、地域の持つポテンシャルを早期復元できる道路機能の強化

3.2. 都市計画対象道路事業の内容

3.2.1. 都市計画対象道路事業の種類

一般国道の改築

3.2.2. 都市計画対象道路事業実施区域

1) 区域

都市計画対象道路事業実施区域は図 3.2-1 に示すとおりです。

2) 事業区間

起　　点　：　三重県鈴鹿市

終　　点　：　三重県亀山市

3) 通過する行政区

三重県鈴鹿市、三重県亀山市

3.2.3. 都市計画対象道路事業の規模

道路延長　約 10km

3.2.4. 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数

車線数　4 車線

3.2.5. 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度

設計速度　80km/h

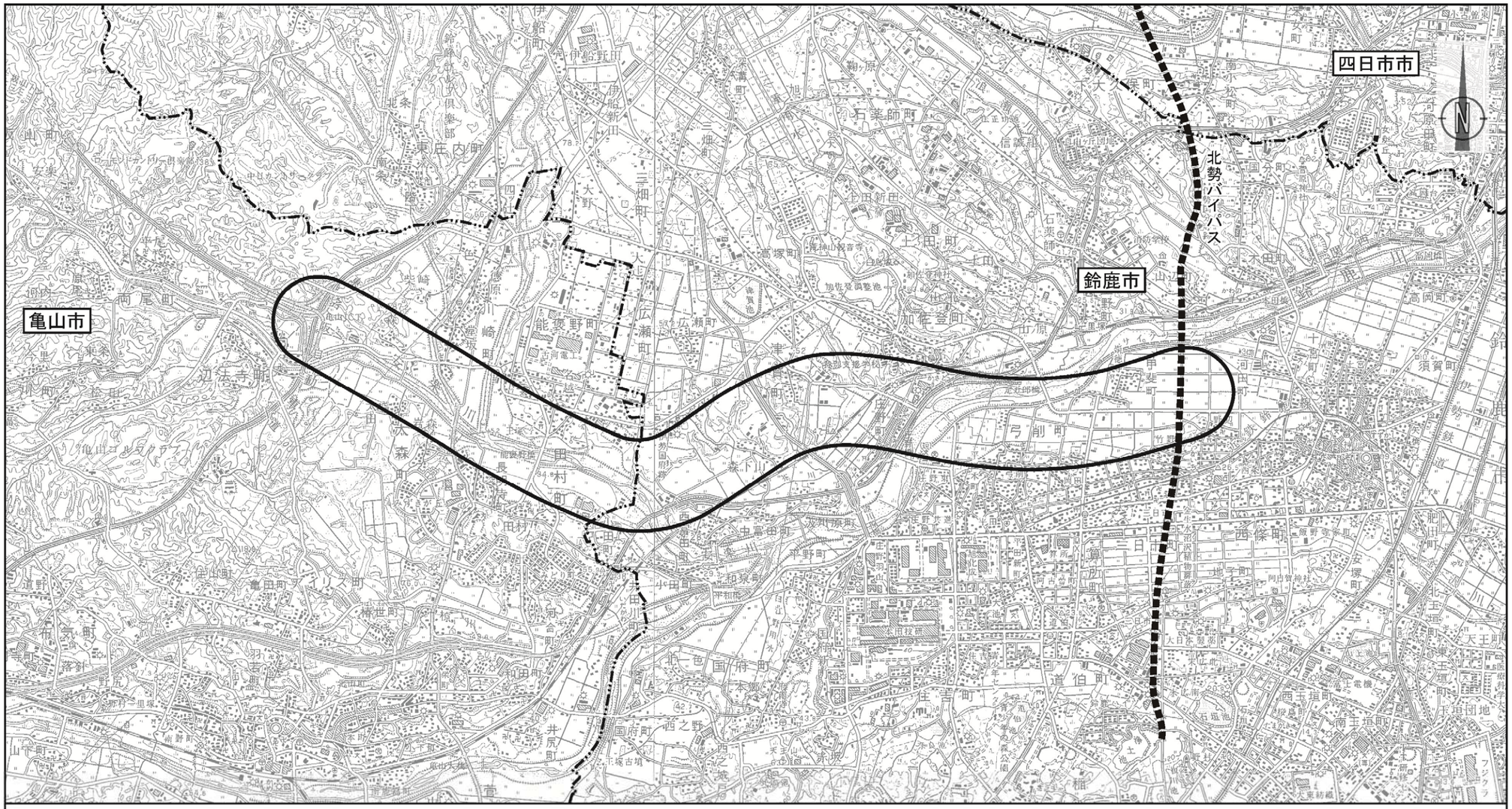

凡　例	
記　号	名　称
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

図番号	図 3.2-1
図名	都市計画対象道路事業 実施区域図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

3.2.6. その他の事業の内容に関する事項

1) 道路構造の種類

都市計画対象道路の道路構造は、盛土・切土及び橋梁・高架で計画しています。

2) 休憩施設の有無

都市計画対象道路事業においては、休憩施設の設置の計画はありません。

3) 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(1) 計画段階環境配慮書までの検討の経緯

都市計画対象道路事業の概略計画案（ルート帯）の検討においては、早い段階から県民等の意見を聴取し、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（素案）に基づく PI プロセス及び環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の手続きを踏まえ、計画に反映することとしました。

概略計画案（ルート帯）の検討にあたっては、アンケート調査や参加型意見交換会（100 人協議会）での県民等の意見、有識者委員会での有識者の意見等を聴取し、環境の保全等に関して道路整備による効果・改善される点、道路整備による影響などを総合的に検討しました。実施したこれらの意見聴取の状況は、図 3.2-2 に示すとおりです。

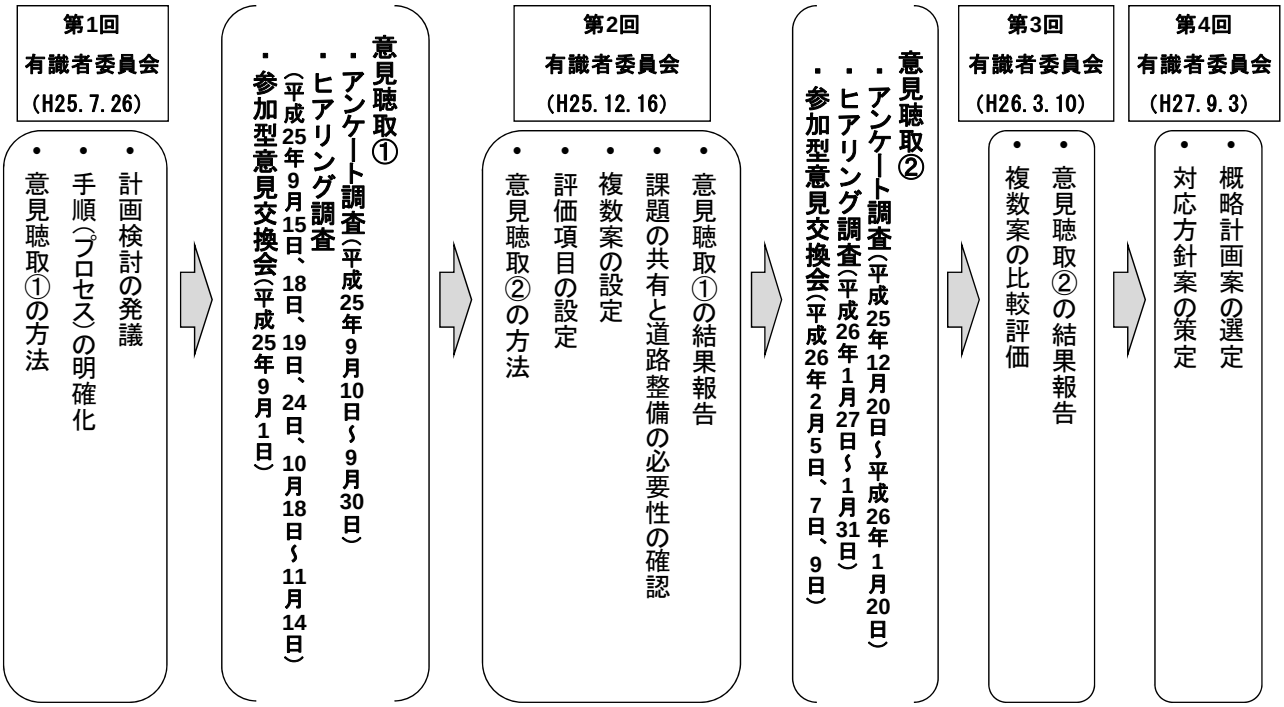

図 3.2-2　意見聴取の状況

第１回有識者委員会において、概略計画の検討プロセスを明確化し、計画検討の発議を行いました。

第２回有識者委員会において、政策目標の達成に寄与し、企業活動を支え災害時にも機能する経済的・効果的な道路ネットワークの早期実現を目指す複数案として、高速道路と亀山ジャンクション付近で接続し、交通需要の大きな拠点（鈴鹿市街地）を経由し、北勢バイパスに接続する２案を選定しました。（図 3.2-3）

なお、現道活用は課題の解決や政策目標の達成が困難なため、設定しませんでした。

・ルート１　市街地北部ルート　道路延長約 10km

生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案

始点：三重県鈴鹿市（北勢バイパス竹野町付近）

終点：三重県亀山市（亀山ジャンクション付近）

・ルート２　市街地通過ルート　道路延長約 10km

市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

始点：三重県鈴鹿市（北勢バイパス三日市町付近）

終点：三重県亀山市（亀山ジャンクション付近）

第３回有識者委員会において、これらの複数案について、比較評価を行い、環境面において、以下の結果が得られました。

ルート１：市街地を回避するため、生活環境への影響はルート２よりも小さくなるが、自然環境への影響はルート２よりも大きくなると考えられます。

ルート２：市街地を通過するため、生活環境への影響はルート１よりも大きくなるが、自然環境への影響はルート１よりも小さくなると考えられます。

以上の検討結果を踏まえて、配慮書に反映しました。

(2) 計画段階環境配慮書以降方法書までの検討の経緯

第４回有識者委員会において、比較評価結果を基に、２つのルート帯案の優位性を評価した結果、有識者委員会からは、政策目標の達成がより一層期待でき、生活環境の保全に優れる「ルート 1 市街地北部ルート」を選定することが妥当であるとの意見をいただきました。

また、選定したルート帯案を実施するにあたっての対応方針を以下のとおりとしました。

・自然環境や重要な史跡等への配慮

今後、計画ルートの詳細な検討にあたり、自然環境や史跡等への影響にできる限り配慮します。特に、ルート１は、植物（天然記念物）への影響の可能性があると評価しているため、計画ルートの詳細な検討にあたり、できる限り配慮します。

・景観への配慮

今後、計画ルートの詳細な検討にあたり、周辺景観への影響に配慮します。

以上の計画検討プロセスにおいていただいた有識者委員会や県民等の意見を踏まえ、平成 27 年 9 月 16 日、三重県知事によりルート帯が決定されました。

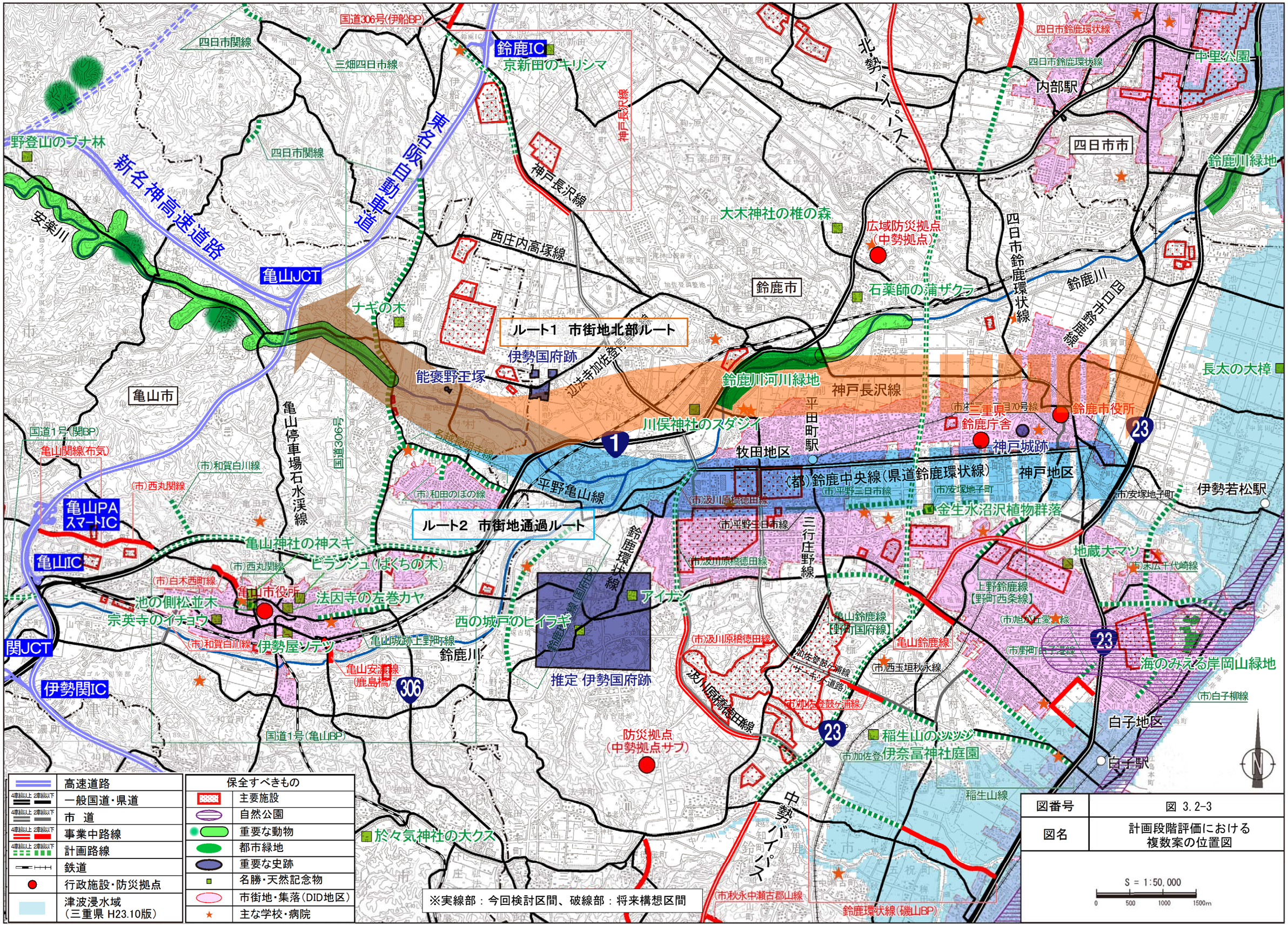

図番号	図 3.2-3
図名	計画段階評価における複数案の位置図

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲（以下「対象区域」という。）の概況（以下「地域特性」という。）について、既存の文献及び資料をもとにとりまとめました。

対象区域は、図 3.2-1 及び図 4-1 に示す範囲としました。

なお、統計資料等より、市単位で地域特性を把握する事項については、都市計画対象道路事業実施区域の存在する市（鈴鹿市及び亀山市とし、以下「対象市」という。）を対象としました。

図 4-1　対象区域及び対象市の概要

4.1. 自然的状況

4.1.1. 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

1） 気象の状況

三重県の気候は、概して太平洋側の気候を呈し温暖ですが、南北に長く、また海岸、盆地、山地等地形的な変化に富んでいることや、本州の中で太平洋と日本海が最も接近したところに県域の一部を有していることなどから、地域によってかなりの差異があります。

三重県の気候区分は図 4.1-1 に示すとおりです。

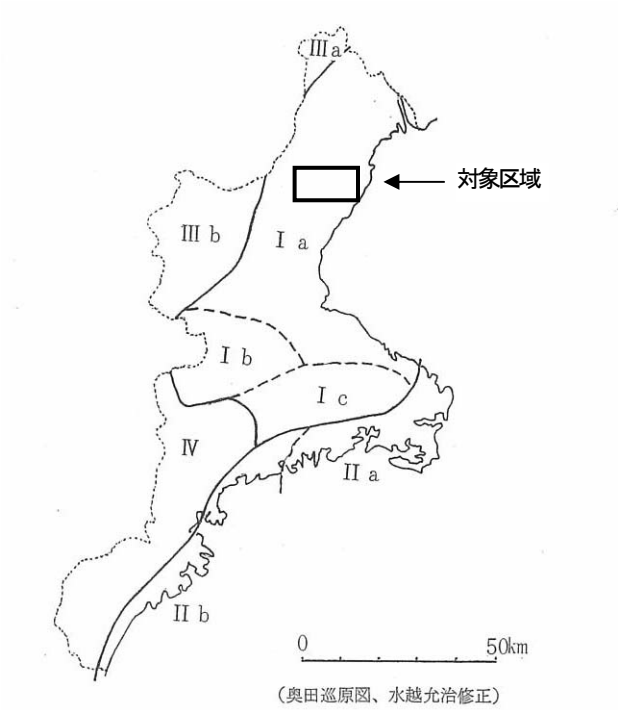

Ⅰａ：標準的な東海型の気候区
年平均気温 14～15℃、年降水量 1,800mm 内外。

Ⅰｂ：東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。

Ⅰｃ：東海型と南海型の漸移的な気候区、降水量が多くなり、年間で 2,000mm をこえる。

Ⅱａ：寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。
年平均気温は 16℃をこえ、年降水量は、2,000～2,500mm。

Ⅱｂ：Ⅱａよりもさらに温暖多雨である。年平均気温 16～17℃、年降水量は、2,500mm をこえ、ところによっては、3,000mm にも達する。

Ⅲａ：内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量は 2,000mm をこえる。

Ⅲｂ：内陸気候の典型、寒暑の差が大きく、年降水量は 1,500mm 程度。

Ⅳ　：南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。降水量は 3,000mm 以上。4,000mm をこえるところもある。

出典：「三重県の地理 三重県郷土資料叢書 第 69 集」
（昭和 50 年 7 月、三重県郷土資料刊行会）

図 4.1-1　三重県の気候区分

対象区域は、標準的な東海型の気候区に属した区域となっています。

対象区域には、亀山地域気象観測所（所在地：亀山市椿世町）があり、降水量、気温、風向、風速、日照時間を観測しています。対象区域における気象観測所の位置を図 4.1-2 に示します。

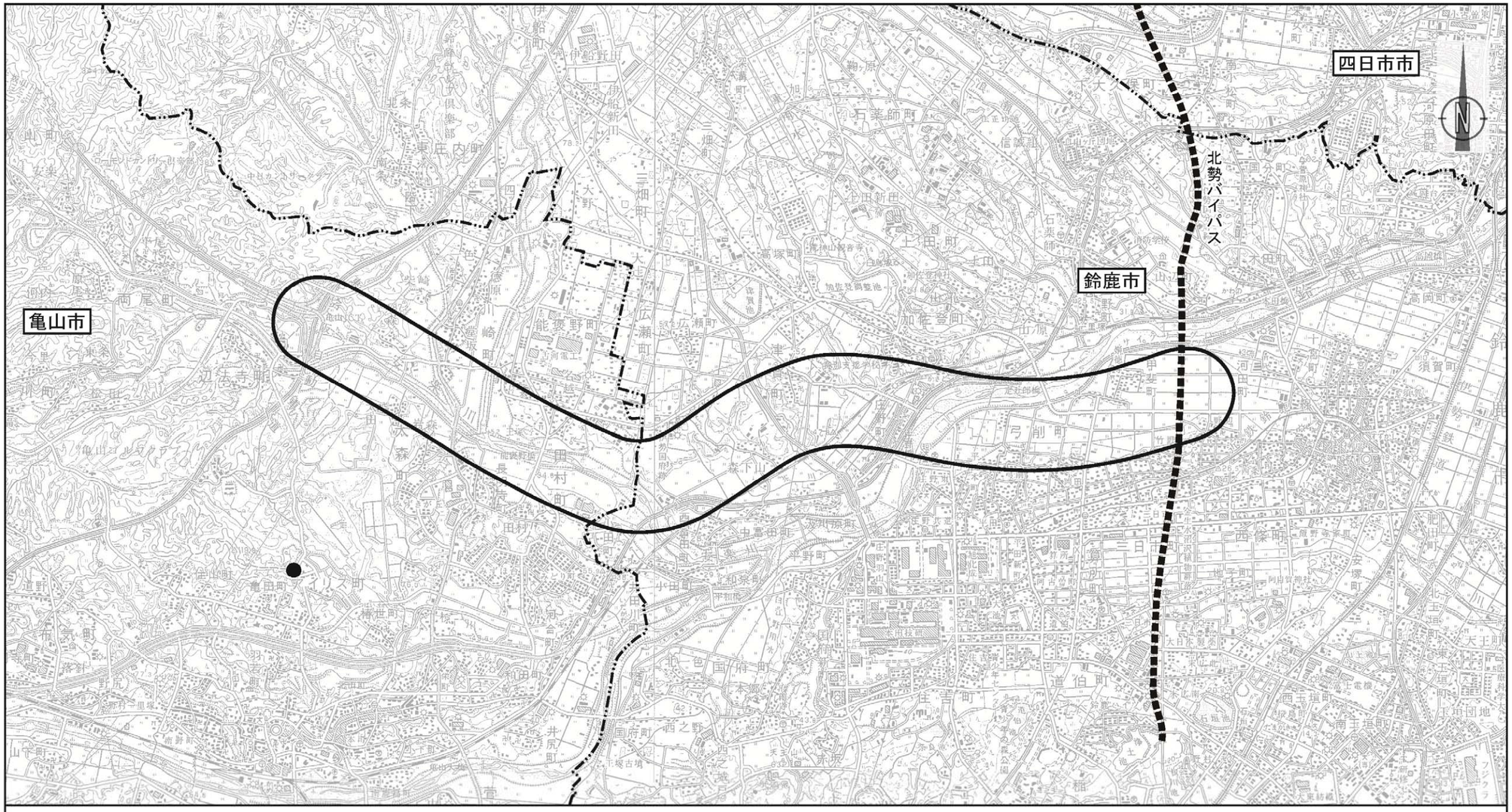

凡　例	
記号	名　称
●	亀山地域気象観測所
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：地域気象観測所一覧（平成 26 年 12 月 3 日現在、気象庁）

図番号	図 4.1-2
図名	気象観測所位置図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

亀山地域気象観測所で観測された年次別気象概況を表 4.1-1 に示します。過去 10 年間の気象概況は、平均気温は 14.7～15.4℃、年間降水量は 1,075～2,517mm、年間降水日数は 98～138 日、年間日照時間は 1,612.4～2,182.6 時間、風向は西北西の風が最多であり、風速は 2.1～2.5m/s です。

また、気温、降水量、降水日数、日照時間、風向・風速の月別気象概況を表 4.1-2、図 4.1-3 に示します。

表 4.1-1（1） 年次別気象概況（平成 17 年～平成 26 年の 10 年間）

亀山地域気象観測所

年次	気温（℃）			降水量（mm／年）	降水日数（日／年）	日照時間（時／年）
	平均	最高※	最低※			
平成 17 年	14.8	35.7	-4.4	1075	112	1732.7
平成 18 年	14.8	37.1	-4.6	1846	138	1612.4
平成 19 年	15.2	36.7	-3.5	1470	125	1997.1
平成 20 年	14.9	36.9	-4.1	2149	122	1989.8
平成 21 年	15.1	34.5	-5.4	1771	115	1980.8
平成 22 年	15.4	36.8	-4.0]	2014	102	2010.2
平成 23 年	14.9	36.3	-4.2	2119	113	1999.0
平成 24 年	14.7	36.0	-5.8	2517	114	1932.1
平成 25 年	15.3	37.5	-4.6	1565	98	2182.6
平成 26 年	15.0	37.2	-4.9	1944	119	2018.8

注 1）平均気温は日平均気温の年間平均値
注 2）降水量は月合計降水量の年間合計値
注 3）日照時間は月合計時間の年間合計値
※印）最高（最低）気温は月最高（最低）気温の年間最高（最低）値（平成 17 年～26 年の最高・最低を示す。）
] 印）統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 4.1-1（2） 年次別気象概況（平成 17 年～平成 26 年の 10 年間）

亀山地域気象観測所

年次	風向・風速	
	最多風向 16 方位	平均風速（m／ s）
平成 17 年	西北西	2.2
平成 18 年	西北西	2.1
平成 19 年	西北西	2.2
平成 20 年	西北西	2.1
平成 21 年	西北西	2.1
平成 22 年	西北西	2.5
平成 23 年	西北西	2.4
平成 24 年	西北西	2.5
平成 25 年	西北西	2.4
平成 26 年	西北西	2.4

注1）最多風向は月最多風向の年間最多となる風向
注2）平均風速は月平均風速の年間平均値
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 4.1-2（1）　月別気象概況（平成 17 年～平成 26 年の 10 年間）

亀山地域気象観測所

月	気温（℃）			降水量（mm／月）	降水日数（日／月）	日照時間（時／月）
	平均	最高	最低			
1 月	4.0	8.4	-0.2	47.6	7	147.9
2 月	4.9	9.6	0.6	91.6	9	135.8
3 月	7.7	13.4	2.7	112.5	11	181.3
4 月	12.9	19.1	7.4	172.3	9	197.6
5 月	17.7	23.4	12.6	193.4	10	194.5
6 月	21.9	26.7	17.9	233.0	11	127.1
7 月	25.7	30.2	22.2	223.5	12	144.6
8 月	26.8	31.8	23.1	171.1	10	179.5
9 月	23.2	28.1	19.4	293.4	11	166.7
10 月	17.7	22.6	13.5	167.4	10	160.4
11 月	11.4	16.5	6.6	72.3	7	155.0
12 月	6.1	10.5	1.9	69.1	8	155.2

注1）平均気温は月平均気温の10年平均値
注2）最高気温は月最高気温の10年平均値
注3）最低気温は月最低気温の10年平均値
注4）降水量は月合計降水量の10年平均値
注5）日照時間は月合計時間の10年平均値
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）をもとに作成

表 4.1-2（2）　月別気象概況（平成 17 年～平成 26 年の 10 年間）

亀山地域気象観測所

月	風向・風速	
	最多風向 16 方位	平均風速（m／ｓ）
1 月	西北西	2.7
2 月	西北西	2.8
3 月	西北西	2.7
4 月	西北西	2.6
5 月	西北西	2.5
6 月	西	1.8
7 月	西北西	1.8
8 月	西北西,東南東	1.8
9 月	西北西	2.1
10 月	西北西	2.0
11 月	西北西	2.1
12 月	西北西	2.7

注1）最多風向は月最多風向の10年間最多となる風向
注2）平均風速は月平均風速の10年平均値
出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）をもとに作成

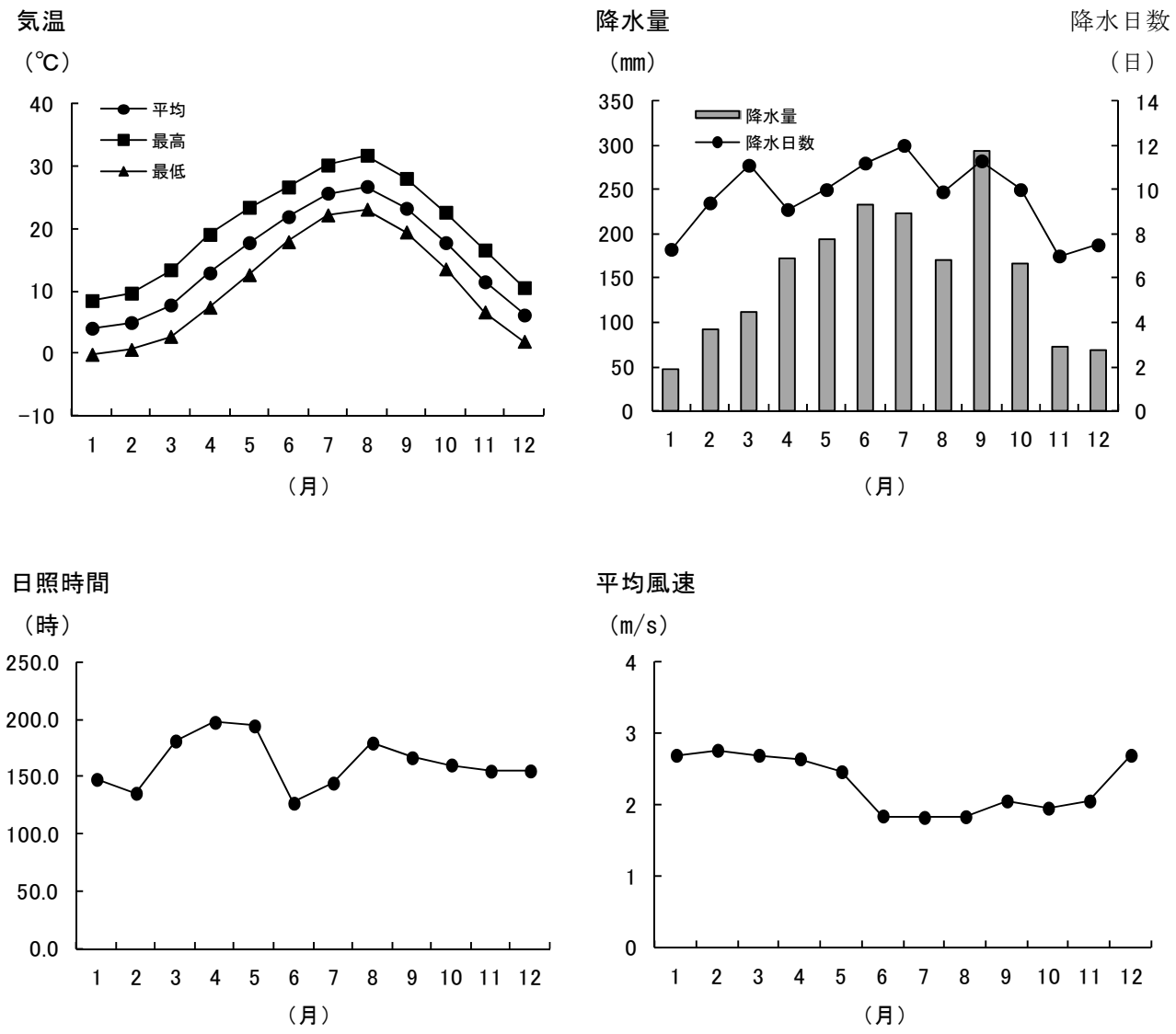

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）をもとに作成

図 4.1-3　亀山地域気象観測所における月別気象概況（平成 17 年～平成 26 年の 10 年間）

2）大気質の状況

対象区域には、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点として、表 4.1-3 に示すとおり一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）1 箇所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）1 箇所、ダイオキシン類調査地点 1 箇所があります。

各大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の所在地と測定項目を表 4.1-3 に、大気汚染常時監視測定局及びダイオキシン類調査地点の位置を図 4.1-4 に示します。

表 4.1-3　大気汚染常時監視測定局の所在地と測定項目（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	所在地（設置場所）	測定項目						
				窒素酸化物	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類
①	一般局	鈴鹿算所保育所	鈴鹿市算所 5-17-1	○	○	○	－	○	○	－
②	自排局	国道 25 号亀山	亀山市太岡寺町 1310	○	○	－	○	－	－	－
A	－	神戸高等学校	鈴鹿市神戸	－	－	－	－	－	－	○

注）番号は図 4.1-4に対応している。
出典：「平成26年版三重県環境白書」（平成26年10月、三重県）

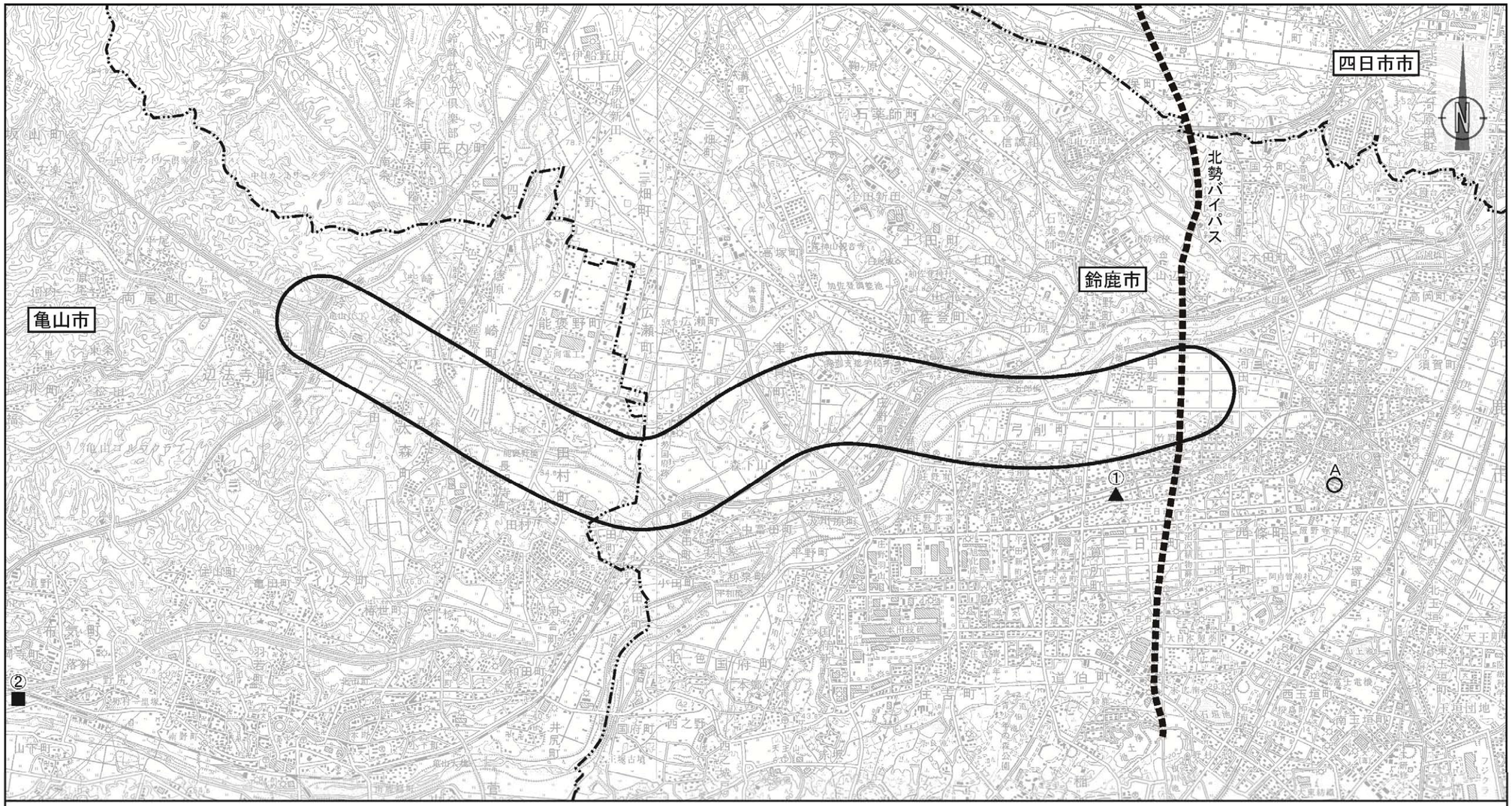

凡　例				
記号	番号	名称等	備　考	
▲	①	鈴鹿算所保育所	大気汚染常時監視測定局	一般環境大気測定局
■	②	国道25号亀山		自動車排出ガス測定局
○	A	神戸高等学校	ダイオキシン類調査地点	
⬭		都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム（そらまめ君）」
（環境省水・大気環境局大気環境課ホームページ）
「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図番号	図 4.1-4
図名	大気汚染常時監視測定局及び ダイオキシン類調査地点位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

(1) 二酸化窒素（NO_2）

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-4 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-5、図 4.1-5 に示します。

平成25年度における日平均値の年間98%値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で0.033ppm、自排局の国道 25 号亀山局で 0.029ppm となっており、環境基準を達成しています。また、平成 25 年度における年平均値はいずれの測定局も 0.02ppm 以下であり、全ての測定局で三重県の環境保全目標（年平均値が 0.02ppm 以下であること）を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、一般局はやや減少傾向、自排局はほぼ横這い傾向にあります。

表 4.1-4　二酸化窒素測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最大値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	環境基準の達成 有○ 無×	三重県環境保全目標の達成 有○ 無×
						日数	%	日数	%				
①	一般局	鈴鹿算所保育所	363	8671	0.014	0	0.0	0	0.0	0.060	0.033	○	○
②	自排局	国道25号亀山	361	8666	0.015	0	0.0	0	0.0	0.059	0.029	○	○

注 1)「環境基準を達成している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm～0.06ppm のゾーン内もしくはそれ以下であることを示す。
注 2) 大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）は、「年平均値が 0.02ppm 以下であること」
注 3) 番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-5　二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014
②	自排局	国道 25 号亀山	0.015	0.018	0.017	0.014	0.015

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

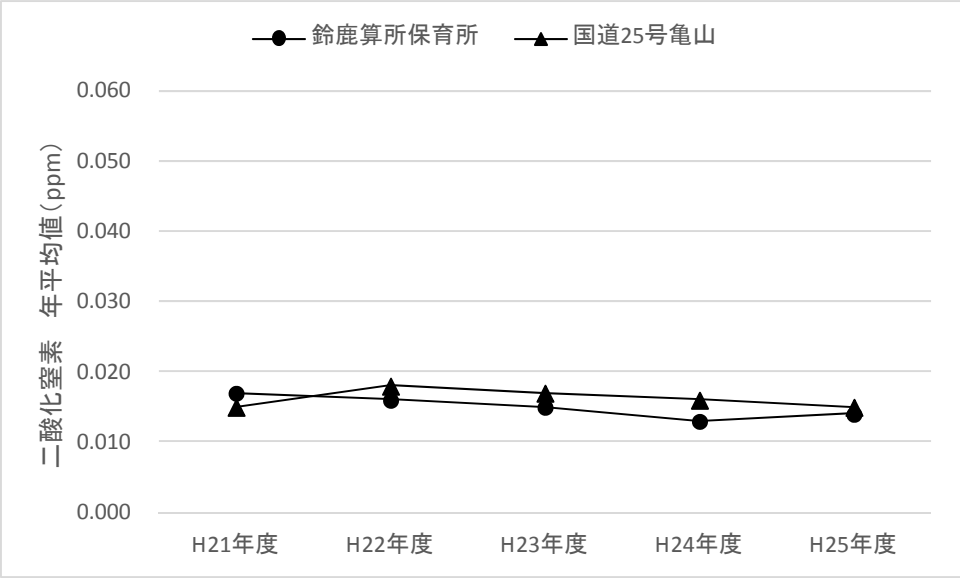

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図 4.1-5　二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値）

(2) 浮遊粒子状物質（SPM）

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-6 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-7、図 4.1-6 に示します。

平成 25 年度における日平均値の 2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.054mg/m^3、自排局の国道 25 号亀山局が 0.046mg/m^3 となっており、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、一般局はほぼ横這い傾向、自排局は減少傾向にあります。

表 4.1-6　浮遊粒子状物質測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（mg/m^3）	1時間値が0.20 mg/m^{3}を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m^{3}を超えた日数とその割合		1時間値の最大値（mg/m^3）	日平均値の年間2%除外値（mg/m^3）	日平均値が0.10 mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の達成有○無×	短期的評価の達成有○無×
						時間	%	日数	%					
①	一般局	鈴鹿算所保育所	363	8715	0.023	0	0.0	0	0.0	0.098	0.054	無	○	○
②	自排局	国道25号亀山	363	8702	0.017	0	0.0	0	0.0	0.110	0.046	無	○	○

注 1)「環境基準の長期的評価を達成している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、日平均値の年間 2%除外値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m^3 を超えた日が 2 日以上連続しないことを示す。

注 2) 番号は図 4.1-4 に対応している。

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-7　浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）

単位：mg/m^3

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.022	0.021	0.022	0.021	0.023
②	自排局	国道 25 号亀山	0.023	0.022	0.018	0.016	0.017

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

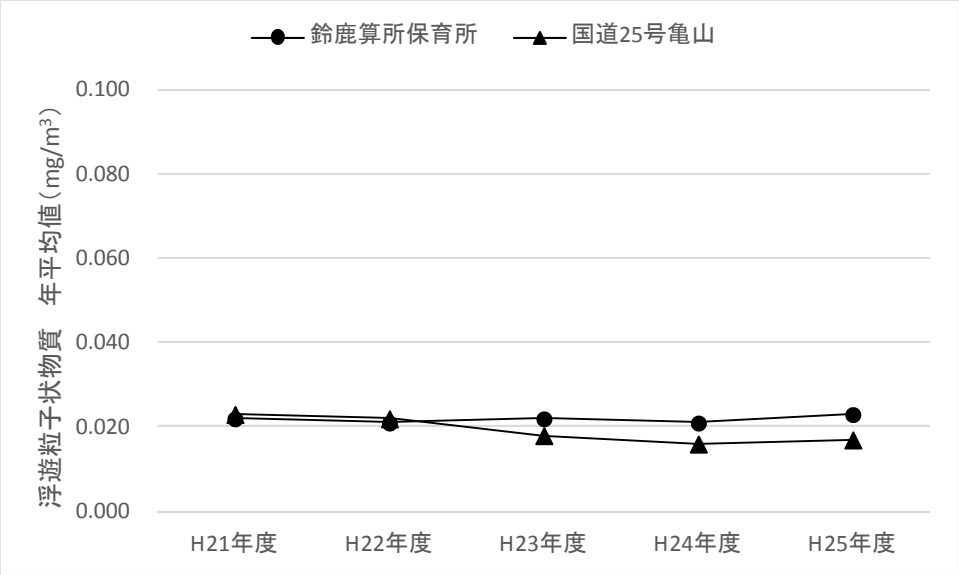

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

図 4.1-6　浮遊粒子状物質濃度の経年変化（年平均値）

(3) 二酸化硫黄（SO_2）

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-8 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-9、図 4.1-7 に示します。

平成 25 年度における日平均値の年間 2%除外値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で 0.006ppm であり、環境基準を達成しています。また、平成 25 年度における年平均値は 0.003ppm であり、三重県の環境保全目標（年平均値が 0.017ppm 以下であること）を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、ほぼ横這い傾向にあります。

表 4.1-8　二酸化硫黄測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値（ppm）	日平均値の年間2%除外値（ppm）	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価の達成有○無×	短期的評価の達成有○無×	三重県環境保全目標の達成有○無×
						時間	%	日数	%						
①	一般局	鈴鹿算保育所	364	8696	0.003	0	0.0	0	0.0	0.011	0.006	無	○	○	○

注 1)「環境基準の長期的評価を達成している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないことを示す。
注 2）大気の汚染に係る環境保全目標（三重県）は、「年平均値が 0.017ppm 以下であること」
注 3）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-9　二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値）

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	一般局	鈴鹿算所 保育所	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

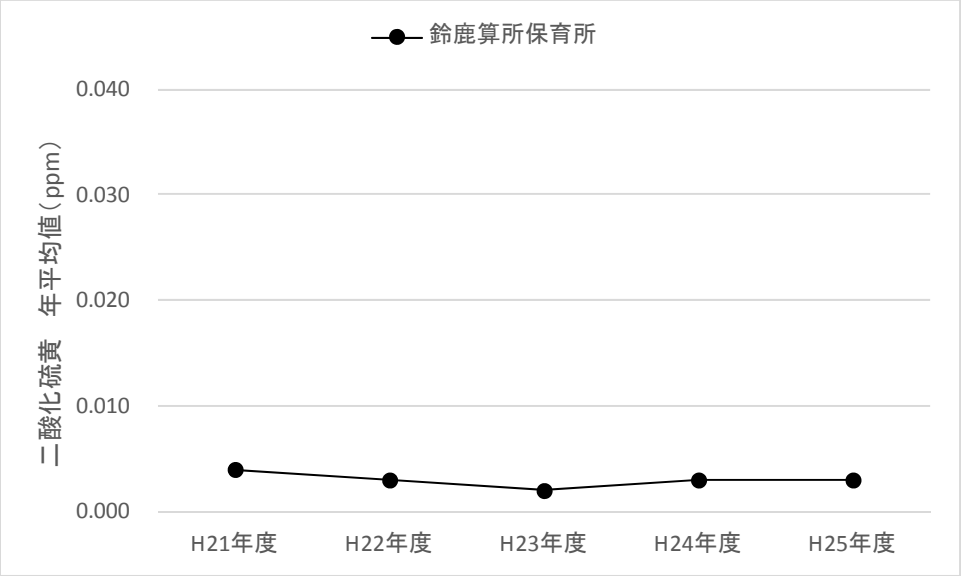

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図 4.1-7　二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値）

(4) 一酸化炭素（CO）

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-10 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-11、図 4.1-8 に示します。

平成 25 年度における日平均値の年間 2%除外値は、自排局の国道 25 号亀山局で 0.6ppm であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-10　一酸化炭素測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最大値（ppm）	日平均値の年間2%除外値（ppm）	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の達成有○無×
						回数	%	日数	%				
②	自排局	国道25号亀山	365	8701	0.4	0	0.0	0	0.0	1.0	0.6	無	○

注 1)「環境基準を達成している」とは、測定時間が 6,000 時間以上あり、1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であることを示す。

注 2) 番号は図 4.1-4 に対応している。

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-11　一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
②	自排局	国道 25 号亀山	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

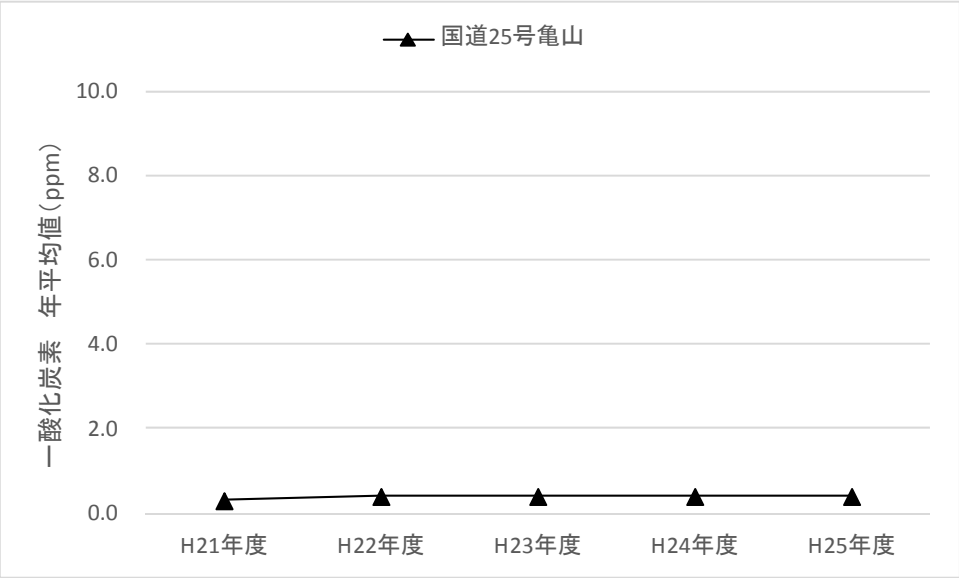

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

図 4.1-8　一酸化炭素濃度の経年変化（年平均値）

(5) 光化学オキシダント

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-12 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-13、図 4.1-9 に示します。

平成25年度における昼間の1時間値の最高値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で0.108ppmであり、環境基準を達成していません。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、やや減少傾向にあります。

表 4.1-12　光化学オキシダント測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	昼間測定日数（日）	昼間測定時間（時間）	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		昼間の1時間値の最高値（ppm）	日最高1時間値の年平均値（ppm）	環境基準の達成有○無×
					時間	%	日数	%			
①	一般局	鈴鹿算所保育所	364	5451	403	7.4	84	23.1	0.108	0.050	×

注 1)「環境基準を達成している」とは、1 時間値が 0.06ppm 以下であることを示す。
注 2) 番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-13　光化学オキシダントの昼間年平均値の経年変化

単位：ppm

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	0.053	0.052	0.051	0.051	0.050

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

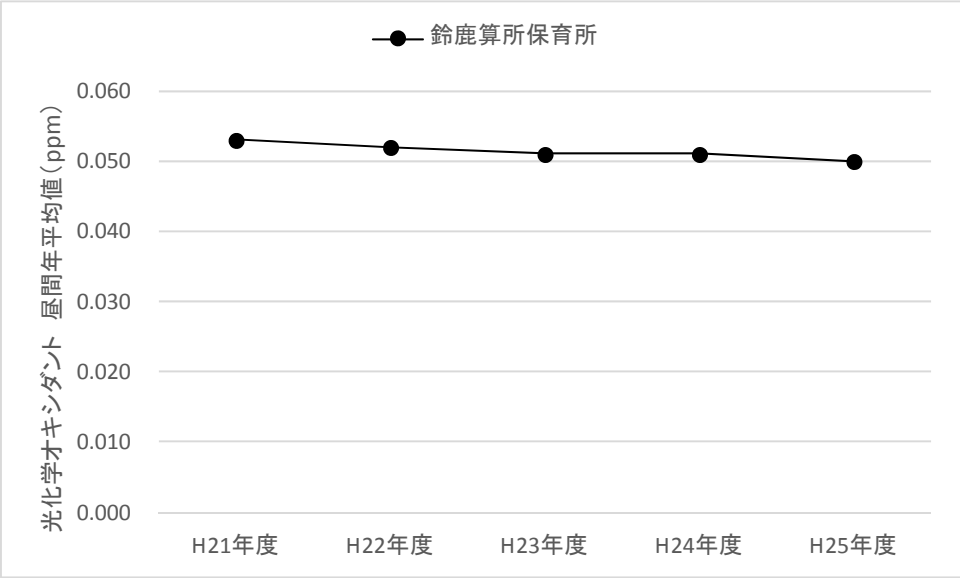

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 24 年版三重県環境白書」（平成 24 年 12 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）
「平成 22 年版三重県環境白書」（平成 22 年 12 月、三重県）

図 4.1-9　光化学オキシダントの昼間年平均値の経年変化

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）

平成 25 年度の測定結果を表 4.1-14 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-15 に示します。

平成25年度における日平均値の年間98%値は、一般局の鈴鹿算所保育所局で38.8μg/m³であり、環境基準を達成していません。

表 4.1-14　微小粒子状物質測定結果（平成 25 年度）

番号	局種別	測定局名	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	平均値（μg/m³）	日平均値の年間98%値（μg/m³）	日平均値が15μg/m³を超えた日数とその割合		日平均値が35μg/m³を超えた日数とその割合		環境基準の達成 有○ 無×
							日数	%	日数	%	
①	一般局	鈴鹿算所保育所	360	8638	15.4	38.8	153	42.5	16	4.4	×

注 1)「環境基準を達成している」とは、年間測定日数が 250 日以上あり、1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であることを示す。
注 2）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-15　微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

単位：μg/m³

番号	局種別	測定局名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
①	一般局	鈴鹿算所保育所	—	—	—	13.8	15.4

注）番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）

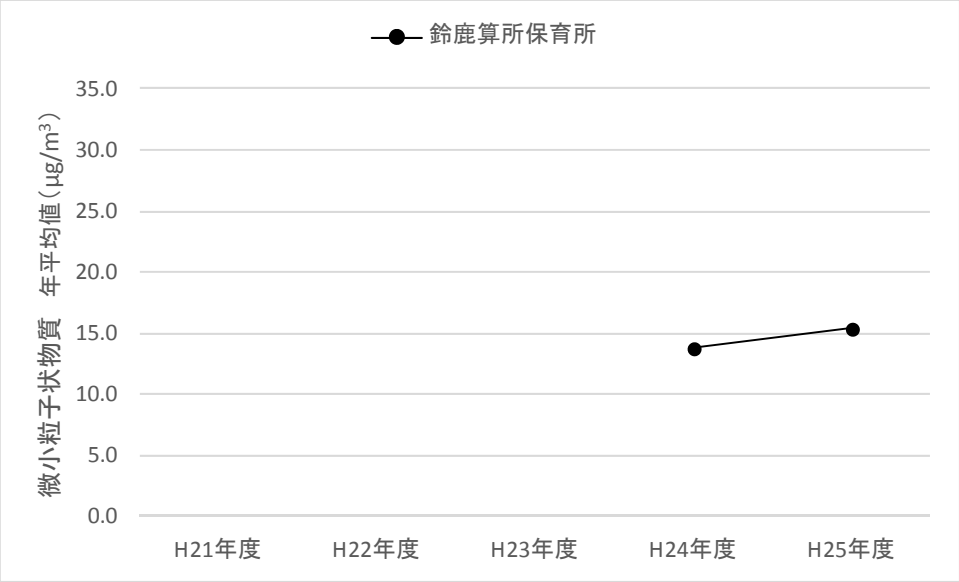

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）

図 4.1-10　微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

(7) ダイオキシン類

対象区域における大気中のダイオキシン類の測定は、神戸高等学校（鈴鹿市）の 1 箇所で実施しています。

ダイオキシン類調査地点の位置を図 4.1-4 に示します。平成 24 年度の測定結果を表 4.1-16 に、過去 5 年間の年平均値の変化を表 4.1-17、図 4.1-11 に示します。

平成 24 年度における年平均値は、神戸高等学校で 0.025pg-TEQ/m^3 であり、環境基準を達成しています。

年平均値の過去 5 年間の経年変化は、横這い傾向にあります。

表 4.1-16 ダイオキシン類測定結果（平成 24 年度）

単位：pg-TEQ/m^3

番号	調査地点名	年平均値	春季	夏季	秋季	冬季
A	神戸高等学校	0.025	0.0084	0.013	0.045	0.033

注 1)「環境基準を達成している」とは、年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であることを示す。
注 2) 番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）

表 4.1-17 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

単位：pg-TEQ/m^3

番号	調査地点名	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A	神戸高等学校	－	0.025	－	0.025	-

注) 番号は図 4.1-4 に対応している。
出典：「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）

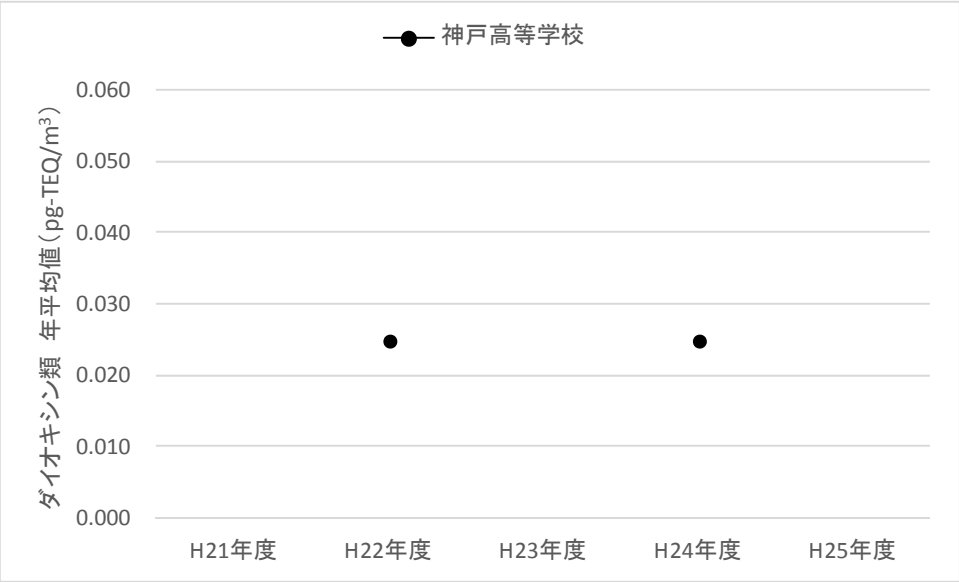

出典：「平成 25 年版三重県環境白書」（平成 25 年 11 月、三重県）
「平成 23 年版三重県環境白書」（平成 23 年 12 月、三重県）

図 4.1-11 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

3）騒音の状況

対象区域では、一般環境騒音については鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 8 地点、四日市市の 1 地点で測定を行っており、道路交通騒音については鈴鹿市の 4 地点、亀山市の 2 地点で測定を行っています。

これらの測定結果を表 4.1-18、表 4.1-19 に、測定地点の位置を図 4.1-11 に示します。

一般環境騒音の測定地点のうち環境基準を超過している地点はありません。

道路交通騒音の測定地点のうち 1 地点において、夜間の環境基準を達成していません。

表 4.1-18　一般環境騒音測定結果（平成 25 年度）

番号	地域類型	用途地域	測定地点	等価騒音レベル（dB）		環境基準との適合状況（達成○、超過×）	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	B	第 1 種住居地域	玉垣地区市民センター（鈴鹿市）	42	37	○	○
②	C	商業地域	神戸公民館（鈴鹿市）	48	39	○	○
③	A	第 1 種低層住居専用地域	亀山市みどり町 29-8	44	37	○	○
④	A	第 1 種中高層住居専用地域	亀山市和田町 1236-87	48	41	○	○
⑤	B	第 1 種住居地域	亀山市南鹿島町 23-7	47	42	○	○
⑥	C	準工業地域	亀山市東御幸町 63	53	47	○	○
⑦	C	近隣商業地域	亀山市東丸町 530-5	47	37	○	○
⑧	C	商業地域	亀山市御幸町 231-57	45	39	○	○
⑨	A	第 2 種中高層住居専用地域	亀山市野村 3 丁目 10-9	48	40	○	○
⑩	C	工業地域	亀山市布気町 557-1	49	45	○	○
⑪	B	第 1 種住居地域	河原田地区市民センター（四日市市河原田町 159）	49	42	○	○

注 1）騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）の基準値
　　地域の類型Ａ・Ｂ：昼間 55dB、夜間 45dB
　　地域の類型Ｃ：昼間 60dB、夜間 50dB
注 2）番号は図 4.1-12 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

表 4.1-19　道路交通騒音測定結果（平成 25 年度）

番号	道路名	用途地域	測定地点	車線数	地域類型	時間区分	等価騒音レベル（dB）	環境基準適合状況	要請限度適合状況
A	鈴鹿環状線	準工業地域	鈴鹿市飯野寺家町	4	C	昼間	70	○	○
						夜間	66	×	○
B	上野鈴鹿線	第 1 種中高層住居専用地域	鈴鹿市石垣 3 丁目 1	2	A	昼間	68	○	○
						夜間	61	○	○
C	三行庄野線	近隣商業地域	鈴鹿市平田新町 3	2	C	昼間	65	○	○
						夜間	60	○	○
D	三行庄野線	第 1 種住居地域	鈴鹿市庄野共進 1 丁目 6	2	B	昼間	68	○	○
						夜間	62	○	○
E	一般国道 1 号	第 2 種住居地域	亀山市栄町	2	B	昼間	60	○	○
						夜間	55	○	○
F	県道亀山白山線	準住居地域	亀山市北鹿島町	2	B	昼間	68	○	○
						夜間	64	○	○

注 1）騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）の基準値
　　昼間 70dB、夜間 65dB
注 2）自動車騒音の要請限度（幹線交通を担う道路に近接する空間）の規制値
　　昼間 75dB、夜間 70dB
注 3）表中の網掛け部は環境基準を達成していないことを示す。
注 4）番号は図 4.1-12 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

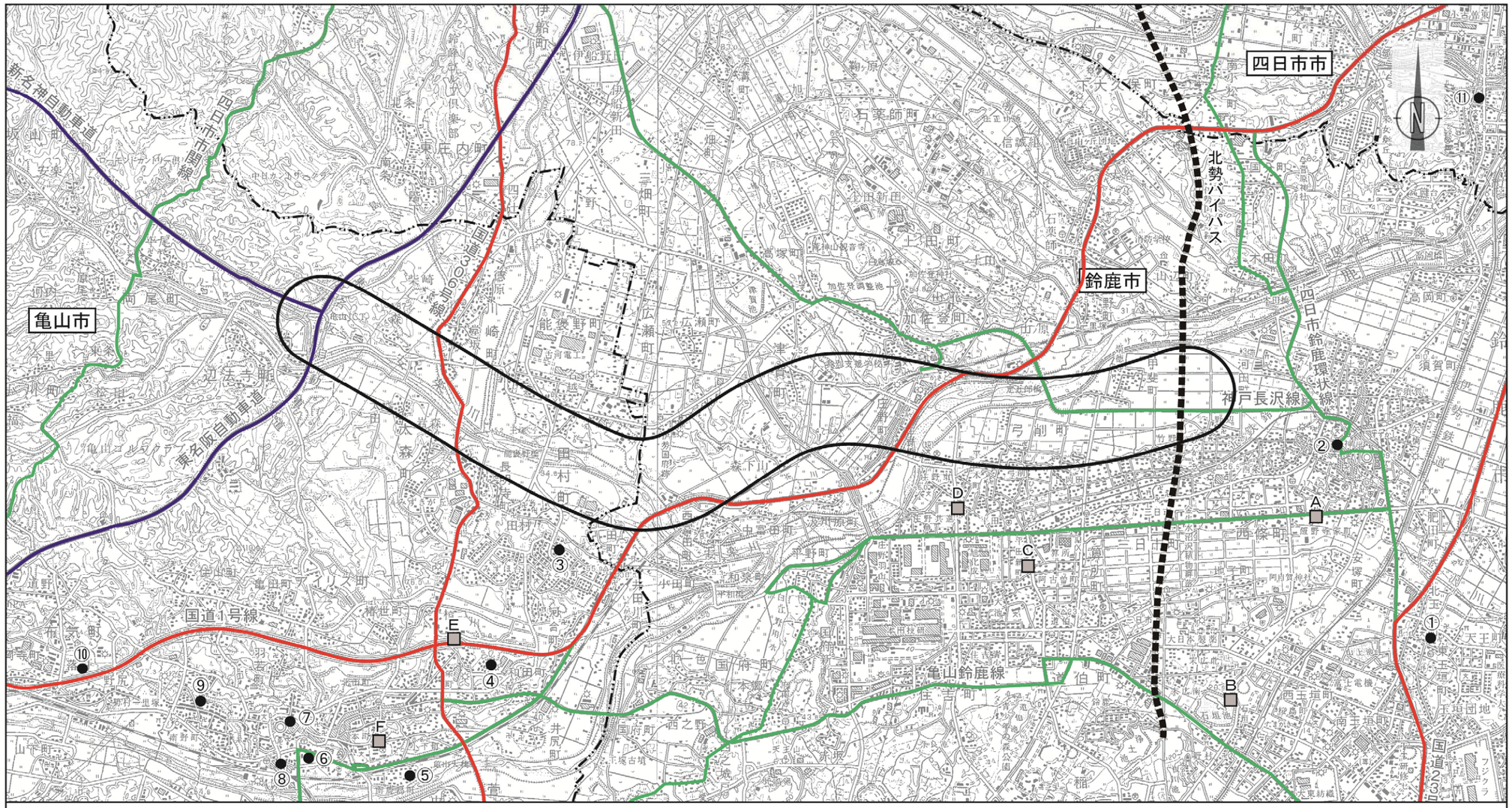

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「騒音・振動調査地点詳細位置」（三重県）

凡　例

記号	番号	位置	備考
●	①	玉垣地区市民センター	一般環境騒音測定
	②	神戸公民館	
	③	亀山市みどり町 29-8	
	④	亀山市和田町 1236-87	
	⑤	亀山市南鹿島町 23-7	
	⑥	亀山市東御幸町 63	
	⑦	亀山市東丸町 530-5	
	⑧	亀山市御幸町 231-57	
	⑨	亀山市野村 3 丁目 10-9	
	⑩	亀山市布気町 557-1	
	⑪	河原田地区市民センター（四日市市河原田町 159）	

凡　例

記号	番号	位置	道路名	備考
■	A	鈴鹿市飯野寺家町	鈴鹿環状線	道路交通騒音測定
	B	鈴鹿市石垣 3 丁目 1	上野鈴鹿線	
	C	鈴鹿市平田新町 3	三行庄野線	
	D	鈴鹿市庄野共進 1 丁目 6	三行庄野線	
	E	亀山市栄町	一般国道 1 号	
	F	亀山市北鹿島町	県道亀山白山線	
━		高速自動車国道		
━		一般国道		
━		主要地方道		
▭		都市計画対象道路事業実施区域		

図番号	図 4.1-12
図名	騒音測定地点位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

4） 振動の状況

対象区域では、鈴鹿市の 2 地点、亀山市の 6 地点で道路交通振動の測定を行っています。これらの測定結果を表 4.1-20 に、測定地点の位置を図 4.1-13 に示します。

道路交通振動の全ての測定地点において、要請限度を達成しています。

表 4.1-20　道路交通振動測定結果（平成 25 年度）

番号	道路名	測定地点	用途地域	振動レベル（dB）		要請限度の適合状況（達成○、超過×）	
				昼間	夜間	昼間	夜間
①	鈴鹿環状線	鈴鹿市消防本部前	準工業地域	38	34	○	○
②	一般国道 1 号	鈴鹿市小田町地内	第 1 種住居地域	36	35	○	○
③	一般国道 1 号	亀山市井田川町 75	第 1 種住居地域	＜30	＜30	○	○
④	市道駅前和田線	亀山市和田町 813	第 1 種住居地域	30	＜30	○	○
⑤	一般国道 306 号	亀山市上野町 570-8	工業地域	39	32	○	○
⑥	県道亀山停車場石水渓線	亀山市東丸町 517-51	第 1 種住居地域	＜30	＜30	○	○
⑦	亀山城跡線	亀山市野村 4 丁目 50-4	準工業地域	32	31	○	○
⑧	一般国道 1 号	亀山市布気町 1298-3	工業地域	31	＜30	○	○

注 1）振動規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度（要請限度）
　　第 1 種区域：昼間 65dB、夜間 60dB
　　第 2 種区域：昼間 70dB、夜間 65dB
注 2）番号は図 4.1-13 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

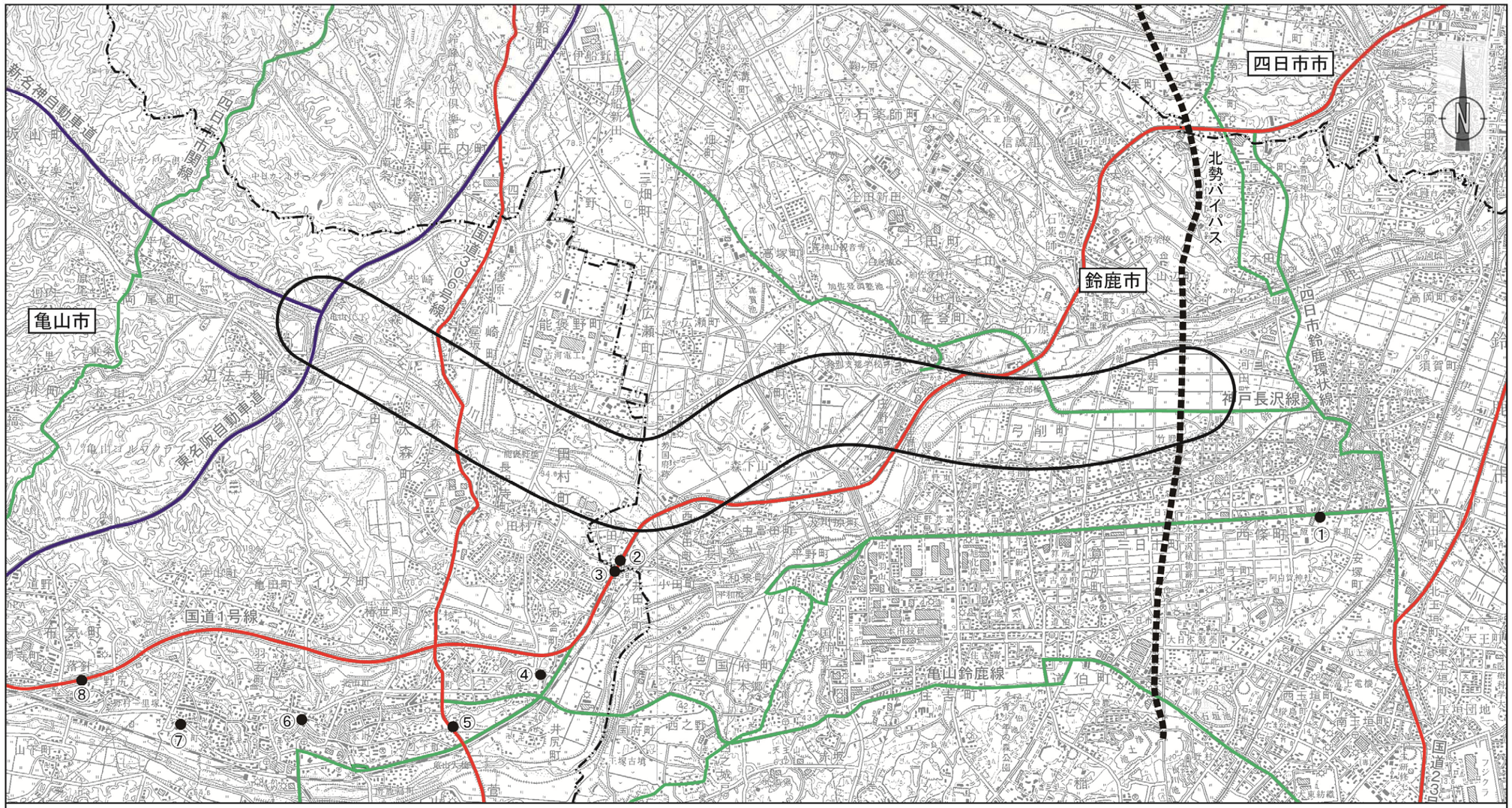

凡　例

記号	番号	位置	道路名	備考
●	①	鈴鹿市消防本部前	鈴鹿環状線	道路交通振動測定
	②	鈴鹿市小田町地内	一般国道 1 号	
	③	亀山市井田川町 75	一般国道 1 号	
	④	亀山市和田町 813	市道駅前和田線	
	⑤	亀山市上野町 570-8	一般国道 306 号	
	⑥	亀山市東丸町 517-51	県道亀山停車場石水渓線	
	⑦	亀山市野村 4 丁目 50-4	亀山城跡線	
	⑧	亀山市布気町 1298-3	一般国道 1 号	

━	高速自動車国道
━	一般国道
━	主要地方道
▭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）
「騒音・振動調査地点詳細位置」（三重県）

図番号	図 4.1-13
図名	道路交通振動測定地点位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

5）その他の大気に係る環境の状況

対象区域には、風害及び低周波音に係る調査結果はありません。

4.1.2. 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

1）水象の状況

対象区域には、一級河川である鈴鹿川水系があります。鈴鹿川は、鈴鹿山脈・布引山地の交わる箇所を水源とし、流路延長が 37.97km の河川です。対象区域を流れる一級河川は、幹川である鈴鹿川を含めて全部で 21 河川あり、鈴鹿川以外の河川は全て鈴鹿川の支川です。

また、対象区域を流れる二級河川は、金沢（かなさい）川の支川である田古知（たこち）川の 1 河川があります。

これらの対象区域内の河川の概要を表 4.1-21 に、位置を図 4.1-14 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域は鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣（おんべ）川、芥川の 5 河川の一級河川を通過します。

表 4.1-21（1） 対象区域内の河川の概要（一級河川）

番号	河川名	上　流　端	下流端	流路延長（m）	認定告示 年月日・番号
1	幹川 鈴鹿川	左岸：鈴鹿郡関町大字坂下字大滝 691-1 地先 右岸：同町同大字同字 689 地先		37,971	T6.5.29　第 211 号 S4.8.6　第 522 号 S42.3.21　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
2	鈴鹿川派川 内部（うつべ）川	四日市市水沢町字冠山 29 番地先の砂防金山堰堤下流端	鈴鹿川への合流点	18,800	S3.11.8　第 776 号 S42.5.25　政第 75 号 S45.4.20　政第 80 号
3	鈴鹿川支川 浪瀬川	鈴鹿市下大久保町字下寺井 322 番地先の寺井池からの流出点		7,305	S36.4.1　第 178 号-5 S42.3.21　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
4	鈴鹿川支川 椎山川	左岸：鈴鹿市深溝町字南東野 206 番地先 右岸：同市同町字口明 458 番の 1 地先		5,000	S36.4.1　第 178 号-5 S42.5.25　政第 75 号 S42.4.20　政第 80 号
5	椎山川支川 蒲川	鈴鹿市上田町字横堀 2140 番の 3 地先の大沢池からの流出点	椎山川への合流点	4,280	S36.4.1　第 178 号-5 S42.3.31　第 170 号
6	鈴鹿川支川 芥川	鈴鹿市伊船町字畑田 1571 番地先の竜ヶ池からの流出点	鈴鹿川への合流点	9,370	S33.4.1　第 172 号-3 S42.3.21　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
7	鈴鹿川支川 安楽川	左岸：亀山市安坂山町字南矢原 1400 番地先 右岸：同市同町字岩坪 1175 番地先		13,830	S3.5.14　第 343 号 S4.8.6　第 522 号 S42.5.25　政第 75 号
8	安楽川支川 御幣（おんべ）川	鈴鹿市小岐須町字示祓塚 1186 番地先の無名滝流出点	安楽川への合流点	10,000	S3.5.14　第 343 号 S42.5.25　政第 75 号 S42.4.20　第 80 号
9	安楽川支川 八島川	鈴鹿市西庄内町字奥畑 916 番地先の堂塚橋		7,054	S4.8.6　第 522 号 S42.3.21　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
10	八島川支川 亀淵川	鈴鹿市西庄内町字檜ノ木川 2437 番の 1 地先の砂防堰堤下流端	八島川への合流点	2,670	S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号 S50.4.11　政第 707 号
11	亀淵川支川 兎田（うさぎた）川	左岸：鈴鹿市西庄内町字石頭頂 2259 番地先 右岸：同市同大字同字 2257 番の 1 地先	亀淵川への合流点	1,240	S50.4.11　政第 707 号
12	八島川支川 寺川	鈴鹿市西庄内町字田ノ神 2750 番の 1 地先の県道橋	八島川への合流点	2,000	S50.4.11　政第 707 号
13	八島川支川 源明川	鈴鹿市西庄内町字虎の滝 5115 番の 3 地先の虎の滝橋		3,800	S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
14	安楽川支川 原田川	左岸：亀山市辺法寺町字明戸 1536 番地先 右岸：同市同町字大山田 1181 番地先	安楽川への合流点	900	S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号 S51.6.29　第 406 号
15	安楽川支川 前田川	亀山市白木町字河内 1207 番地先の天狗橋		6,000	S25.11.17　第 770 号 S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号

注）番号は図 4.1-14 に対応している。
出典：「河川認定調書」（平成 14 年 5 月、三重県県土整備部河川チーム）

表 4.1-21（2）対象区域内の河川の概要（一級河川）

番号	河川名	上　流　端	下流端	流路延長（m）	認定告示 年月日・番号
16	安楽川支川 大門川	亀山市両尾町字見上 741 番地先	安楽川への合流点	2,400	S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号
17	安楽川支川 我女(がめ)川	亀山市両尾町字太曾 2699 番の 2 地先の砂防堰堤下流端		870	S50.4.11　政第 707 号
18	安楽川支川 水晶谷川	左岸：亀山市安坂山町字水晶山 825 番地先 右岸：同市同町字下垣内 863 番の 1 地先		400	S50.4.11　政第 707 号
19	鈴鹿川支川 椋川	亀山市白木町字中里 2946 番地先の下の橋	鈴鹿川への合流点	10,310	S22.3.8　第 137 号 S25.11.17　第 770 号 S40.1.22　第 36 号 S42.5.25　政第 75 号
20	椋川支川 亀田川	左岸：亀山市住山町字東山 742 番地先 右岸：同市同町字安の山 211 番地先	椋川への合流点	2,300	S42.3.31 第 170 号 S42.5.25 政第 75 号
21	鈴鹿川支川 竜川	亀山市布気町字道野 585 番地先の牛堰橋	鈴鹿川への合流点	4,250	S37.4.1　第 209 号-2 S42.3.31　第 170 号 S42.5.25　政第 75 号

注）番号は図 4.1-14 に対応している。
出典：「河川認定調書」（平成 14 年 5 月、三重県県土整備部河川チーム）

表 4.1-21（3）　対象区域内の河川の概要（二級河川）

番号	河川名	上　流　端	下流端	流路延長（m）	認定告示 年月日・番号
22	金沢(かなさい)川支川 田古知(たこち)川	左岸：鈴鹿市岸岡町字八反坪 1407 番地先 右岸：同市同町字小谷 1566 番地先	金沢(かなさい)川への合流点	1,275	S40.1.22 第 36 号

注）番号は図 4.1-14 に対応している。
出典：「河川認定調書」（平成 14 年 5 月、三重県県土整備部河川チーム）

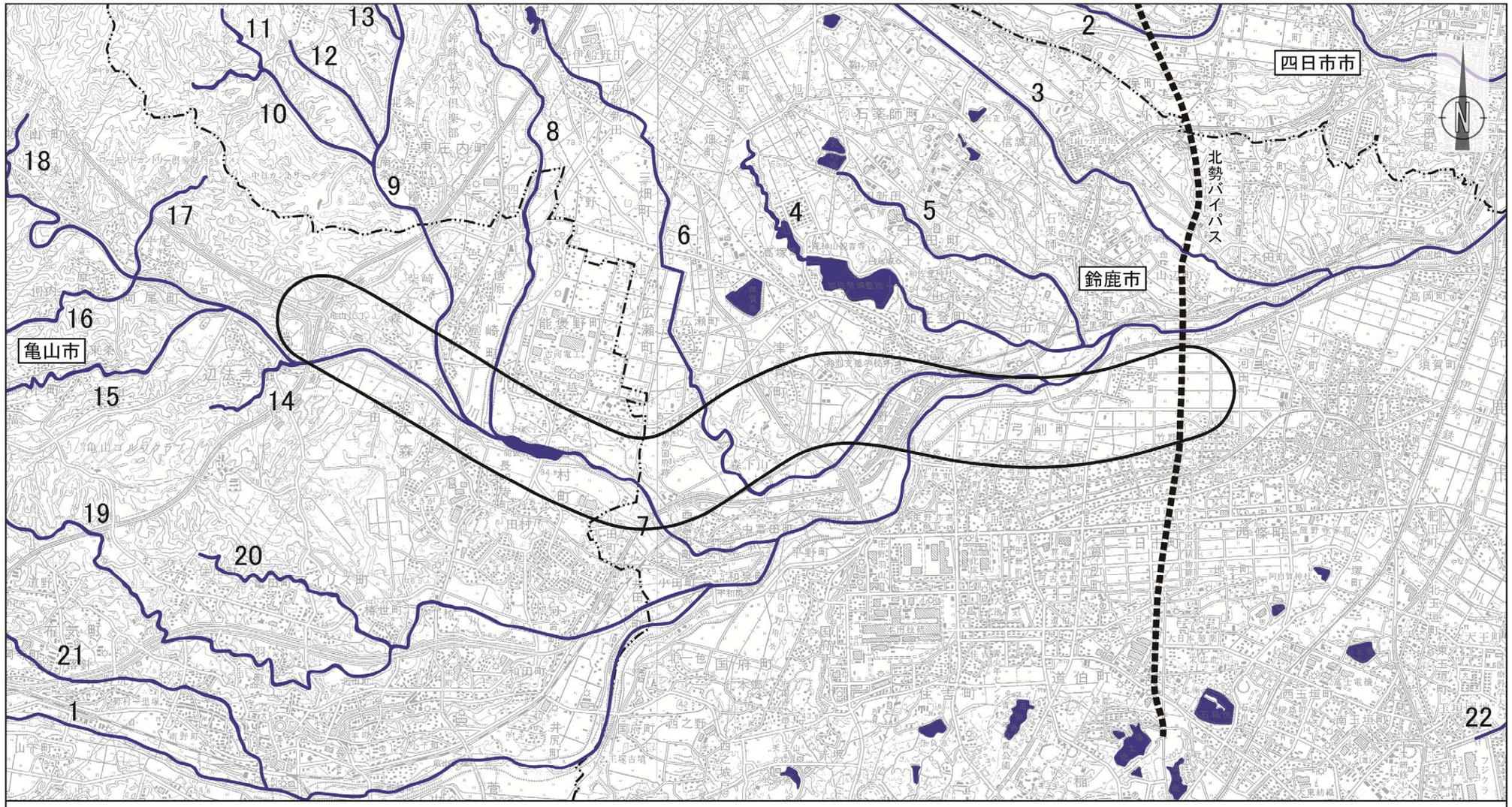

出典：「鈴鹿建設事務所管内図　河川砂防図」（平成 20 年 12 月 1 日現在、三重県）
「四日市建設事務所管内図　河川砂防図」（平成 20 年 12 月 1 日現在、三重県）

凡　　例					
記号	一級河川				二級河川
	1 鈴鹿川	7 安楽川	13 源明川	19 椋　川	22 田古知川（たこち）
	2 内部川（うつべ）	8 御幣川（おんべ）	14 原田川	20 亀田川	
	3 浪瀬川	9 八島川	15 前田川	21 竜　川	
	4 椎山川	10 亀淵川	16 大門川		
	5 蒲　川	11 兎田川（うさぎた）	17 我女川（がめ）		
	6 芥　川	12 寺　川	18 水晶谷川		
	湖沼、ため池				
	都市計画対象道路事業実施区域				

図番号	図 4.1-14
図名	河川分布図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

2） 水質の状況

(1) 類型指定の状況

対象区域では、環境基本法第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準の類型に指定されている河川が 3 河川あり、計 6 地点（うち 2 地点は補助地点）で水質調査を行っています。

水域類型の指定状況を表 4.1-22 に、水域類型の指定箇所及び水質調査地点を図 4.1-15 に示します。

表 4.1-22　水域の類型指定状況及び水質調査地点

番号	水域名	環境基準等地点名	類型	達成期間	指定年月日（見直し年月日）
①	鈴鹿川上流（2）	鈴国橋	AA	直ちに達成	S45.9.1（H7.3.28）
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	直ちに達成	S45.9.1（H7.3.28）
③	内部（うつべ）川（全域）	河原田橋	A	直ちに達成	S45.9.1（H8.3.29）
④	安楽川（全域）	和泉橋	AA	直ちに達成	H10.3.31
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	－	S45.9.1（H7.3.28）
B	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	－	S45.9.1（H7.3.28）

注 1）表中の類型の（　）は、補助地点であることを示す。
注 2）番号は図 4.1-15 に対応している。
出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

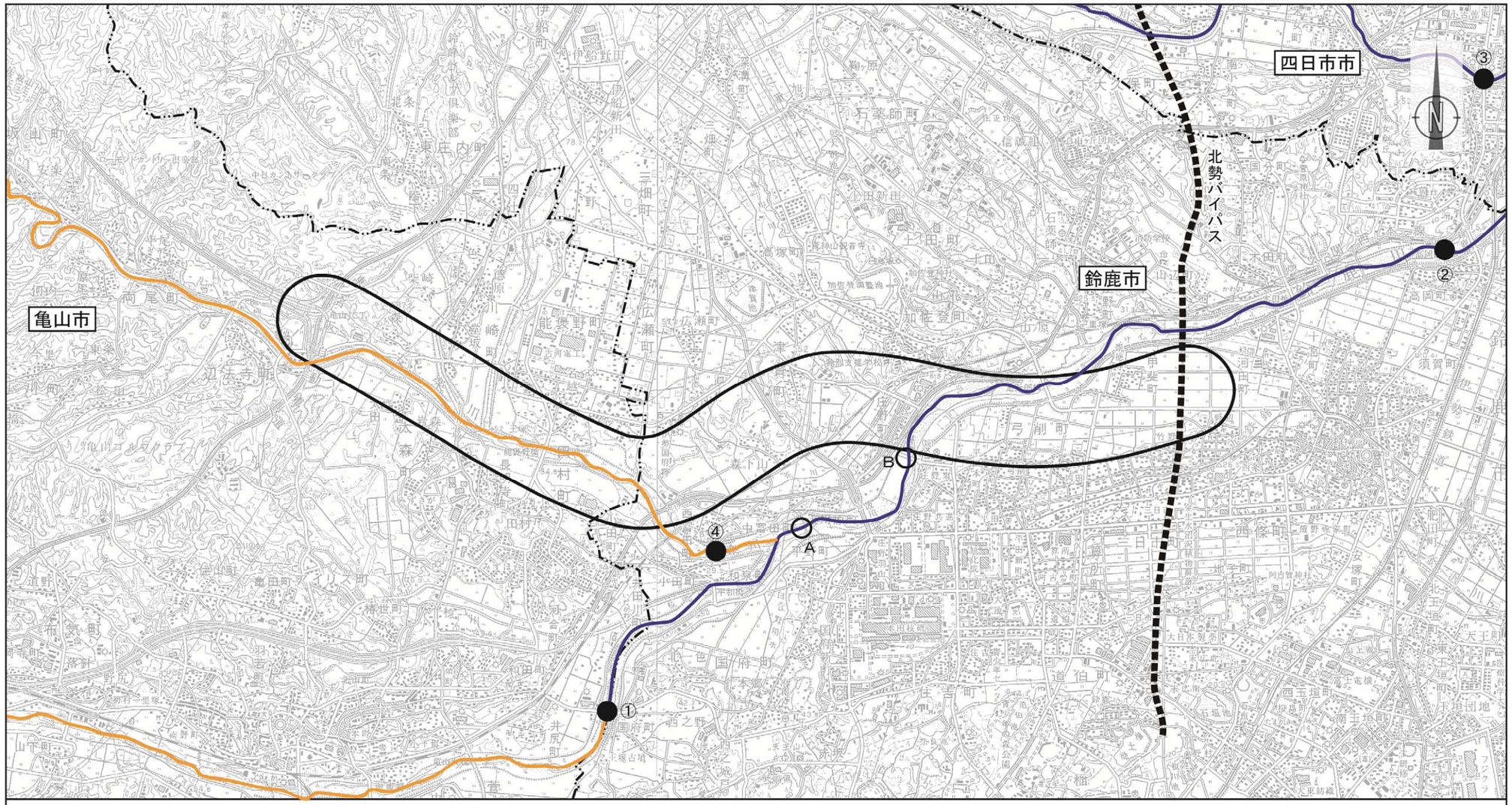

凡　例				
記号	番号	水域名	地点名	備考
●	①	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	常時監視点（環境基準点）
	②	鈴鹿川中流	高岡橋	
	③	内部川（全域）	河原田橋	
	④	安楽川（全域）	和泉橋	
○	A	鈴鹿川中流	中富田	常時監視点（補助地点）
	B	鈴鹿川中流	庄野橋	
		AA類型		
		A類型		
		都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

図番号	図 4.1-15
図名	水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況及び水質調査地点

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

(2) 水質測定結果

① 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準が設けられている項目）

表 4.1-22 に示す水質調査地点における、平成 25 年度の生活環境項目の水質測定結果を表 4.1-23 に、平成 21 年度から平成 25 年度までの経年変化を図 4.1-16～図 4.1-19 に示します。

測定結果によると、水素イオン濃度（pH）は 2 地点、溶存酸素量（DO）は 1 地点、生物化学的酸素要求量（BOD）は 6 地点、浮遊物質量（SS）は 1 地点、大腸菌群数は 6 地点で環境基準を達成していません。

水質測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-23　生活環境項目の水質測定結果（平成 25 年度）

番号	水域名	環境基準等地点名	類型	水素イオン濃度（pH）	溶存酸素量（DO）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	大腸菌群数
				最小～最大	最小～最大（mg/L）	最小～最大（mg/L）	最小～最大（mg/L）	最小～最大（MPN/100mL）
①	鈴鹿川上流（2）	鈴国橋	AA	7.4～7.8	8.2～12.4	<0.5～2.3	<1～18	1,700～1,300,000
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	7.2～8.1	5.2～15.2	<0.5～4.1	1～31	4,600～130,000
③	内部川（全域）	河原田橋	A	7.5～7.9	8.6～12.9	<0.5～2.1	1～18	1,700～330,000
④	安楽川（全域）	和泉橋	AA	7.7～9.4	9.2～15	<0.5～2.5	<1～11	11～49,000
A	鈴鹿川中流	中富田	A	7.6～9.4	8.8～15.6	<0.5～2.9	<1～25	<1.8～240,000
B	鈴鹿川中流	庄野橋	A	7.6～8.5	8.0～13.0	<0.5～3.2	<1～24	790～220,000
生活環境の保全に関する環境基準（河川）注1			AA	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	25mg/L 以下	50MPN/100mL 以下
			A	6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000MPN/100mL 以下
			B	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5,000MPN/100mL 以下
			C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	－

注 1)「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）
注 2) ▭ は環境基準を達成していないことを示す。
注 3) 地点 A、B は補助地点であるが、参考までに環境基準との比較を行っている。
注 4) 番号は図 4.1-15 に対応している。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

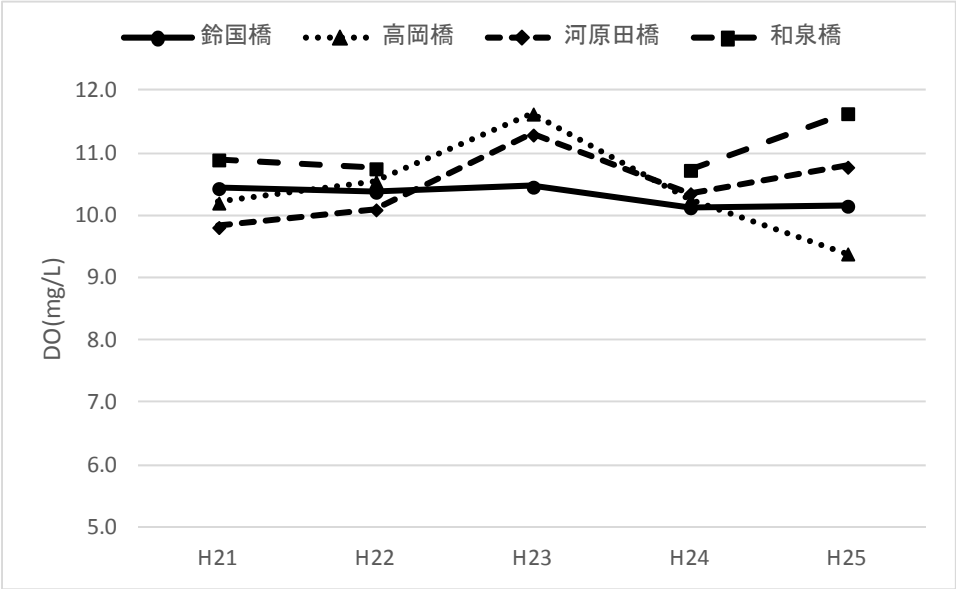

注）平成 23 年度の和泉橋での測定は実施されていない。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 23 年 9 月、三重県環境森林部）
「平成 21 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 22 年 8 月、三重県環境森林部）

図 4.1-16　溶存酸素量（DO）の経年変化（年平均値）

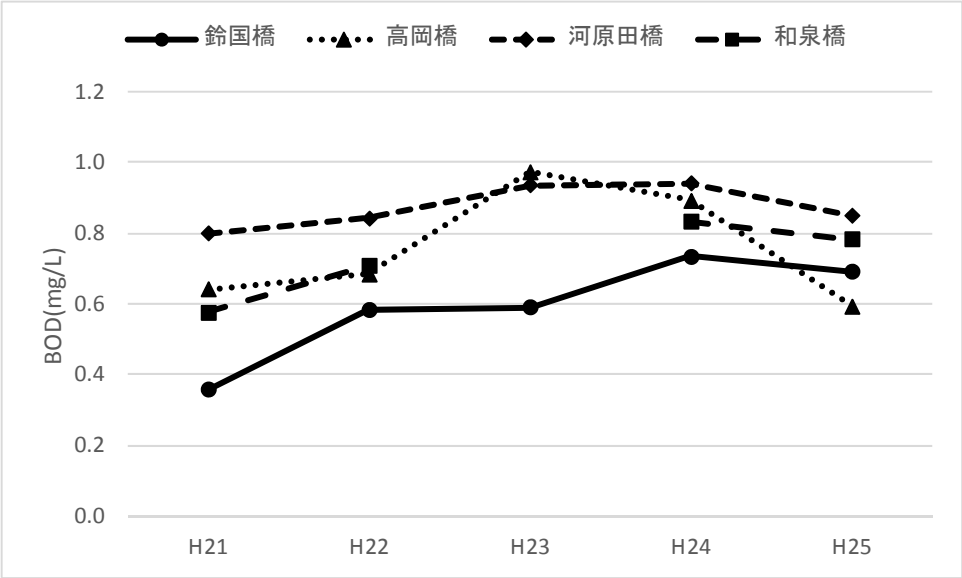

注）平成 23 年度の和泉橋での測定は実施されていない。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 23 年 9 月、三重県環境森林部）
「平成 21 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 22 年 8 月、三重県環境森林部）

図 4.1-17　生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化（年平均値）

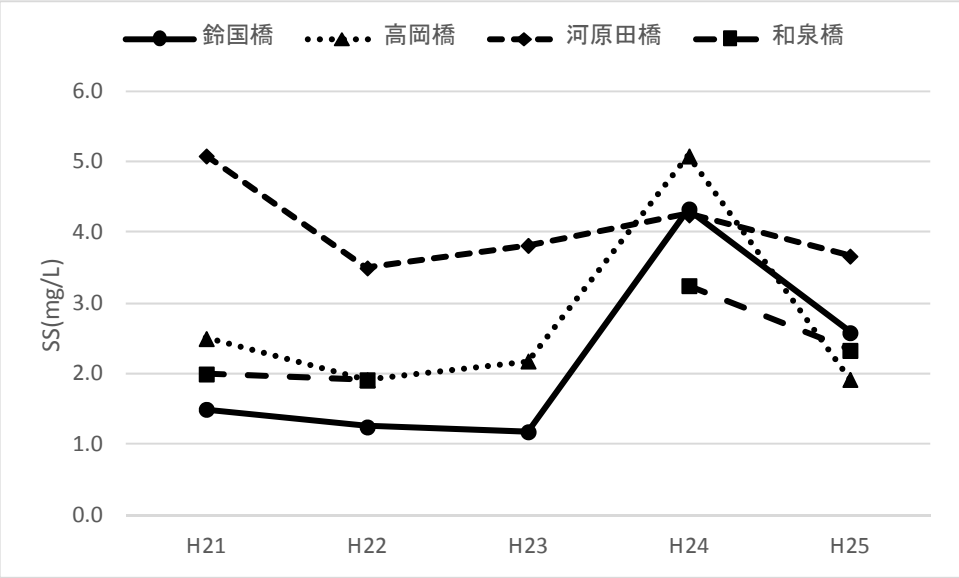

注）平成 23 年度の和泉橋での測定は実施されていない。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 23 年 9 月、三重県環境森林部）
「平成 21 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 22 年 8 月、三重県環境森林部）

図 4.1-18　浮遊物質量（SS）の経年変化（年平均値）

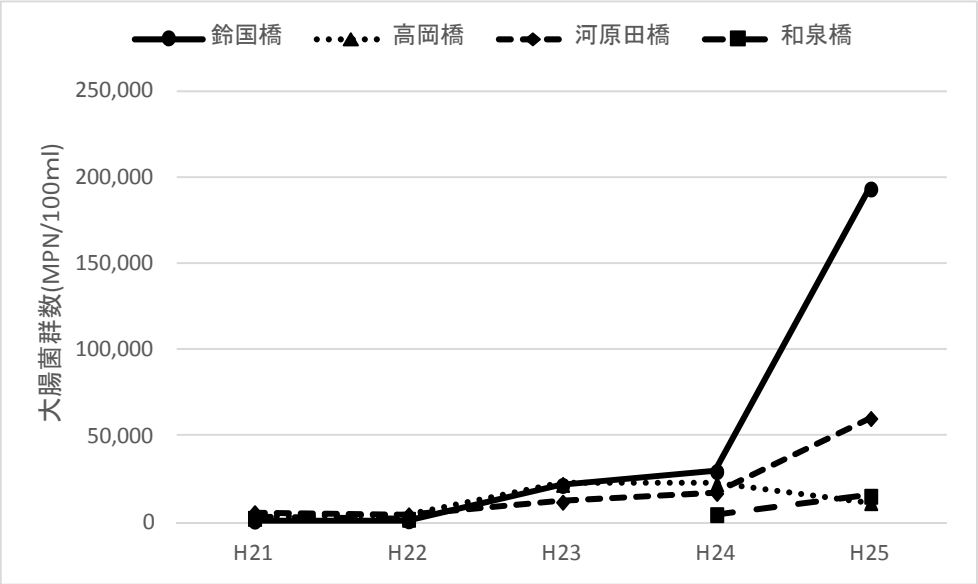

注）平成 23 年度の和泉橋での測定は実施されていない。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年 8 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 24 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 23 年 9 月、三重県環境森林部）
「平成 21 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 22 年 8 月、三重県環境森林部）

図 4.1-19　大腸菌群数の経年変化（年平均値）

② 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準が設けられている項目）

表 4.1-22 に示す水質調査地点における、平成 25 年度の健康項目の水質測定結果を表 4.1-24 に示します。

測定結果によると、健康項目については、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 4.1-24　健康項目の水質測定結果（平成 25 年度）

測定地点 / 測定項目	① 鈴鹿川上流(2)	② 鈴鹿川中流	③ 内部川（うつべ）	④ 安楽川	環境基準
カドミウム(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.01 以下
全シアン(mg/L)	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
鉛(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
六価クロム(mg/L)	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下
砒素(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下
総水銀(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀(mg/L)	—	< 0.0005	< 0.002	< 0.002	検出されないこと
PCB(mg/L)	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン(mg/L)	< 0.002	< 0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素(mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン(mg/L)	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.03 以下
テトラクロロエチレン(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン(mg/L)	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下
チウラム(mg/L)	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下
シマジン(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下
ベンゼン(mg/L)	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下
セレン(mg/L)	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	0.71	2	3.3	1.4	10 以下
ふっ素(mg/L)	0.09	0.08	0.09	< 0.08	0.8 以下
ほう素(mg/L)	0.02	0.02	0.02	< 0.02	1 以下
1,4-ジオキサン(mg/L)	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下

注 1）表中の数値は、日間平均値を示す。
注 2）表中の記号　<：報告下限値未満　－未測定
注 3）「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
注 4）番号は図 4.1-15 に対応している。
出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

(3) ダイオキシン類測定結果

対象区域におけるダイオキシン類の測定は、表 4.1-23 に示す水質調査地点のうち高岡橋（鈴鹿川）の 1 地点で行っています。平成 25 年度のダイオキシン類測定結果を表 4.1-25 に、平成 21 年度から平成 25 年度までの経年変化を図 4.1-20 に示します。

測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-25　ダイオキシン類の測定結果（平成 25 年度）

番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
			ダイオキシン類(pg-TEQ/l)
②	鈴鹿川	高岡橋	0.23
環境基準注 2			1 pg-TEQ/l 以下

注 1）測定値は年平均値。
注 2）「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）
注 3）番号は図 4.1-15 に対応している。
出典：「平成 25 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 26 年 9 月、三重県環境生活部）

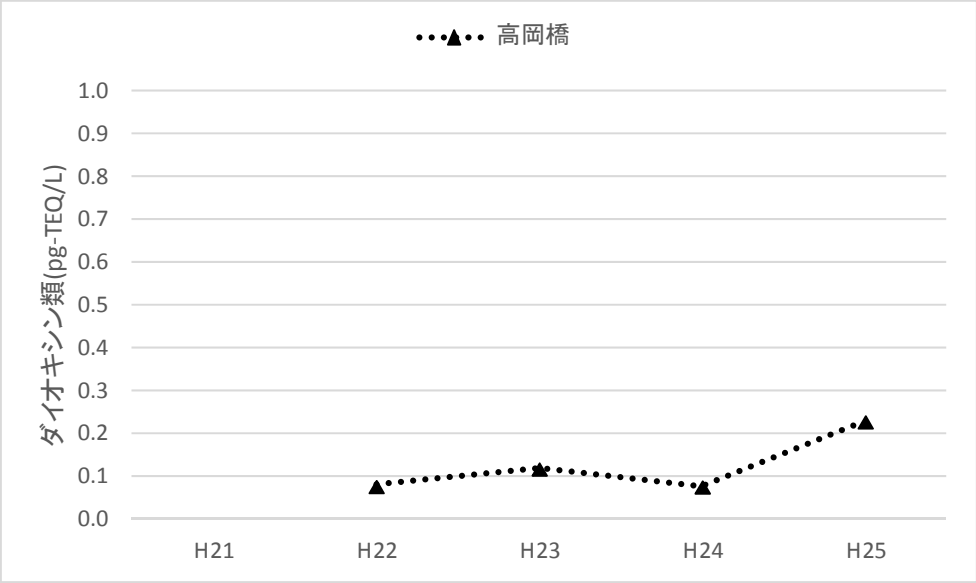

出典：「平成 25 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 26 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 25 年 10 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 24 年 10 月、三重県環境生活部）

図 4.1-20　ダイオキシン類測定結果の経年変化（年平均値）

3）水底の底質の状況

(1) 公共用水域の底質

対象区域においては、公共用水域における水底の底質に係る調査結果はありません。

(2) ダイオキシン類

対象区域におけるダイオキシン類の測定は、表 4.1-23 及び図 4.1-15 に示す水質調査地点のうち高岡橋（鈴鹿川）の 1 地点で行っています。平成 25 年度のダイオキシン類測定結果を表 4.1-26 に、平成 21 年度から平成 25 年度までの経年変化を図 4.1-21 に示します。

測定結果によると、ダイオキシン類の環境基準を達成しています。また、ダイオキシン類測定結果の経年変化は、概ね安定した値を示しています。

表 4.1-26　ダイオキシン類の測定結果（平成 25 年度）

番号	水域名	環境基準等地点名	測定値
			ダイオキシン類（pg-TEQ/g）
④	鈴鹿川	高岡橋	0.25
環境基準注 2			150pg-TEQ/g 以下

注 1）「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）
注 2）番号は図 4.1-15 に対応している。
出典：「平成 25 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 26 年 9 月、三重県環境生活部）

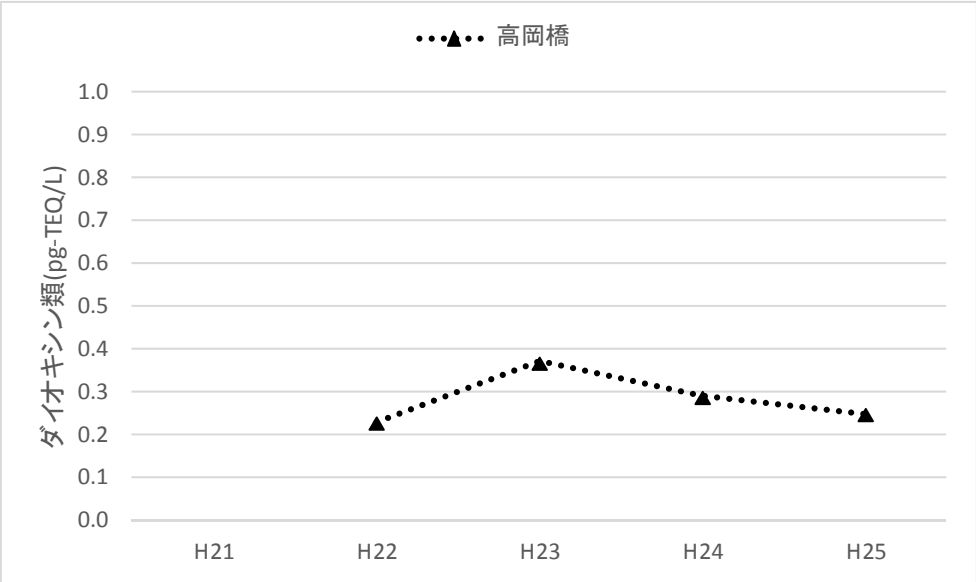

出典：「平成 25 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 26 年 9 月、三重県環境生活部）
「平成 24 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 25 年 10 月、三重県環境生活部）
「平成 23 年度ダイオキシン類環境調査結果」（平成 24 年 10 月、三重県環境生活部）

図 4.1-21　ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

4）その他の水に係る環境の状況（地下水の状況）

三重県では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため 4 年サイクルで県内を一巡する「概況調査」と、過去の概況調査等で環境基準を超過して検出された地点において地下水質の状況を経年的に監視するための「定期モニタリング調査」を行っています。

対象市では、鈴鹿市の 2 箇所で定期モニタリング調査、亀山市の 4 箇所で概況調査が実施されています。地下水の定期モニタリング調査結果を表 4.1-27 に示します。

測定結果によると、いずれの地点も環境基準を達成しています。

表 4.1-27　地下水の定期モニタリング調査結果（平成 25 年度）

調査地点名			鈴鹿市地子町	鈴鹿市中旭が丘	環境基準
区　　分			深井戸	浅井戸	
用　　途			その他	生活用水	
井戸深度　m			32	6	
採水年月日			H26.1.29	H26.1.29	
環境基準健康項目	カドミウム	mg/L	－	－	0.003 以下
	全シアン	mg/L	－	－	検出されないこと
	鉛	mg/L	－	－	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	－	－	0.05 以下
	砒素	mg/L	－	－	0.01 以下
	総水銀	mg/L	－	－	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	－	－	検出されないこと
	PCB	mg/L	－	－	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	0.029	<0.002	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	－	0.0006	0.01 以下
	四塩化炭素	mg/L	－	－	0.002 以下
	ジクロロメタン	mg/L	－	－	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	－	0.004 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	－	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	－	0.006 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	－	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	mg/L	<0.002	<0.002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	－	－	0.006 以下
	シマジン	mg/L	－	－	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	－	－	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	－	－	0.01 以下
	セレン	mg/L	－	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	10 以下
	ふっ素	mg/L	－	－	0.8 以下
	ほう素	mg/L	－	－	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	－	－	0.05 以下
その他	pH		6.23/19.5	6.43/19.8	－
	電気伝導率	ms/m	22	24	－
	塩化物イオン	mg/L	17	11	－

出典：「平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 8 月、三重県環境生活部）

4.1.3. 土壌及び地盤の状況

1） 土壌の状況

(1) 土壌の概況

対象区域の土壌の状況を図 4.1-22 に示します。

対象区域の主な土壌としては、北西側の鈴鹿山脈東麓に分布する褐色森林土壌と、中央北側に分布する黒ボク土壌のほか、鈴鹿川及び安楽川沿いには灰色低地土とグライ土が分布しています。その他、鈴鹿山脈東麓の扇状地、丘陵地及び洪積台地には黄色土壌が分布しています。

都市計画対象道路事業実施区域には、細粒グライ土壌、グライ土壌、粗粒グライ土壌、多湿黒ボク土壌、黒ボクグライ土壌、細粒灰色低地土壌、灰色低地土壌等が分布しています。

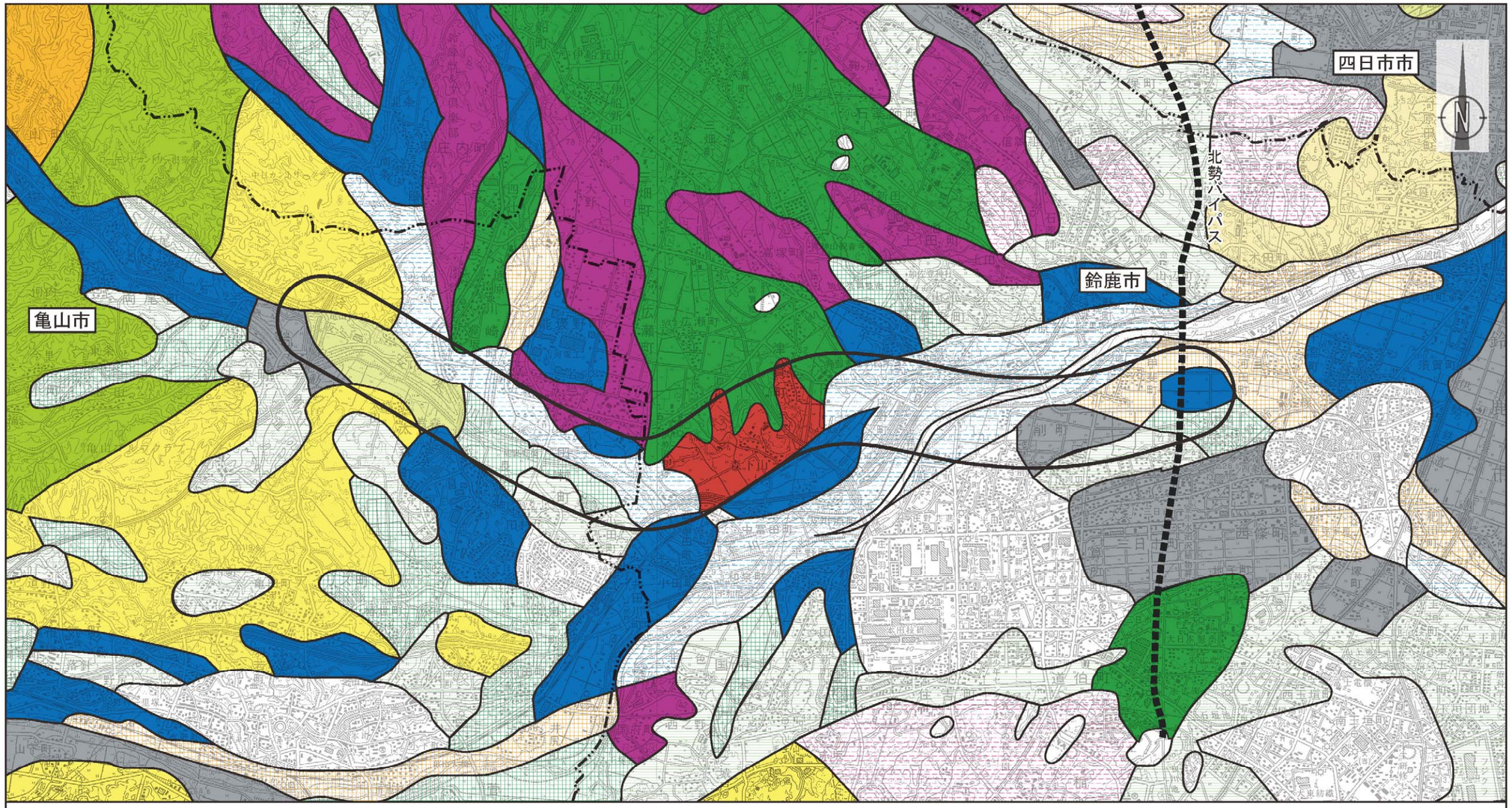

出典：「土地分類図（三重県）土壌図」
（昭和 50 年、国土庁土地局国土調査課）

凡　例

記　号	名　称		記　号	名　称	
	未　熟　土	残積性未熟土壌（Ⅰ）		灰色低地土	細粒灰色低地土壌
		残積性未熟土壌（Ⅱ）			灰色低地土壌
	黒 ボ ク 土	黒ボク土壌			粗粒灰色低地土壌
		多湿黒ボク土壌		グライ土	細粒グライ土壌
		黒ボクグライ土壌			グライ土壌
	褐色森林土	褐色森林土壌			粗粒グライ土壌
		乾性褐色森林土壌（Ⅰ）		都市計画対象道路事業実施区域	
	赤 黄 色 土	赤色土壌			
		黄色土壌			

図番号	図 4.1-22
図名	土壌図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

(2) 土壌汚染の状況

対象区域には、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に規定する対策地域、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第 3 条に規定する対策地域、土壌汚染対策法第 5 条に規定する指定区域はありません。

また、対象区域には、土壌中のダイオキシン類に係る調査結果はありません。

2） 地下水の状況

対象区域における地下水位の調査地点（井戸）の位置を図 4.1-23 に、調査結果を表 4.1-28 に示します。

対象区域では、地下水位の状況について、2 地点の井戸において調査が行われています。

各調査地点の地下水（井戸）の自然水位は 4.93～19.00m となっています。

なお、都市計画対象道路事業実施区域は、鈴鹿市上野町の調査地点を通過します。

表 4.1-28　地下水位（井戸）の状況

番号	所在地	地盤標高（m）	自然水位（m）	調査年
①	亀山市能褒野（のぼの）町能褒野（のぼの）	64.0	19.00	2012 年
②	鈴鹿市上野町	20.0	4.93	2012 年

注）番号は図 4.1-23 に対応している。

出典：「全国地下水資料台帳」（国土交通省ホームページ）

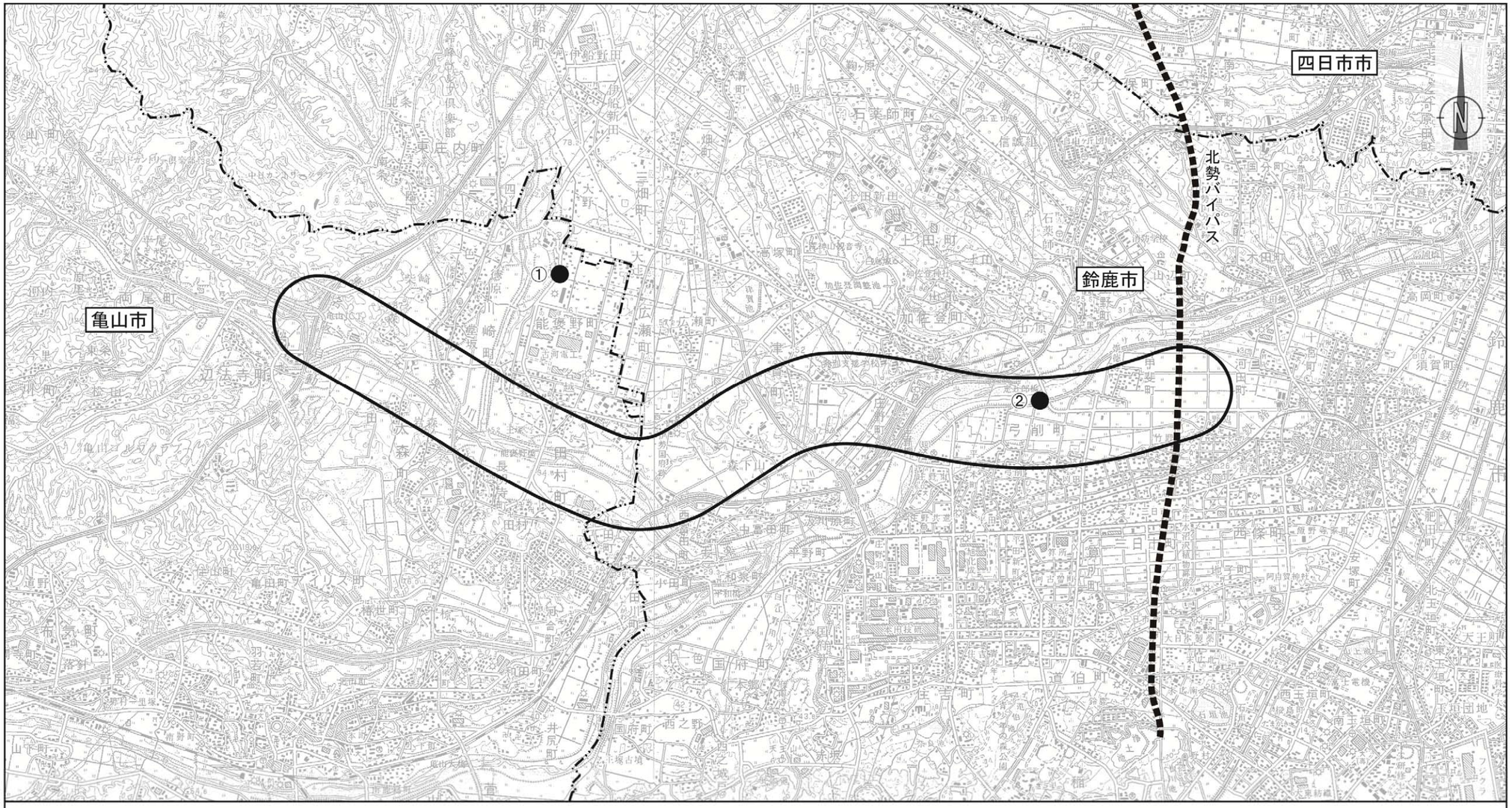

凡　例			
記号	番号	名　称	項　目
●	①	亀山市能褒野町能褒野（のぼの のぼの）	地下水位
	②	鈴鹿市上野町	
⬭	都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「亀山市の環境　平成 24 年度版」（平成 26 年 4 月、亀山市環境産業部）
「全国地下水資料台帳」（国土交通省ホームページ）

図番号	図 4.1-23
図名	地下水位調査地点位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

3）地盤の状況

「平成 24 年度　全国の地盤沈下地域の概況」（平成 25 年 12 月、環境省）及び「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 25 年度版）」（環境省ホームページ）、「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）によると、対象区域内で地盤沈下が発生している地域はありません。

4.1.4. 地形及び地質の状況

1） 地形の状況

対象区域の地形分類図を図 4.1-24 に示します。

三重県の地形は、県の中央部を東西に走っている中央構造線により、特色の異なる南北の部分に分けられます。地質構造上は、この線により南側が西南日本の外帯、北側が内帯と呼ばれ、地形上でも大きな差異となっています。対象区域は北側の内帯に相当します。

対象区域には、北西及び西側に丘陵地、山地が、北及び南側に台地が広がっています。

これらの台地等に挟まれるように、扇状地性低地が東西に続いています。

2） 地質の状況

対象区域の地質図を図 4.1-25 に示します。

対象区域には、鈴鹿川・安楽川の北部に水沢扇状地堆積物が、南部には神戸段丘層が大きく広がっています。西部は主に奄芸層群の亀山累層・楠原來炭層や河岸段丘堆積物及び扇状地堆積物が存在します。

都市計画対象道路事業実施区域の地質は、安楽川・鈴鹿川の周辺で沖積層の「おもに後背湿地・三角州平野・谷底平野堆積物」の砂・泥及び礫が大部分を占めています。亀山ジャンクション付近には「亀山累層・楠原來炭層」の粘土・中粒砂互層及びシルト（火山灰層を挟む）が分布しており、水沢扇状地には「水沢扇状地堆積物」の礫及び砂が分布しています。

また、亀山市、鈴鹿市、桑名市に分布する東海層群及び伊賀市の古琵琶湖層群と呼ばれる地層から、ミエゾウの化石が産出しています。

東海層群や古琵琶湖層群は、それぞれ東海湖、古琵琶湖とよばれる河川の氾濫原や湖沼に堆積した地層です。

3） 重要な地形及び地質の状況

対象区域には学術上の観点から重要と認められる地質はありませんが、学術上の観点から重要と認められる地形として、水沢扇状地があげられています。この地形の概要を表 4.1-29 に、位置を図 4.1-26 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域は、水沢扇状地の一部を通過します。

表 4.1-29　重要な地形の概要

場所又は名称	概　　要
水沢扇状地	四日市市宮妻町付近を扇頂として東南に開いた典型的な扇状地で、標高は 300～30mです。内部（うつべ）川および御幣（おんべ）川による扇状地で第三系の基盤をおおって厚さ 5～10mの砂礫層がのっています。

出典：「三重県自然環境保全調査書」（昭和 51 年 3 月、三重県）

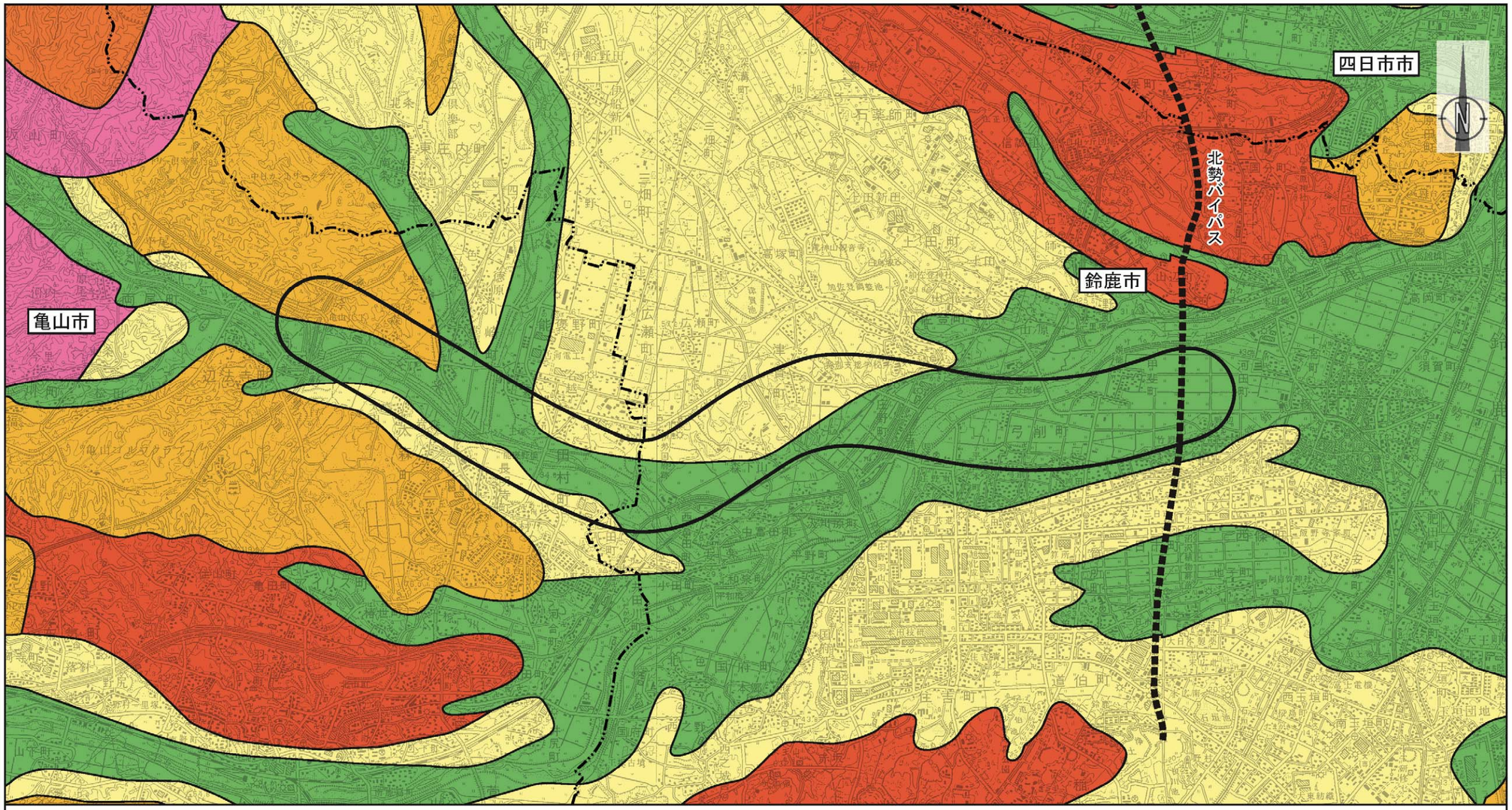

凡　　例	
記　号	名　称
	小 起 伏 山 地
	山　麓　地
	小 起 伏 丘 陵 地
	砂礫台地（上位）
	砂礫台地（下位）
	扇 状 地 性 低 地
	都 市 計 画 対 象 道 路 事 業 実 施 区 域

出典：「土地分類図（三重県）地形分類図」（昭和 50 年、国土庁土地局国土調査課）

図番号	図 4.1-24
図名	地形分類図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

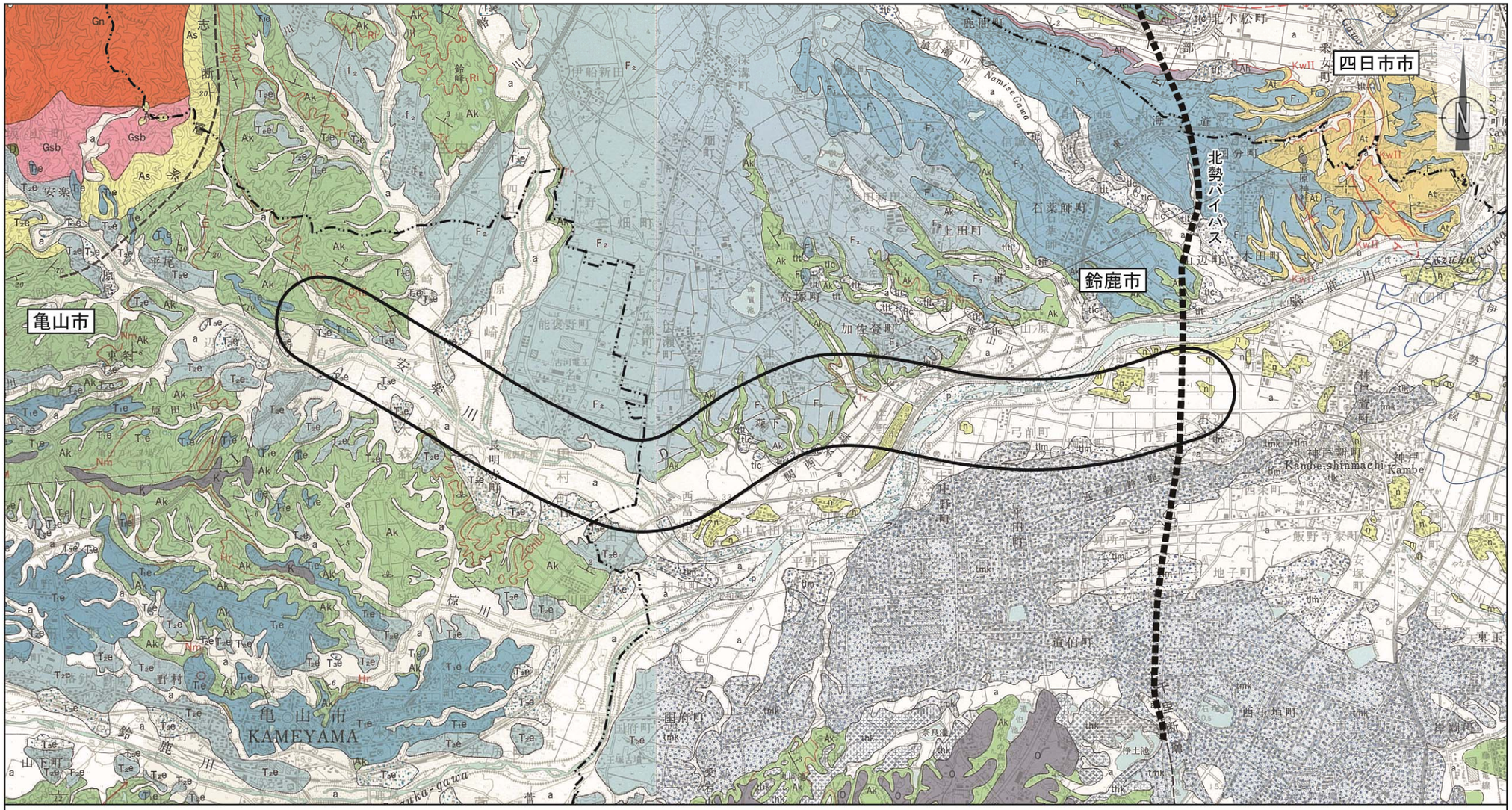

凡　例

第四紀
- 完新世
  - 沖積層
    - 埋立地　r
    - 現河床堆積物　p　砂及び礫
    - 砂浜堆積物　s　中粒砂
    - 浜堤堆積物　b　砂
    - 自然堤防堆積物　n　砂
    - おもに後背湿地・三角洲平野・谷底平野堆積物　a　砂・泥及び礫
- 中期－後期更新世
  - 段丘層
    - 低位段丘層
      - 鈴鹿川以北地域
        - 新期　智積段丘層　tlc
        - 旧期　高角段丘層　tth
      - 鈴鹿川以南地域
        - 神戸新町段丘層　tnk　礫及び砂
        - 田村段丘層　tlm　礫及び砂
        - 神戸段丘層　tmk　礫・砂及びシルト（一部に海成粘土を挟む）
        - 高位亀山段丘層　thk　礫及び砂
    - 中位段丘層
      - 旧期　御館段丘層　tmm
    - 高位段丘層
      - 旧期
    - 水沢扇状地堆積物
      - 中期　F_2　礫及び砂
      - 古期　F_1　礫及び砂
      - 最古期
    - 見当山黒層相当層
      - 河原田礫層　K
    - 河岸段丘堆積物及び扇状地堆積物
      - 低位段丘（T_3）及び新期扇状地（f_3）
      - 中位段丘（T_2）及び中期扇状地（f_2）
      - 高位段丘（T_1）及び古期扇状地（f_1）
      - 鈴鹿山脈地域
        - T_3w T_3e f_3　礫及び砂
        - T_2w T_2e f_2　礫及び砂
        - T_1w T_1e f_1　礫及び砂
        - T_{1e-3e}：東方地域
        - T_{1e-3e}：西方地域
    - 大谷池礫層　O　礫及び砂

出典：地質図　亀山
　　地質図　四日市
（昭和 56 年、通商産業省工業技術院　地質調査所）

新第三紀
- 鮮新世－前期更新世
  - 奄芸層群
    - 桜村累層
      - 内山互層　Asu　粗粒（含細礫）－中粒砂・粘土互層及びシルト（一部に礫を挟む）
      - 泊累層　At　含礫砂－礫（一部に粘土・シルトを挟む）
      - 湯の山礫相　Aa　砂・シルト・粘土互層（火山灰層を挟む）
    - 亀山累層・楠原来炭層　Ak　粘土・中粒砂互層及びシルト（火山灰層を挟む）
    - 八王寺累層　Ah　粘土・粗粒（含細礫）－中粒砂互層及びシルト（火山灰層を挟む）
    - 西行谷礫層　As　礫及び砂

中生代
- 白亜紀
  - 新期領家花崗岩類
    - 鈴鹿花崗岩　Gsb　粗粒黒雲母花崗岩
    - 野登山花崗閃緑岩　Gn　細粒－中粒黒雲母花崗閃緑岩－花崗岩及び角閃石黒雲母トーナル岩
    - 加太花崗閃緑岩　Gk　粗粒斑状角閃石黒雲母花崗閃緑岩
    - 閃緑岩類　D　細粒－中粒黒雲母角閃石閃緑岩－石英閃緑岩

その他
- 伏在断層
- 向斜軸
- 20　基底等深線（m）
- 都市計画対象道路事業実施区域

図番号	図 4.1-25
図名	表層地質図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

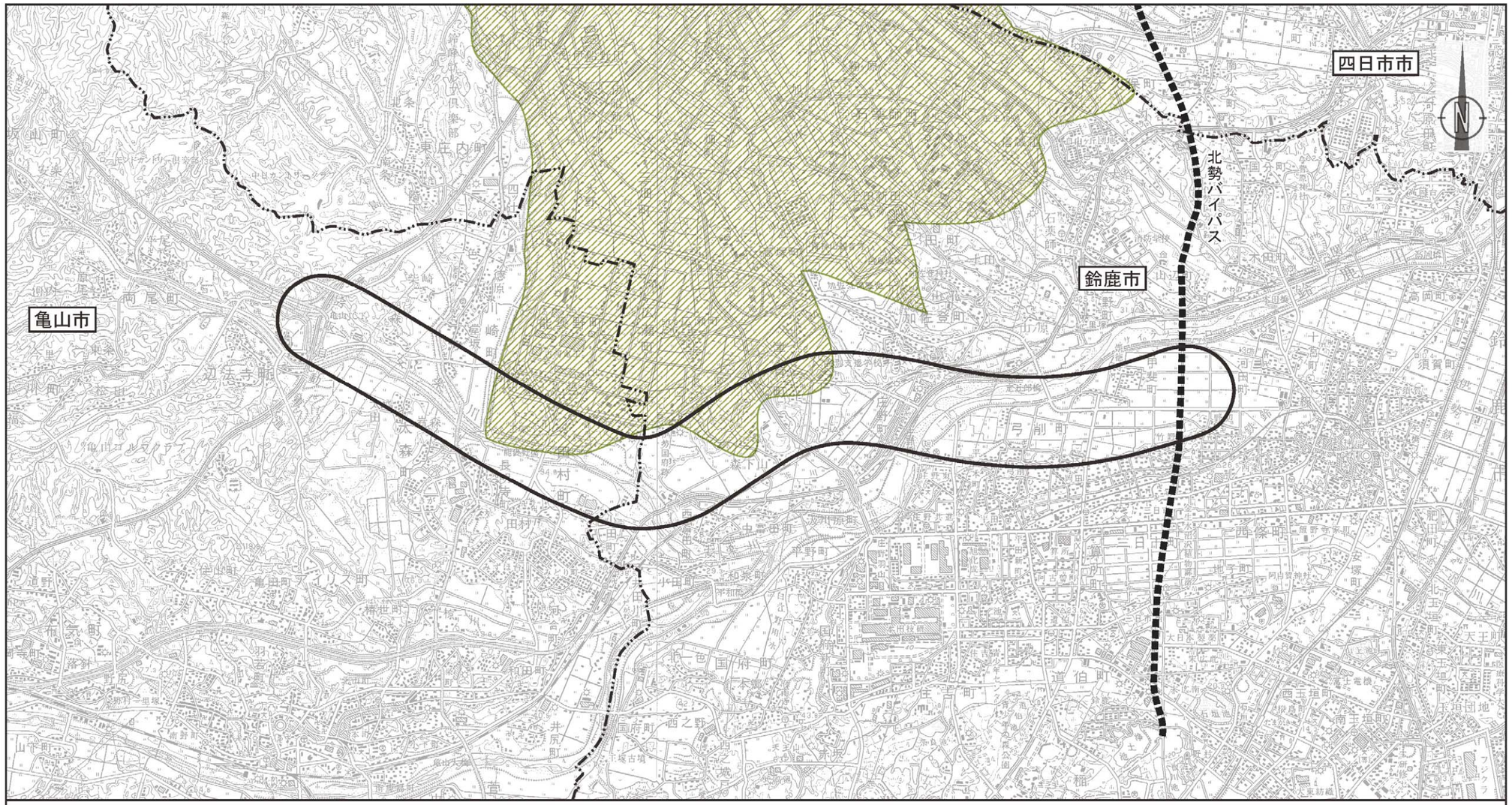

凡　例	
記　号	名　称
	水沢扇状地
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県自然環境保全調査書」（昭和 51 年 3 月、三重県）

図番号	図 4.1-26
図名	重要な地形

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4）活断層の状況

都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲における活断層の状況は図 4.1-27 に示すとおりです。

「日本の活断層図－地図と解説」（1992 年 8 月、活断層研究会編集）によると、対象区域周辺では活断層密度が大きく、概して断層が長くなっており、活動度も A 級（平均変位速度が 1m/1,000 年以上 10m/1,000 年未満のもの）に及ぶとされています。また、南北に延びる縦ずれ逆断層が卓越して山脈・盆地列を作っているとされています。

都市計画対象道路事業実施区域は、いずれの断層も通過しません。

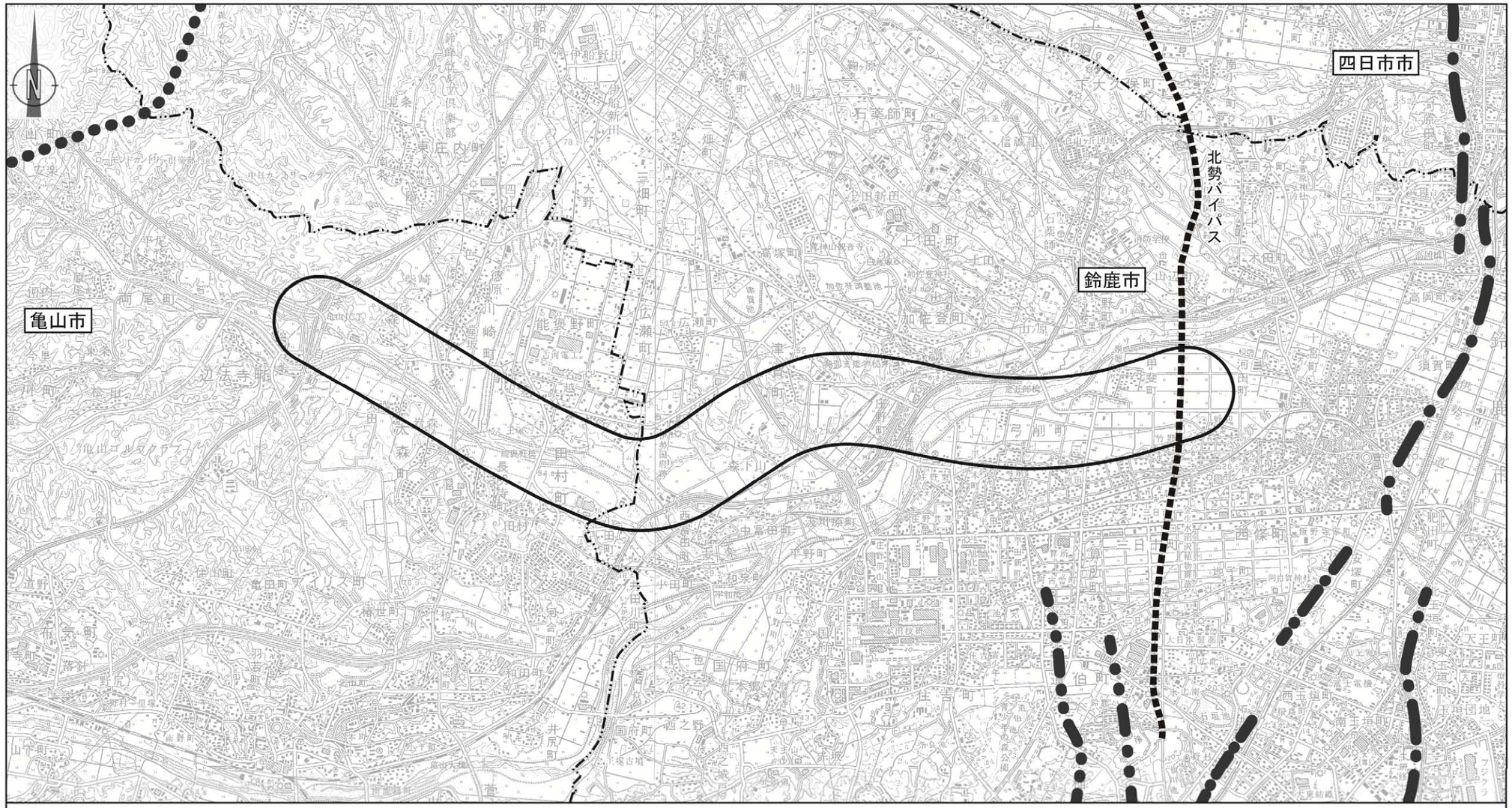

凡　例	
記号	名　称
●●●●●●	菰野活断層
▬●▬	四日市活断層
▬●●▬	千里活断層
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「活断層データベース」（産業技術総合研究所ホームページ）

図番号	図 4.1-27
図名	活断層図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4.1.5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1） 動物の生息状況

動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料は表 4.1-30 に示すとおりです。

表 4.1-30　動物の生息状況の把握に用いた既存文献・資料

番号	文献資料名
1	「第 2 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査　哺乳類・鳥類・昆虫類」（昭和 56 年）（環境省生物多様性センターホームページ）
2	「第 2 回自然環境保全基礎調査　三重県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）
3	「第 3 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査　鳥類」（昭和 63 年）（環境省生物多様性センターホームページ）
4	「第 4 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査　哺乳類・淡水魚類・昆虫類・陸生及び淡水貝類」（平成 5 年）（環境省生物多様性センターホームページ）
5	「第 5 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査　哺乳類・淡水魚類・昆虫類・陸生及び淡水貝類・両生類・爬虫類」（平成 13 年～14 年）（環境省生物多様性センターホームページ）
6	「第 6 回自然環境保全基礎調査　動植物分布調査　哺乳類」（平成 16 年）（環境省生物多様性センターホームページ）
7	「平成 5 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　昆虫類･魚介類･底生動物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
8	「平成 6 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　両生類・爬虫類・哺乳類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
9	「平成 7 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　鳥類調査結果」（河川環境データベース（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
10	「平成 9 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　昆虫類調査結果」（河川環境データベース（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
11	「平成 10 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　魚介類・底生動物調査結果」（河川環境データベース（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
12	「平成 11 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　両生類・爬虫類・哺乳類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
13	「平成 12 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　鳥類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
14	「平成 14 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　昆虫類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
15	「平成 15 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　魚介類・底生動物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
16	「平成 16 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　両生類・爬虫類・哺乳類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
17	「平成 17 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　鳥類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
18	「平成 19 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　昆虫類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
19	「平成 20 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　魚介類・底生動物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
20	「平成 21 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　両生類・爬虫類・哺乳類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
21	「平成 22 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　鳥類調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
22	「鈴鹿市の自然」（平成 20 年 3 月、鈴鹿市）
23	「亀山市史・自然編」（亀山市ホームページ）
24	「三重県自然環境保全調査書附図Ⅲ三重県内の貴重な野生動物の生息地」（昭和 51 年 3 月、三重県）
25	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成 27 年 3 月、三重県）

(1) 動物相の状況

① 哺乳類の概況

対象区域において生息記録のある哺乳類として、ツキノワグマ等の大型種や、キツネ、タヌキ等の中型種、ニホンリス等の小型種など 17 科 33 種があげられます。

これらの中にはヒミズ、テン、ムササビ、アカネズミ、ノウサギ等、平地・丘陵地に生息する種や、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ等、山地山麓域で生息する種、キクガシラコウモリ等飛行性の種が含まれています。

② 鳥類の概況

対象区域において生息記録のある鳥類として、ミサゴやハチクマ、オオタカ等の生態系の上位に位置する猛禽類をはじめとして、48 科 198 種があげられます。

これらの中には、シロチドリやイカルチドリ等の河原で多く見られる種、ムクドリやカワラヒワ、スズメ、ツバメ、ヒヨドリ等市街地に多く見られる種、カモ類やカワウ、カイツブリ等の水鳥等が確認されています。

③ 爬虫類の概況

対象区域において生息記録のある爬虫類として、カメ目ではニホンイシガメ等河川上流域から下流域まで幅広く生息する種や､クサガメ等比較的低地の池沼や河川に生息する種、トカゲ類ではニホントカゲやニホンカナヘビ等、ヘビ類ではヤマカガシやニホンマムシ等の平地から山地まで広域的に分布する種を含む 9 科 15 種が挙げられます。

④ 両生類の概況

対象区域において生息記録のある両生類として、サンショウウオ目ではカスミサンショウウオ等平地及び丘陵地の水田及び水路等に生息する種、アカハライモリ等平地から山地までの池沼等に広く分布する種、カエル目ではナガレヒキガエル等山地に生息する種、ニホンアマガエル等平地から低山地にかけて広域的に分布する種を含む 7 科 19 種が挙げられます。

⑤ 淡水魚類の概況

対象区域において生息記録のある淡水魚類として、カワムツやオイカワ等河川の上流域から下流域にかけての平瀬や淵に広く生息する種、コイやニゴイ等中下流域に広く生息する種、アユ等の回遊性の種、アユカケ等の中下流の流れの速い水域に生息する種、スゴモロコ類等田園地帯の小河川に多く生息する種、オオクチバス、ブルーギルといった外来種を含む 33 科 82 種が挙げられます。

⑥ 昆虫類及びクモ類の概況

対象区域において生息記録のある昆虫類及びクモ類として、ヒノマルコモリグモやクロココモリグモ等水辺に多く見られる種、カワトンボ科等の河川の周辺に生息する流水性の種、ヤンマ科やトンボ科の溜池及び湿地帯に生息する止水性の種、ヒメキマダラウマやオビカワウンカ等の山地性の種、ヒトスジキソトビケラ等の湧水のある環境に生息する希少種を含む 432 科 6,220 種が確認されています。

⑦　その他無脊椎動物の概況

対象区域において生息記録のある、その他の無脊椎動物のうち水生の貝類としてタニシやカワニナ等、陸産の貝類としてニッポンマイマイやオナジマイマイ等、十脚甲殻類としてはスジエビ、テナガエビ等の 42 科 128 種が挙げられます。

(2) 重要な動物種の状況

重要な種及び注目すべき生息地の選定基準は、表 4.1-31 及び表 4.1-32 に示すとおりです。選定基準に基づいて抽出された動物の重要な種は、表 4.1-33～表 4.1-39 に示すとおりです。

既存文献・資料によると、哺乳類で 5 種、鳥類で 52 種、爬虫類で 2 種、両生類で 8 種、魚類で 21 種、昆虫類及びクモ類で 154 種、その他無脊椎動物で 35 種が抽出されました（海産、汽水性のものを除く）。また、抽出された重要種のうち、確認位置がわかるものを図 4.1-28 に示しました。

なお、対象区域には、注目すべき生息地はありません。

表 4.1-31　重要な種の選定基準

番号	法律及び文献等	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	・法第 109 条による国指定の天然記念物 特：特別天然記念物 国：国指定天然記念物 ・法第 182 条による地方公共団体指定の天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法） （平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号､最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	国内：法第 4 条による国内希少野生動植物種 緊急：法第 5 条による緊急指定種
③	レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- （爬虫類・両生類、哺乳類、鳥類、貝類、その他の無脊椎動物） （平成 26 年 9 月　環境省） レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- （汽水・淡水魚類、昆虫類） （平成 27 年 2 月　環境省）	絶滅のおそれのある動物種として選定された野生生物 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群 ※無脊椎動物については、絶滅危惧Ⅰ類はⅠA 類とⅠB 類とに分けられていない。
④	「三重県レッドデータブック 2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～ （平成 27 年 3 月、三重県）	三重県内の保護上重要な動物種として選定された野生生物 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑤	三重県指定希少野生動植物種の指定 （平成 16 年 5 月 11 日三重県告示）	三重県自然環境保全条例第 18 条第 1 項の規定による指定希少野生動植物種 指定：指定希少野生動植物種

表 4.1-32　注目すべき生息地の選定基準

番号	法律及び文献等	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	国、県及び市指定天然記念物に指定されている動物の生息地
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	生息地等保護区（動物に係るもの）

表 4.1-33　文献により確認された重要な哺乳類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	23,25				NT	
	ヒナコウモリ	テングコウモリ	25				NT	
ネズミ	リス	ニホンリス	4,5,22,23,25				NT	
ネコ	クマ	ツキノワグマ	22			LP	EN	指定
ウシ	ウシ	カモシカ	4,5,6,22,23,25	天			VU	
合計 4 目 5 科 5 種				1 種	0 種	1 種	5 種	1 種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-34（1）　文献により確認された重要な鳥類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
コウノトリ	サギ	ヨシゴイ	23			NT	NT	
		ササゴイ	9,13,17,21,22,23				VU	
		チュウサギ	1,3,9,13,17,21,22,23,25			NT	VU	
		クロサギ	3				NT	
カモ	カモ	コクガン	22	特		VU	VU	
		ツクシガモ	22			VU		
		オシドリ	22,23			DD	繁殖：EN 越冬：NT	
		トモエガモ	17,22			VU	EN	
タカ	タカ	ミサゴ	13,17,21,22			NT	繁殖：NT 越冬：VU	
		ハチクマ	13,23			NT	EN	
		オオタカ	9,13,17,21,22,23,25		国内	NT	VU	
		ハイタカ	17,21,23,25			NT	NT	
		サシバ	1,13,22,23,25			VU	EN	
		クマタカ	22,23,25		国内	EN	EN	
		イヌワシ	23	特	国内	EN	CR	
	ハヤブサ	ハヤブサ	13,17,21,22,23,25		国内	VU	繁殖：CR 越冬：EN	
キジ	キジ	ウズラ	22			VU	DD	
		ヤマドリ	23				NT	
ツル	クイナ	クイナ	17,25				NT	
		ヒクイナ	1,17,23,25			NT	VU	
チドリ	タマシギ	タマシギ	1,23			VU	NT	
	ミヤコドリ	ミヤコドリ	13,17				NT	
	チドリ	コチドリ	1,9,13,17,21,22,23,25				NT	
		イカルチドリ	3,9,13,17,21,22,23,25				VU	
		シロチドリ	1,3,9,13,17,21,22,25			VU	繁殖：CR 越冬：NT	
		ケリ	1,3,9,13,17,21,22,23			DD		
		タゲリ	3,9,13,17,21,22,23,25				NT	

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-34（2）　文献により確認された重要な鳥類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
チドリ	シギ	オジロトウネン	9,17				DD	
		ハマシギ	3,9,13,17,21,22			NT		
		ミユビシギ	13,17,21,22,25				VU	
		オオソリハシシギ	17			VU		
		ダイシャクシギ	25				VU	
		ホウロクシギ	17			VU	NT	
		コシャクシギ	22			EN		
	セイタカシギ	セイタカシギ	22			VU	CR	
	カモメ	コアジサシ	1,9,13,17,21,22,23,25			VU	CR	
フクロウ	フクロウ	コノハズク	22				VU	
		アオバズク	22,25				VU	
		フクロウ	17,22,25				NT	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	23			NT	DD	
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	9,13,17,23				NT	
キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	23				VU	
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	17,22,23			VU	VU	
	ツグミ	コマドリ	22,23,25				NT	
		コルリ	23				VU	
		クロツグミ	17,22,23				NT	
	ウグイス	センダイムシクイ	22,23,25				NT	
		キクイタダキ	22,23				VU	
	ヒタキ	キビタキ	22,23,25				NT	
		コサメビタキ	13,23				DD	
	カササギヒタキ	サンコウチョウ	22,23,25				NT	
	ホオジロ	ノジコ	17			NT		
合計 11 目 22 科 52 種				2 種	4 種	28 種	46 種	0 種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-35　文献により確認された重要な爬虫類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
カメ	イシガメ	ニホンイシガメ	8,12,16,20,22,23			NT		
	スッポン	ニホンスッポン	16,20,22,23			DD	DD	
合計 1 目 2 科 2 種				0 種	0 種	2 種	1 種	0 種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-36　文献により確認された重要な両生類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
有尾	サンショウウオ	カスミサンショウウオ	22,23,25			VU	VU	
		コガタブチサンショウウオ	22,23			NT		
		ヒダサンショウウオ	22,23			NT	VU	
	オオサンショウウオ	オオサンショウウオ	5,23	特		VU	VU	
	イモリ	アカハライモリ	22,23			NT		
	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	22,23				NT	
	アカガエル	トノサマガエル	5,8,12,16,20,22,23			NT		
		ナゴヤダルマガエル	22,23,25			EN	VU	
合計 1 目 5 科 8 種				1 種	0 種	7 種	5 種	0 種

注 1）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。
注 2)「ニホンヒキガエル」は現在「ニホンヒキガエル」と「アズマヒキガエル」に分類されている。文献ではどちらに該当するか不明である。
注 3)「ナゴヤダルマガエル」について、「三重県レッドデータブック 2015」では「ダルマガエル」として絶滅危惧Ⅱ類に指定されているが、「ナゴヤダルマガエル」と同一と考えた。

表 4.1-37　文献により確認された重要な魚類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	4,5,7,11,19,22,23,25			VU	VU	
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	4,5,7,11,15,19,22,23,25			EN	EN	
コイ	コイ	ヤリタナゴ	4,5,23			NT	VU	
		アブラボテ	25			NT	EN	
		カワバタモロコ	23			EN	CR	指定
	ドジョウ	ドジョウ	4,5,7,11,15,19,22,23			DD		
		ホトケドジョウ	4,5,15,19,22,23,25			EN	VU	
ナマズ	ギギ	ネコギギ	22,23,25	県		EN	CR	
	アカザ	アカザ	4,5,7,11,15,19,22,23,25			VU	VU	
サケ	シラウオ	シラウオ	15				EN	
	サケ	サツキマス（アマゴ）	22,23			NT		
ダツ	メダカ	ミナミメダカ	4,5,11,15,19,22,23,25			VU	NT	
カサゴ	カジカ	カマキリ	7,11,19,22,25			VU	VU	
		カジカ	23			NT	VU	
		ウツセミカジカ(回遊型)	11,19,25			EN	VU	
スズキ	ドンコ	ドンコ	11,15				NT	
	カワアナゴ	カワアナゴ	25				VU	
	ハゼ	ヒモハゼ	15,19			NT	NT	
		エドハゼ	15,19			VU	NT	
		アシシロハゼ	7,22				VU	
		トウカイヨシノボリ	25			NT	CR	
合計 8 目 13 科 21 種				1 種	0 種	17 種	19 種	1 種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38（1）　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
クモ	ジグモ	ワスレナグモ	16,22,25			NT	NT	
	カネコトタテグモ	カネコトタテグモ	23			NT	VU	
	トタテグモ	キノボリトタテグモ	22,23,25			NT	NT	
	ホラヒメグモ	スズカホラヒメグモ	23				EN	
	コガネグモ	オニグモ	7,16,22,23,25				NT	
		コガネグモ	7,14,16,22,23,25				NT	
		カワベコモリグモ	7				DD	
		イサゴコモリグモ	7,16,25				NT	
	サシアシグモ	シノビグモ	22,23				NT	
	イヅツグモ	ナガイヅツグモ	22,23				DD	
	ネコグモ	オビジガバチグモ	7,23				DD	
	アワセグモ	アワセグモ	23,25				NT	
	カニグモ	アシナガカニグモ	22,25				NT	
トンボ	イトトンボ	ヒヌマイトトンボ	8			EN	EN	
	カワトンボ	アオハダトンボ	7,15,22,23,25			NT	VU	
	ムカシトンボ	ムカシトンボ	22,23				NT	
	ヤンマ	ルリボシヤンマ	22				EN	
	サナエトンボ	キイロサナエ	7,11,15,19,22,23			NT	VU	
		ヒメクロサナエ	22,23				NT	
		タベサナエ	22			NT	NT	
		フタスジサナエ	23			NT	NT	
	ムカシヤンマ	ムカシヤンマ	1,22,23,25				NT	
	エゾトンボ	キイロヤマトンボ	22			NT	VU	
	トンボ	キトンボ	22,23				EN	
		アキアカネ	5,7,10,11,14,16,22,23,25				NT	
		ミヤマアカネ	10,14,16,22,23,25				NT	
バッタ	キリギリス	スズカササキリモドキ	22,23				NT	
	コオロギ	クチナガコオロギ	7,23,25				NT	
	バッタ	ヤマトマダラバッタ	23				NT	
		カワラバッタ	22				VU	
		イナゴモドキ	10,22				NT	
	イナゴ	ダイリフキバッタ	23				EN	

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38（2）　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
カメムシ	セミ	チッチゼミ	22,23,25				NT	
		エゾハルゼミ	23				NT	
		エゾゼミ	22,23				NT	
	ツチカメムシ	ハマベツチカメムシ	23,25				NT	
	アメンボ	オオアメンボ	22,25				NT	
	イトアメンボ	イトアメンボ	23			VU	EN	
	ミズムシ	ミゾナシミズムシ	16,23,25			NT	NT	
		ホッケミズムシ	10			NT	NT	
		ミヤケミズムシ	16,23,25			NT	NT	
	コオイムシ	コオイムシ	14,15,16,19,22,23,25			NT	NT	
		タガメ	1,22,23,25			VU	VU	
	タイコウチ	ヒメタイコウチ	23,25				CR	
		ヒメミズカマキリ	23,25				VU	
アミメカゲロウ	ツノトンボ	オオツノトンボ	23				NT	
	ウスバカゲロウ	コマダラウスバカゲロウ	23				NT	
トビケラ	ホソバトビケラ	イトウホソバトビケラ	22				DD	
	フトヒゲトビケラ	ヒトスジキソトビケラ	22,25				VU	
チョウ	セセリチョウ	ギンイチモンジセセリ	16,25			NT	VU	
		ミヤマチャバネセセリ	23				VU	
	シジミチョウ	オオミドリシジミ	23				VU	
		ウラジロミドリシジミ	23				NT	
		クロシジミ	23			EN	VU	
		フジミドリシジミ	23				NT	
	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン	23,25			VU	EN	
	シロチョウ	ツマグロキチョウ	4,5,23,25			EN	CR	
	ヤママユガ	オナガミズアオ	22,23			NT		
	ヒトリガ	ヤネホソバ	14,23			NT		
	ヤガ	カバフキシタバ	23				VU	
		キシタアツバ	22,23			NT		

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38（3）　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

分類	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
ハエ	アミカ	アシボソヒメフタマタアミカ	23				DD	
	ハルカ	ハマダラハルカ	23			DD	DD	
	クサアブ	ネグロクサアブ	22			DD	DD	
	ミズアブ	ミドロミズアブ	23				DD	
		コガタミズアブ	14,16,23,25				NT	
		ミズアブ	16				VU	
	ムシヒキアブ	トラフムシヒキ	7				NT	
		ハマベコムシヒキ	23				NT	
	ツルギアブ	ヨシコツルギアブ	23				VU	
	ハナアブ	カクモンハラブトハナアブ	25				NT	
コウチュウ	オサムシ	ヒトツメアオゴミムシ	23,25			NT	VU	
		キバネキバナガミズギワゴミムシ	23			VU	VU	
		スナハラゴミムシ	10,14			VU	DD	
		オオヨツボシゴミムシ	23				VU	
		タナカツヤハネゴミムシ	23			DD	DD	
		シャクダイジンメクラチビゴミムシ	23				CR	
		キベリマルクビゴミムシ	7,23			EN	EX	
		オオトックリゴミムシ	7,23,25			NT	VU	
		ウミホソチビゴミムシ	23,25			NT	VU	
		イグチケブカゴミムシ	16,23,25			NT	NT	
		ヒョウタンゴミムシ	7,23,25				NT	
		オオヒョウタンゴミムシ	7,23,25			NT	VU	
	ハンミョウ	アイヌハンミョウ	5,22,25			NT	NT	
		ホソハンミョウ	23			VU	EN	

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38（4）　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

分類	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
コウチュウ	ゲンゴロウ	キボシケシゲンゴロウ	11			DD	VU	
		クロゲンゴロウ	19			NT	VU	
		ゲンゴロウ	23,25			VU	CR	
		コガタノゲンゴロウ	23,25			VU	CR	
		マルガタゲンゴロウ	23,25			VU	EN	
		シマゲンゴロウ	10,11,14,22,23,25			NT	NT	
		スジゲンゴロウ	23			EX	EX	
		マダラシマゲンゴロウ	25			CR	CR	
		マルケシゲンゴロウ	23			NT	EN	
		ケシゲンゴロウ	23,25			NT	EN	
		ヒメケシゲンゴロウ	23			VU	EN	
		キベリクロヒメゲンゴロウ	23			NT	EN	
		コウベツブゲンゴロウ	23,25			NT	VU	
		ルイスツブゲンゴロウ	19,23			VU	EN	
		シャープツブゲンゴロウ	23,25			NT	CR	
		コシマチビゲンゴロウ	23			VU		
		ヒメシマチビゲンゴロウ	5,11,22,23,25				VU	
		ゴマダラチビゲンゴロウ	10,11,23				VU	
		キベリマメゲンゴロウ	22			NT	NT	
	ミズスマシ	オオミズスマシ	23,25			NT	EN	
		コミズスマシ	22,23			EN		
		ミズスマシ	23			VU	EN	
		ツマキレオナガミズスマシ	10			VU		
		コオナガミズスマシ	11,15,22			VU	NT	
	コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	23			VU	VU	
	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ	23				EN	
	ホソガムシ	ヤマトホソガムシ	23			NT	VU	

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38 (5)　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

分類	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
コウチュウ	ガムシ	スジヒラタガムシ	23			NT	DD	
		コガムシ	7,10,14,16,22,23,25			DD	NT	
		ガムシ	19,22,23,25			NT	NT	
		コガタガムシ	22,23,25			VU	NT	
		シジミガムシ	7,10,23			EN		
		ヤマトモンシデムシ	7,10,16,23,25			NT	VU	
		コルリクワガタ近畿亜種	22,23				NT	
		オニクワガタ	22,23				NT	
		オオフタホシマグソコガネ	22,23				EN	
		コツヤマグソコガネ	14				EN	
		ヒメキイロマグソコガネ	22,23,25			NT	EX	
		マルツヤマグソコガネ	22,23				NT	
		クロモンマグソコガネ	22,23,25			NT	EX	
		オオダイセマダラコガネ	22,23				NT	
		ミヤマダイコクコガネ	22,23				VU	
		ヤマトケシマグソコガネ	23,25				VU	
		マルエンマコガネ	14,23,25				CR	
		ジュウシチホシハナムグリ	22,23				NT	
		ミヤマオオハナムグリ	22				NT	
		トラハナムグリ	25				CR	
	コブスジコガネ	アイヌコブスジコガネ	22,23				NT	
	コメツキムシ	スナサビキコリ	23				VU	
	ジョウカイモドキ	ルリキオビジョウカイモドキ	16,23				VU	
	テントウムシ	ジュウクホシテントウ	23,25				NT	
	アリモドキ	クロスジイッカク	10				NT	
	アカハネムシ	ヘリハネムシ	22				NT	
	ゴミムシダマシ	ヤマトオサムシダマシ	22,23			NT	DD	
		ホソハマベゴミムシダマシ	23				VU	
	カミキリムシ	クビアカハナカミキリ	22,23,25				VU	
		フタコブルリハナカミキリ	22,23				VU	
		ヨツボシカミキリ	22,25			EN	CR	
		ムナコブハナカミキリ	22				CR	
	ゾウムシ	カギアシゾウムシ	14				DD	
		イチハシシギゾウムシ	22,23,25				NT	
		タマサルゾウムシ	22,25				NT	

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-38（6）　文献により確認された重要な昆虫類及びクモ類

分類	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
ハチ	スズメバチ	ヤマトアシナガバチ	7,10,14,16,23			DD		
		モンスズメバチ	10,22,23			DD	NT	
	クモバチ	アオスジクモバチ	16,22,23			DD		
	ギングチバチ	ササキリギングチ	22			NT		
		アカオビケラトリバチ	16,23			NT		
	ドロバチモドキ	キアシハナダカバチモドキ	7			VU	DD	
	ミツバチ	クロマルハナバチ	23			NT	NT	
合計 10 目 69 科 154 種				0 種	0 種	76 種	143 種	0 種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

表 4.1-39　文献により確認された重要なその他の無脊椎動物

目	科	種和名	文献	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
原始紐舌	ヤマタニシ	アツブタガイ	4,5,22,23,25				NT	
	タニシ	マルタニシ	11,23,25			VU	VU	
		オオタニシ	11,22,23			NT		
盤足	カワニナ	クロダカワニナ	23,25			NT	NT	
基眼	ケシガイ	ケシガイ	23			NT	NT	
	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ	7,15,19,22			DD		
		モノアラガイ	7,11,15,22,23,25			NT	NT	
柄眼	キバサナギガイ	クチマガリスナガイ	22			VU	VU	
	キセルガイモドキ	フトキセルガイモドキ	22				VU	
	キセルガイ	オオギセル	22,23			NT		
		キョウトギセル	23			VU	NT	
		ハゲギセル	22,23				NT	
		エルベリギセル	22,23			DD		
	オカモノアラガイ	ナガオカモノアラガイ	22,23,25			NT	NT	
	ベッコウマイマイ	オオヒラベッコウ	22			DD	DD	
		ヒラベッコウガイ	22				DD	
		ハクサンベッコウ	23			DD	DD	
		キヌツヤベッコウ	22,23			DD	DD	
		ヒメハリマキビ	22			NT		
		スジキビ	22			NT	NT	
		タカキビ	22,23			NT		
	ニッポンマイマイ	ケハダビロウドマイマイ	22,23			NT	NT	
		トウカイビロウドマイマイ	22			DD	NT	
		ヒメビロウドマイマイ	23			VU	NT	
	オナジマイマイ	クチマガリマイマイ	22			NT	NT	
		ヒラヒダリマキマイマイ	22			VU	EN	
		イブキクロイワマイマイ	22,23,25				NT	
		ヒルゲンドルフマイマイ	22,23,25			NT	NT	
イシガイ	イシガイ	ドブガイ	22,23				NT	
		オバエボシガイ	23			VU	CR	
		マツカサガイ	23			NT	NT	
		イシガイ	22,23				NT	
マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ	7,11,15,19,22			NT		
		マシジミ	7,11,22,23			VU		
エビ	テナガエビ	ヒラテテナガエビ	19				DD	
合計 7 目 15 科 35 種				0種	0種	27 種	27 種	0種

注）文献番号は表 4.1-30、選定基準番号は表 4.1-31 に示すとおり。

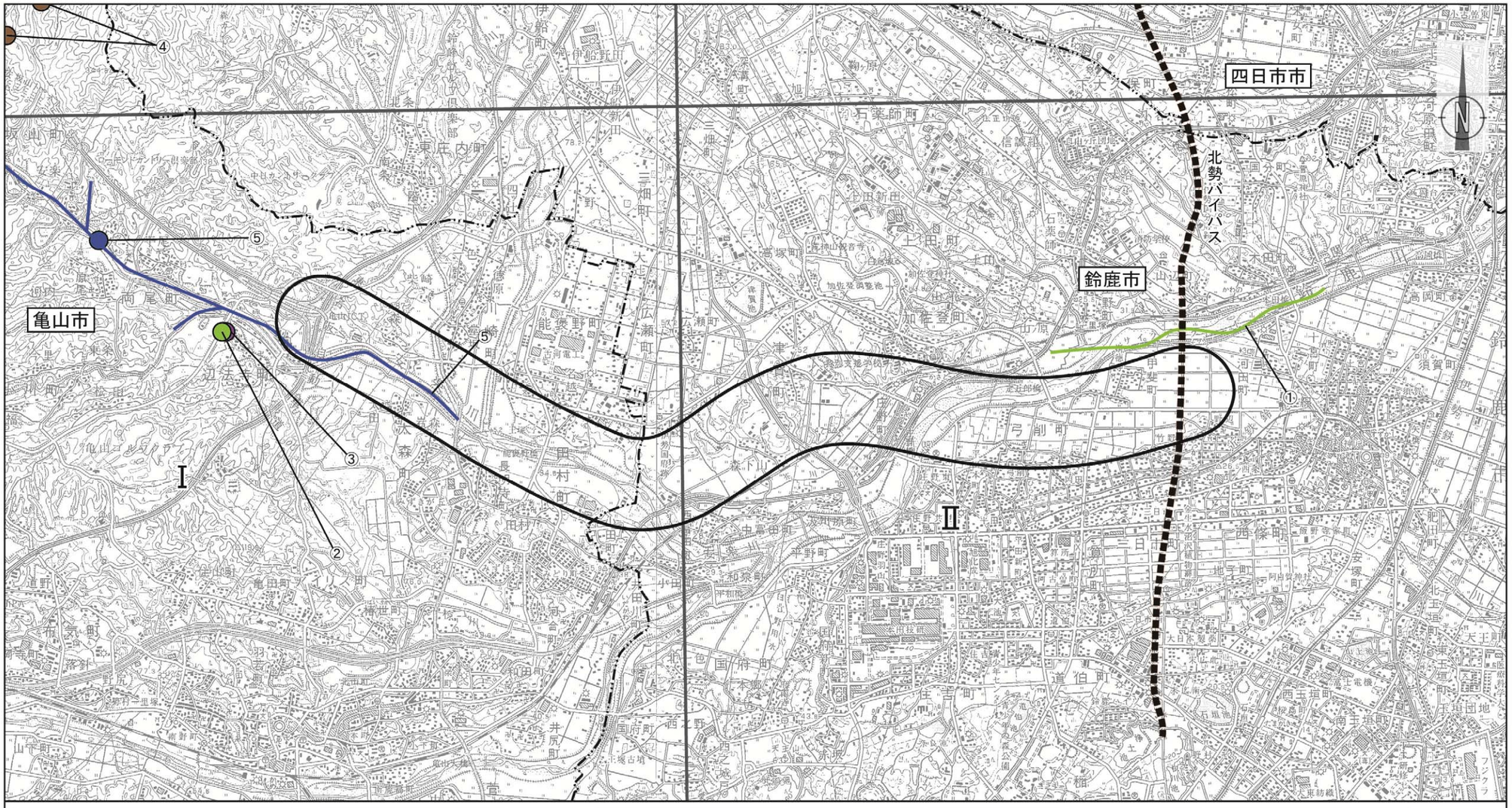

凡　例			
記号	番号	項目	種名
●—	①	鳥　類	コアジサシ
	②		ヤマセミ
●	③	両生類	ヒダサンショウウオ
●	④	昆虫類	ムカシトンボ
●—	⑤	淡水魚類	ネコギギ
▭		都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 三重県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）
「三重県自然環境保全調査書 附図Ⅲ三重県内の貴重な野生動物の生息地」（昭和 51 年 3 月、三重県）
「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成 27 年 3 月、三重県）

項目	種名	メッシュ記号 I	メッシュ記号 II
哺乳類	コキクガシラコウモリ	●	
	テングコウモリ	●	
	ニホンリス	●	●
	カモシカ	●	
鳥類	チュウサギ	●	●
	オオタカ	●	●
	ハイタカ	●	
	サシバ	●	●
	クマタカ	●	
	ハヤブサ	●	
	クイナ	●	
	ヒクイナ	●	
	コチドリ	●	●
	イカルチドリ	●	
	シロチドリ		●
	タゲリ	●	●
	ミユビシギ		●
	ダイシャクシギ		●
	コアジサシ		●
	アオバズク	●	
	フクロウ	●	
	センダイムシクイ	●	
	コマドリ	●	
	キビタキ	●	
	サンコウチョウ	●	
両生類	カスミサンショウウオ		●
	ナゴヤダルマガエル	●	●

項目	種名	メッシュ記号 I	メッシュ記号 II
汽水・淡水魚類	スナヤツメ類	●	
	ニホンウナギ	●	●
	アブラボテ	●	
	ホトケドジョウ	●	
	ネコギギ	●	
	アカザ	●	
	ミナミメダカ	●	●
	カマキリ		●
	ウツセミカジカ（回遊型）		●
	カワアナゴ		●
	トウカイヨシノボリ		●
クモ類	ワスレナグモ	●	●
	キノボリトタテグモ	●	●
	オニグモ	●	●
	コガネグモ	●	●
	イサゴコモリグモ		●
	アワセグモ		●
	アシナガカニグモ	●	
昆虫類	アオハダトンボ	●	
	ムカシヤンマ		●
	アキアカネ	●	●
	ミヤマアカネ	●	●
	クチナガコオロギ		●
	チッチゼミ	●	
	ハマベツチカメムシ		●
	オオアメンボ	●	
	ミゾナシミズムシ		●

項目	種名	メッシュ記号 I	メッシュ記号 II
昆虫類	ミヤケミズムシ		●
	コオイムシ	●	●
	タガメ	●	
	ヒメタイコウチ		●
	ヒメミズカマキリ		●
	ヒトスジキソトビケラ	●	
	ギンイチモンジセセリ	●	
	ウラギンスジヒョウモン		●
	ツマグロキチョウ	●	●
	コガタミズアブ		●
	カクモンハラブトハナアブ	●	
	オオトックリゴミムシ	●	
	ウミホソチビゴミムシ		●
	イグチケブカゴミムシ		●
	ヒョウタンゴミムシ		●
	オオヒョウタンゴミムシ		●
	アイヌハンミョウ	●	
	ゲンゴロウ		●
	コガタノゲンゴロウ		●
	シマゲンゴロウ	●	●
	マダラシマゲンゴロウ		
	ケシゲンゴロウ		●
	コウベツブゲンゴロウ		●
	ヒメシマチビゲンゴロウ	●	
	オオミズスマシ	●	●
	コガムシ	●	●
	ガムシ	●	

項目	種名	メッシュ記号 I	メッシュ記号 II
昆虫類	コガタガムシ	●	
	ヤマトモンシデムシ		●
	ヤマトケシマグソコガネ		●
	トラハナムグリ		●
	ジュウクホシテントウ		●
	クビアカハナカミキリ		●
	ヨツボシカミキリ	●	●
	イチハシシギゾウムシ	●	●
	タマリルゾウムシ	●	
貝類	アツブタガイ	●	●
	マルタニシ	●	
	クロダカワニナ		●
	モノアラガイ	●	
	ナガオカモノアラガイ	●	
	イブキクロイワマイマイ	●	
	ヒルゲンドルフマイマイ		●

図番号	図 4.1-28
図名	動物分布図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

2） 植物の生育状況

植物の生育状況の把握に用いた既存文献・資料は表 4.1-40 に示すとおりです。

表 4.1-40　植物の生育状況の把握に用いた既存文献・資料

番号	文献資料名
1	「第 2 回自然環境保全基礎調査　三重県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）
2	「第 3 回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（昭和 63 年　環境庁）
3	「平成 4 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　植物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
4	「平成 8 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　植物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
5	「平成 13 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　植物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
6	「平成 18 年度　河川水辺の国勢調査　鈴鹿川水系　植物調査結果」（河川環境データベース（河川水辺の国勢調査）国土交通省ホームページ）
7	「鈴鹿市の自然」（平成 20 年 3 月、鈴鹿市）
8	「亀山市史・自然編」（亀山市ホームページ）
9	「三重県自然環境保全調査書　附図Ⅱ三重県内の貴重な個体植物及び、貴重な植物群落の分布図」（昭和 51 年 3 月、三重県）
10	「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成 27 年 3 月、三重県）
11	「植物群落レッドデータ・ブック」（平成 8 年　（財）日本自然保護協会・（財）世界自然保護協会日本委員会）
12	「鈴鹿市の文化財一覧」（鈴鹿市ホームページ）
13	「亀山市の指定文化財一覧」（亀山市ホームページ）

(1) 主な植物相の状況

対象区域において生育記録のある植物としては、186 科 2,460 種が挙げられます。

対象区域は台地・丘陵地及び低地によって構成されており、台地は雑木林や茶畑、宅地等として利用され、低地は広く水田として利用されています。

中でも、シロモジ、ヤマグルマ、クサアジサイ、クロガネモチ等に代表される九州、四国、紀州地方に固有の種が見られる区域としてソハヤキ地域とも言われます。

対象地区の植物相の特徴は、太平洋側型分布と日本海側型分布の植物が混在して生育している点があげられます。

「鈴鹿市の自然」（平成 20 年 3 月、鈴鹿市）によると、鈴鹿市には裏日本気候地域に特徴的なアスナロやタニウツギなどが進出しています。また、鈴鹿市域の丘陵地などに形成された貧栄養湿地には、伊勢湾を取り囲む地域に特徴的に分布するシラタマホシクサやトウカイコモウセンゴケ等、周伊勢湾要素といわれる植物群も生育しています。

「亀山市史・自然編」（亀山市ホームページ）によると、鈴鹿市同様、シロモジ、タキミチャルメルソウ、コゴメウツギ等のソハヤキ地域を代表する種が生育し、日本海地域に特徴的なタムシバ、タニウツギなどが進出しています。また、シデコブシ、ヘビノボラズ、スズカカンアオイ等の周伊勢湾地域の東海丘陵要素といわれる植物群が生育しています。

(2) 重要な種及び群落の状況

重要な種・群落の選定基準は、表 4.1-41 及び表 4.1-42 に示すとおりです。

表 4.1-41　重要な種の選定基準

番号	法律及び文献等	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	・法第 109 条による国指定の天然記念物 特：特別天然記念物 国：国指定天然記念物 ・法第 182 条による地方公共団体指定の天然記念物 県：県指定天然記念物 市：市指定天然記念物
②	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法） （平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号､最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	国内：法第 4 条による国内希少野生動植物種 緊急：法第 5 条による緊急指定種
③	レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- （平成 27 年 3 月　環境省）	絶滅のおそれのある植物種として選定された野生生物 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
④	「三重県レッドデータブック 2015 ～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～ （平成 27 年 3 月、三重県）	三重県内の保護上重要な植物種として選定された野生生物 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足
⑤	三重県指定希少野生動植物種の指定 （平成 16 年 5 月 11 日三重県告示）	三重県自然環境保全条例第 18 条第 1 項の規定による指定希少野生動植物種 指定：指定希少野生動植物種
⑥	改訂・近畿地方の保護上重要な植物-レッドデータブック近畿 2001- （平成 13 年 8 月　レッドデータブック近畿研究会）	近畿地方の保護上重要な植物種 絶滅：絶滅種 A：絶滅危惧種 A B：絶滅危惧種 B C：絶滅危惧種 C 準：準絶滅危惧種

表 4.1-42　重要な植物群落及び個体の選定基準

番号	法律及び文献等	選定基準となる区分
①	文化財保護法 （昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）	・法第 109 条による国指定の天然記念物 特：特別天然記念物 国：国指定天然記念物 ・法第 182 条による地方公共団体指定の天然記念物 県：県指定天然記念物 鈴鹿市：鈴鹿市指定天然記念物 亀山市：亀山市指定天然記念物
②	植物群落レッドデータ・ブック （平成 8 年　（財）日本自然保護協会・（財）世界自然保護協会日本委員会）	保護上重要群落として選定された植物群落 ランク 4：緊急に対策必要 ランク 3：対策必要 ランク 2：破壊の危惧 ランク 1：要注意
③	第3回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書 （昭和 63 年　環境庁）	特定植物群落のうち以下の区分に該当するもの A：原生林もしくはそれに近い自然林 B：国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C：比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D：砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H：その他、学術上重要な植物群落または個体群

①　植物の重要な種の状況

植物の重要な種の確認状況は、表 4.1-43 に示すとおりです。既存文献・資料によると、102 科 362 種の重要な種が抽出されました。

表 4.1-43（1）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
マツバラン	マツバラン	マツバラン	8,10			NT	VU		準
ヒカゲノカズラ	ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン	7						準
		スギラン	7			VU	VU		B
	イワヒバ	イヌカタヒバ	7,8			VU			
	ミズニラ	ミズニラ	7			NT	VU		C
トクサ	トクサ	イヌスギナ	7						A
シダ	ハナヤスリ	ハマハナヤスリ	10				EN		B
		コハナヤスリ	7,8						C
	コケシノブ	キヨスミコケシノブ	7,8						準
		コケシノブ	7,8				VU		準
	ミズワラビ	ミズワラビ	7,8						準
		カラクサシダ	7,8						準
	チャセンシダ	カミガモシダ	8				EN		B
		トキワシダ	7						準
	オシダ	シラネワラビ	7				VU		
		ツクシイワヘゴ	10				EN		A
		オシダ	7,8				NT		
		タカサゴシダ	8,10			NT	EN		準
		ミヤマベニシダ	7				NT		
		タニヘゴ	7,8				VU		C
	メシダ	テバコワラビ	7			VU			B
		ムクゲシケシダ	7				VU		準
		ウスバミヤマノコギリシダ	7,8						準
	ウラボシ	イワオモダカ	7				CR		A
	ヒメウラボシ	ヒロハヒメウラボシ	7			CR	CR		A
		ナガバコウラボシ	8			EN			
	デンジソウ	デンジソウ	7			VU	EN		B
	サンショウモ	サンショウモ	7			VU	VU		C
	アカウキクサ	アカウキクサ	7,10			EN	EX		A
		オオアカウキクサ	8			EN	NT		準
マツ	マツ	コメツガ	7				VU		
	ヒノキ	イブキ	7				CR		
	イヌガヤ	ハイイヌガヤ	7,8				NT		
	イチイ	チャボガヤ	7,8				NT		

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（2）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	ツチトリモチ	ツチトリモチ	7				CR		C
	ヤナギ	キヌヤナギ	7				VU		
	カバノキ	アサダ	7				EN		準
	ブナ	イヌブナ	7,8				NT		
	ニレ	ハルニレ	4						C
	イラクサ	ヒカゲミズ	7						B
	タデ	サイコクヌカボ	10			VU	VU		C
		ヤナギヌカボ	7			VU	EN		C
		ナガバノウナギツカミ	7			NT	VU		C
		ヌカボタデ	7			VU	VU		C
		ノダイオウ	4			VU			C
	ナデシコ	ヤマハコベ	7						C
		アオハコベ	7,8						C
双子葉植物	アカザ	ハマアカザ	4,7				EN		C
		ホウキギ	7				EN		
		ハママツナ	4,5,6,7				NT		A
	ヒユ	ヤナギイノコズチ	7,10				NT		
	モクレン	コブシ	7				VU		C
	クスノキ	ニッケイ	7			NT			
		ケクロモジ	7						B
	キンポウゲ	フクジュソウ	7				VU		C
		イチリンソウ	7,8				NT		
		キクザキイチゲ	7				VU		
		シロバナキクザキイチゲ	7				VU		
		キケンショウマ	7,8				VU		
		クサボタン	7,8				NT		
		トリガタハンショウヅル	7,8				NT		
		シロバナハンショウヅル	7				EN		準
		トウゴクサバノオ	7,8				NT		
		ミスミソウ	7			NT	EN		準
		スハマソウ	7			NT	EN		準
		シギンカラマツ	7				VU		準
		カラマツソウ	7						B
	メギ	ヘビノボラズ	8				NT		C
		オオバメギ	7				VU		
		イカリソウ	7						準

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43 (3)　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	スイレン	オニバス	10			VU	CR	指定	C
		ヒメコウホネ	7			VU	VU		C
	ウマノスズクサ	スエヒロアオイ	7,8			CR	CR		
	ボタン	ヤマシャクヤク	7,8			NT	VU		C
	オトギリソウ	コオトギリ	7			NT			
		アゼオトギリ	7			EN	CR		A
	モウセンゴケ	ナガバノイシモチソウ	10			VU	EX		絶滅
		シロバナナガバノイシモチソウ	7			VU	EX		絶滅
		イシモチソウ	7,8,10			NT	VU		C
		モウセンゴケ	7,8,10				NT		
		コモウセンゴケ	7,8,10				VU		準
		トウカイコモウセンゴケ	7,8,10				NT		C
	ケシ	ヤマキケマン	10				VU		準
	アブラナ	タチスズシロソウ	7			EN	CR		A
		ミツバコンロンソウ	7,8				EN		C
		ミズタガラシ	4,7,8				NT		
	ユキノシタ	タキミチャルメルソウ	7,8			NT	NT		
		ヤブサンザシ	6,7,8				VU		
		ザリコミ	7						C
		ナメラダイモンジソウ	8				EN		
		センダイソウ	7			NT	EN		B
	バラ	ヤマブキショウマ	7				EN		
		シモツケソウ	7				EN		
		カワラサイコ	7,8,10				VU		A
		イワキンバイ	7,8				EN		準
		ウラジロキンバイ	7			VU			
		ツルキンバイ	7,8				NT		
		モモ	7,8						準
		ミチノクナシ	7			EN			
		ナガボノシロワレモコウ	7,10				VU		A
		ナガボノアカワレモコウ	7,10				VU		A
		コバナワレモコウ	7,10				VU		A
		シモツケ	7				DD		準
		イブキシモツケ	7,8				VU		
		ユキヤナギ	8						準

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（4）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	マメ	タヌキマメ	7,8						C
		シバハギ	7,8,10				NT		A
		ツルフジバカマ	7,8				EN		A
	フウロソウ	ヒメフウロ	7				VU		C
		コフウロ	8				EN		A
	ヒメハギ	ヒナノカンザシ	7,10				VU		B
	カエデ	メグスリノキ	7				EN		A
		テツカエデ	7				VU		
	モチノキ	ミヤマウメモドキ	7				EN		C
	ニシキギ	ヒロハツリバナ	7				VU		
		サワダツ	7				NT		
	アオイ	ハマボウ	5,6				VU		A
	グミ	アリマグミ	7				DD		
		コウヤグミ	7				CR		C
	スミレ	シロバナスミレ	7						A
	ウリ	ゴキヅル	3,4,6,7				EN		
	ミソハギ	ヒメミソハギ	7,8				NT		C
		ミズマツバ	7,8			VU	NT		C
	ヒシ	ヒメビシ	7			VU			A
	アカバナ	ウスゲチョウジタデ	7,8			NT			
	アリノトウグサ	ホザキノフサモ	7				VU		
		タチモ	7,10			NT	VU		C
		フサモ	7				VU		A
	ウコギ	ケヤマウコギ	8						準
	セリ	ドクゼリ	7				CR		C
		ハマボウフウ	4,5,6,7						C
		ハナウド	3,7				VU		
		サワゼリ	7,10			VU	EX		A
		カノツメソウ	7						準
	イワウメ	イワウチワ	7,8,10				VU		

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43 (5)　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	イチヤクソウ	ウメガサソウ	7,8,10				NT		
		マルバイチヤクソウ	7				DD		準
	ツツジ	サラサドウダン	7,8,10				VU		
		カイナンサラサドウダン	7,8,10				NT		
		アカモノ	7				VU		
		アカヤシオ	7,8				NT		
		コメツツジ	7						C
		トウゴクミツバツツジ	7				VU		
	ヤブコウジ	カラタチバナ	5,7,8,10				NT		
	サクラソウ	サワトラノオ	7			EN			A
		クサレダマ	6,7				EN		C
		クリンソウ	8				EN		C
		イワザクラ	7			NT	VU		C
	イソマツ	ハマサジ	4			NT	NT		C
	ハイノキ	クロミノニシゴリ	7,10				NT		A
	マチン	ヒメナエ	7			VU	EN		A
		アイナエ	7,8				VU		C
	リンドウ	ハルリンドウ	7,8,10				NT		
		タテヤマリンドウ	7				NT		
		イヌセンブリ	7,8,10			VU	VU		C
		ムラサキセンブリ	7,8			NT			C
		シノノメソウ	8			VU			
	ミツガシワ	ガガブタ	7,10			NT	VU		A
		アサザ	7			NT	CR		A
	ガガイモ	ツルガシワ	7,8				VU		C
		クサナギオゴケ	7			VU	CR		A
		タチガシワ	7						B
		タチカモメヅル	7,8,10				NT		C
		アオタチカモメヅル	8				NT		C
		コイケマ	7,10				EN		
		フナバラソウ	7			VU	EN		C
		スズサイコ	7,8,10			NT	VU		C
		コバノカモメヅル	7,8,10				VU		C

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（6）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	アカネ	ナガバジュズネノキ	8				EN		
		イナモリソウ	8				NT		
		ハクチョウゲ	8			EN			
	クマツヅラ	コムラサキ	7,8				VU		C
		クマツヅラ	7,10				VU		
	シソ	カワミドリ	7				EN		
		オウギカズラ	7,8				NT		準
		タチキランソウ	8			NT			
		ケブカツルカコソウ	7,10			VU	EN		A
		ミズネコノオ	7,8			NT			準
		ミズトラノオ	7,10			VU	VU		A
		マネキグサ	7,8			NT	VU		準
		トラノオジソ	8						準
		ウスギナツノタムラソウ	7,8				NT		
		ミゾコウジュ	4,6,7			NT	VU		C
		ヒメナミキ	7				NT		C
		イガタツナミソウ	7,8,10				VU		準
		デワノタツナミソウ	8				EN		
		ヤマタツナミソウ	7,8				VU		A
		ミヤマナミキ	8				VU		準
	ナス	ヤマホオズキ	8			EN			A
	ゴマノハグサ	ゴマクサ	7,10			VU	EN		A
		オオアブノメ	7			VU	EN		A
		ヤマウツボ	7				VU		
		シソクサ	3,7,8						C
		スズメハコベ	7,8			VU	VU		A
		クチナシグサ	7				VU		
		コシオガマ	7,8,10				VU		
		ヒキヨモギ	8				VU		C
		オオヒキヨモギ	7,8			VU	NT		準
		クワガタソウ	7,8				VU		準
		イヌノフグリ	7,8,10			VU	NT		準
		カワヂシャ	4,5,6,7,8			NT			準

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（7）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	キツネノマゴ	スズムシバナ	7				EW		A
	ゴマ	ヒシモドキ	7			EN	EX		A
	タヌキモ	ノタヌキモ	7,10			VU	VU		
		イヌタヌキモ	7,8			NT			
		フサタヌキモ	7,10			EN	CR		A
		ミカワタヌキモ	7			VU	EN		A
		コタヌキモ	7,10				EX		A
		タヌキモ	7			NT			A
		ヒメタヌキモ	7			NT	VU		A
		ヒメミミカキグサ	7,10			EN	EX		A
		ムラサキミミカキグサ	7,8,10			NT	VU		C
	スイカズラ	カンボク	7				EN		
		イワツクバネウツギ	7,8,10			VU	EN		準
	オミナエシ	キンレイカ	7				VU		準
	マツムシソウ	マツムシソウ	8,10				CR		A
	キキョウ	ソバナ	7				NT		
		キキョウ	7,8,10			VU	NT		C

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（8）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
双子葉植物	キク	ホソバノヤマハハコ	7,8				VU		
		カワラハハコ	4,5,6,7,8				VU		B
		チョウジギク	7,8,10				CR		準
		ヒメヨモギ	8						C
		フクド	4,5,6			NT	VU		A
		イワヨモギ	8			VU			
		コモノギク	7,8				VU		C
		サワシロギク	7,10				NT		C
		ウラギク	7			NT	VU		準
		オケラ	7,8,10				VU		C
		アワコガネギク	8			NT			
		コイブキアザミ	8			VU			C
		ワタムキアザミ	7,8,10			VU	NT		C
		クサヤツデ	7,8				NT		
		フジバカマ	7			NT	CR		A
		アキノハハコグサ	7,8,10			EN	CR		A
		ヤマジノギク	7,8				EN		
		ミズギク	7,10				CR		A
		オグルマ	7,8				NT		C
		ホソバオグルマ	7,8			VU	EN		B
		タカサゴソウ	7			VU	EX		A
		ハマニガナ	7				NT		
		ミヤマヨメナ	7				VU		
		ミヤコアザミ	7				EN		A
		ヒメヒゴタイ	8			VU	EX		A
		キクアザミ	7				EX		A
		オカオグルマ	7,8,10				NT		C
		サワオグルマ	7				EN		
		ヤブレガサモドキ	7			EN			A
		オナモミ	7			VU	EX		絶滅

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（9）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
単子葉植物	オモダカ	マルバオモダカ	7,10			VU	CR		A
	トチカガミ	スブタ	7			VU	VU		A
		トチカガミ	7			NT	EN		C
		ミズオオバコ	7,8,10			VU	VU		
	ホロムイソウ	シバナ	7			NT	EN		C
	ヒルムシロ	イトモ	7			NT	VU		A
		カワツルモ	7			NT	VU		A
	イバラモ	イバラモ	7				VU		C
	ホンゴウソウ	ホンゴウソウ	10			VU	EN		準
	ユリ	ニラ	7,8						A
		チャボシライトソウ	7			VU	EN		C
		ミノコバイモ	7			VU	CR		A
		ノカンゾウ	7,10				NT		
		ユウスゲ	7,10				EN		
		カンザシギボウシ	8						C
		ミズギボウシ	7,8				NT		C
		ササユリ	7,8,10				NT		
		イワショウブ	7				VU		A
		ハナゼキショウ	7,8,10				VU		準
	ヒガンバナ	ナツズイセン	8						C
	キンバイザサ	コキンバイザサ	8				EN		A
	ミズアオイ	ミズアオイ	7			NT	CR		A
	アヤメ	ノハナショウブ	7,10				VU		C
		カキツバタ	8			NT			C
	ヒナノシャクジョウ	ヒナノシャクジョウ	7,10				VU		B
	ホシクサ	オオホシクサ	8						C
		ホシクサ	4,7,8						C
		シラタマホシクサ	7,10			VU	EN		A
		クロホシクサ	7,10			VU	VU		A

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（10）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
単子葉植物	イネ	ヒメコヌカグサ	7			NT			C
		チョウセンガリヤス	7				NT		
		ヒナザサ	7,10			NT	EN		B
		ヌマカゼクサ	7,10				EN		C
		イトスズメガヤ	7				DD		A
		コゴメカゼクサ	7				DD		A
		ナルコビエ	7,8,10				VU		
		ウンヌケモドキ	7,8,10			NT	VU		C
		ヒロハノドジョウツナギ	7						A
		タイワンカモノハシ	10				EN		A
		チャボチヂミザサ	8				NT		準
		スズメノコビエ	7,8						C
		アイアシ	4,5,6,7,10				VU		C
		ムカゴツヅリ	7,8				VU		A
		ウキシバ	7,10				VU		C
		ヒゲシバ	7				CR		B
		オニシバ	7,10				VU		C
	サトイモ	ヒロハテンナンショウ	7				EN		C
		ミズバショウ	7						A
	ミクリ	ミクリ	7,8,10			NT	CR		A
		ナガエミクリ	7,8,10			NT	NT		準
	ガマ	コガマ	7,8,10				NT		C

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（11）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
単子葉植物	カヤツリグサ	クロヒナスゲ	8				EN		B
		ヒナスゲ	7,8						B
		ヤマアゼスゲ	5,8				VU		
		ウマスゲ	7				EN		B
		アオヒエスゲ	7						準
		オオアオスゲ	8						B
		ヤガミスゲ	7						C
		ツルミヤマカンスゲ	7,8				VU		
		コミヤマカンスゲ	8				VU		
		ヒメスゲ	7				VU		準
		タカネマスクサ	7,8				EN		
		マメスゲ	7				NT		C
		シオクグ	3,4,5,6,7						C
		カンエンガヤツリ	7			VU			
		ヒメアオガヤツリ	5,7				EN		
		シロガヤツリ	7,10				VU		A
		セイタカハリイ	7,8				EN		C
		ビロードテンツキ	7				VU		A
		アゼテンツキ	7				VU		A
		アンペライ	7				NT		C
		ミカヅキグサ	7,10				VU		C
		トラノハナヒゲ	7,8,10				VU		B
		オオイヌノハナヒゲ	7,10				CR		C
		シズイ	7				EN		A
		マツカサススキ	7,8,10				VU		C
		コウキヤガラ	7						B
		タイワンヤマイ	7,8				VU		
		カガシラ	7,10			VU	EN		A
		ミカワシンジュガヤ	7			VU	VU		B
		コシンジュガヤ	7,8,10				NT		C
		ケシンジュガヤ	7,10				VU		A

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

表 4.1-43（12）　文献により確認された重要な陸生植物

分類	科和名	種和名	文献	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
単子葉植物	ラン	ヒナラン	7,8			EN	EN		B
		シラン	7,8			NT	NT		C
		マメヅタラン	10			NT	NT		準
		ムギラン	7			NT	NT		準
		エビネ	8,10			NT	NT		
		ナツエビネ	8			VU	NT		A
		ギンラン	7,8				VU		
		キンラン	7,8			VU	VU		C
		ササバギンラン	8				CR		A
		トケンラン	7			VU			準
		クマガイソウ	7,8			VU	VU		C
		カキラン	7,8,10				NT		
		ツユクサシュスラン	8				DD		
		ノビネチドリ	7						C
		ムカゴトンボ	8			EN	EX		A
		サギソウ	7,8,10			NT	VU		C
		ミズトンボ	7,8			VU	NT		C
		ムカゴソウ	7			EN	EX		A
		ジガバチソウ	7,8						C
		アオフタバラン	8				EN		準
		フウラン	7			VU	VU		A
		ヨウラクラン	7				VU		A
		ウチョウラン	7,8			VU	VU		C
		ミズチドリ	7				EX		C
		ヤマサギソウ	8				EN		A
		コバノトンボソウ	7				VU		C
		トンボソウ	7				NT		準
		トキソウ	7,8			NT	VU		C
		ヤマトキソウ	7,8				VU		C
		マツラン	7			VU	EN		B
		クモラン	7				VU		
		ヒトツボクロ	8				VU		準
合計 102 科 362 種				0 種	0 種	128 種	290 種	1 種	266 種

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-41 に示すとおり。

② 重要な植物群落等の状況

調査区域の重要な植物群落、国、三重県又は関係市の天然記念物に指定されている樹木等に該当するものは、表 4.1-44 に示すとおりです。分布場所がわかっている重要な植物群落及び天然記念物を図 4.1-29 に示します。

「植物群落レッドデータ・ブック」（平成 8 年（財）日本自然保護協会・（財）世界自然保護協会日本委員会）では、対象区域内の重要な植物群落として「イヌツゲ群落」、「イヌノハナヒゲ群落」、「コモウセンゴケ群落」、「ミミカキグサ群落」、「アンペライ群落」が挙げられていますが、これらの群落は全て「金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落」に分布しています。

表 4.1-44　文献により確認された重要な植物群落等

番号	件名	所在	文献	選定基準		
				①	②	③
1	金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落	鈴鹿市地子町	2,10,11	国	ランク 4	D・H
2	川俣神社のスダジイ	鈴鹿市庄野町	11	県		
3	西の城戸の柊	鈴鹿市国府町	11	県		
4	アイナシ	鈴鹿市国府町	11	県		
5	石薬師の蒲サクラ	鈴鹿市上野町	11	県		
6	地蔵大マツ	鈴鹿市南玉垣町	11	県		
7	宗英寺のイチョウ	亀山市南野町	12	県		
8	大木神社の椎の森	鈴鹿市石薬師町	11	鈴鹿市		
9	池の側松並木	亀山市西丸町	12	亀山市		
10	法因寺の左巻カヤ	亀山市東町	12	亀山市		
11	亀山神社の神スギ	亀山市西丸町	12	亀山市		
12	伊勢屋ソテツ	亀山市東御幸町	12	亀山市		
13	イヌツゲ群落	鈴鹿市地子町	10		ランク 4	
14	イヌノハナヒゲ群落	鈴鹿市地子町	10		ランク 4	
15	コモウセンゴケ群落	鈴鹿市地子町	10		ランク 4	
16	ミミカキグサ群落	鈴鹿市地子町	10		ランク 4	
17	アンペライ群落	鈴鹿市地子町	10		ランク 4	

注）文献番号は表 4.1-40、選定基準番号は表 4.1-42 に示すとおり。

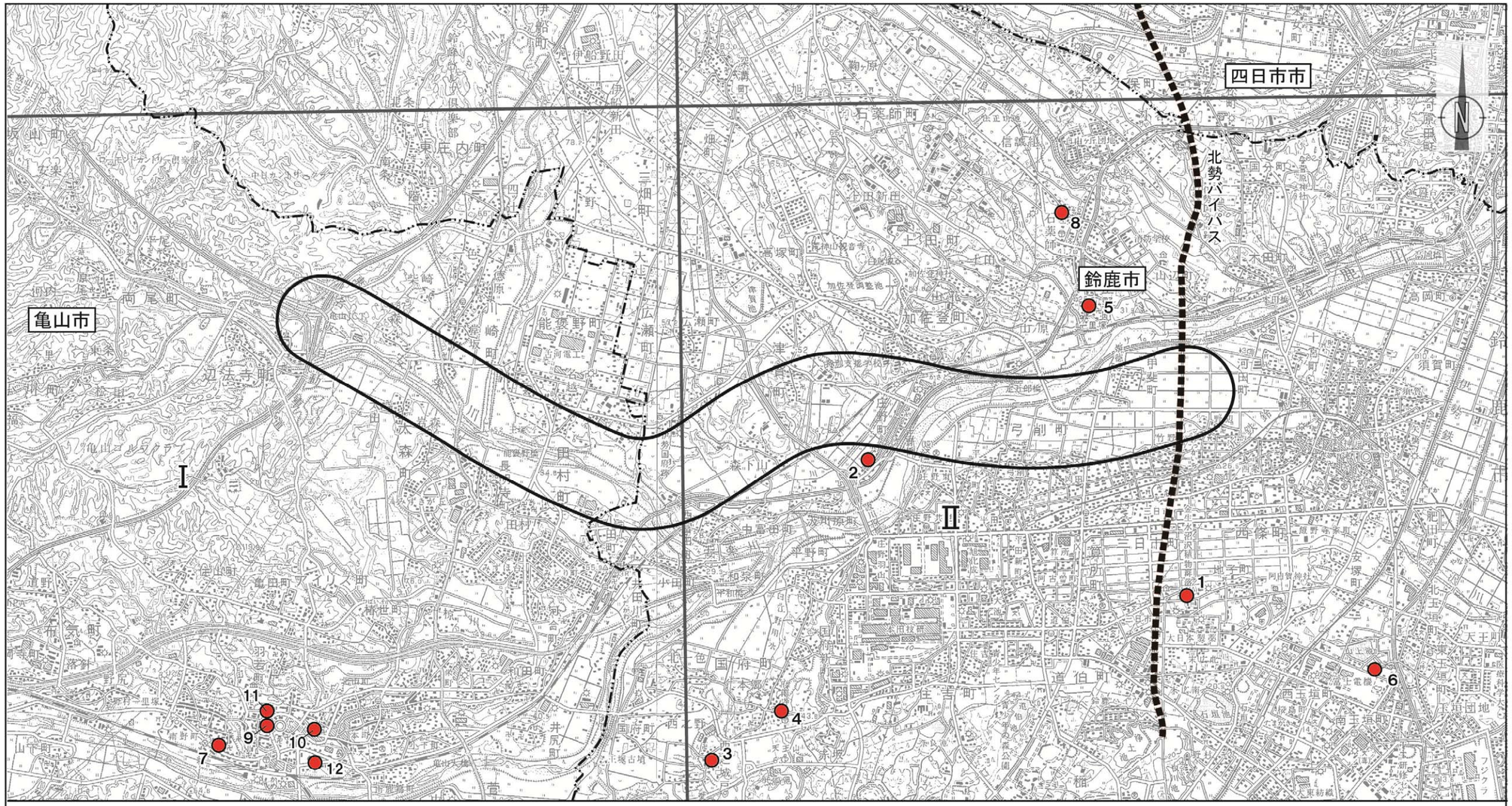

凡 例

記号	番号	名称	備考
●	1	金生水沼沢植物群落	国指定天然記念物 特定植物群落 保護上重要な群落として選定された植物群落
	2	川俣神社のスダジイ	県指定天然記念物
	3	西の城戸のヒイラギ	
	4	アイナシ	
	5	石薬師の蒲ザクラ	
	6	地蔵大マツ	
	7	宗英寺のイチョウ	
	8	大木神社の椎の森	鈴鹿市天然記念物
	9	池の側松並木	亀山市天然記念物
	10	法因寺の左巻カヤ	
	11	亀山神社の神スギ	
	12	伊勢屋ソテツ	
▭	都市計画対象道路事業実施区域		

分類	種名	I	II
マツバラン	マツバラン	●	
シダ	ハマハナヤスリ		●
	ツクシイワヘゴ	●	
	タカサゴシダ	●	
	アカウキクサ		
双子葉植物	サイコクヌカボ	●	
	ヤナギイノコズチ		●
	オニバス		●
	イシモチソウ	●	●
	モウセンゴケ	●	●
	コモウセンゴケ	●	●
	トウカイコモウセンゴケ	●	●
	ヤマキケマン	●	
	カワラサイコ	●	
	ナガボノシロワレモコウ	●	●
	ナガボノアカワレモコウ	●	●
	コバナワレモコウ	●	●
	シバハギ	●	●
	ヒナノカンザシ		●
	タチモ		●
	イワウチワ	●	
	ウメガサソウ	●	
	サラサドウダン	●	
	カイナンサラサドウダン	●	●
	カラタチバナ		●
	クロミノニシゴリ		●
	ハルリンドウ		●
	イヌセンブリ	●	●
	ガガブタ		●
	タチカモメヅル		●
	コイケマ	●	
	スズサイコ	●	

分類	種名	I	II
双子葉植物	コバノカモメヅル		●
	クマツヅラ		●
	ケブカツルカコソウ		●
	ミズトラノオ		●
	イガタツナミソウ	●	
	コシオガマ	●	
	イヌノフグリ	●	
	ノタヌキモ		●
	フサタヌキモ		●
	ムラサキミミカキグサ		●
	イワツクバネウツギ	●	
	マツムシソウ	●	
	キキョウ	●	
	チョウジギク	●	
	サワシロギク		●
	オケラ	●	
	ワタムキアザミ	●	
	アキノハハコグサ	●	●
	ミズギク		●
	オカオグルマ	●	
単子葉植物	マルバオモダカ		●
	ミズオオバコ	●	
	ノカンゾウ		●
	ユウスゲ		●
	ササユリ	●	
	ハナゼキショウ	●	
	ノハナショウブ		●
	ヒナノシャクジョウ	●	
	シラタマホシクサ		●
	クロホシクサ		●
	ヒナザサ		●
	ヌマカゼクサ		●

分類	種名	I	II
単子葉植物	ナルコビエ		●
	ウンヌケモドキ		●
	タイワンカモノハシ		●
	アイアシ		●
	ウキシバ		●
	オニシバ		●
	ミクリ		●
	ナガエミクリ	●	
	コガマ		●
	シロガヤツリ	●	●
	ミカヅキグサ		●
	トラノハナヒゲ	●	
	オオイヌノハナヒゲ		●
	マツカサススキ	●	
	カガシラ		●
	コシンジュガヤ	●	●
	ケシンジュガヤ		●
	マメヅタラン	●	
	エビネ	●	
	カキラン	●	
	サギソウ		●

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査　三重県動植物分布図」（昭和 56 年、環境庁）
「三重県自然環境保全調査書　附図Ⅱ三重県内の貴重な個体植物及び貴重な植物群落の分布図」（昭和 51 年 3 月、三重県）
「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」（平成 27 年 3 月、三重県）
「三重の歴史・文化散策マップ」（三重県ホームページ）

図番号	図 4.1-29
図名	重要な植物及び植物群落の分布位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

3)　植生の状況

対象区域の現存植生の植生区分を表 4.1-45 に、現存植生図を図 4.1-30 に示します。

対象区域には、鈴鹿市の北西にブナクラス域代償植生の常緑針葉樹二次林であるアカマツ群落が見られますが、他はほとんどが温暖性の常緑広葉樹林帯のヤブツバキクラス域に属します。

亀山市では台地、丘陵地の斜面を中心に、鈴鹿市では社寺林の一部に、常緑広葉樹二次林のシイ・カシ二次林が分布しています。また、対象区域北東の鈴鹿市の台地斜面及び鈴鹿川南部の台地に、落葉広葉樹二次林のケネザサーコナラ群集が、鈴鹿市及び亀山市の台地部斜面に、常緑針葉樹二次林のモチツツジーアカマツ群集が分布しています。

対象区域西部の丘陵、段丘部にはゴルフ場が点在し、周囲にアカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林が分布しています。対象区域中央を流れる鈴鹿川、安楽川には、自然裸地が広く分布し、ツルヨシ群集が分布しています。また、竹林も見られます。河川沿いの広い範囲は低地や段丘となっており、畑地や水田及び市街地となっています。

なお、河辺・湿原・沼沢地植生のうち貧養地小型植物群落は、鈴鹿市地子町と西條町にまたがる金生水（かなしょうず）地区の 1 箇所に見られ、金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落として天然記念物に指定されています。

表 4.1-45　対象区域の植生区分

記号	植生区分	植生凡例	
		大区分	中・細区分
8	ブナクラス域代償植生	常緑針葉樹二次林	アカマツ群落（V）
10		二次草原	ススキ群団（V）
14	ヤブツバキクラス域自然植生	常緑広葉樹林	カナメモチーコジイ群集
19		落葉広葉樹林	ケヤキームクノキ群集
25	ヤブツバキクラス域代償植生	常緑広葉樹二次林	シイ・カシ二次林
26		落葉広葉樹二次林	アベマキーコナラ群集
691			ケネザサーコナラ群集
27		常緑針葉樹二次林	モチツツジーアカマツ群集
30	河辺・湿原・沼沢地・砂丘植生	湿原・河川・池沼植生	貧養地小型植物群落
31			ヨシクラス
32			ツルヨシ群集
35			ヒルムシロクラス
36	植林地・耕作地植生	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林
37			アカマツ植林
38			クロマツ植林
39		竹林	竹林
h		牧草地・ゴルフ場・芝地	ゴルフ場・芝地
g			牧草地
f		耕作地	路傍・空地雑草群落
c			放棄畑雑草群落
e			果樹園
e1			茶畑
a			畑雑草群落
b			水田雑草群落
d			放棄水田雑草群落
k	その他	市街地等	市街地
i			緑の多い住宅地
L			工場地帯
m			造成地
w			開放水域
r			自然裸地

出典：「自然環境保全基礎調査　植生調査情報提供」（環境省生物多様性センターホームページ）

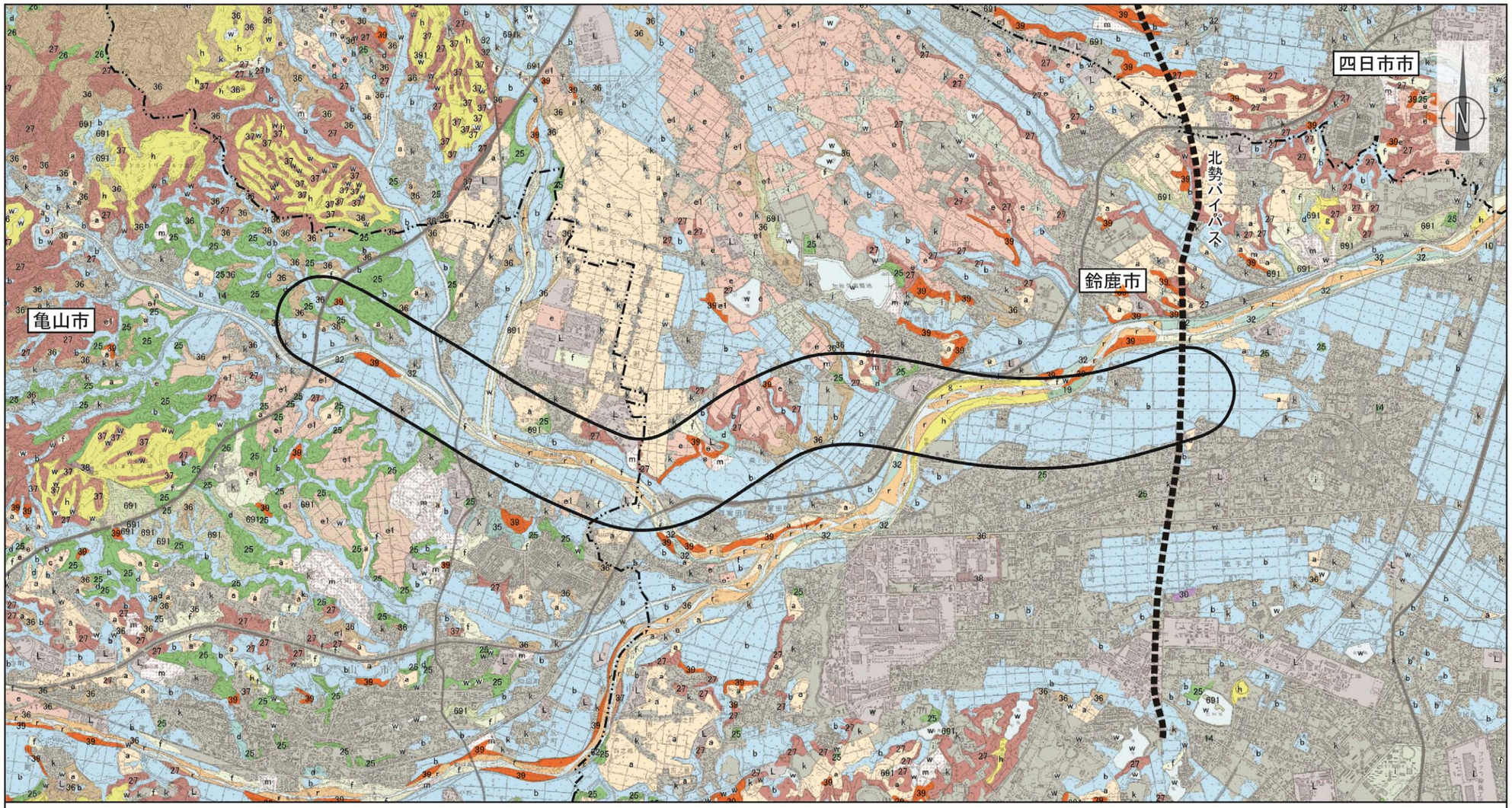

凡　例

記号	名称	記号	名称
8	アカマツ群落(V)	h	ゴルフ場・芝地
10	ススキ群団(V)	g	牧草地
14	カナメモチーコジイ群集	f	路傍・空地雑草群落
19	ケヤキームクノキ群集	c	放棄畑雑草群落
25	シイ・カシ二次林	e	果樹園
26	アベマキーコナラ群集	e1	茶畑
691	ケネザサーコナラ群集	a	畑雑草群落
27	モチツツジーアカマツ群集	b	水田雑草群落
30	貧養地小型植物群落	d	放棄水田雑草群落
31	ヨシクラス	k	市街地
32	ツルヨシ群集	i	緑の多い住宅地
35	ヒルムシロクラス	L	工場地帯
36	スギ・ヒノキ・サワラ植林	m	造成地
37	アカマツ植林	w	開放水域
38	クロマツ植林	r	自然裸地
39	竹林		都市計画対象道路事業実施区域

出典：「自然環境保全基礎調査　植生調査情報提供」（環境省生物多様性センターホームページ）

図番号	図 4.1-30
図名	現存植生図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4） 生態系の状況

(3) 自然環境の類型区分

対象区域の自然環境を地形、水象の区分及び植生の区分を重ね合わせることにより、生態系における自然環境の類型区分を行い、生態系の概略を整理しました。

地形及び水象は、山地、台地、丘陵地、低地（扇状地性低地、自然堤防・砂州）、開放水域（河川、溜池）に類型化しました。

植生区分は、樹林地、草地、耕作地（果樹園、茶畑、畑）、水田、市街地・その他に類型化しました。

これら地形及び水象と植生の区分を重ね合わせ、対象区域の自然環境の類型区分として整理した概要を表 4.1-46 に、自然環境区分図を図 4.1-31 に示します。

対象区域の自然環境の類型区分は、「山地の樹林地」、「山地の水田」、「台地・丘陵地の樹林地」、「台地・丘陵地の耕作地」、「台地・丘陵地の水田」、「低地の樹林地」、「低地の水田」、「低地の草地」、「開放水域」、「市街地・その他」の 10 区分となります。

表 4.1-46　自然環境の類型区分の概要

番号	類型区分		概要
	地形等区分	植生区分	
1	山地	樹林地	対象区域北西部の野登山山麓部に見られ、主な植生はモチツツジーアカマツ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林となっています。
2		水田	対象区域北西部の野登山の山麓部に見られます。
3	台地・丘陵地	樹林地	対象区域の西部ではシイ・カシ二次林が広がり、他はケネザサーコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集が見られます。 社寺林にはヤブツバキクラス域の代償植生であるシイ・カシ萌芽林が見られます。
4		耕作地	台地の広い面積を茶畑や畑等の耕作地によって占められています。
5		水田	山地の樹林地や市街地周辺の比較的緩やかな台地・丘陵地に水田が見られます。
6	低地	樹林地	社寺林の自然林、二次林が点在しています。河川敷にはケヤキームクノキ群集、竹林が見られます。 また、海岸部にクロマツ植林が見られます。
7		水田	安楽川沿いや鈴鹿川沿い及びその支流周辺の低地はほとんどが水田もしくは休耕地となっています。
8		草地	鈴鹿川や安楽川の河川敷は、ヤブツバキクラス域の代償植生であるツルヨシ群集が分布し、その他竹林や自然裸地が広がっています。
9	開放水域		比較的大きな開放水域として鈴鹿川と安楽川が東西に流れています。また、加佐登調整池、石垣池、浄土池など溜池が点在しています。
10	市街地・その他		主に台地上に市街地が分布し、対象区域の南部にまとまった市街地が見られます。 また、丘陵地は自然状態では樹林地となっていますが、ゴルフ場等により人工草地となっている場所があり、対象区域内では比較的多く見られます。

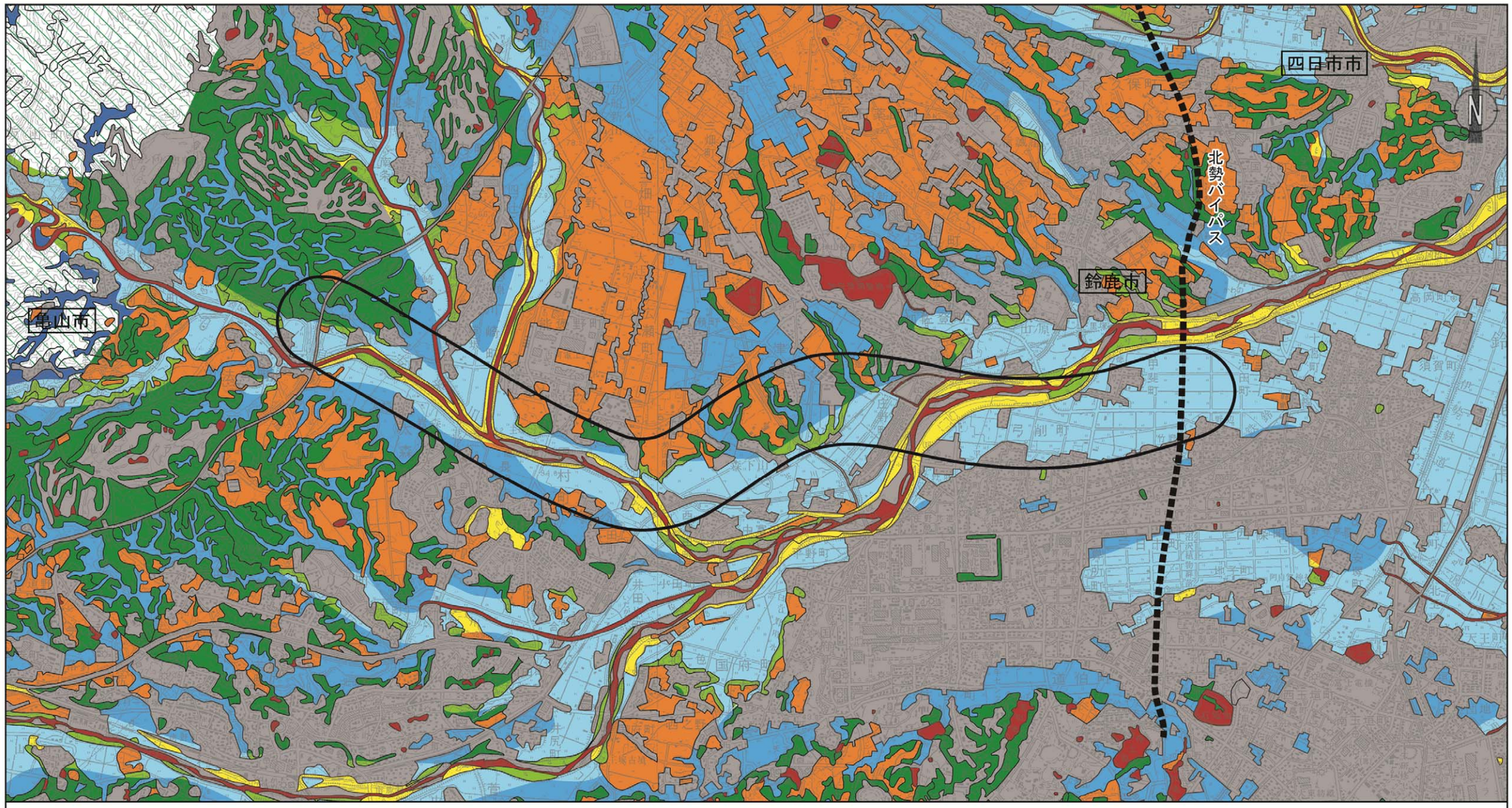

凡　　例		
記　号	地形等区分	植生区分
	山地	樹林地
		水田
	台地･丘陵地	樹林地
		耕作地
		水田
	低地	樹林地
		水田
		草地
	開放水域	
	市街地・その他	
	都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「土地分類図（三重県）地形分類図」（昭和 50 年、国土庁土地局国土調査課）
「自然環境保全基礎調査　植生調査情報提供」（環境省生物多様性センターホームページ）

図番号	図 4.1-31
図名	自然環境区分図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

(4) 自然環境類型区分における主な動物相、植物相の状況並びに生息・生育基盤の状況

類型区分化された自然環境ごとに生息・生育することが想定される主な動植物は、表4.1-47に示すとおりです。

表 4.1-47（1） 主な動物相、植物相の状況

<table>
<tr><th>番号</th><th>類型区分</th><th>生息・生育基盤の種類</th><th>主な動物種</th><th>主な植物種</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td rowspan="3">山地の樹林地</td><td>モチツツジーアカマツ群集</td><td rowspan="3">ﾆﾎﾝｻﾞﾙ、ﾉｳｻｷﾞ、ﾆﾎﾝﾘｽ、ｱｶﾈｽﾞﾐ、ﾋﾒﾈｽﾞﾐ、
ﾀﾇｷ、ｷﾂﾈ、ﾃﾝ、ﾆﾎﾝｲﾉｼｼ、ﾆﾎﾝｼﾞｶ、ｶﾓｼｶ
ﾐｿﾞｺﾞｲ、ﾊﾁｸﾏ、ﾄﾋﾞ、ｵｵﾀｶ、ﾊｲﾀｶ、ﾉｽﾘ、
ｻｼﾊﾞ、ｸﾏﾀｶ、ﾔﾏﾄﾞﾘ、ｱｵﾊﾞﾄ、ｼﾞｭｳｲﾁ、
ﾂﾂﾄﾞﾘ、ｱｵｹﾞﾗ、ｱｶｹﾞﾗ、ｲﾜﾂﾊﾞﾒ、ｶﾜｶﾞﾗｽ、
ﾐｿｻｻﾞｲ、ｺﾏﾄﾞﾘ、ｺﾙﾘ、ﾙﾘﾋﾞﾀｷ、ｸﾛﾂｸﾞﾐ、
ｵｵﾙﾘ、ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ、ｻﾝｺｳﾁｮｳ、ﾔﾏｶﾞﾗｽ、ｶｹｽ
ﾌﾞﾁｻﾝｼｮｳｳｵ、ﾋﾀﾞｻﾝｼｮｳｵ、ﾅｶﾞﾚﾋｷｶﾞｴﾙ、
ﾀｺﾞｶﾞｴﾙ、ﾔﾏｱｶｶﾞｴﾙ、ﾓﾘｱｵｶﾞｴﾙ、
ｶｼﾞｶｶﾞｴﾙ、ﾄｶｹﾞ、ｼﾛﾏﾀﾞﾗ
ﾑｶｼﾄﾝﾎﾞ、ﾑｶｼﾔﾝﾏ、ｶﾏﾄﾞｺｵﾛｷﾞ、ﾋﾒｸｻｷﾘ、
ﾊﾙｾﾞﾐ、ｴｿﾞｾﾞﾐ、ｵｵｾﾝﾁｺｶﾞﾈ、
ｵｵﾀﾞｲｾﾏﾀﾞﾗｺｶﾞﾈ、ﾋﾒﾎﾞﾀﾙ、ｷﾘｼﾏﾐﾄﾞﾘｼｼﾞﾐ</td><td>ｱｶﾏﾂ、ﾓﾁﾂﾂｼﾞ、ﾔﾏﾂﾂｼﾞ、
ｺﾅﾗ、ｺｼﾞｲ、ﾘｮｳﾌﾞ、ﾋｻｶｷ、
ｸﾛﾊﾞｲ、ｿﾖｺﾞ、ﾔﾏｻﾞｸﾗ、ｱｶｶﾞｼ、
ｳﾗｼﾞﾛｶﾞｼ</td></tr>
<tr><td>スギ・ヒノキ・サワラ植林</td><td>ｽｷﾞ、ﾋﾉｷ、ｱﾗｶｼ、ﾀﾌﾞﾉｷ、
ｼﾛﾀﾞﾓ、ｱｵｷ</td></tr>
<tr><td>アカマツ植林</td><td>ｱｶﾏﾂ、ﾓﾁﾂﾂｼﾞ、ﾋｻｶｷ、ｿﾖｺﾞ</td></tr>
<tr><td>2</td><td>山地の水田</td><td>水田雑草群落</td><td>ｺﾞｲｻｷﾞ、ｱﾏｻｷﾞ、ﾁｭｳｻｷﾞ、ｺｻｷﾞ、ｹﾘ、ﾀｼｷﾞ
ｱﾏｶﾞｴﾙ、ﾆﾎﾝｱｶｶﾞｴﾙ
ﾀｶﾞﾒ、ﾄﾞｼﾞｮｳ、ﾎﾄｹﾄﾞｼﾞｮｳ、ｼｵｶﾗﾄﾝﾎﾞ、
ｱｷｱｶﾈ、ｳｽﾊﾞｷﾄﾝﾎﾞ</td><td>ｳﾘｶﾜ、ｺﾅｷﾞ、ｲﾇﾋﾞｴ、
ｱｾﾞﾄｳｶﾞﾗｼ、ﾀﾈﾂｹﾊﾞﾅ、
ﾀﾏｶﾞﾔﾂﾘ、ﾎﾀﾙｲ、ｵﾓﾀﾞｶ、
ｷｶｼｸﾞｻ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">台地、丘陵地の樹林地</td><td>シイ・カシ二次林</td><td rowspan="4">ﾉｳｻｷﾞ、ｱｶﾈｽﾞﾐ、ﾋﾒﾈｽﾞﾐ、ﾀﾇｷ
ﾄﾋﾞ、ｵｵﾀｶ、ﾊｲﾀｶ、ﾉｽﾘ、ｻｼﾊﾞ、ｷｼﾞﾊﾞﾄ、
ﾎﾄﾄｷﾞｽ、ﾌｸﾛｳ、ｺｹﾞﾗ、ｼﾛﾊﾗ、ｳｸﾞｲｽ、ｴﾅｶﾞ、
ﾔﾏｶﾞﾗ、ｼｼﾞｭｳｶﾗ、ﾒｼﾞﾛ、ﾎｵｼﾞﾛ
ｼｭﾚｰｹﾞﾙｱｵｶﾞｴﾙ
ｶﾅﾍﾋﾞ、ｼﾏﾍﾋﾞ、ｱｵﾀﾞｲｼｮｳ
ﾑｶｼﾔﾝﾏ、ﾊﾙｾﾞﾐ、ﾑﾗｻｷｼｼﾞﾐ、ﾓﾝｷｱｹﾞﾊ、
ｱｵｽｼﾞｱｹﾞﾊ、ﾋﾗﾀｸﾜｶﾞﾀ、ｶﾌﾞﾄﾑｼ、
ｹﾞﾝｼﾞﾎﾞﾀﾙ</td><td>ｽﾀﾞｼﾞｲ、ﾂﾌﾞﾗｼﾞｲ、ｱﾗｶｼ、
ｱｶｶﾞｼ、ｻｶｷ、ﾓﾁﾉｷ、ｱﾗｶｼ、
ﾋｻｶｷ</td></tr>
<tr><td>ケネザサーコナラ群集</td><td>ｺﾅﾗ、ﾈｼﾞｷ、ﾔﾏﾂﾂｼﾞ、ｱﾗｶｼ、
ﾈｻﾞｻ、ｻｶｷ、ｼｬｼｬﾝﾎﾞ、ﾀｶﾉﾂﾒ</td></tr>
<tr><td>モチツツジーアカマツ群集</td><td>ｱｶﾏﾂ、ﾓﾁﾂﾂｼﾞ、ﾔﾏﾂﾂｼﾞ、
ｺﾅﾗ、ｺｼﾞｲ、ﾘｮｳﾌﾞ、ﾋｻｶｷ、
ｸﾛﾊﾞｲ、ｿﾖｺﾞ、ﾔﾏｻﾞｸﾗ、ｱｶｶﾞｼ、
ｳﾗｼﾞﾛｶﾞｼ</td></tr>
<tr><td>アカマツ植林</td><td>ｱｶﾏﾂ、ﾓﾁﾂﾂｼﾞ、ﾋｻｶｷ、ｿﾖｺﾞ</td></tr>
<tr><td>4</td><td>台地、丘陵地の耕作地</td><td>茶畑・果樹園</td><td>ｱｶﾈｽﾞﾐ
ﾋﾊﾞﾘ、ﾎｵｼﾞﾛ、ﾓｽﾞ
ｶﾅﾍﾋﾞ
ｸﾜｶﾐｷﾘ、ｷﾎﾞｼｶﾐｷﾘ</td><td>ｽｽﾞﾒﾉｶﾀﾋﾞﾗ、ｶﾓｼﾞｸﾞｻ、
ｵｵｲﾇﾉﾌｸﾞﾘ、ｷﾞｼｷﾞｼ、ﾋﾒｽｲﾊﾞ、
ﾉﾐﾉﾌｽﾏ、ﾆｼｷｿｳ、ｶﾀﾊﾞﾐ、
ﾑﾗｻｷｶﾀﾊﾞﾐ、ﾁﾄﾞﾒｸﾞｻ、
ｶｷﾄﾞｵｼ、ｹﾞﾝﾉｼｮｳｺ、ｽｷﾞﾅ、
ﾖﾓｷﾞ</td></tr>
<tr><td>5</td><td>台地、丘陵地の水田</td><td>水田雑草群落</td><td>ｱｶﾈｽﾞﾐ
ﾋﾊﾞﾘ、ﾎｵｼﾞﾛ、ﾓｽﾞ、ｹﾘ
ｱﾏｶﾞｴﾙ、ﾆﾎﾝｱｶｶﾞｴﾙ
ｼｵｶﾗﾄﾝﾎﾞ、ｱｷｱｶﾈ、ｳｽﾊﾞｷﾄﾝﾎﾞ</td><td>ｺﾅｷﾞ、ｽﾌﾞﾀ、ｳﾘｶﾜ、ｷｶｼｸﾞｻ、
ﾄｷﾝｿｳ、ﾉﾁﾄﾞﾒ、ｾﾘ、ｷｸﾓ、
ｱｷﾞﾅｼ、ｹｲﾇﾋﾞｴ、ﾀｲﾇﾋﾞｴ、
ｱｾﾞｶﾞﾔﾂﾘ、ｺｹｵﾄｷﾞﾘ、ｲﾎﾞｸｻ、
ｵﾓﾀﾞｶ、ﾀﾈﾂｹﾊﾞﾅ、ﾉﾐﾉﾌｽﾏ、
ﾏﾂﾊﾞｲ、ｲﾁｮｳｳｷｺﾞｹ</td></tr>
</table>

表 4.1-47（2）　主な動物相、植物相の状況

番号	類型区分	生息・生育基盤の種類	主な動物種	主な植物種
6	低地の樹林地	カナメモチーコジイ群集	ｱｶﾈｽﾞﾐ、ﾋﾒﾈｽﾞﾐ、ﾀﾇｷ ｷｼﾞﾊﾞﾄ、ﾎﾄﾄｷﾞｽ、ｺｹﾞﾗ、ｳｸﾞｲｽ、ｴﾅｶﾞ、 ﾔﾏｶﾞﾗ、ｼｼﾞｭｳｶﾞﾗ、ﾒｼﾞﾛ、ﾎｵｼﾞﾛ、ｶﾜﾗﾋﾜ ｶﾅﾍﾋﾞ、ｼﾏﾍﾋﾞ、ｱｵﾀﾞｲｼｮｳ ﾊﾙｾﾞﾐ、ﾑﾗｻｷｼｼﾞﾐ、ﾓﾝｷｱｹﾞﾊ、ｱｵｽｼﾞｱｹﾞﾊ、 ﾋﾗﾀｸﾜｶﾞﾀ、ｶﾌﾞﾄﾑｼ	ｺｼﾞｲ、ｱﾗｶｼ、ﾔﾌﾞﾂﾊﾞｷ、 ｶﾅﾒﾓﾁ、ﾋｻｶｷ、ｻｶｷ、ﾈｽﾞﾐﾓﾁ
		ケヤキームクノキ群集		ｹﾔｷ、ｴﾉｷ、ﾑｸﾉｷ、ﾀﾌﾞﾉｷ
		竹林		ﾓｳｿｳﾁｸ、ﾊﾁｸ、ﾏﾀﾞｹ
		クロマツ植林		ｸﾛﾏﾂ
		ハンノキ群落		ﾊﾝﾉｷ、ｳﾒﾓﾄﾞｷ、ｱｶﾒｶﾞｼﾜ、 ﾐﾂﾊﾞｱｹﾋﾞ、ﾐｿﾞｿﾊﾞ
7	低地の水田	水田雑草群落	ｺﾞｲｻｷﾞ、ｱﾏｻｷﾞ、ﾁｭｳｻｷﾞ、ｺｻｷﾞ、ｹﾘ、ﾀｼｷﾞ ｱﾏｶﾞｴﾙ、ﾆﾎﾝｱｶｶﾞｴﾙ ｼｵｶﾗﾄﾝﾎﾞ、ｱｷｱｶﾈ、ｳｽﾊﾞｷﾄﾝﾎﾞ	ｺﾅｷﾞ、ｽﾌﾞﾀ、ｳﾘｶﾜ、ｷｶｼｸﾞｻ、 ﾄｷﾝｿｳ、ﾉﾁﾄﾞﾒ、ｾﾘ、ｷｸﾓ、 ｱｷﾞﾅｼ、ｹｲﾇﾋﾞｴ、ﾀｲﾇﾋﾞｴ、 ｱｾﾞｶﾞﾔﾂﾘ、ｺｹｵﾄｷﾞﾘ、ｲﾎﾞｸｻ、 ｵﾓﾀﾞｶ、ﾀﾈﾂｹﾊﾞﾅ、ﾉﾐﾉﾌｽﾏ、 ﾏﾂﾊﾞｲ、ｲﾁｮｳｳｷｺﾞｹ
8	低地の草地	ツルヨシ群集	ｱｶﾈｽﾞﾐ、ｲﾀﾁ、 ﾓｽﾞ、ﾎｵｼﾞﾛ、ｶﾜﾗﾋﾜ ﾊｯﾁｮｳﾄﾝﾎﾞ	ﾂﾙﾖｼ、ｽｲﾊﾞ、ｸｻﾖｼ、ﾐｿﾞｿﾊﾞ、 ｶﾅﾑｸﾞﾗ、ﾎﾞﾝﾄｸﾀﾃﾞ
		貧養地小型植物群落		ﾓｳｾﾝｺﾞｹ、ｲｼﾓﾁｿｳ、ﾐﾐｶｷｸﾞｻ、 ｱﾝﾍﾟﾗｲ、ﾐｽﾞｷﾞｸ、ﾊﾅｼｮｳﾌﾞ、 ｻﾜｷﾞｷｮｳ
		畑雑草群落		ﾊｺﾍﾞ、ｵｵｲﾇﾉﾌｸﾞﾘ、ﾎﾄｹﾉｻﾞ、 ﾅｽﾞﾅ、ｴﾉｺﾛｸﾞｻ、ｶﾔﾂﾘｸﾞｻ
		路傍・空地雑草群落		ｵｵｱﾚﾁﾉｷﾞｸ、ﾋﾒﾑｶｼﾖﾓｷﾞ、 ﾋﾒｼﾞｮｵﾝ、ﾖﾓｷﾞ
		自然裸地	ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ、ｺｱｼﾞｻｼ	—
9	開放水域	河川	ｶｲﾂﾌﾞﾘ、ﾀﾞｲｻｷﾞ、ｱｵｻｷﾞ、ﾏｶﾞﾓ、ｶﾙｶﾞﾓ、 ﾊﾞﾝ、ｲｿｼｷﾞ、ﾁｭｳｼｬｸｼｷﾞ、ｶﾜｾﾐ、ﾔﾏｾﾐ ｶｽﾐｵｵｻﾝｼｮｳｳｵ、ｲﾓﾘ、ﾆﾎﾝﾋｷｶﾞｴﾙ、ﾇﾏｶﾞｴﾙ ﾀｶﾊﾔ、ｵｲｶﾜ、ｶﾜﾑﾂ、ｶﾏﾂｶ、ﾀﾓﾛｺ、ﾓﾂｺﾞ、 ﾆｺﾞｲ、ｺｲ、ｷﾞﾝﾌﾞﾅ、ﾄﾞｼﾞｮｳ、ｼﾏﾄﾞｼﾞｮｳ、 ﾎﾄｹﾄﾞｼﾞｮｳ、ﾈｺｷﾞｷﾞ、ｱｶｻﾞ、ﾒﾀﾞｶ、ﾇﾏﾁﾁﾌﾞ、 ﾖｼﾉﾎﾞﾘ類、ｶｼﾞｶ	ｻｻﾊﾞﾓ、ｴﾋﾞﾓ、ｶﾜﾓｽﾞｸ類
		溜池		ﾏｺﾓ、ｼｮｳﾌﾞ、ﾋﾒｶﾞﾏ、ｲ、 ｱｵｳｷｸｻ、ﾎﾃｲｱｵｲ、ﾋｼ、 ｶﾞｶﾞﾌﾞﾀ、ﾖｼ、ｶﾝｶﾞﾚｲ、ｱﾝﾍﾟﾗｲ
10	市街地、その他	—	—	—

(5) 地域を特徴づける生態系

地域を特徴づける生態系の特性を捉える上で、対象区域に生息・生育すると想定される動植物のうち上位性、典型性、特殊性の視点から注目される動植物の種または、生物群集（以下「注目種・群集」という。）を抽出しました。

注目種・群集の抽出視点は、表 4.1-48 に示すとおりです。

表 4.1-48　注目種・群集の抽出にあたっての考え方

視点	注目種等の抽出にあたっての考え方
上位性	地域を特徴づける生態系の上位に位置する性質をいいます。 上位性の視点から抽出される注目種・群集の例として、ワシ・タカなどの猛禽類や、キツネ、クマ等の中・大型哺乳類の動物等があげられます。
典型性	地域を特徴づける生態系の特徴を典型的に表す性質をいいます。 対象区域に優占する植物種又は植物群落、それらを捕食する動物（一次消費者程度）、個体数が多い動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類等）があげられます。
特殊性	地域を特徴づける生態系において特殊な環境であることを示す指標となる性質をいいます。 相対的に分布範囲が狭い環境または質的に特殊な環境に生息・生育する動植物があげられます。

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）

表 4.1-49　上位性・典型性・特殊性の視点から抽出した注目種・群集の候補

類型区分	主な生息・生育基盤	上位性	典型性	特殊性
山地の樹林地 台地、丘陵地の樹林地	シイ・カシ二次林 ケネザサ－コナラ群集 モチツツジ－アカマツ群集 アカマツ植林	オオタカ、サシバ、フクロウ	アカマツ、コナラ、ウグイス、コゲラ、シュレーゲルアオガエル	－
台地、丘陵地の耕作地	茶畑・苗圃	オオタカ、サシバ	アカネズミ カナヘビ	－
低地の樹林地	カナメモチ－コジイ群集 ケヤキ－ムクノキ群集 竹林 クロマツ植林 ハンノキ群落	オオタカ、サシバ、フクロウ	タヌキ ホトトギス シジミチョウ科	－
山地の水田 台地、丘陵地の水田 低地の水田	水田雑草群落	イタチ サシバ、サギ類	チドリ類 アマガエル ホタル類	－
低地の草地	ツルヨシ群集 貧養地小型植物群落 畑雑草群落 路傍・空地雑草群落 自然裸地	キツネ	コアジサシ	モウセンゴケ、イシモチソウ、ミミカキグサ等の食虫植物を含む貧栄養小型植物群落
開放水域	河川 溜池	イタチ	チドリ類 マコモ オイカワ、 ヨシノボリ類、 ネコギギ	サンショウウオ類

4.1.6. 景観の状況

1） 地域の景観特性

対象区域の自然景観を構成する要素としては、北部に鈴鹿山脈の麓の丘陵が広がる丘陵地景観、南部に鈴鹿・亀山市街地を中心とした市街地景観が見られます。また、鈴鹿川沿いの低地部には、水田や畑地、段丘斜面の樹林が広がる田園景観が見られます。

都市計画対象道路事業実施区域は、主として鈴鹿川沿いの低地に広がる田園景観で構成されています。

2） 主要な眺望点及び景観資源の分布及び概況

対象区域における主要な眺望点及び景観資源の概況は、表 4.1-50 及び表 4.1-51 に示すとおりです。また、これらの分布位置を図 4.1-32 に示します。

対象区域には、眺望点として鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿川河川緑地、鈴鹿川サイクリングロード、鈴鹿市役所・15 階展望ロビーがあります。

主要な自然景観資源としては、「第 3 回自然環境保全基礎調査」による自然景観資源として、鈴鹿山脈と水沢扇状地等が、特定植物群落として金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落があります。また、優れた自然の風景地として三重県条例により指定された伊勢の海県立自然公園があります。

表 4.1-50　主要な眺望点の概要

番号	分類	名称	概要
A	都市公園	鈴鹿フラワーパーク	園内には、遊歩道があり眺望の良い場所がある。鈴鹿山脈を望むことができる。
B	都市緑地	鈴鹿川河川緑地	ウォーキングやゲートボール等で老若男女を問わず利用されている。方向を問わず視界が開けている。
C	サイクリングロード	鈴鹿川サイクリングロード	右岸側河川敷にあり標高は低いものの、左岸方向（北西方向）の眺望は良く、鈴鹿山脈を望むことができる。
D	展望施設	鈴鹿市役所･15 階展望ロビー	鈴鹿市役所本館の 15 階、地上約 60m の高さにある展望ロビーから、鈴鹿市内を一望できる。

注）番号は図 4.1-32 に対応している。
出典：「三重の観光ガイドブック」（公益社団法人　三重県観光連盟　2015 年 2 月）
「日本の川：鈴鹿川」（国土交通省ホームページ）
「三重県北部の観光情報サイト　北伊勢で遊ぼう」（北伊勢広域観光推進協議会ホームページ）
「すずかし観光ガイド」（三重県鈴鹿市観光協会ホームページ）

表 4.1-51　景観資源の概要

番号	分類	名称	概要	出典
-	山岳	鈴鹿山脈	滋賀県との県境を南北に走る山脈で、「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。	1
-		鬼ヶ牙	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。標高は560mです。	1
-		羽黒山	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。標高は291mです。	1
-		筆捨山	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。標高は286mです。	1
-		観音山	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。標高は220mです。	1
-		摺鉢山	「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。標高は465mです。	1
①	湿原	金生水沼（かなしょうずしょうたく）沢植物群落	国指定天然記念物であり、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁）で特定植物群落に選定されています。	2
②	河川	水沢扇状地	河成段丘で、「第3回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書」（環境庁）で自然景観資源に選定されています。	1
③		鈴鹿川	鈴鹿山脈の麓から伊勢湾に注ぐ延長38kmの川で、流路がほぼ東海道に並行しています。	3、5
④	海岸	伊勢の海県立自然公園	伊勢湾に面する鈴鹿市長太の浦から香良州にかけて弓状の砂浜海岸を中心とする臨海公園で、ハマボウフウ・ハマゴウなどの海浜植物が見られます。	4
⑤	植物	鈴鹿フラワーパーク	季節折々の花が色鮮やかに咲き、噴水や花の丘、桜の広場、野点広場などの施設があります。	5、6
⑥		亀山公園	亀山城跡を中心とした市街地中心部に位置する総合公園です。しょうぶ園では、100種120,000株もの花しょうぶが咲き、毎年6月上旬に花しょうぶまつりが開かれます。秋には紅葉が周囲の景色を鮮やかな赤に染め上げます。	5、8
⑦		深溝神明社のシャクナゲ	深溝神明社の境内にシャクナゲが約500株群生しており、4～5月に赤・紅紫・白色の花を咲かせます。	6
⑧		桜の森公園	鈴鹿市の東部、東玉垣町の国道23号線沿いに位置し、桜の木が多く植えられ花見を楽しめます。	6
⑨		鈴鹿青少年の森	周囲は美しい緑で囲まれ、四季折々の花が咲き、たくさんの人が訪れます。	7
⑩		亀山城の桜	周辺の亀山公園も含め桜の名所で、城を彩る桜の満開時には、多門櫓が桜の上に浮いているような華麗な景観となります。4月に行われる「亀山城桜まつり」は、市民をはじめ多くの人で賑わいます。	8

注1）番号は図 4.1-32に対応している。
注2）「山岳」の分類に属する景観資源は、対象区域外に存在し、都市計画対象道路事業実施区域から視認できる可能性があるものを記載している。
出典：1.「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書 日本の自然景観 東海版」（平成元年、環境庁）
2.「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（昭和63年、環境庁）
3.「日本の川：鈴鹿川（国土交通省ホームページ）
4.「みえの自然楽校　三重の自然公園（三重県ホームページ）
5.「三重の観光ガイドブック」（公益社団法人　三重県観光連盟　2015年2月）
6.「三重県北部の観光情報サイト 北伊勢で遊ぼう」（北伊勢広域観光推進協議会ホームページ）
7.「すずかし観光ガイド」（三重県鈴鹿市観光協会ホームページ）
8.「亀山市観光協会　四季の風景」（亀山市観光協会ホームページ）

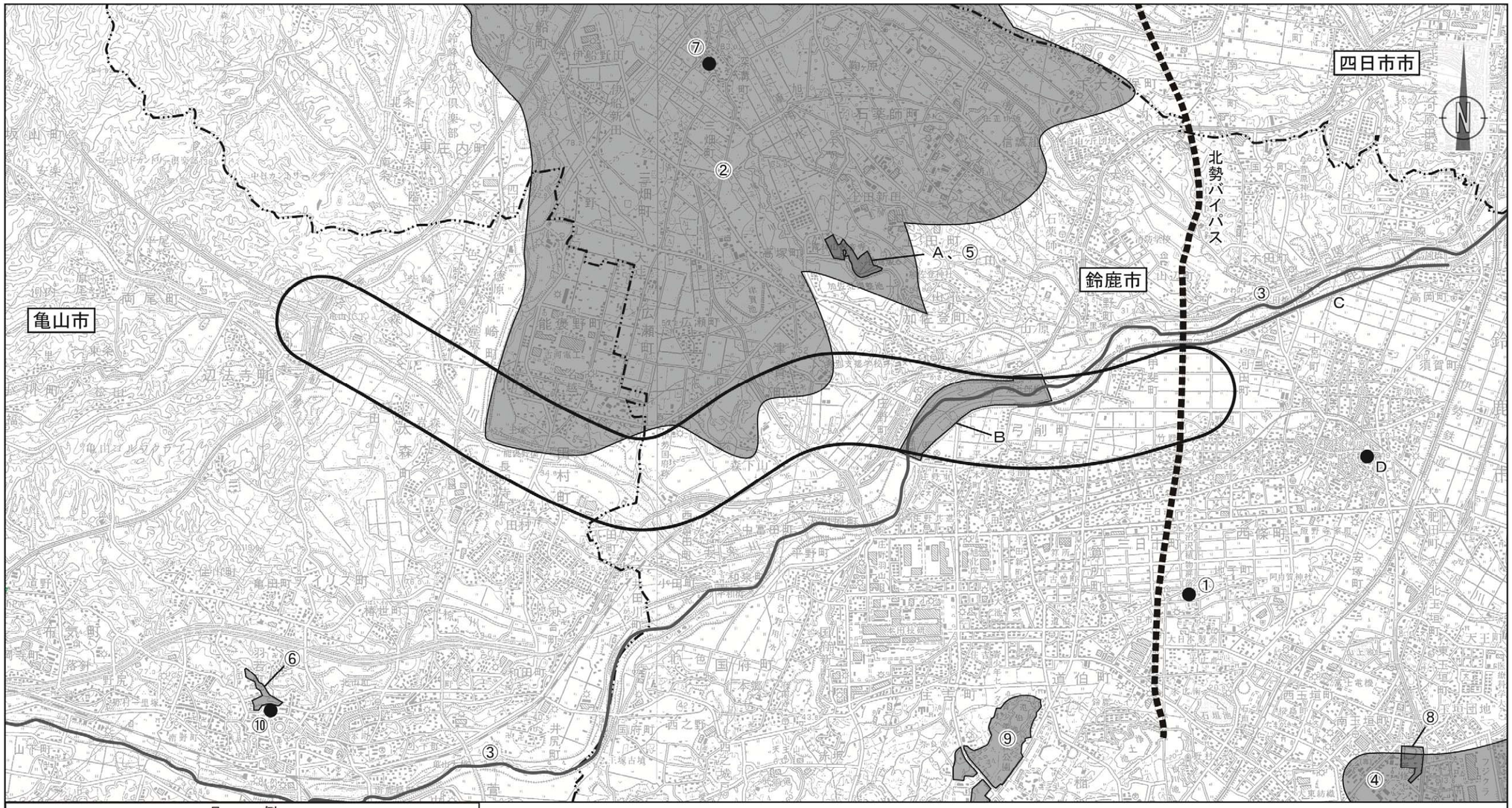

凡　例

記号	番号	分類		名称
	A	主要な眺望点	都市公園	鈴鹿フラワーパーク
	B		都市緑地	鈴鹿川河川緑地
	C		サイクリングロード	鈴鹿川サイクリングロード
	D		展望施設	鈴鹿市役所・15階展望ロビー
	①	景観資源	湿原	金生水沼沢植物群落（かなしょうずしょうたく）
	②		河川	水沢扇状地
	③			鈴鹿川
	④		海岸	伊勢の海県立自然公園
	⑤		植物	鈴鹿フラワーパーク
	⑥			亀山公園
	⑦			深溝神明社のシャクナゲ
	⑧			桜の森公園
	⑨			鈴鹿青少年の森
	⑩			亀山城の桜
		都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「第３回自然環境保全基礎調査　自然景観資源調査報告書　日本の自然景観　東海版」（平成元年、環境庁）
「第３回自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（昭和 63 年、環境庁）
「日本の川：鈴鹿川」（国土交通省ホームページ）
「みえの自然楽校　三重の自然公園」（三重県ホームページ）
「三重の観光ガイドブック」（公益社団法人　三重県観光連盟　2015 年２月）
「三重県北部の観光情報サイト　北伊勢で遊ぼう」（北伊勢広域観光推進協議会ホームページ）
「すずかし観光ガイド」（三重県鈴鹿市観光協会ホームページ）
「亀山市観光協会　四季の風景」（亀山市観光協会ホームページ）

図番号	図 4.1-32
図名	主要な眺望点及び景観資源位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

3） 主要な眺望景観の概況

対象区域における主要な眺望景観は、表 4.1-52 に示すとおりです。

主要な眺望点と主要な自然景観資源との位置関係から、眺望方向に都市計画対象道路事業実施区域が存在するのは、鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿川河川緑地、鈴鹿川サイクリングロード、鈴鹿市役所・15 階展望ロビーの 4 箇所です。

表 4.1-52　主要な眺望景観

主要な眺望点	眺望することができると予想される主要な自然景観資源	都市計画対象道路事業実施区域の視認性
鈴鹿フラワーパーク	鈴鹿山脈、水沢扇状地	○
鈴鹿川河川緑地	鈴鹿山脈、水沢扇状地	○
鈴鹿川サイクリングロード	鈴鹿山脈、水沢扇状地	○
鈴鹿市役所・15 階展望ロビー	鈴鹿山脈	○

注）○：主要な眺望点から主要な自然景観資源を眺望する場合、都市計画対象道路事業実施区域の存在が視認できると考えられる。

4.1.7. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1） 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

対象区域における人と自然との触れ合いの活動の場（以下「触れ合い活動の場」という。）の資源としては、鈴鹿川及びその周辺の台地に広がる緑地があります。

2） 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び概況

主要な触れ合い活動の場の概要と位置を表 4.1-53、図 4.1-33 に示します。

対象区域には、触れ合い活動の場として、伊勢湾の沿岸部に伊勢の海県立自然公園があり、比較的自然の豊かな都市公園として鈴鹿フラワーパーク、鈴鹿青少年の森等があります。また、都市緑地として、鈴鹿川河川緑地があります。さらに、鈴鹿川河川緑地を起点として、下流高岡橋付近までサイクリングロードが整備されています。

表 4.1-53　主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	分類	名称	概要	出典
①	自然公園	伊勢の海県立自然公園	伊勢湾に面する鈴鹿市長太の浦から香良州にかけて弓状の砂浜海岸を中心とする臨海公園です。	2
②	都市公園	鈴鹿フラワーパーク	季節折々の花が色鮮やかに咲き、噴水や花の丘、桜の広場、野点広場などの施設があります。	3、4
③		桜の森公園	都市公園として子育て中の親子が安心して遊べる二つの遊具広場が設置されているほか、幅広い利用者が気軽に楽しめ、憩える施設となるよう整備されています。	4
④		鈴鹿青少年の森	明治百年を記念して作られた公園で、周囲は美しい緑で囲まれ、園内には芝生広場、運動広場、多目的グランド、子供用プール、キャンプ場、野外ステージなどがあります。四季折々の花が咲き、たくさんの人が訪れます。	5
⑤		亀山公園	亀山城跡を中心とした市街地中心部に位置する総合公園です。秋には紅葉が周囲の景色を鮮やかな赤に染め上げます。	6
⑥	都市緑地	鈴鹿川河川緑地	定五郎橋から庄野橋にかけて野球場、サッカー場、テニスコートなどが整備されており、休日などは多くの市民に利用されています。	1、4
⑦	サイクリングロード	鈴鹿川サイクリングロード	鈴鹿川河川緑地を起点として、サイクリングロードが下流高岡橋付近まで整備されています。	1

注）番号は図 4.1-33 に対応している。

出典：1.「日本の川：鈴鹿川」(国土交通省ホームページ)
2.「みえの自然楽校　三重の自然公園」（三重県ホームページ）
3.「三重の観光ガイドブック」（公益社団法人　三重県観光連盟　2015 年 2 月）
4.「三重県北部の観光情報サイト 北伊勢で遊ぼう」（北伊勢広域観光推進協議会ホームページ）
5.「すずかし観光ガイド」（三重県鈴鹿市観光協会ホームページ）
6.「亀山市観光協会　四季の風景」（亀山市観光協会ホームページ）

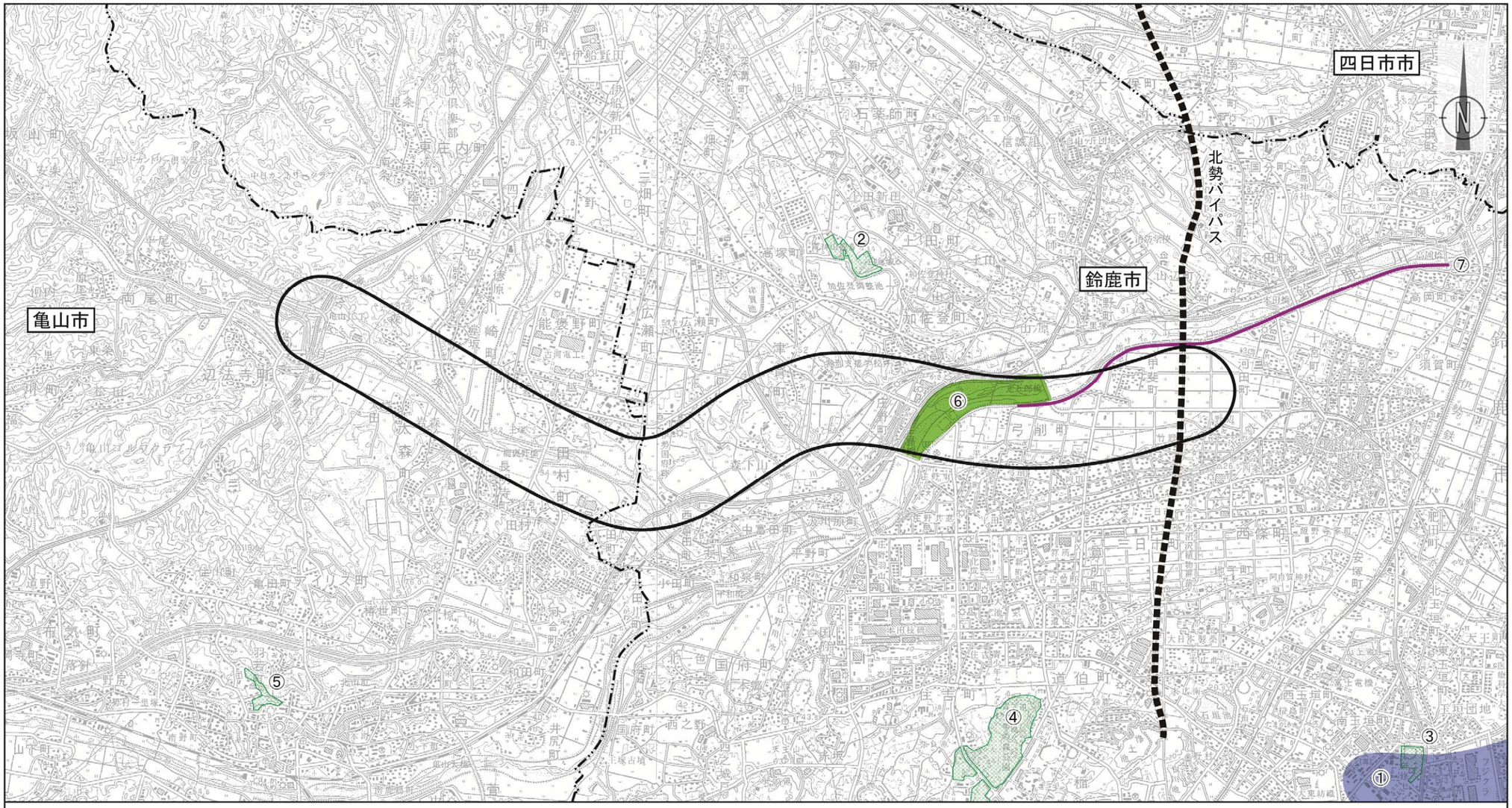

凡　例			
記号	番号	分類	名称
	①	自然公園	伊勢の海県立自然公園
	②	都市公園	鈴鹿フラワーパーク
	③		桜の森公園
	④		鈴鹿青少年の森
	⑤		亀山公園
	⑥	都市緑地	鈴鹿川河川緑地
	⑦	サイクリングロード	鈴鹿川サイクリングロード
	都市計画対象道路事業実施区域		

出典：「日本の川：鈴鹿川」（国土交通省ホームページ）
「みえの自然楽校　三重の自然公園」（三重県ホームページ）
「三重の観光ガイドブック」（公益社団法人　三重県観光連盟　2015 年 2 月）
「三重県北部の観光情報サイト 北伊勢で遊ぼう」
（北伊勢広域観光推進協議会ホームページ）
「すずかし観光ガイド」（三重県鈴鹿市観光協会ホームページ）
「亀山市観光協会　四季の風景」（亀山市観光協会ホームページ）

図番号	図 4.1-33
図名	主要な人と自然との触れ合いの活動の場

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

4.2. 社会的状況

4.2.1. 人口及び産業の状況

1）人口の状況

対象市における人口及び人口密度の状況は、表 4.2-1 に示すとおりです。

平成 23 年 10 月 26 日公表の平成 22 年国勢調査では、鈴鹿市約 19.9 万人、亀山市約 5.1 万人の合計約 25.0 万人で、三重県全体の約 13.5%に相当します。

平成 17 年から平成 22 年の人口増加率は、鈴鹿市 3.2%、亀山市 3.6%となっています。

人口密度は、鈴鹿市約 1,024 人/km^2、亀山市約 267 人/km^2 となっており、鈴鹿市では三重県全体より高くなっています。

表 4.2-1　人口・人口密度

項目／行政区分	面積 (km^2)	人口（人）		人口増加率 (H22/H17) (%)	人口密度 (人/km^2) 平成22年
		平成17年	平成22年		
鈴鹿市	194.67	193,114	199,293	3.2	1,023.7
亀山市	190.91	49,253	51,023	3.6	267.3
対象市合計	385.58	242,367	250,316	3.3	649.2
三重県	5,777.27	1,866,963	1,854,724	-0.7	321.0

出典：「平成22年　国勢調査結果　人口等基本集計」（平成23年10月26日公表）

2） 産業の状況

対象市における平成 22 年の産業別就業者の構成比は表 4.2-2 に、工業製品出荷額等は表 4.2-3 に示すとおりです。

平成 22 年の産業別就業者の構成比は、第 3 次産業の占める割合が鈴鹿市で 59.4%、亀山市で 55.1%と高い傾向にあります。

また、第 1 次産業の占める割合が他の産業に比べて最も低い割合となっています。

工業製品出荷額等については、対象市合計で三重県全体の 22.6%を占めています。

表 4.2-2　産業の状況

項目／行政区分	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		就業者数注) (人)
	就業者 (人)	就業者の割合	就業者 (人)	就業者の割合	就業者 (人)	就業者の割合	
鈴鹿市	2,866	3.2%	33,317	37.3%	53,041	59.4%	89,224
亀山市	704	3.1%	9,655	41.9%	12,708	55.1%	23,067
対象市合計	3,570	3.2%	42,972	38.3%	65,749	58.6%	112,291
三重県	33,016	3.9%	278,346	32.8%	536,802	63.3%	848,164

注）総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。
出典：「平成 27 年刊三重県統計書」（平成 27 年 3 月、三重県）

表 4.2-3　三重県の工業製品出荷額等（単位：千億円）

鈴鹿市	亀山市	対象市合計	三重県合計
15.3 (15.1%)	7.6 (7.5%)	22.9 (22.6%)	101.3 (100.0%)

出典：「工業統計」（平成 26 年 4 月、経済産業省）

4.2.2. 土地利用の状況

1） 土地利用の現況

対象市における地目別面積（民有地）と、総面積に対する割合を表 4.2-4 に示します。

鈴鹿市では田畑の面積が約半数を占めていますが、亀山市では山林が約半数を占めています。

対象区域の土地利用現況図は図 4.2-1 に示すとおり、都市計画対象道路事業実施区域の西側には林地が広がっており、その他は耕地や都市・村落となっています。

表 4.2-4 地目別面積（民有地）

単位：㎢

地目／行政区分	総面積	民有地								
		合計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
鈴鹿市	194.67	127.4	40.4	25.8	33.5	0.1	13.7	0.0	1.8	12.2
		(100.0)	31.8%	20.2%	26.3%	0.1%	10.7%	0.0%	1.4%	9.6%
亀山市	190.91	90.0	16.4	7.4	11.7	0.0	45.5	0.5	1.0	7.6
		(100.0)	18.1%	8.2%	13.0%	0.0%	50.5%	0.5%	1.1%	8.4%
対象市合計	385.58	217.4	56.8	33.1	45.2	0.1	59.1	0.5	2.8	19.8
		(100.0)	26.1%	15.2%	20.8%	0.0%	27.2%	0.2%	1.3%	9.1%
三重県	5,777.35	2740.4	500.3	211.2	344.1	4.5	1496.8	0.5	39.8	143.0
		(100.0)	18.3%	7.7%	12.6%	0.2%	54.6%	0.0%	1.5%	5.2%

注）鉱泉地は 1 ㎢に満たないので、図表に掲載していない。
出典：「平成 27 年刊三重県統計書」（平成 27 年 3 月、三重県）

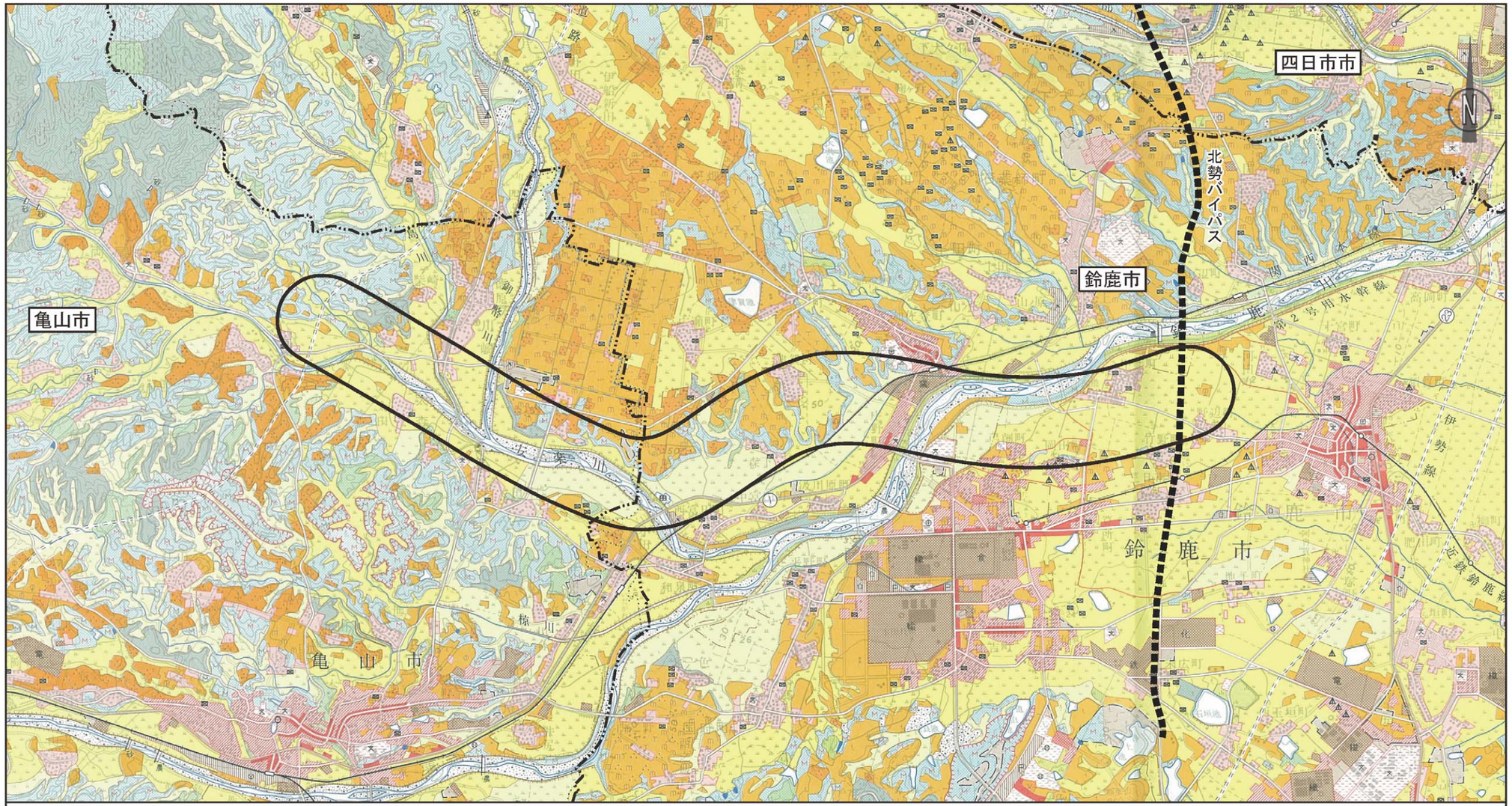

都市・村落

- 中高層住宅地
- 一般住宅地
- 業務地
- 商業地
- 工業地
- 住工混合地
- 空閑地
- 教育文化施設
- 厚生医療施設
- 供給処理施設
- 運動場・競技場
- 公園・緑地・墓地
- ゴルフ場
- 村落

工場業種記号

鉄:鉄鋼　金:金属製品　化:化学　油:石油・石炭製品
紙:パルプ・紙　機:機械　電:電気機械器具　輸:輸送用機械器具
食:食料品　繊:繊維　木:木材　窯:窯業・土石

耕地

水田

- 乾田
- 湿田
- 水稲以外のものを植水して栽培する田

畑

- 普通畑
- 田畑輪換地

水田および畑作物記号

① 陸稲・麦類・いも類・豆類・雑穀　小 飼肥料作物
I いぐさ　⊖ その他の工芸作物　m 野菜
花卉　T 苗木・庭木　… 芝　○ 採種・球根

樹園

- 果樹園
- 桑園
- 茶園
- その他の樹園

畦畔植記号

果樹　桑　茶

果樹記号

みかん　なし　もも　ぶどう
りんご　かき　くり　その他

耕作放棄地

林地

M M 人工林（記号 定間隔）
M M 天然林（記号 不定間隔）

高令林 幼令林

- 針葉樹林
- 広葉樹林
- 針広混交林
- 竹林
- 低木林

樹種記号

S すぎ　H ひのき　M あかまつ・くろまつ　Km からまつ
To とどまつ・えぞまつ　Mo もみ　Ts つが　B ぶな
Km くぬぎ　N なら　Ka かし・しい

伐採跡地・焼跡地

草地・裸地

- 牧草地
- 野草地
- 笹地
- 裸地

都市計画対象道路事業実施区域

出典：「土地利用図　亀山」（昭和 49 年、国土地理院）
「土地利用図　四日市」（昭和 46 年、国土地理院）

図番号	図 4.2-1
図名	土地利用現況図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

2）土地利用計画の状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 9 条の規定に基づき三重県が策定した土地利用基本計画のうち、対象区域における策定状況は、表 4.2-5 及び図 4.2-2 に示すとおりです。

対象区域の大部分が都市地域に指定されています。森林地域は、西側の山地部、丘陵部に集中して見られ、北側、南側の丘陵部に点在しています。

鈴鹿市の沿岸部は自然公園地域に指定されています。

都市計画対象道路事業実施区域は、都市地域、農業地域及び森林地域に指定されています。

表 4.2-5　土地利用計画の状況

市名	都市地域	農業地域	森林地域
鈴鹿市	○	○	○
亀山市	○	○	○

注）土地利用基本計画の有無　○：該当あり、－：該当なし
出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省　国土政策局　総合計画課）

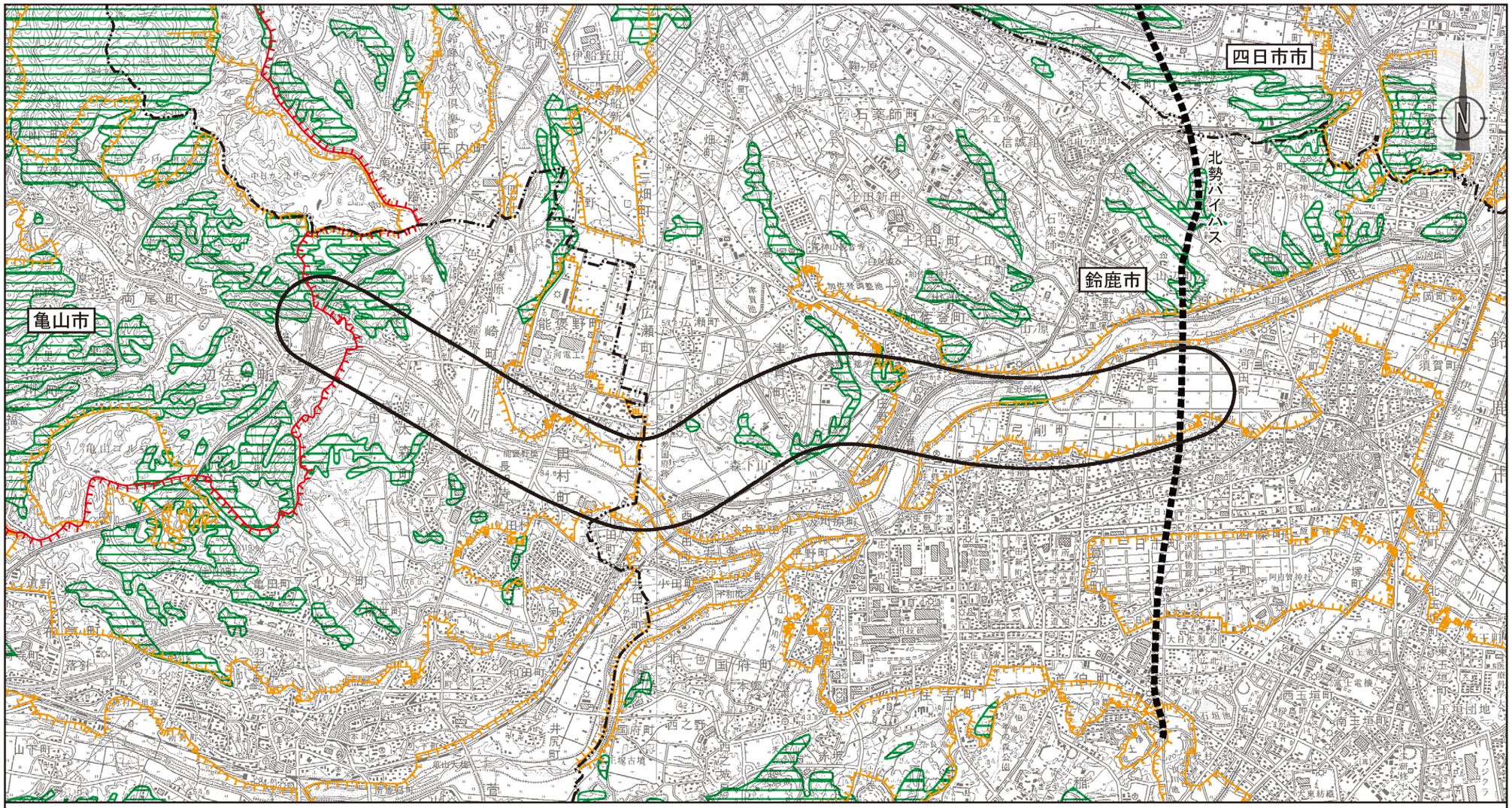

凡　例	
記　号	名　称
	都市地域
	農業地域
	森林地域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム」（国土交通省　国土政策局　総合計画課）

図番号	図 4.2-2
図名	土地利用基本計画図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

3） その他の主要な事業計画

対象区域における主要な事業は表 4.2-6 及び図 4.2-3 に示すとおり、土地区画整理事業のほか、住宅団地造成事業、ほ場整備事業、公園・緑地事業が行われています。

都市計画対象道路事業実施区域は、起点側で③ほ場整備事業と近接します。

表 4.2-6　主要な事業計画一覧

事業名	番号	施設名	所在地	面積等	事業主体	着工年度	整備状況（事業進捗率）
土地区画整理	①	白江	鈴鹿市	25.7ha	組合	H14	2%
その他の住宅団地造成	②	亀山市栄町地区造成事業	亀山市栄町	3.6ha	日産建設（株）	－	0%
ほ場整備	③	河曲中部地区	鈴鹿市	49ha	－	H10	76%
	④	国府南部地区	鈴鹿市	13ha	－	H10	100%
公園・緑地	⑤	鈴鹿フラワーパーク	鈴鹿市	10.1ha	－	S63	98%

出典：「平成 15 年度土地利用動向調査　主要施設整備開発等調書」（平成 15 年 11 月、三重県地域振興部）

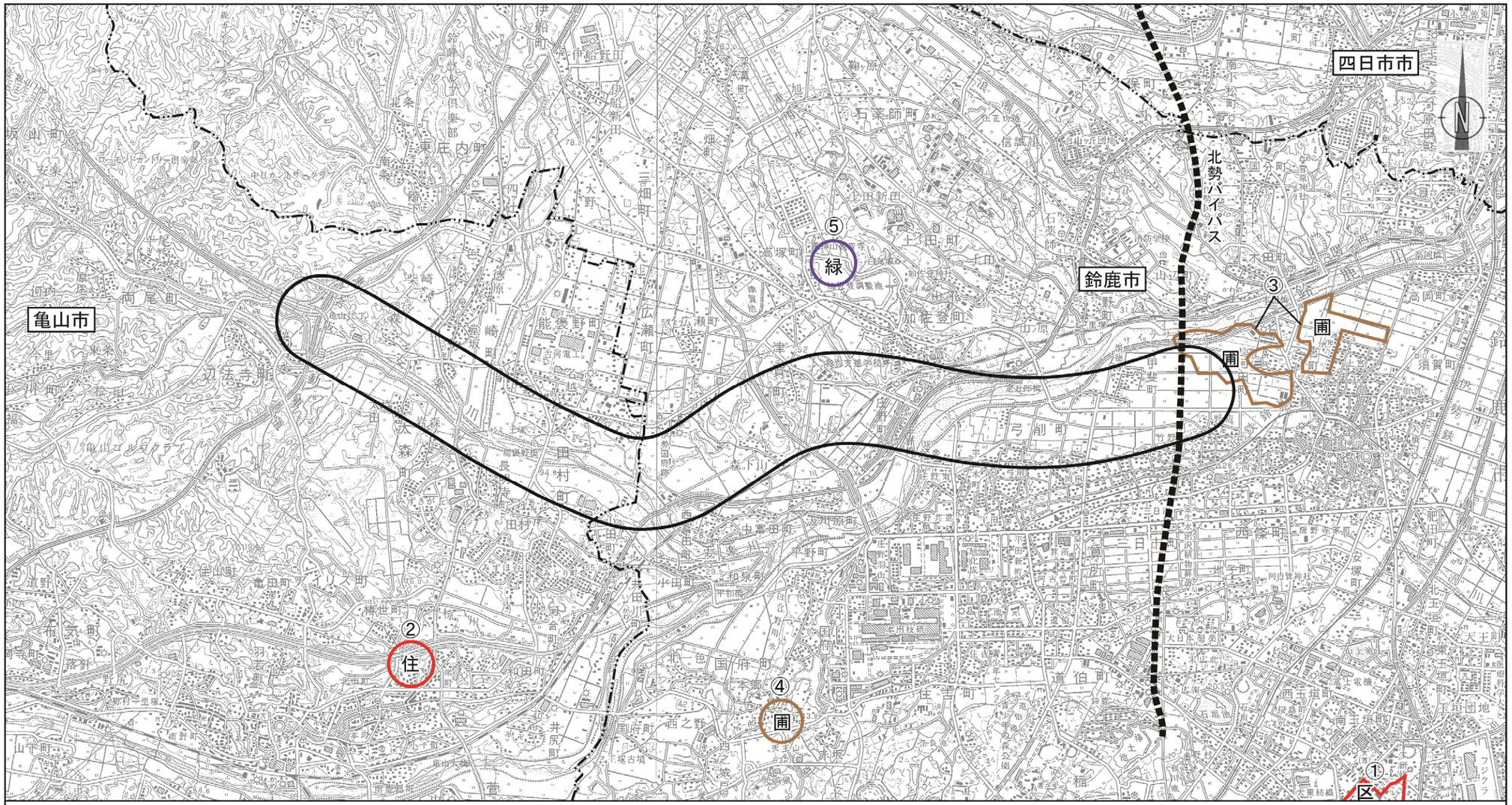

出典：「平成 15 年度土地利用動向調査　主要施設整備開発等総括図」
（平成 15 年 11 月、三重県）

凡　　例			
名　称		20ha未満のもの（記号表示）	20ha以上のもの（区域表示）
都市的整備・開発	土地区画整理事業	区	区
	その他の住宅団地造成事業	住	住
農村･農村整備	ほ場整備事業	圃	圃
公園・緑地	公園･緑地	緑	緑
	都市計画対象道路事業実施区域		

事業名	番号	施設名	所在地	面積等
土地区画整理	①	白江	鈴鹿市	25.7ha
その他の住宅団地造成	②	亀山市栄町地区造成事業	亀山市栄町	3.6ha
ほ場整備	③	河曲中部地区	鈴鹿市	49ha
	④	国府南部地区	鈴鹿市	13ha
公園・緑地	⑤	鈴鹿フラワーパーク	鈴鹿市	10.1ha

図番号	図 4.2-3
図名	その他の主要な事業計画図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

4） 公園の状況

対象区域における都市計画公園及び都市計画緑地の状況を表 4.2-7 及び図 4.2-4 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域は、都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号）第 11 条第 1 項に基づく都市計画公園及び都市計画緑地のうち、鈴鹿市において、竹野公園、津賀公園、鈴鹿川河川緑地を通過します。

表 4.2-7（1） 都市計画公園及び都市計画緑地の状況

番号	種別		名　称	都市名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	計画決定 年 月 日
1	都市計画公園	総合公園	鈴鹿青少年の森公園	鈴鹿市	51.30	51.30	S43.12.18
2			鈴鹿フラワーパーク		10.10	9.90	S63.10.25
3			亀山公園	亀山市	13.4	13.2	H4.2.25
4		運動公園	石垣池公園	鈴鹿市	24.60	23.42	S52.3.15
5		地区公園	鈴鹿市防災公園		7.30	0.00	H22.12.22
6			西野公園	亀山市	7.7	7.7	H20.10.20
7			東野公園		6.9	6.9	S57.10.26
8		近隣公園	神戸公園	鈴鹿市	2.50	2.47	S34.3.30
9			弁天山公園		1.00	1.04	S49.11.29
10			桜島公園		1.10	1.08	S58.4.15
11			高岡山中央公園		1.00	1.00	H2.2.2
12			自由ヶ丘公園		1.30	1.36	H3.4.16
13		街区公園	すずか公園		0.30	0.32	S36.8.11
14			地子町公園		0.12	0.12	H16.10.18
15			矢田部公園		0.20	0.22	S36.8.11
16			大池公園		0.30	0.24	S36.8.11
17			一色公園		0.20	0.28	S41.12.28
18			箱塚公園		0.30	0.34	S41.12.28
19			黒鍬公園		0.30	0.40	S41.12.28
20			竹野公園		0.27	0.27	S46.2.5
21			飯野地子町公園		0.25	0.25	S46.2.5
22			青谷公園		0.21	0.21	H2.2.1
23			算所公園		0.23	0.23	S46.2.5
24			国府新町公園		0.16	0.15	S47.3.28
25			野辺公園		0.29	0.30	S47.3.28
26			高岡公園		0.33	0.33	S47.3.28
27			平田公園		0.19	0.19	S48.7.4
28			平野公園		0.20	0.20	S49.10.29
29			阿古曽公園		0.12	0.12	S49.10.29
30			橘公園		0.27	0.27	S49.10.29
31			川俣公園		0.20	0.20	S49.10.29
32			葵公園		0.24	0.24	S49.10.29
33			矢橋公園		0.17	0.17	S50.7.28
34			庄内公園		0.40	0.42	S50.7.28
35			東玉垣公園		0.11	0.11	S50.12.10
36			一ノ宮公園		0.22	0.22	S52.7.9

出典：「鈴鹿の都市計画」（平成 25 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市の都市計画」（平成 27 年 2 月、亀山市）
四日市市都市計画課へ聞き取り

表 4.2-7（2）　都市計画公園及び都市計画緑地の状況

番号	種別		名　称	都市名	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	計画決定 年 月 日
37	都市計画公園	街区公園	東半沢公園	鈴鹿市	0.13	0.13	S52.7.9
38			五反畑公園		0.25	0.25	S52.7.9
39			伊船新田公園		0.32	0.32	S53.1.6
40			天神公園		0.43	0.43	S53.1.6
41			津賀公園		0.27	0.27	S54.2.20
42			若宮公園		0.15	0.15	S54.2.20
43			一ノ宮南公園		0.32	0.32	S54.2.20
44			深溝公園		0.22	0.22	S55.7.9
45			野田公園		0.22	0.22	S58.4.6
46			町田公園		0.20	0.20	S58.4.6
47			稲生道公園		0.12	0.12	S58.4.6
48			城山公園		0.11	0.11	S58.4.6
49			割塚公園		0.10	0.09	S58.4.6
50			新池公園		0.07	0.07	S58.4.6
51			吉沢公園		0.06	0.06	S58.4.6
52			西割塚公園		0.03	0.03	S58.4.6
53			原公園		0.27	0.27	S58.4.6
54			平田一色公園		0.08	0.08	S58.10.20
55			住吉公園		0.06	0.06	S58.10.20
56			祓川公園		0.04	0.04	S58.10.20
57			赤坂公園		0.13	0.13	S58.10.20
58			高岡山北公園		0.25	0.25	H2.2.1
59			高岡山南公園		0.29	0	H2.2.1
60			大廻公園		0.24	0.24	H4.8.14
61			替取公園		0.12	0.12	H4.8.14
62			野町公園		0.47	0.47	H4.8.14
63			東山公園		0.30	0.30	H4.8.14
64			東裏公園		0.15	0.15	H4.8.14
65			本町公園	亀山市	0.48	0.48	H14.8.20
66			東町公園		0.15	0.15	S46.7.6
67			住山公園		0.43	0.43	S51.11.17
68			和田公園		0.23	0.23	S52.7.23
69			みゆき公園		0.30	0.30	S56.2.2
70	都市計画緑地		鈴鹿川河川緑地	鈴鹿市	59.20	15.82	S56.11.20

出典：「鈴鹿の都市計画」（平成 25 年 3 月、鈴鹿市）
「亀山市の都市計画」（平成 27 年 2 月、亀山市）
四日市市都市計画課へ聞き取り

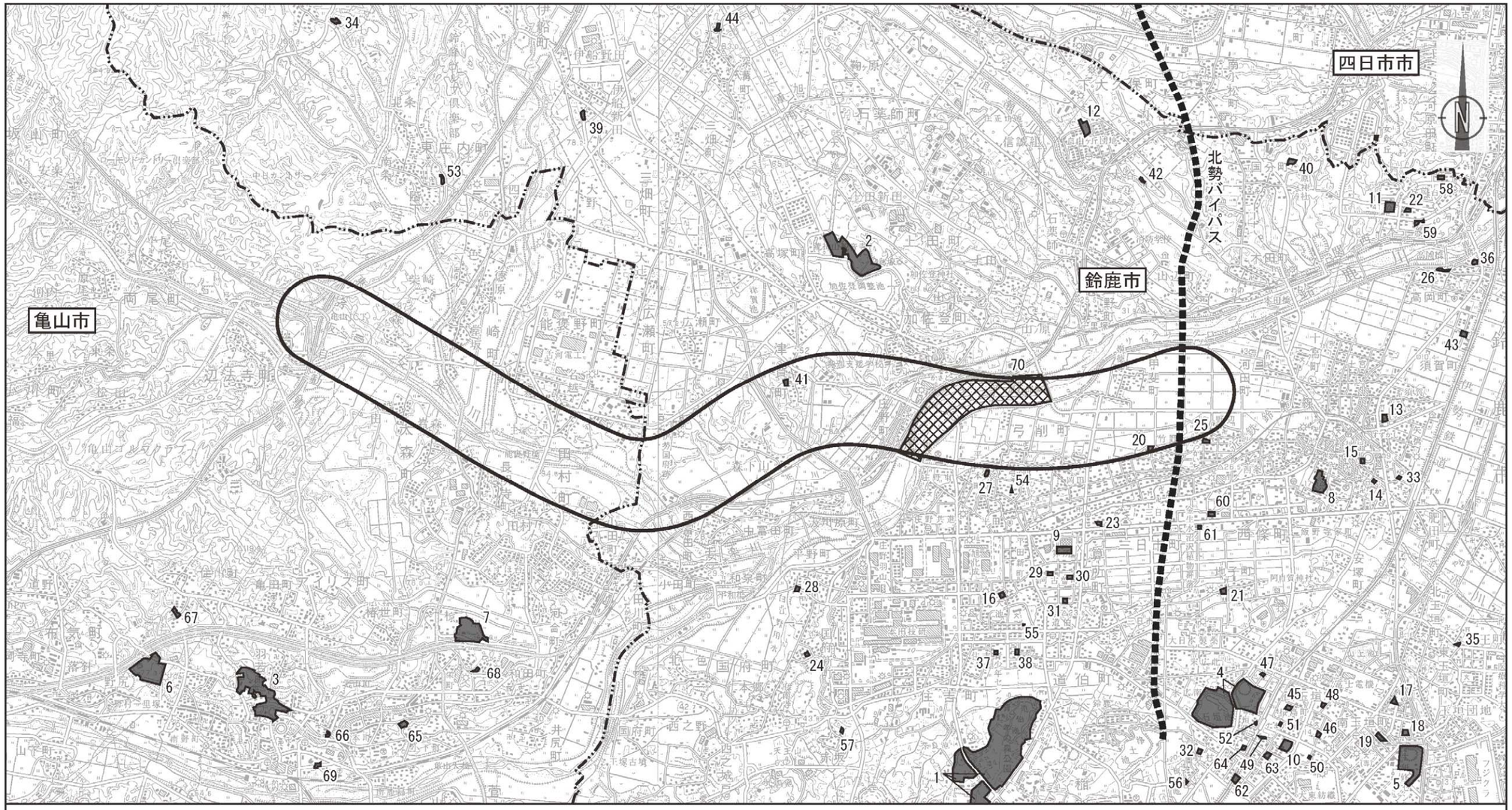

凡　例

記号	番号	種別	名称	記号	番号	種別	名称	記号	番号	種別	名称	記号	番号	種別	名称
	1	総合公園	鈴鹿青少年の森公園		22	街区公園	青谷公園		43	街区公園	一ノ宮南公園		64	街区公園	東裏公園
	2		鈴鹿フラワーパーク		23		算所公園		44		深溝公園		65		本町公園
	3		亀山公園		24		国府新町公園		45		野田公園		66		東町公園
	4	運動公園	石垣池公園		25		野辺公園		46		町田公園		67		住山公園
	5	地区公園	鈴鹿市防災公園		26		高岡公園		47		稲生道公園		68		和田公園
	6		西野公園		27		平田公園		48		城山公園		69		みゆき公園
	7		東野公園		28		平野公園		49		割塚公園		70	都市計画緑地	鈴鹿川河川緑地
	8	近隣公園	神戸公園		29		阿古曽公園		50		新池公園				
	9		弁天山公園		30		橋公園		51		吉沢公園		都市計画対象道路事業実施区域		
	10		桜島公園		31		川俣公園		52		西割塚公園				
	11		高岡山中央公園		32		葵公園		53		原公園				
	12		自由ヶ丘公園		33		矢橋公園		54		平田一色公園				
	13	街区公園	すずか公園		34		庄内公園		55		住吉公園				
	14		地子町公園		35		東玉垣公園		56		祓川公園				
	15		矢田部公園		36		一ノ宮公園		57		赤坂公園				
	16		大池公園		37		東半沢公園		58		高岡山北公園				
	17		一色公園		38		五反畑公園		59		高岡山南公園				
	18		箱塚公園		39		伊船新田公園		60		大廻公園				
	19		黒鍬公園		40		天神公園		61		替取公園				
	20		竹野公園		41		津賀公園		62		野町公園				
	21		飯野地子町公園		42		若宮公園		63		東山公園				

出典：「鈴鹿都市計画図」
（平成 27 年 2 月、鈴鹿市）
「亀山都市計画図」
（平成 25 年 6 月、亀山市）
「四日市都市計画図」
（平成 25 年 5 月、四日市市）

図番号	図 4.2-4
図名	都市計画公園及び緑地の位置

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

4.2.3. 河川の利用並びに地下水の利用の状況

1） 河川の利用状況

対象市における鈴鹿川水系での河川水の利用は表 4.2-8 に示すとおり、農業用水の比率が約 9 割を占め、鈴鹿川沿岸用水による取水が最も多くなっています。

農業用水は 446 件（許可 57 件、慣行 389 件）で、かんがい面積約 5,620ha の農地へ供給されています。水道用水は 3 件（許可 2 件、慣行 1 件）で約 0.017m^3/s の取水が行われており、鈴鹿市、亀山市に供給されています。

工業用水は、地下水や流域外の木曽川や長良川を水源とする北伊勢工業用水から供給されており、鈴鹿川水系からの取水は行われていません。

また、対象区域における水道水源地の位置を、図 4.2-5 に示します。対象事業実施区域内には、水道水源地が複数存在します。

表 4.2-8　鈴鹿川水系の水利用状況

種別	法	件数	最大取水量 (m^3/s)	備考
発電用水	許	0	－	
水道用水	許	2	0.011	
	慣	1	0.006※1)	495m^3/日
工業用水	許	0	－	
農業用水	許	57	11.004※2)	かんがい面積　約5,620ha
	慣	130	9.839※2)	
		259	－	
その他	許	3	3.225	うち、三重用水1件　3.2 m^3/s 砕石洗浄用水1件、営業用雑用水1件
合計	許	62	14.240	
	慣	390	9.845	
	計	452	24.085	

注1）表中の略語、記号は以下を示す。
許：河川法第23条の許可を得たもの
慣：河川法施行前から存在する慣行水利
※1）：日量を換算した。
※2）：農業用水のうち、最大約3.398m^3/sは伏流水取水が行われている。
注2）農業用水における慣行水利の最大取水量やかんがい面積は、届出に記載があるものを集計
出典：「鈴鹿川水系河川整備基本方針」（平成20年6月、国土交通省河川局）

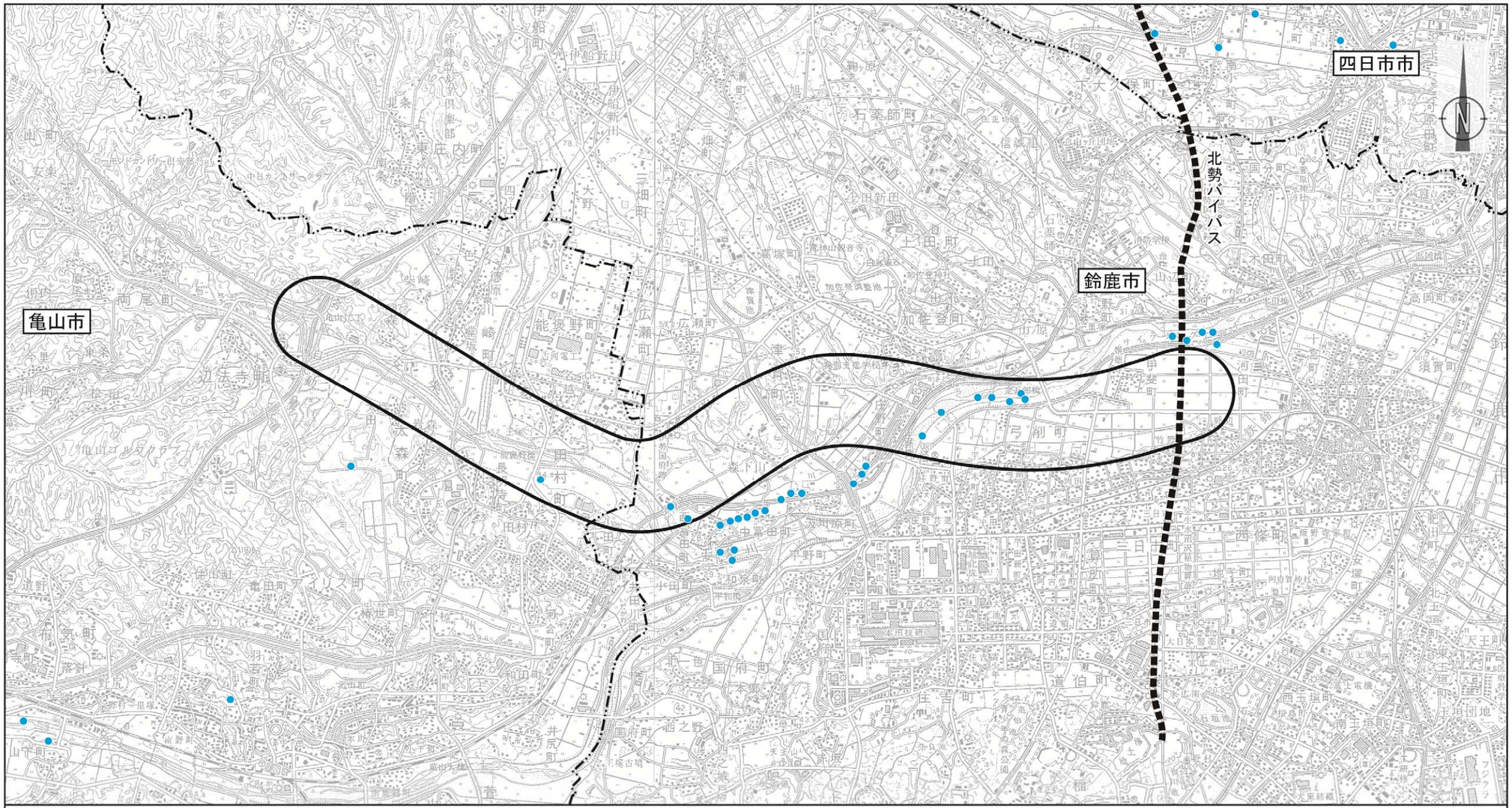

凡　例	
記号	名　称
●	水道水源地
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市水道ビジョン」（平成 21 年 7 月、鈴鹿市水道局）
「亀山市水道ビジョン」（平成 23 年 4 月、亀山市上下水道部上水道室）
「水道水源保護区域図」（四日市市ホームページ）

図番号	図 4.2-5
図名	水道水源位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

2） 内水面漁業権の設定状況

対象区域における内水面漁業権の設定状況は表 4.2-9、図 4.2-6 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域は、漁業権が設定された区間は通過しません。

表 4.2-9　内水面漁業権の設定状況

免許の内容となるべき事項等	
計画番号	三重内共第 2 号
漁業種類	第五種共同漁業
漁業の名称	あゆ漁業、あめご漁業
漁業の時期	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
漁場の位置及び区域	漁場の位置：亀山市 漁場区域：亀山市野村町鈴鹿川にかかる野村橋下流端の線から上流の鈴鹿川及びその支流。ただし、亀山市加太中在家地内アマタノ川にかかる名阪国道の橋の上流端から上流のアマタノ川、桜川及びその支流を除く。
存続期間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで

出典：「三重県水産資源課資料」（第五種共同漁業権免許の内容となるべき事項）

3） 地下水の利用の状況

対象区域では、地下水を利用した上水道はありません。

対象市における工業用水の水源別用水量は表 4.2-10 に示すとおり、鈴鹿市では 171,149 ㎥/日、亀山市では 70,129 ㎥/日の総用水量を使用しています。そのうち鈴鹿市では 10,002 ㎥/日、亀山市では 8,117 ㎥/日の地下水（井戸）を工業用水として利用しています。

表 4.2-10　工業用水の水源別用水量

単位：㎥/日

行政区分	総用水量	井戸水
鈴鹿市	171,149	10,002
亀山市	70,129	8,117
対象市合計	241,278	18,119
三重県	4,516,479	109,027

注）従業員が30人以上の事業所が対象

出典：平成25年工業統計調査結果確報 （平成25年12月31日現在）（三重県戦略企画部統計課）

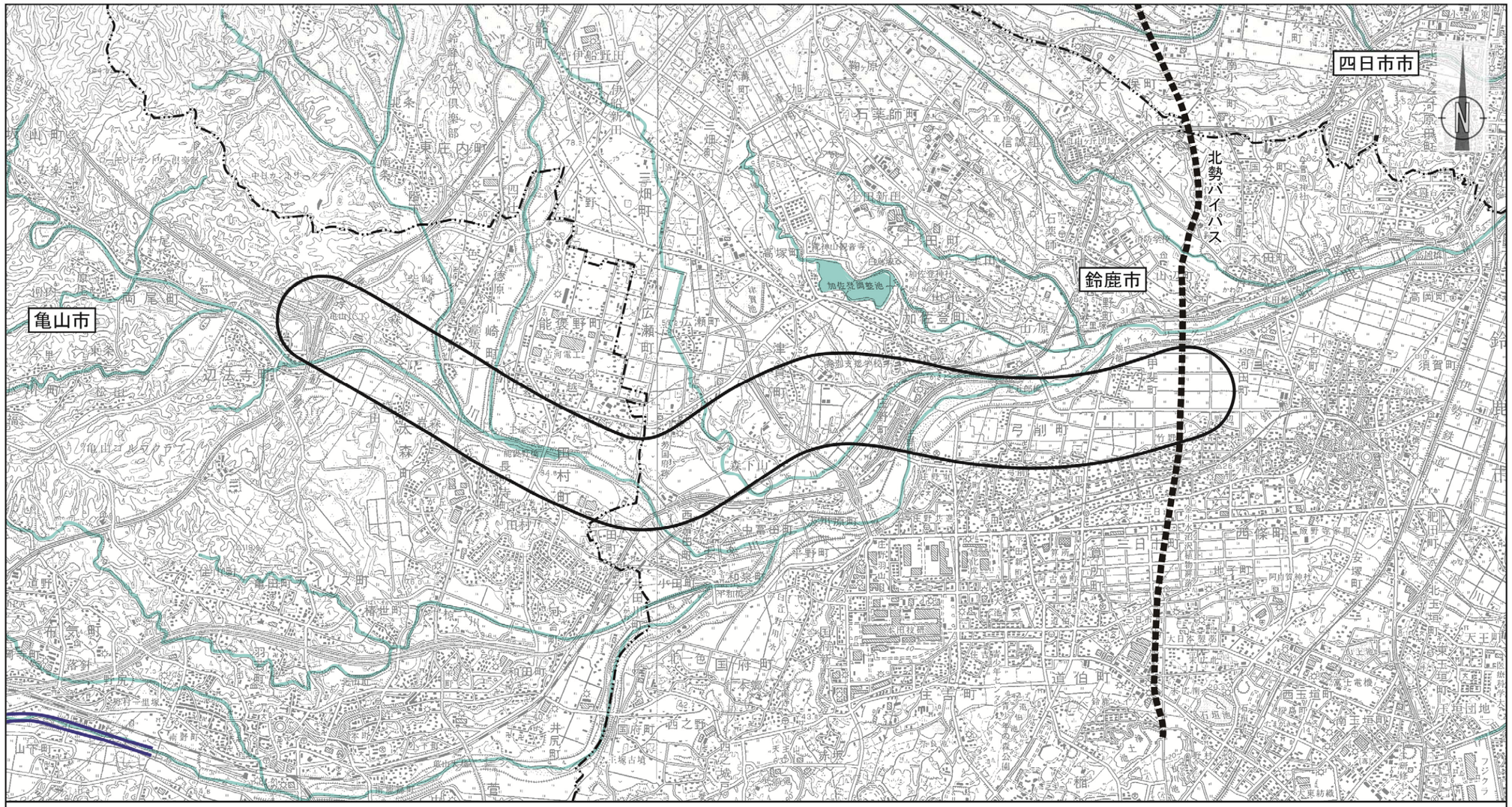

凡　　例	
記　号	名　称
	河川
	内水面漁業権（河川）
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「水産要覧」（平成 24 年 1 月、三重県）

図番号	図 4.2-6
図名	内水面漁業権の状況

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4.2.4. 交通の状況

対象区域における交通の状況は、表 4.2-11 及び図 4.2-7 に示すとおりです。

主要な道路としては東名阪自動車道、新名神高速道路、伊勢自動車道、一般国道 1 号、一般国道 23 号、一般国道 25 号、一般国道 306 号及び主要地方道四日市楠鈴鹿線などがあり、平日 24 時間交通量は東名阪自動車道が約 8.2 万台と最も多く、次いで一般国道 23 号が約 5.5 万台となっています。

都市計画対象道路事業実施区域は、これらの道路のうち、主要地方道神戸長沢線、一般国道 1 号、一般国道 306 号を通過します。

また、対象区域における鉄道は、JR 関西本線、JR 紀勢本線、近鉄名古屋線、近鉄鈴鹿線、伊勢鉄道伊勢線が通っています。

都市計画対象道路事業実施区域は、これらの鉄道のうち、JR 関西本線を通過します。

表 4.2-11　交通の状況

種別	路　線　名	番号	自動車類交通量 観測地点名	平日自動車類交通量	
				12時間 (台/12h)	24時間 (台/日)
高速自動車国道	東名阪自動車道	1	鈴鹿IC～亀山JCT	52,478	82,022
		2	亀山JCT～亀山スマートIC	39,959	54,879
一般国道	一般国道1号	3	四日市市采女町	23,802	35,929
		4	鈴鹿市汲川原町字仁上	21,804	32,568
		5	亀山市羽若町	16,382	(26,866)
	一般国道23号	6	鈴鹿市北玉垣町	39,661	55,118
	一般国道306号	7	亀山市長明寺町	13,707	17,643
主要地方道	主要地方道四日市鈴鹿環状線	8	（推計による地点）	(3,289)	(4,374)
		9	（推計による地点）	(3,309)	(4,335)
	主要地方道神戸長沢線	10	鈴鹿市甲斐町	6,795	(8,901)
		11	鈴鹿市加佐登町	6,823	(8,938)
		12	鈴鹿市高塚町	5,253	6,400
	主要地方道鈴鹿環状線	13	鈴鹿市飯野寺家町	20,112	26,950
		14	（推計による地点）	(3,644)	(4,883)
	主要地方道亀山鈴鹿線	15	鈴鹿市国府町	7,857	(10,450)
	主要地方道四日市関線	16	（推計による地点）	(911)	(1,212)

注 1）括弧内の数値は推計による。
注 2）IC はインターチェンジ、JCT はジャンクションの略
出典：「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省）

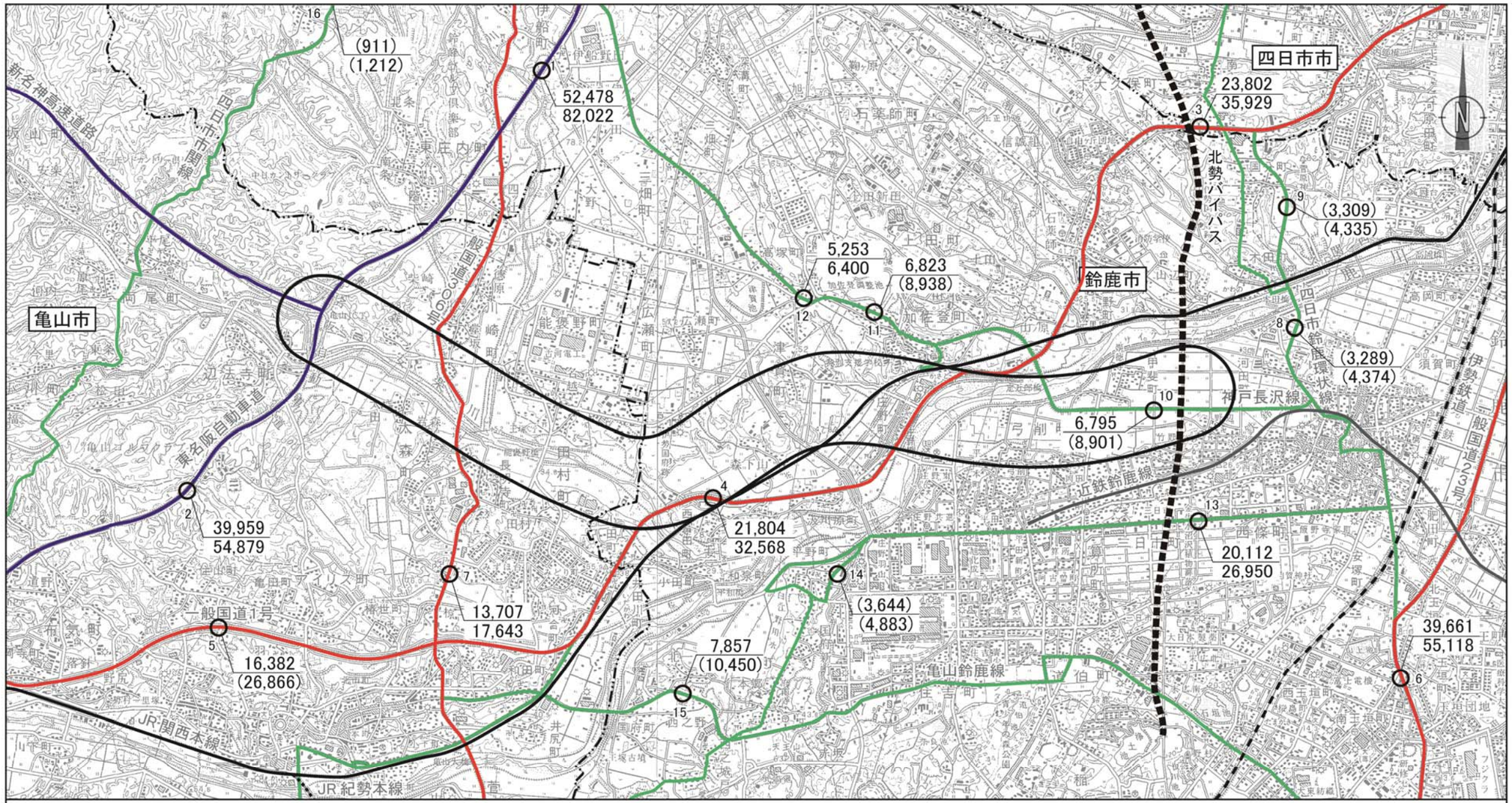

出典：「平成 22 年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」
（国土交通省中部地方整備局）

凡 例

記号	名 称
	高速自動車国道
	一般国道
	主要地方道
	JR関西本線
	JR紀勢本線
	伊勢鉄道
	近鉄鈴鹿線
○	交通量観測調査・推計地点
	上段：平日 12 時間交通量 下段：平日 24 時間交通量 （ ）内数字：12 時間観測地点における車種別交通量に車種別昼夜率を乗じた推計 24 時間交通量の合計
	都市計画対象道路事業実施区域

種別	路 線 名	番号	自動車類交通量観測地点名
高速自動車国道	東名阪自動車道	1	鈴鹿IC～亀山JCT
		2	亀山JCT～亀山スマートIC
一般国道	一般国道1号	3	四日市市采女町
		4	鈴鹿市汲川原町字仁上
		5	亀山市羽若町
	一般国道23号	6	鈴鹿市北玉垣町
	一般国道306号	7	亀山市長明寺町
主要地方道	主要地方道四日市鈴鹿環状線	8	（推計による地点）
		9	（推計による地点）
	主要地方道神戸長沢線	10	鈴鹿市甲斐町
		11	鈴鹿市加佐登町
		12	鈴鹿市高塚町
	主要地方道鈴鹿環状線	13	鈴鹿市飯野寺家町
		14	（推計による地点）
	主要地方道亀山鈴鹿線	15	鈴鹿市国府町
	主要地方道四日市関線	16	（推計による地点）

図番号	図 4.2-7
図名	主要交通網及び交通量図

S = 1:50,000
0 500 1000 1500m

4.2.5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1） 学校・病院の配置の状況

対象区域における環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校、図書館、病院、社会福祉施設等）を表 4.2-12 及び表 4.2-13 に、その位置を図 4.2-8 及び図 4.2-9 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市で学校 6 施設、病院 1 施設、児童福祉施設 3 施設、老人（高齢者）福祉施設 1 施設、亀山市で学校 1 施設、児童福祉施設 1 施設が存在しています。

表 4.2-12（1） 学校、図書館の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
1	学校	小学校	飯野小学校	鈴鹿市
2			国府小学校	
3			明生小学校	
4			清和小学校	
5			牧田小学校	
6			庄野小学校	
7			井田川小学校	
8			加佐登小学校	
9			庄内小学校	
10			石薬師小学校	
11			河曲小学校	
12			神戸小学校	
13			玉垣小学校	
14			桜島小学校	
15			一ノ宮小学校	
16			野登小学校	亀山市
17			亀山西小学校	
18			亀山東小学校	
19			井田川小学校	
20			川崎小学校	
21			河原田小学校	四日市市
22		中学校	千代崎中学校	鈴鹿市
23			創徳中学校	
24			平田野中学校	
25			白鳥中学校	
26			鈴鹿中学校	
27			神戸中学校	
28			中部中学校	亀山市
29			亀山中学校	

出典：「学校名簿」（平成26年度、三重県教育委員会）
鈴鹿市ホームページ
亀山市ホームページ
四日市市ホームページ

表 4.2-12 (2) 学校、図書館の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
30	学校	高校	鈴鹿高校	鈴鹿市
31			神戸高校	
32			石薬師高校	
33			飯野高校	
34			亀山高校	亀山市
35			四日市農芸高校	四日市市
36		大学・高等専門学校	鈴鹿医療科学大学	鈴鹿市
37			鈴鹿工業高等専門学校	
38		特別支援学校	杉の子特別支援学校	
39			杉の子特別支援学校石薬師分校	
40		幼稚園	第二さくら幼稚園	
41			道伯幼稚園	
42			国府幼稚園	
43			井田川幼稚園	
44			庄野幼稚園	
45			牧田幼稚園	
46			加佐登幼稚園	
47			河曲幼稚園	
48			すずか幼稚園	
49			神戸幼稚園	
50			一ノ宮幼稚園	
51			飯野幼稚園	
52			玉垣幼稚園	
53			亀山幼稚園	亀山市
54			亀山東幼稚園	
55			みずきが丘道伯幼稚園	
56			みずほ台幼稚園	
57			井田川幼稚園	
58	図書館		鈴鹿市立図書館	鈴鹿市
59			亀山市立図書館	亀山市

出典：「学校名簿」（平成26年度、三重県教育委員会）
鈴鹿市ホームページ
亀山市ホームページ
四日市市ホームページ

表 4.2-13（1）　病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
1	病院		高木病院	鈴鹿市
2			村瀬病院	
3			三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院	
4			医療法人誠仁会　塩川病院	
5			鈴鹿回生病院	
6			独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
7			鈴鹿さくら病院	
8			田中病院	亀山市
9			亀山市立医療センター	
10			亀山回生病院	
11	児童福祉施設	助産施設	三重県厚生農業協同組合連合会鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市
12		医療型障害児入所施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
13		児童館	鈴鹿市一ノ宮団地児童センター	
14			鈴鹿市玉垣児童センター	
15			亀山市立亀山児童センター	亀山市
16		児童遊園	甲斐児童遊園	鈴鹿市
17		保育所	牧田保育所	
18			ひので保育園	
19			梅檀保育園	
20			白鳩保育園	
21			庄内青い鳥保育園	
22			深伊沢保育所	
23			第２石薬師保育園	
24			石薬師保育園	
25			トーマスぼーや保育園	
26			竹野の森こども園	
27			算所保育所	
28			ハートピア保育園	
29			西条保育所	
30			あかつき保育園	
31			野町保育園	
32			サラナ保育園	
33			玉垣保育所	
34			ぐみの木ほいくえん	

出典：「三重県内の病院一覧」（平成26年2月1日現在、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成26年4月1日現在、三重県健康福祉部）

表 4.2-13（2）　病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
35	児童福祉施設	保育所	神戸保育所	鈴鹿市
36			高岡法輪保育園	
37			河曲保育所	
38			一ノ宮保育所	
39			神辺保育園	亀山市
40			亀山愛児園	
41			第三愛護園	
42			第一愛護園	
43			第二愛護園	
44			なのはな保育園	
45			和田保育園	
46			野登ルンビニ園	
47			川崎南保育園	
48			川崎愛児園	
49			内部保育園	四日市市
50			河原田保育園	
51	老人（高齢者）福祉施設	養護老人ホーム	南山	鈴鹿市
52			清和の里	亀山市
53		特別養護老人ホーム	かがやきの杜　鈴鹿	鈴鹿市
54			ひまわり苑	
55			かなしょうず園	
56			鈴鹿聖十字の家	
57			野村きぼう苑	亀山市
58			安全の里	
59			南部陽光苑	四日市市
60		軽費老人ホーム・ケアハウス	サンハイム鈴鹿	鈴鹿市
61			ソレイユ	
62		有料老人ホーム	第２きらきらの里	
63			ナチュラルハウス	
64			達人の館	
65			憩いの家「うさぎの森」	
66			有料老人ホーム国府の里	
67			アミーユ鈴鹿	
68			れんげの里おいな苑かめやま	亀山市
69			ファミニュー亀山	
70			グループリビング亀山	

出典：「三重県内の病院一覧」（平成26年2月1日現在、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成26年4月1日現在、三重県健康福祉部）

表 4.2-13（3）　病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
71	老人（高齢者）福祉施設	介護老人保健施設	介護老人保健施設　ひまわり	鈴鹿市
72			介護老人保健施設パークヒルズ高塚	
73			介護老人保健施設　鈴の丘	
74			介護老人保健施設アルテハイム鈴鹿	
75			亀山老人保健施設	亀山市
76			介護老人保健施設　老健クローバー	四日市市
77		認知症対応型共同生活介護施設	鈴鹿インター（株）さつきの里 グループホーム	鈴鹿市
78			グループホーム　うの花	
79			色えんぴつ鈴鹿	
80			グループホーム　太陽の家	
81			グループホーム 愛すみよし苑	
82			グループホーム かなしょうず園	
83			グループホーム悠久の里	
84			グループホーム楽家生	
85			グループホーム マリンの家	
86			グループホームあおぞら	亀山市
87			グループホーム小春日和	
88			グループホーム 花しょうぶ苑	
89			グループホーム　宝寿の郷	
90			うさぎ亀山　グループホーム	
91			グループホーム 亀山	
92			グループホーム白鳥	
93			グループホームゆう河原田	四日市市
94	障害福祉サービス事業所	生活介護施設（障害者支援施設）	障害者支援施設しらさぎ園	鈴鹿市
95			鈴鹿和順学園	
96			和順寮	
97		療養介護施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
98		生活介護施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
99			ハッピータウン農場と福祉工房	
100			障害者生活介護センター鈴鹿けやき苑	
101			特定非営利活動法人コスモス	
102			ブナの森すずかパートナー	
103			すずかぜ	
104			つくしの家	亀山市
105			サクラサクラ障がい者デイサービスセンター	
106		共同生活援助施設	グリーンハイツ　しらさぎ	鈴鹿市
107			和順みずしの寮	
108			ＣＨ・ＧＨブナの森すずか	
109			グループホームきれい亀山栗の木ヴィレッジ	亀山市

出典：「三重県内の病院一覧」（平成26年2月1日現在、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成26年4月1日現在、三重県健康福祉部）

表 4.2-13（4）　病院・福祉施設の配置の状況

番号	区分		名称	所在地
110	障害福祉サービス事業所	就労移行支援施設	すずかぜ	鈴鹿市
111		就労継続支援施設（A型）	きらら	
112			アネラ鈴鹿	
113			ミルト鈴鹿	
114			ハイポーション	
115		就労継続支援施設（B型）	ハッピータウン農場と福祉工房	
116			特定非営利活動法人コスモス	
117			スッテプワークすずのね	
118			特定非営利活動法人なごみ	
119			就労継続支援Ｂ型事業所　天使の輪	
120			つくしの家	亀山市
121			特定非営利活動法人夢想会夢想工房	
122		児童発達支援施設	独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	鈴鹿市
123			児童デイサービスこよし会	
124			鈴鹿市療育センター	
125		放課後等デイサービス	鈴鹿市療育センター	
126			独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院	
127			児童デイサービスこよし会	
128			わかば鈴鹿	
129			サクラサクラ放課後等ディサービスセンター	亀山市

出典：「三重県内の病院一覧」（平成26年2月1日現在、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成26年4月1日現在、三重県健康福祉部）

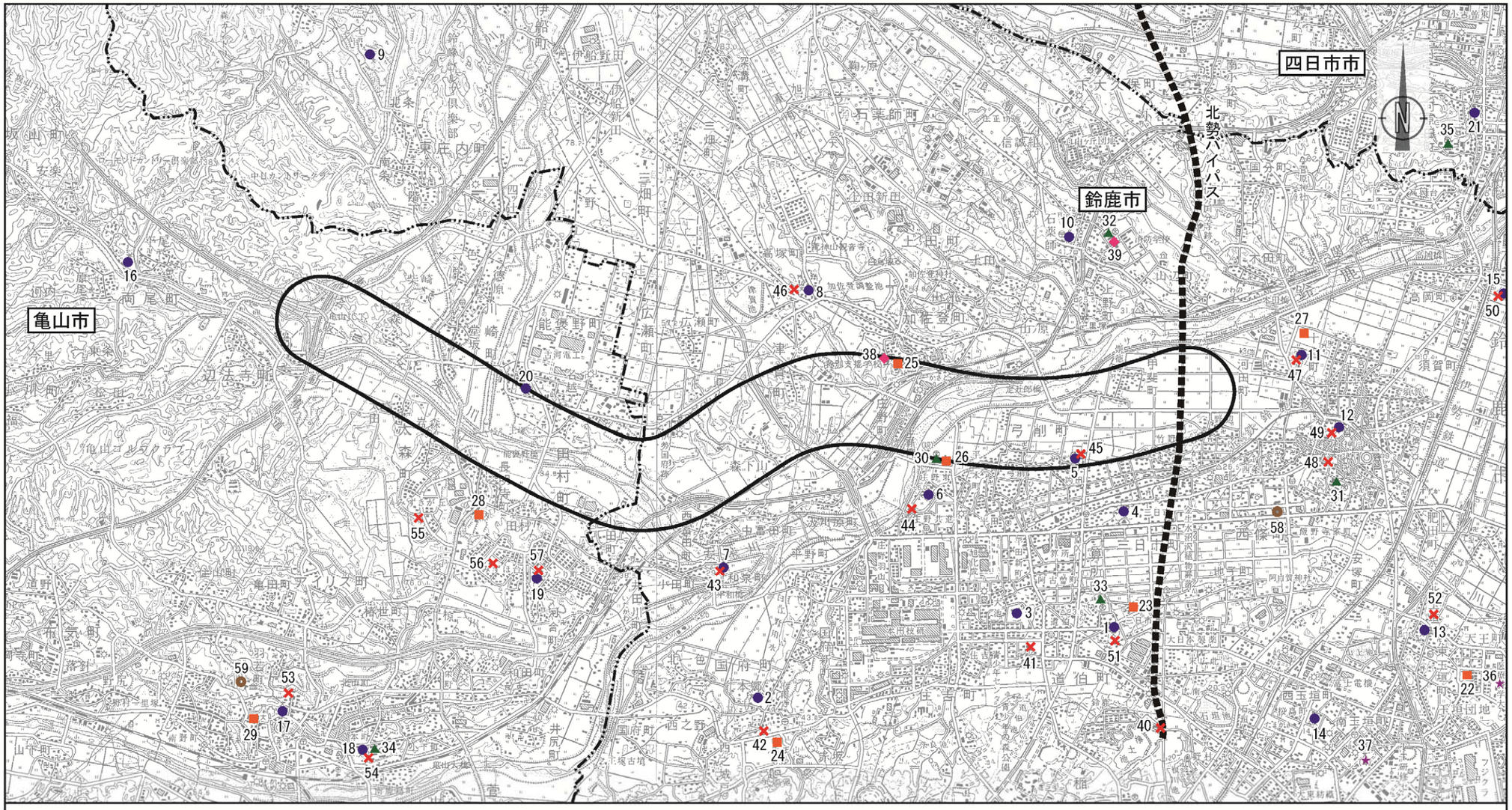

凡　例	
記号	名　称
●	小学校
■	中学校
▲	高校
★	大学・高等専門学校
◆	特別支援学校
×	幼稚園
◉	図書館
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「学校名簿」（平成 26 年度、三重県教育委員会）
鈴鹿市ホームページ
亀山市ホームページ
四日市市ホームページ

図番号	図 4.2-8
図名	環境の保全について配慮が必要な施設位置図（学校・図書館）

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

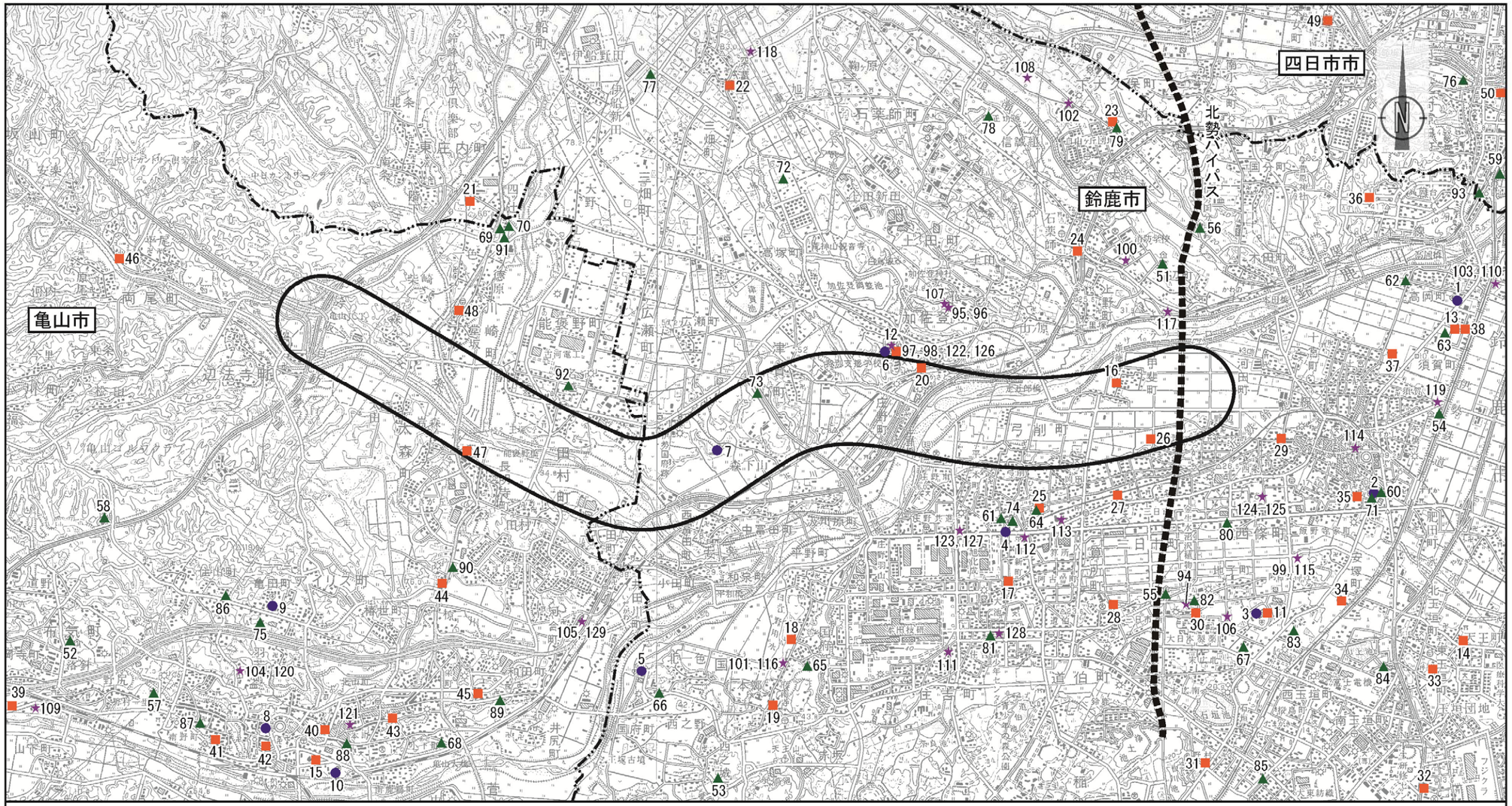

凡　例	
記号	名　称
●	病院
■	児童福祉施設
▲	老人（高齢者）福祉施設
★	障害福祉サービス事業所
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県内の病院一覧」（平成 26 年 2 月 1 日現在、三重県健康福祉部）
「三重県社会福祉施設等名簿」（平成 26 年 4 月 1 日現在、三重県健康福祉部）

図番号	図 4.2-9
図名	環境の保全について配慮が必要な施設位置図（病院・福祉施設）

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

2） 住宅の配置の概況

対象区域における人口集中（DID）地区の状況を図 4.2-10 に示します。

鈴鹿市においては、沿岸から鈴鹿川に至る地帯に市街地が形成されています。

また、亀山市においては、JR 亀山駅周辺及び JR 井田川駅周辺において市街地が形成されています。

都市計画対象道路事業実施区域は、鈴鹿市の人口集中地区の北側を、東西に並行するように通過します。

3） 将来の住宅地の面整備計画の状況

対象区域において、将来の住宅地の面整備計画はありません。

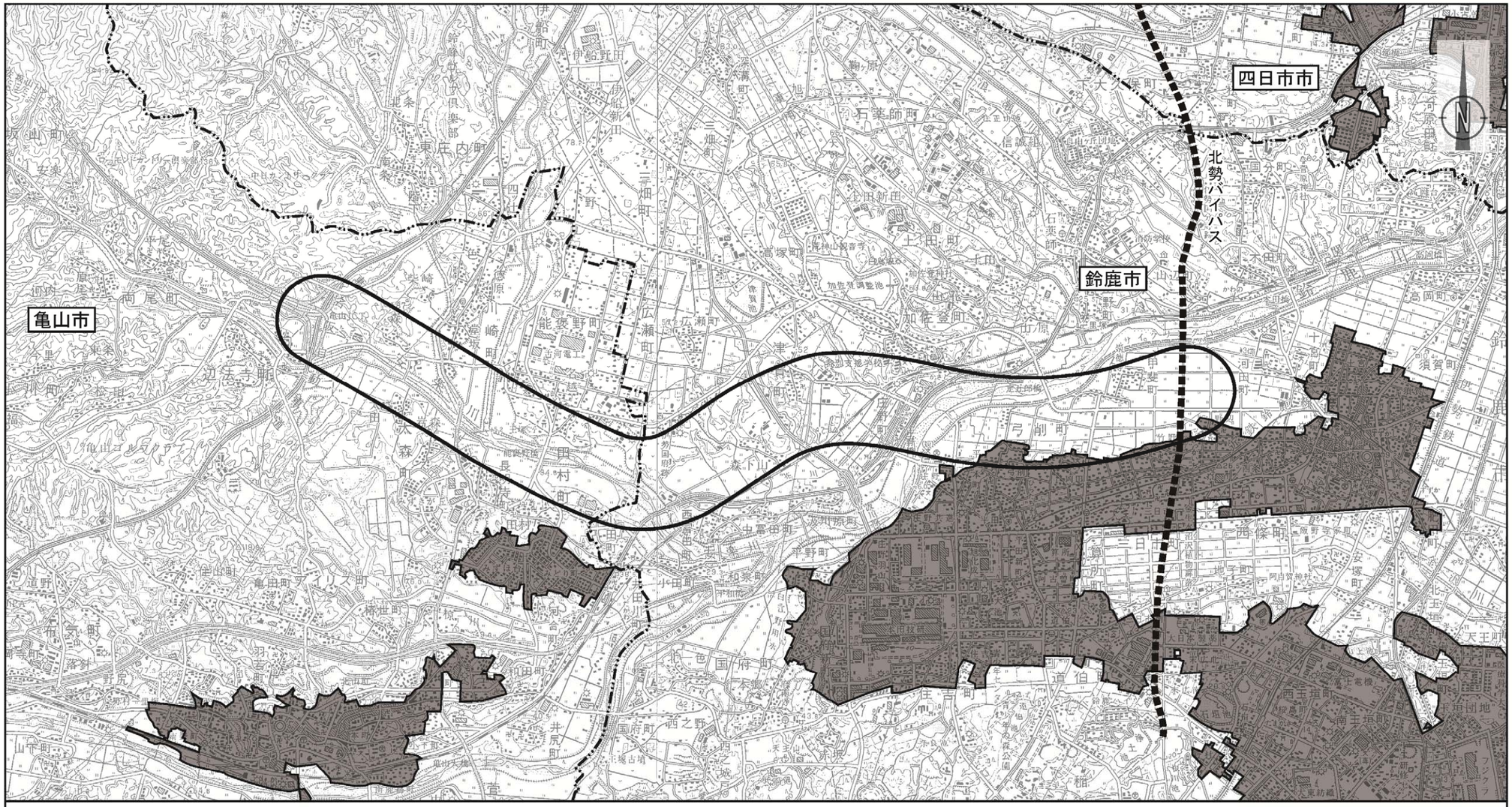

凡　例	
記　号	名　称
	DID 地区
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「平成 22 年度国勢調査」（総務省統計局）

図番号	図 4.2-10
図名	人口集中（DID）地区の状況

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4.2.6. 下水道の整備の状況

対象市における生活排水処理施設の整備状況は表 4.2-14 に、対象区域における下水道整備区域は図 4.2-11 に示すとおりです。

生活排水処理施設の整備率は、鈴鹿市が 91.0%、亀山市が 79.2%であり、三重県全体の整備率（80.8%）と比べると、鈴鹿市は大きく、亀山市はほぼ同程度となっています。

対象市は、三重県流域別下水道整備総合計画に基づく 3 流域 6 処理区の中の、北勢沿岸流危機下水道南部処理区に属します。

対象市には浄化センターはなく、四日市市に設置されている南部浄化センターにおいて処理されています。

表 4.2-14　生活排水処理施設の整備状況

平成 25 年度末

項目 / 行政区分	行政区域人口	下水道	その他の集合処理施設	集合処理施設合計	個別処理施設合計	生活排水処理施設整備人口合計	生活排水処理施設の整備率(%)
鈴鹿市	200,805	101,848	17,765	124,287	58,354	182,641	91.0
亀山市	49,914	23,234	7,283	30,443	9,082	39,525	79.2
三重県	1,861,534	923,267	98,034	1,019,655	483,801	1,503,456	80.8

出典：「平成27年刊三重県統計書」（平成27年3月、三重県）

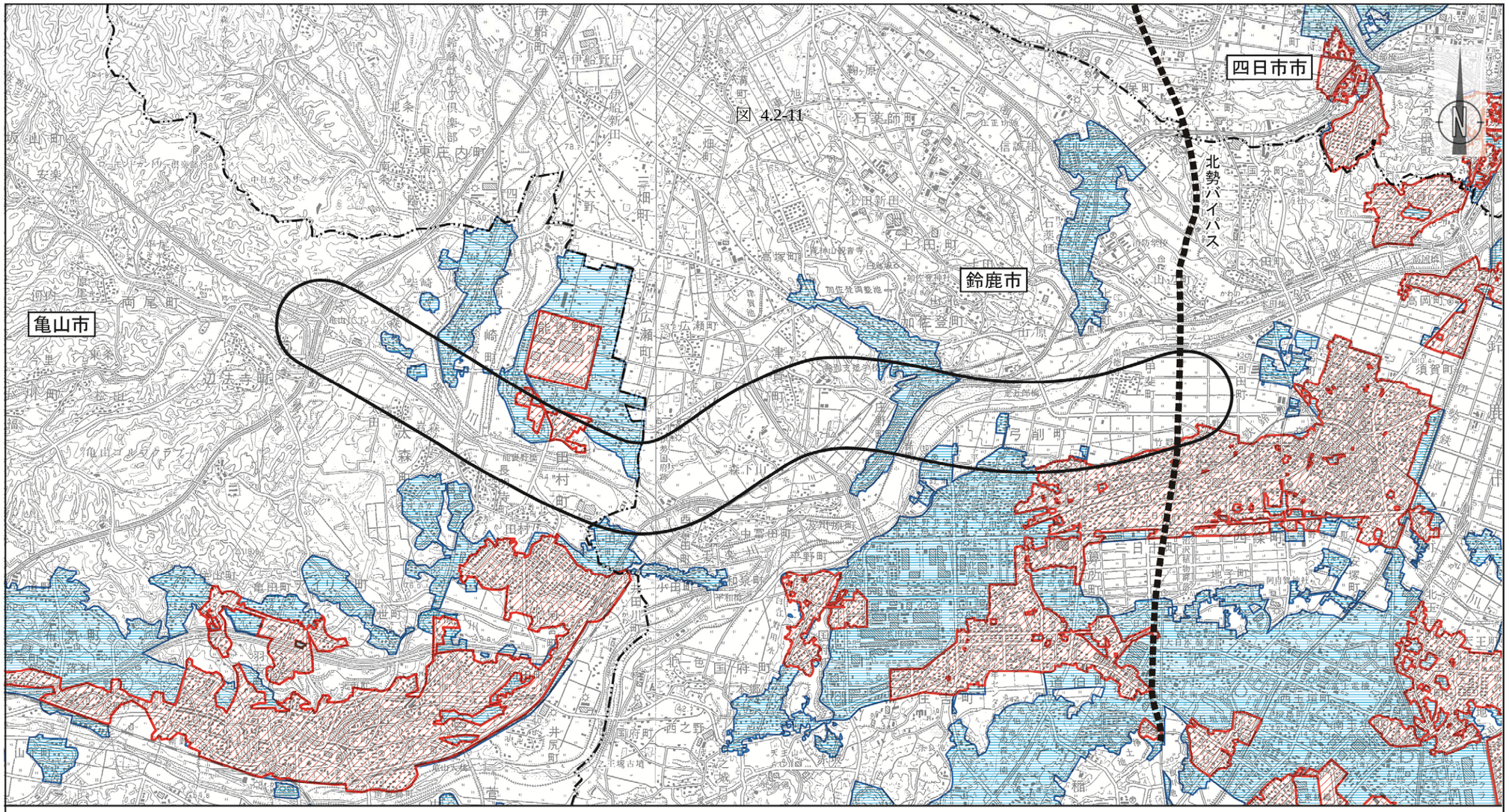

凡　　例	
記　号	名　称
	既供用区域
	計画区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「公共下水道供用開始区域図」（鈴鹿市ホームページ、平成 26 年 7 月 29 日現在）
「下水整備計画」（平成 25 年 10 月、亀山市）
「四日市市下水計画図」（平成 26 年 3 月、四日市市上下水道局）

図番号	図 4.2-11
図名	下水道整備区域図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

4.2.7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1） 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域

対象区域には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する指定地域はありません。

2） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法施行令（平成 4 年 11 月 26 日政令第 365 号、最終改正：平成 23 年 3 月 30 日政令第 53 号）で定める窒素酸化物対策地域、及び同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、同法施行令で定める粒子状物質対策地域として、鈴鹿市が指定されています。

鈴鹿市を含む三重県内の対策地域では、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」が定められています。

計画の内容を表 4.2-15 に示します。

表 4.2-15　自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

計画の期間	平成 25 年 3 月～平成 33 年 3 月
計画の対象地域	四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町
目標値	

総量の区分		窒素酸化物排出量（t/年）	粒子状物質排出量（t/年）注）
平成 21 年度（現状）	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量［1 号総量］	16,757	2,270
	② ①のうちの自動車排出総量［2 号総量］	5,233	303
平成 27 年度（中間目標）	③ ⑤の達成に向け平成 27 年度までに達成すべき総量	15,185	2,182
	④ ③のうちの自動車排出総量	3,756	220
平成 32 年度（目標年度）	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量［3 号総量］	14,157	2,123
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量［4 号総量］	2,787	163

出典：「次期三重県総量削減計画策定委託業務報告書」、「平成 23 年度総量削減対策の在り方検討業務報告書」（環境省）

※1　1～4 号総量は、窒素酸化物にあっては自動車 NOx・PM 法第 7 条第 2 項第 1～4 号、粒子状物質にあっては自動車 NOx・PM 法第 9 条第 2 項第 1～4 号にそれぞれ規定される量を表しています。

※2　表 2-1 の②、④、⑥の自動車排出総量の算定は、「平成 20 年度自動車排出ガス原単位及び総量検討調査」（環境省）を基に算定したものです。

注）環境省調査では、浮遊粒子状物質について目標年度である平成 32 年度において対策地域全体で環境基準を超過している箇所はないと予測されましたので、必要削減量はゼロと考えています。このため、今回示しました目標量は、更なる施策実施によるものではなく、これまで実施している対策である自動車排出ガス単体規制などで削減を見込んだ排出量（一次粒子のみ）を参考までに示しています。

出典：「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成 25 年 3 月、三重県）

3） 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路

対象区域には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年 5 月 1 日法律第 34 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 42 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく沿道整備道路の指定はありません。

4） 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

対象区域には、表 4.2-16、図 4.2-12 に示すとおり、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 72 条の規定により指定された県立自然公園が 1 箇所（伊勢の海県立自然公園）あります。

表 4.2-16　自然公園一覧

公園名	指定年月日	関係市町	公園面積	公園の特色
伊勢の海県立自然公園	S28.10.1	津市、鈴鹿市	782ha	千代崎海岸、鼓ケ浦、阿漕浦、御殿場海岸、香良洲海岸

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

5） 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域

対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年 6 月 22 日法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく原生自然環境保全地域、及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく自然環境保全地域、並びに同法第 45 条第 1 項の規定に基づく県立自然環境保全地域の指定はありません。

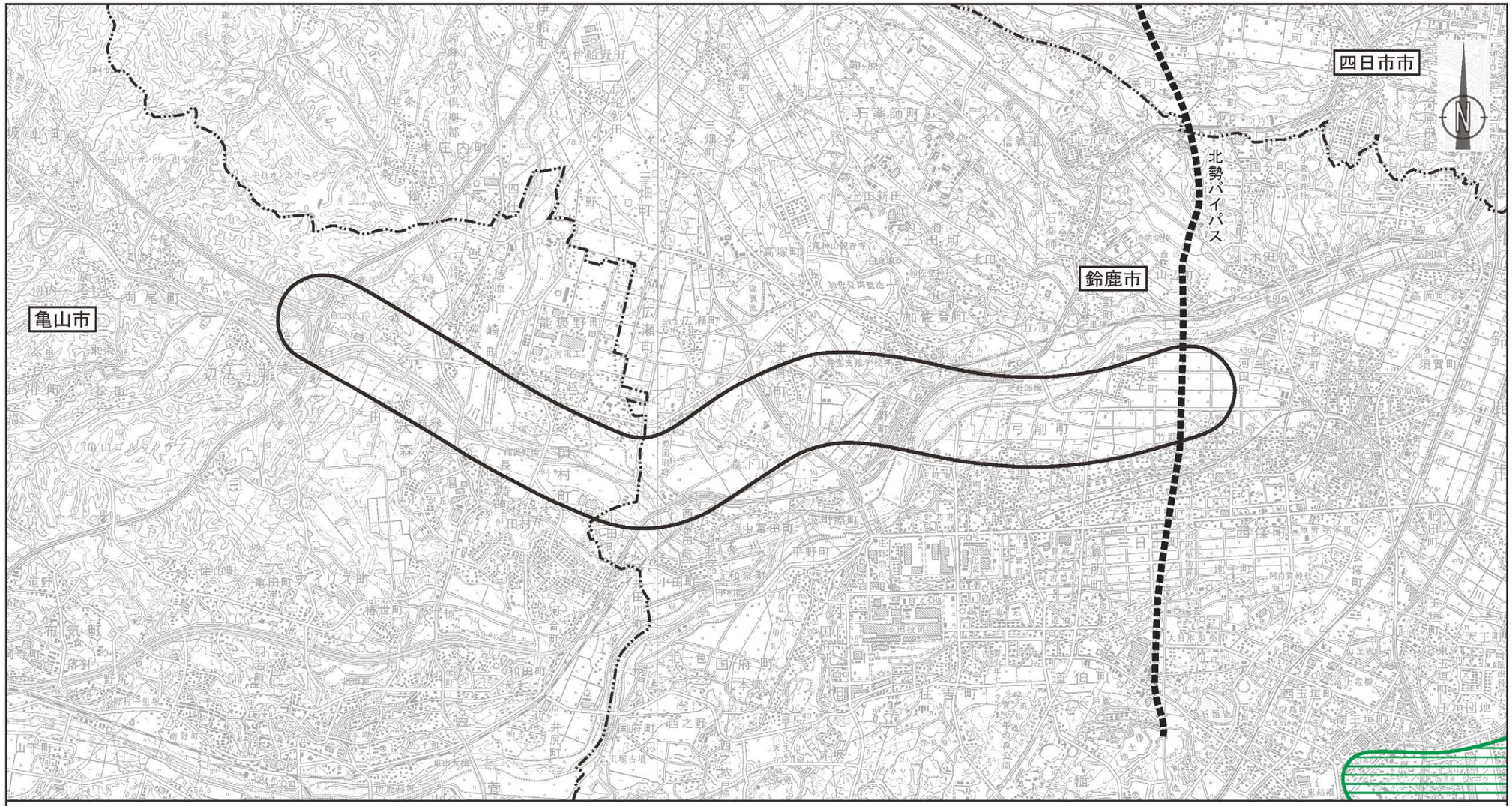

凡　例	
記　号	名　称
	自然公園
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県自然公園図」（平成 20 年 4 月、三重県）

図番号	図 4.2-12
図名	県立自然公園位置図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

6） 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象区域には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月 28 日条約第 7 号）第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。

7） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

対象区域には、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和 42 年 7 月 31 日法律第 103 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日法律第 122 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域はありません。

8） 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

対象区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された緑地保全地域、同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区はありません。

9） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象区域には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 36 条第 1 項の規定に基づく生息地等保護区はありません。

10） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象区域には、表 4.2-17、図 4.2-13 に示すとおり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区が 4 箇所あります（1 箇所は四日市市）。

都市計画対象道路事業実施区域には、亀山市東部鳥獣保護区が存在します。

表 4.2-17　鳥獣保護区一覧

番号	名称	面積
1	亀山市東部鳥獣保護区	1,770 ha
2	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区	303 ha
3	鈴鹿鳥獣保護区	1,548 ha
4	四日市市泊山鳥獣保護区	598 ha

出典：「平成 26 年度　三重県鳥獣保護区等位置図」（平成 26 年、三重県）

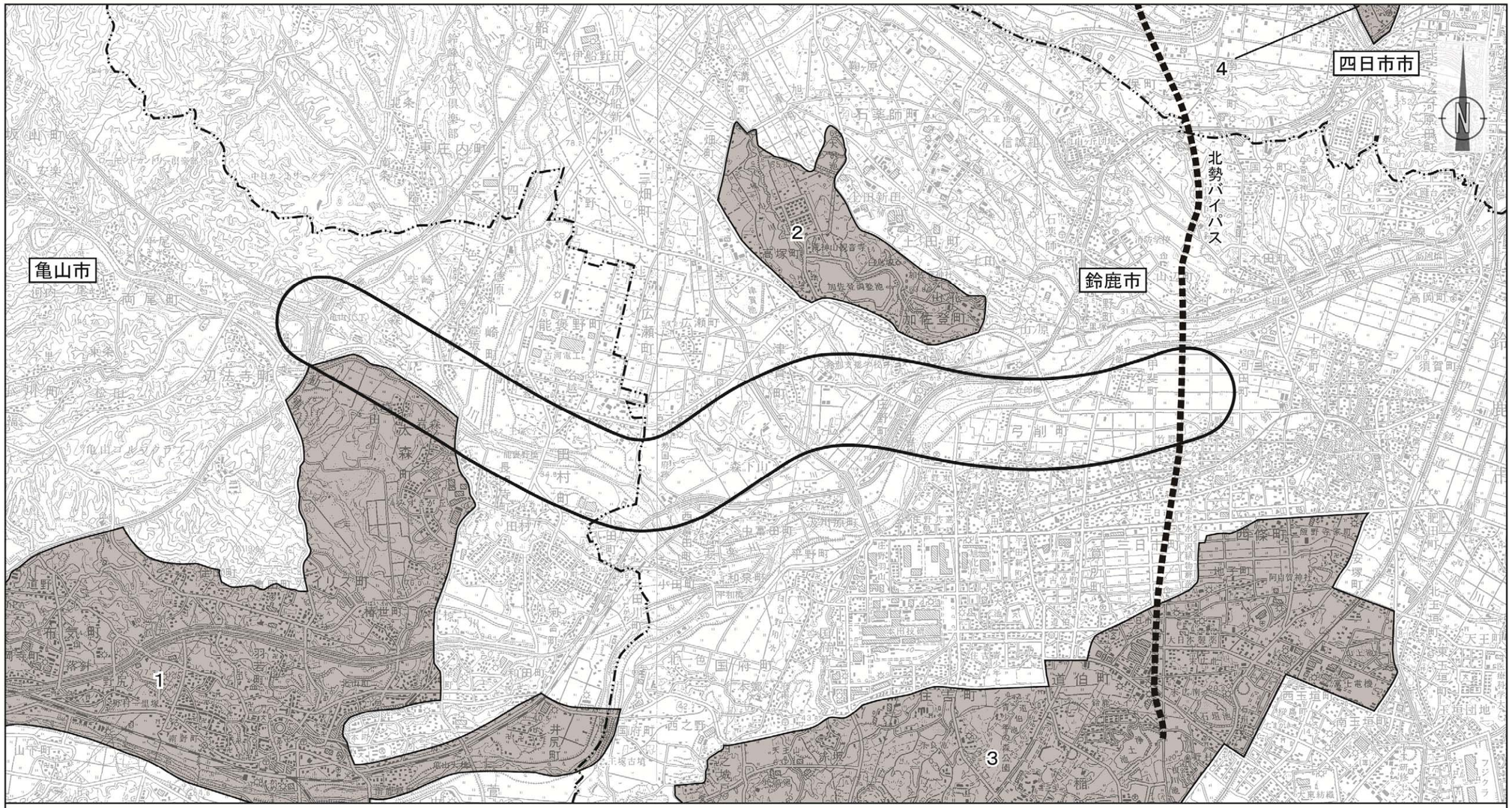

凡 例		
記号	番号	名 称
	1	亀山市東部鳥獣保護区
	2	鈴鹿市加佐登鳥獣保護区
	3	鈴鹿鳥獣保護区
	4	四日市市泊山鳥獣保護区
	都市計画対象道路事業実施区域	

出典：「平成 26 年度　三重県鳥獣保護区等位置図」（平成 26 年、三重県）

図番号	図 4.2-13
図名	鳥獣保護区位置図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

11） 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域

対象区域には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年 9 月 22 日条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日条約第 1 号)）第 2 条 1 の規定により指定された湿地はありません。

12） 文化財保護法に基づく史跡・旧跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの

対象区域における文化財の指定、登録、保存及び管理に関する法令及び条例は表 4.2-18 に示すとおりです。

そのうち、対象区域には「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 109 条第 1 項の規定並びに三重県及び各市の条例に基づき指定あるいは登録された史跡・旧跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの（以下「史跡及び天然記念物等」という。）があり、その位置等は表 4.2-19、図 4.2-14 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、これらの史跡及び天然記念物等のうち、伊勢国府跡の一部、峯城跡、旧小林家住宅及び能褒野（のぼの）王塚古墳が存在します。

表 4.2-18　文化財に関する法令、条例

名称	主体	制定年月
文化財保護法	国	昭和 25 年 5 月：法律第 214 号
三重県文化財保護条例	三重県	昭和 32 年 12 月：条例第 72 号
鈴鹿市文化財保護条例	鈴鹿市	昭和 48 年 10 月：条例第 33 号
亀山市文化財保護条例	亀山市	平成 17 年 1 月：条例第 79 号

表 4.2-19　鈴鹿市及び亀山市に所在する史跡及び天然記念物等

番号	区分	種別	名称	所在地	指定年月日
1	国指定	天然記念物	金生水沼沢植物群落（かなしょうずしょうたく）	鈴鹿市地子町、西條町	S12.4.17
2		史跡	伊勢国分寺跡	鈴鹿市国分町	T11.10.12
3			王塚古墳	鈴鹿市国府町	S45.5.11
4			伊勢国府跡	鈴鹿市広瀬町	H14.3.19
5		建造物	旧北伊勢陸軍飛行場掩体	鈴鹿市三畑町	H16.2.17
6			佐佐木信綱生家主屋	鈴鹿市石薬師町字中町	H23.10.28
7			佐佐木信綱生家土蔵	鈴鹿市石薬師町字中町	H23.10.28
8			石薬師文庫閲覧所	鈴鹿市石薬師町字中町	H23.10.28
9			森家住宅主屋	亀山市野村町 807	H23.3.18
10	県指定	天然記念物	川俣神社のスダジイ	鈴鹿市庄野町	S44.3.28
11			西の城戸のヒイラギ	鈴鹿市国府町	S18.7.9
12			アイナシ	鈴鹿市国府町	S47.4.1
13			石薬師の蒲ザクラ	鈴鹿市上野町	S14.8.10
14			地蔵大マツ	鈴鹿市南玉垣町	H8.3.7
15			宗英寺のイチョウ	亀山市南野町	S12.7.12
16		史跡	石薬師の一里塚跡	鈴鹿市上野町	S12.8.27
17			白鳥塚古墳	鈴鹿市石薬師町	H18.3.17
18			神戸城跡	鈴鹿市神戸五丁目	S12.12.14
19			教倫堂跡	鈴鹿市神戸四丁目	S17.4.27
20			神戸の見付	鈴鹿市神戸八丁目 鈴鹿市須賀三丁目	S63.3.26
21			旧亀山城多門櫓	亀山市本丸町 576-1	S28.5.7
22			峯城跡	亀山市川崎町	S44.3.28
23		建造物	書院	鈴鹿市神戸二丁目	S48.3.31
24			石薬師寺薬師堂	鈴鹿市石薬師町	H19.3.27
25	鈴鹿市指定	天然記念物	大木神社の椎の森	鈴鹿市石薬師町	S54.6.1
26		史跡	西の野 5 号墳	鈴鹿市国府町	S49.11.25
27			思徳之碑	鈴鹿市神戸二丁目	H21.1.22
28		建造物	蓮花寺鐘楼	鈴鹿市東玉垣町	S57.7.27
29			旧小林家住宅	鈴鹿市庄野町	H8.3.12
30	亀山市指定	天然記念物	池の側松並木	亀山市西丸町 534	S26.1.24
31			法因寺の左巻カヤ	亀山市東町一丁目	S26.12.26
32			亀山神社の神スギ	亀山市西丸町	S34.12.8
33			伊勢屋ソテツ	亀山市東御幸町 63	S63.1.28
34		建造物	加藤家長屋門及び土蔵	亀山市西丸町 545	S25.12.1
35			円福寺経堂	亀山市住山町 660	S26.8.24
36			明治天皇行在所	亀山市本丸町 575	S26.12.26
37			大久保神官邸棟門	亀山市本丸町 574	S30.2.19
38			福泉寺山門	亀山市東町一丁目	H8.10.24
39			旧舘家住宅	亀山市西町 410 他	H19.8.23
40	有識者聞き取り		能褒野（のぼの）王塚古墳	亀山市田村町女ヶ坂	－

注 1）番号は図 4.2-14 に対応している。

注 2）40「能褒野（のぼの）王塚古墳」については、法律等による指定はないが、有識者聞き取りの結果から、文化財保護法に基づく史跡・旧跡、名勝、天然記念物に準ずるものであると考え記載した。

出典：「鈴鹿市の文化財一覧」（鈴鹿市ホームページ）
「亀山市の指定文化財一覧」（亀山市ホームページ）

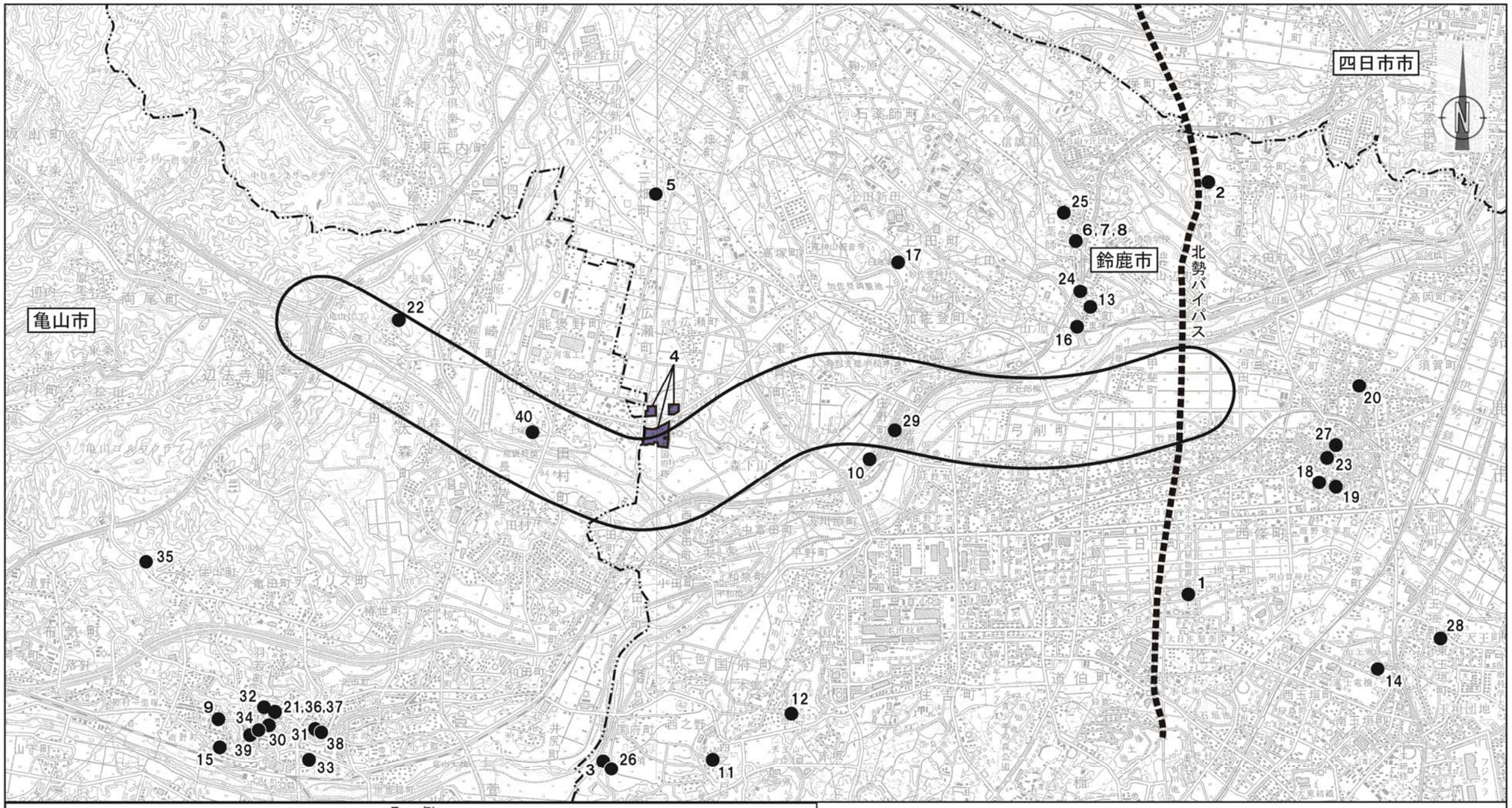

凡　例

記号	番号	区分	種別	名称
●	1	国指定	天然記念物	金生水沼沢植物群落（かなしょうずしょうたく）
	2		史跡	伊勢国分寺跡
	3			王塚古墳
▬	4			伊勢国府跡
●	5		建造物	旧北伊勢陸軍飛行場掩体
	6			佐佐木信綱生家主屋
	7			佐佐木信綱生家土蔵
	8			石薬師文庫閲覧所
	9			森家住宅主屋
	10	県指定	天然記念物	川俣神社のスダジイ
	11			西の城戸のヒイラギ
	12			アイナシ
	13			石薬師の蒲ザクラ
	14			地蔵大マツ
	15			宗英寺のイチョウ
	16		史跡	石薬師の一里塚跡
	17			白鳥塚古墳
	18			神戸城跡
	19			教倫堂跡
	20			神戸の見付

記号	番号	区分	種別	名称
●	21	県指定	史跡	旧亀山城多門櫓
	22			峯城跡
	23		建造物	書院
	24			石薬師寺薬師堂
	25	鈴鹿市指定	天然記念物	大木神社の椎の森
	26		史跡	西の野5号墳
	27			思徳之碑
	28		建造物	蓮花寺鐘楼
	29			旧小林家住宅
	30	亀山市指定	天然記念物	池の側松並木
	31			法因寺の左巻カヤ
	32			亀山神社の神スギ
	33			伊勢屋ソテツ
	34		建造物	加藤家長屋門及び土蔵
	35			円福寺経堂
	36			明治天皇行在所
	37			大久保神官邸棟門
	38			福泉寺山門
	39			旧舘家住宅
	40	有識者聞き取り		能褒野王塚古墳（のぼの）

⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「指定文化財一覧表【亀山市】」（平成 26 年 4 月 1 日現在）
「教育要覧 2014≪教育すずか≫」（平成 26 年 8 月、鈴鹿市教育委員会）
「三重の歴史・文化散策マップ」（三重県ホームページ）
「伊勢国府跡 17」（平成 27 年 3 月、鈴鹿市考古博物館）

図番号	図 4.2-14
図名	文化財位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

13） 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

対象区域には、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年 1 月 13 日法律第 1 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域はありません。

14） 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域

対象区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区はありません。

15） 環境基本法第十六条第一項の規定に基づく環境基準及び類型指定状況

(1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 16 条の規定に基づく大気汚染に係る環境基準を表 4.2-20 に示します。

表 4.2-20　大気汚染に係る環境基準

物　質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/ m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/ m^3 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m^3 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m^3 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m^3 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/ m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/ m^3 以下であること。

備考 1）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

備考 2）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。

備考 3）二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

備考 4）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 73 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示 74 号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 9 日環境省告示 33 号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 4 日環境庁告示 4 号、最終改正：平成 13 年 4 月 20 日環境庁告示 30 号）

(2) 騒音に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第十六条の規定に基づく騒音に係る環境基準をあてはめる地域の類型指定状況を表 4.2-21 及び図 4.2-15 に、騒音に係る環境基準を表 4.2-22 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域は、一部の区間で A～C 類型指定地域を通過します。

表 4.2-21　騒音に係る環境基準の類型の指定状況

地域の類型	該当地域
A	都市計画法第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成24年3月30日鈴鹿市告示第87号
平成24年3月30日亀山市告示第91号
平成24年4月1日四日市市告示第160号

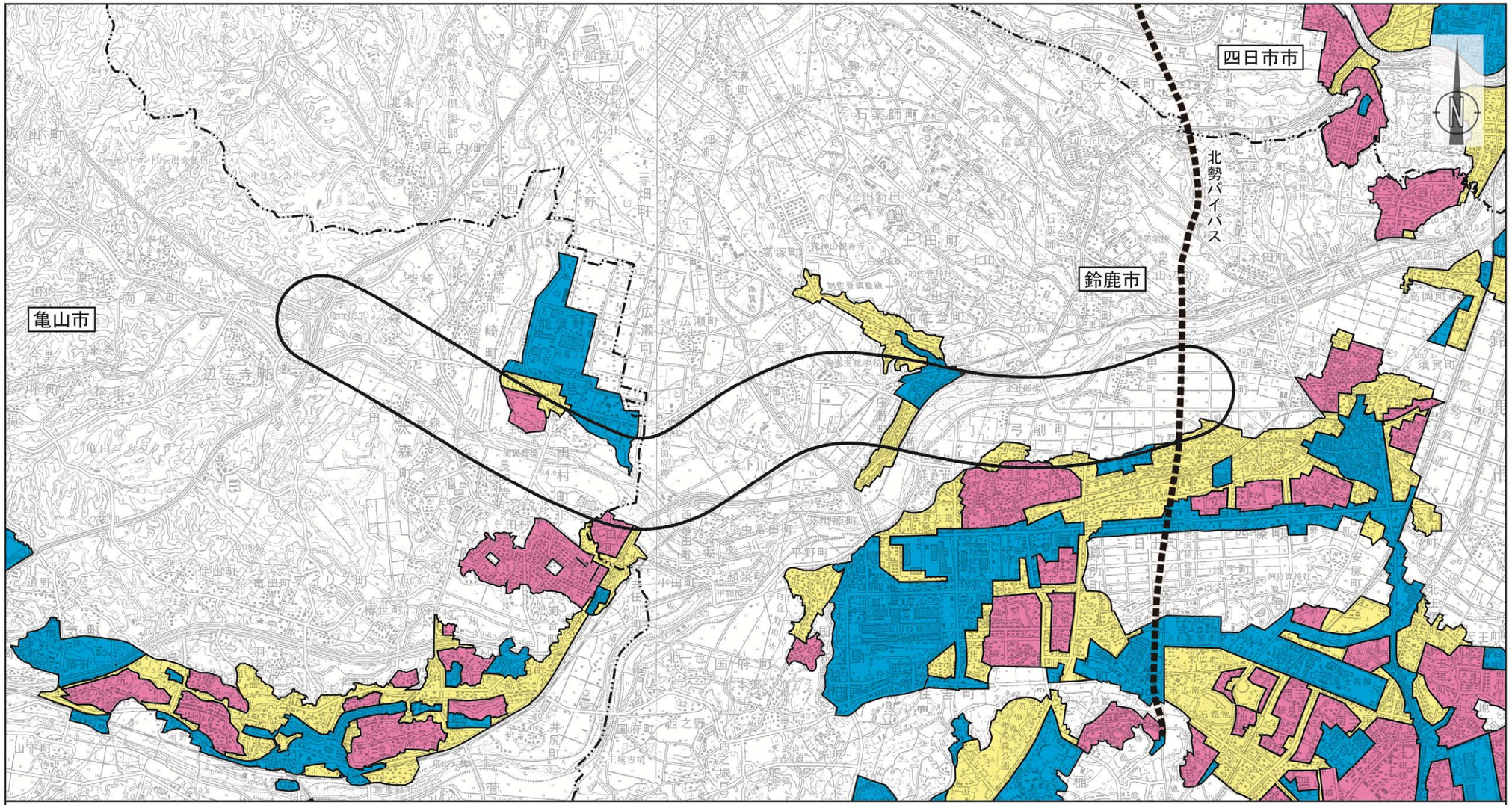

凡　　例	
記　号	騒音に関する環境基準の類型の指定状況
	A
	B
	C
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：都市計画図から読み取り

図番号	図 4.2-15
図名	環境基準の類型指定状況

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

表 4.2-22　騒音に係る環境基準

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1）時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
注 2）AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
注 3）A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
注 4）B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
注 5）C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

【道路に面する地域】（上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする）

地域の区分	基　準　値	
	昼　間	夜　間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注）騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号）

(3) 水質汚濁に係る環境基準及び類型指定状況

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 16 条に基づく水質汚濁に係る環境基準には、表 4.2-23 及び表 4.2-24 に示すとおり、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準があります。

対象区域には、水質汚濁に係る環境基準の水域類型に指定されている水域があります。

対象区域における指定の状況を表 4.2-25 及び図 4.1-15 に示します。

表 4.2-23　人の健康の保護に関する環境基準

項　目	基準値	備　考
カドミウム	0.003mg／L 以下	1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2）「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 表 4.2-24 において同じ。 3）海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg／L 以下	
六価クロム	0.05mg／L 以下	
砒 素	0.01mg／L 以下	
総水銀	0.0005mg／L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下	
四塩化炭素	0.002mg／L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L 以下	
チウラム	0.006mg／L 以下	
シマジン	0.003mg／L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg／L 以下	
ベンゼン	0.01mg／L 以下	
セレン	0.01mg／L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L 以下	
ふっ素	0.8mg／L 以下	
ほう素	1mg／L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg／L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示 126 号）

表 4.2-24（1）　生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考1）基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考2）農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

備考3）水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考4）最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・・・・のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注1）自然環境保全…自然探勝等の環境保全

注2）水道1級…ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級…沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級…前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3）水産1級…ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級…サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級…コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

注4）工業用水1級…沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級…薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級…特殊の浄水操作を行うもの

注5）環境保全…国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正：平成26年11月17日環境省告示126号）

表 4.1-23（2）　生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考）基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 26 年 11 月 17 日環境省告示 126 号）

表 4.2-25　水質汚濁に係る環境基準の水域の類型指定状況及び水質調査地点

番号	水域名	環境基準等地点名	類型	達成期間	指定年月日（見直し年月日）
①	鈴鹿川上流（2）	鈴国橋	AA	直ちに達成	S45.9.1（H7.3.28）
②	鈴鹿川中流	高岡橋	A	直ちに達成	S45.9.1（H7.3.28）
③	内部（うつべ）川（全域）	河原田橋	A	直ちに達成	S45.9.1（H8.3.29）
④	安楽川（全域）	和泉橋	AA	直ちに達成	H10.3.31
A	鈴鹿川中流	中富田	(A)	－	S45.9.1（H7.3.28）
B	鈴鹿川中流	庄野橋	(A)	－	S45.9.1（H7.3.28）

注 1）表中の類型の（　）は、補助地点であることを示す。

注 2）番号は図 4.1-15 に対応している。

出典：「平成 26 年版三重県環境白書」（平成 26 年 10 月、三重県）

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 16 条に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.2-26 に示します。

表 4.2-26　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　目	基準値	備　考
カドミウム	0.003mg／L 以下	1）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2）「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4）1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg／L 以下	
六価クロム	0.05mg／L 以下	
砒 素	0.01mg／L 以下	
総水銀	0.0005mg／L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg／L 以下	
四塩化炭素	0.002mg／L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002mg／L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg／L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg／L 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg／L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg／L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg／L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg／L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg／L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg／L 以下	
チウラム	0.006mg／L 以下	
シマジン	0.003mg／L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg／L 以下	
ベンゼン	0.01mg／L 以下	
セレン	0.01mg／L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／L 以下	
ふっ素	0.8mg／L 以下	
ほう素	1mg／L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg／L 以下	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示 10 号、最終改正：平成 26 年 3 月 20 日環境省告示 40 号）

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 16 条に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 4.2-27 に示します。

表 4.2-27　土壌の汚染に係る環境基準

項　目	環境上の条件	備　考
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	1）環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2）カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3）「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4）有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示 46 号、最終改正：平成 26 年 3 月 20 日環境省告示 44 号）

16） 環境基本法第十七条第三項の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

対象区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：平成 26 年 5 月 30 日法律第 46 号）第 17 条第 3 項の規定に基づく公害の防止に関する施策に係る計画（公害防止計画）が策定された地域はありません。

17） 騒音規制法第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域には、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）で定める自動車騒音の限度（以下「要請限度」という。）を適用する地域があります。対象区域における指定の状況を表 4.2-28 及び図 4.2-16 に、指定地域内における自動車騒音に係る要請限度を表 4.2-29 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域は、一部の区間で a～c 区域を通過します。

表 4.2-28　自動車騒音の限度を定める区域の区分

区域	該当地域
a区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	都市計画法第8条の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c区域	都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成24年3月30日鈴鹿市告示第92号
平成24年3月30日亀山市告示第95号
平成12年10月12日四日市市告示第372号

表 4.2-29　自動車騒音の限度

単位：デシベル

区域の区分	等価騒音レベル（L_{Aeq}）	
	基準値	
	昼　間	夜　間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注 1）車線　一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
注 2）昼間　午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。
注 3）夜間　午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。
注 4）デシベル　計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
注 5）この表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。
注 6）幹線交通を担う道路　「道路法」（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに「道路運送法」（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年 8 月 25 日建設省令第 49 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日国土交通省令第 19 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）

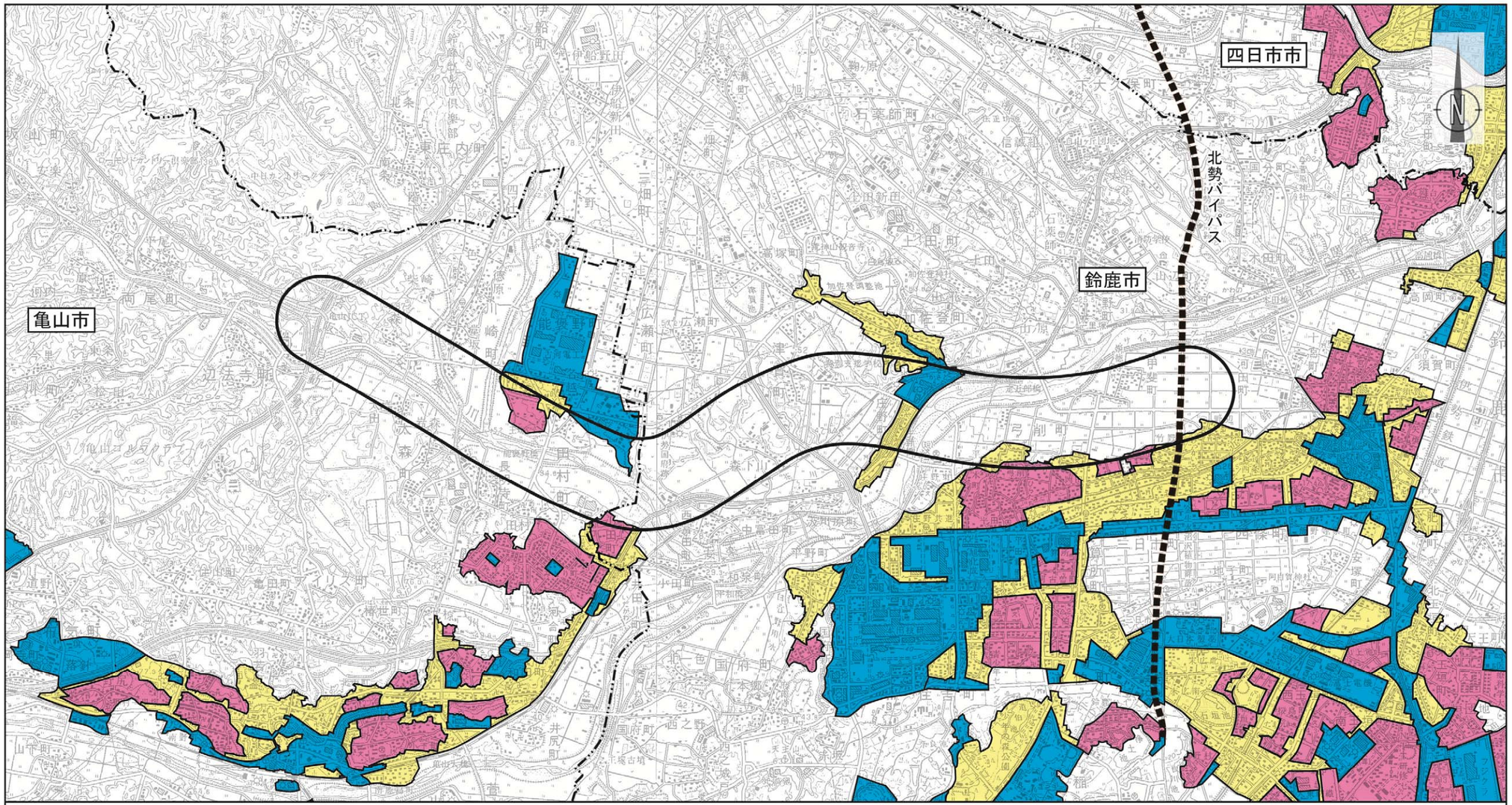

凡　　例	
記　号	自動車騒音の限度を定める区域
	a区域
	b区域
	c区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：都市計画図から読み取り

図番号	図 4.2-16
図名	騒音規制法の指定地域の状況

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

18） 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域は、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び同法第 15 条第 1 項の規定に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・建設省告示第 1 号、最終改正：平成 12 年 3 月 28 日環境庁告示 16 号）が適用される地域です。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 4.2-30 に示します。

なお、三重県では三重県全域を 1 号区域（ただし、工業専用地域及び下記の「2 号区域」を除く。）とし、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域を除く区域を第 2 号区域としているため、都市計画対象道路事業実施区域内の工業地域のうち、第 2 号区域の要件に該当する区域を除く全ての地域が第 1 号区域となります。

表 4.2-30　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

項目	内容	適用除外注1
特定建設作業の種類	1～8注3	－
規制基準	基準値：85dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	－
作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間注2	第1号区域：1日10時間※を超えないこと 第2号区域：1日14時間※を超えないこと	A B
作業期間	連続6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注1）適用除外は以下に示すとおりである。

A：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B：人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合

C：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合

D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合

E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に特定建設作業を行う必要がある場合

F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注2）基準値を超えている場合、1日の作業時間を※の時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3）特定建設作業の種類は以下のとおり。

特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	びょう打機を使用する作業
3	削岩機を使用する作業
4	空気圧縮機を使用する作業
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業
7	トラクターショベルを使用する作業
8	ブルドーザーを使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：平成23年11月28日政令364号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規則に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号最終改正：平成12年3月28日環境庁告示第16号）
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号、最終改正：平成25年12月27日三重県規則第86号）

19） 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）で定める道路交通振動の限度（以下「要請限度」という。）を適用する地域があります。

対象区域における指定等の状況を表 4.2-31 に、指定地域内における道路交通振動に係る要請限度を表 4.2-32 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、一部の区間で第 1 種区域及び第 2 種区域を通過します。

表 4.2-31　道路交通振動の要請限度を定める区域の区分

区域	該当区域
第1種区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	都市計画法第8条の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：平成24年3月30日鈴鹿市告示第95号
平成24年3月30日亀山市告示第98号
平成12年10月12日四日市市告示第375号

表 4.2-32　道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注）昼間：午前8時から午後7時まで
夜間：午後7時から翌日午前8時まで
出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）

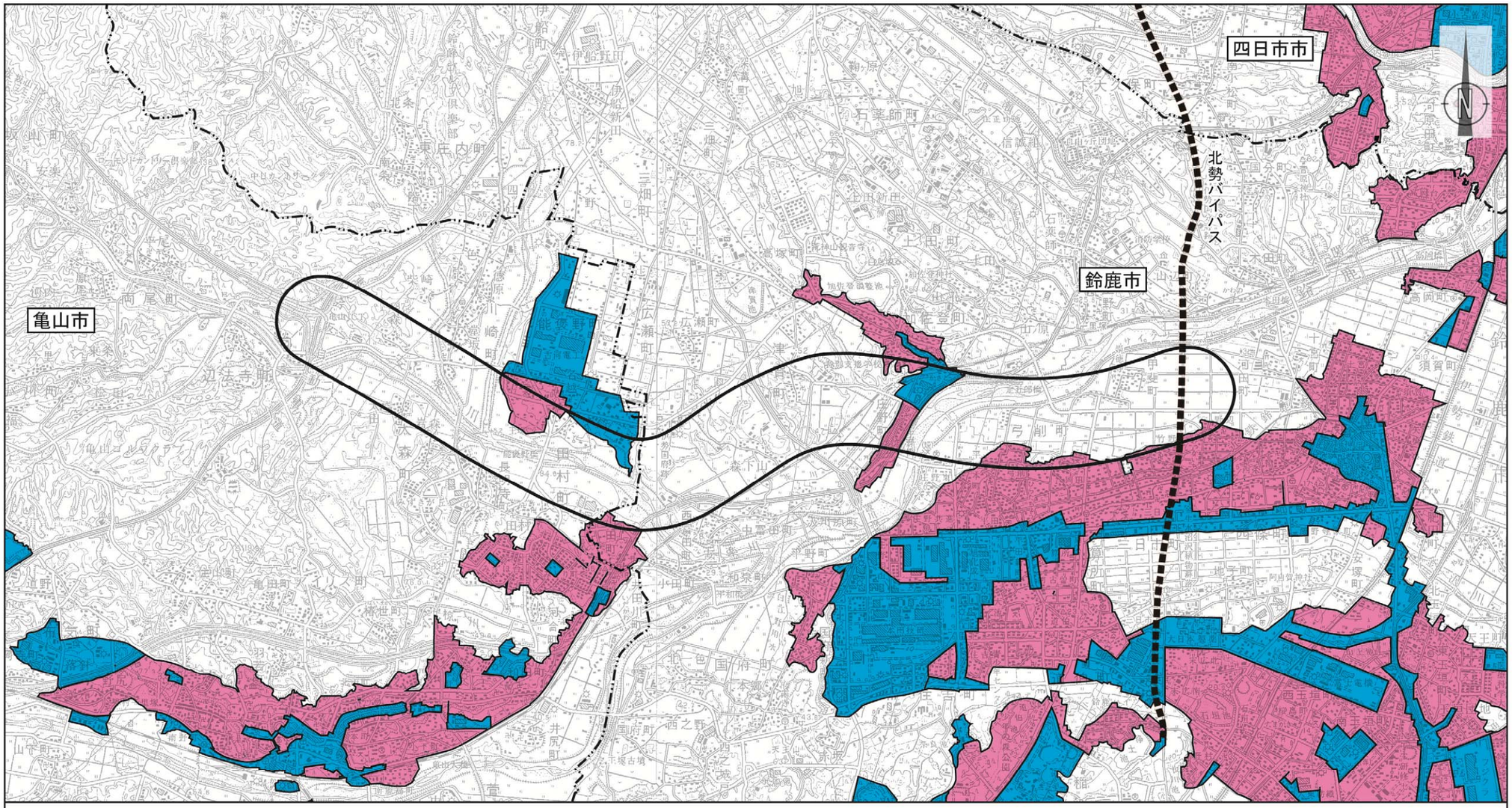

凡　　例	
記　号	振動に関する要請限度の区域の指定状況
	第1種区域
	第2種区域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：都市計画図から読み取り

図番号	図 4.2-17
図名	道路交通振動の要請限度を定める区域の区分

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

20） 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

対象区域は、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項の規定に基づき、「同法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号）で定める特定建設作業の規制に関する基準が適用される地域です。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 4.2-33 に示します。

なお、三重県では三重県全域を第 1 号区域（ただし、工業専用地域及び下記の「2 号区域」を除く。）とし、工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域を除く区域を第 2 号区域としているため、都市計画対象道路事業実施区域内の工業地域のうち、第 2 号区域の要件に該当する区域を除く全ての地域が第 1 号区域となります。

表 4.2-33　特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

項目	内容	適用除外[注1]
特定建設作業の種類	1～4[注3]	－
規制基準	基準値：75dB 測定位置：作業場所の敷地の境界線	－
作業時間帯	第1号区域：午後 7時～翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時～翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当たりの作業時間[注2]	第1号区域：1日10時間※を超えないこと 第2号区域：1日14時間※を超えないこと	A B
作業期間	連続6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日でないこと	A B C E F

注1）適用除外は以下に示すとおりである。

A：災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

B：人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に特定建設作業を行う必要がある場合

C：鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において特定建設作業を行う必要がある場合

D：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により夜間に特定建設作業を行う必要がある場合

E：道路法による占用許可（協議）または道路交通法による使用許可（協議）により日曜日その他の休日に特定建設作業を行う必要がある場合

F：電気事業法施行規則による変電所の変更工事において日曜日その他の休日に作業を必要とする場合

注2）基準値を超えている場合、1日の作業時間を上表の※で定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注3）特定建設作業の種類は以下のとおり。

特定建設作業の種類

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業
4	ブレーカーを使用する作業

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号、最終改正：平成23年11月28日政令第364号）
「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号、最終改正：平成23年11月30日環境省令第32号）
「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号、最終改正：平成25年12月27日三重県規則第86号）

21） 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域

三重県では、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年 12 月 24 日三重県条例第 60 号、最終改正：平成 22 年 12 月 28 日三重県条例第 64 号）により、第 1 種水域（鈴鹿川本川、派川を含む）、第 2 種水域、天白川水域において、新設及び新設以外の特定事業場について上乗せ排水基準が設けられています。

都市計画対象道路事業実施区域は、鈴鹿川本川、安楽川等の鈴鹿川支川を通過します。

22） 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域

東京湾や伊勢湾、瀬戸内海といった広域的な閉鎖性水域では、大都市や大工業都市から大量の生活排水や産業排水が流入するうえ、外洋との水の交換が悪く、汚濁物質が滞留しやすいために水質が悪化する状況にあったため、総量規制の制度が導入されました。

対象市は、この総量規制の指定地域に該当します。

23） 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域

対象区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律第 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域はありません。

24） 排水基準を定める省令別表第二の備考 6 に規定する湖沼及び海域

対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号）別表第 2 の備考 6 に規定する湖沼はありません。

25） 排水基準を定める省令別表第二の備考 7 に規定する湖沼及び海域

対象区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号）別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼はありません。

26） 土壌汚染対策法第六条第一項の規定により指定された区域

対象区域には、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 51 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく要措置区域はありません。

27） ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域

対象区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。

28） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域

対象区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域はありません。

29） 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域

対象区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

30） 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林

対象区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 25 条の規定により指定された保安林の中に、風致保安林があります。

31） 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画

鈴鹿市には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「鈴鹿市緑の基本計画」（平成 18 年 4 月）があります。

亀山市については、「亀山市都市マスタープラン全体構想」（平成 22 年 3 月）の中で、市内の自然環境を一体的に保全・活用するため、緑の基本計画策定による保全・活用方法の検討を進めるとされています。

四日市市には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 4 条第 1 項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「四日市広域緑の基本計画」（平成 24 年 3 月）があります。

32） 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

対象区域には、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 26 年 6 月 27 日法律第 92 号）第 8 条第 1 項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）があります。

景観計画について、三重県では「三重県景観計画」（平成 19 年 12 月、三重県）が定められています。

鈴鹿市には、鈴鹿市全域を景観計画の区域とする「鈴鹿市景観計画」（平成 22 年 10 月、鈴鹿市）があります。

亀山市には、亀山市全域を景観計画の区域とする「亀山市景観計画」（平成 23 年 6 月、亀山市）があります。

四日市市には四日市市全域を景観計画の区域とする「四日市市景観計画」（平成 20 年 2 月 22 日四日市市告示第 48 号）があります。

33） 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域

対象区域には、「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域があります。対象区域における用途地域の指定状況を図 4.2-18 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、鈴鹿市の一部の区間に第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域が存在します。

また、亀山市の一部の区間に第 1 種低層住居専用地域、第 1 種住居地域、工業地域が存在します。

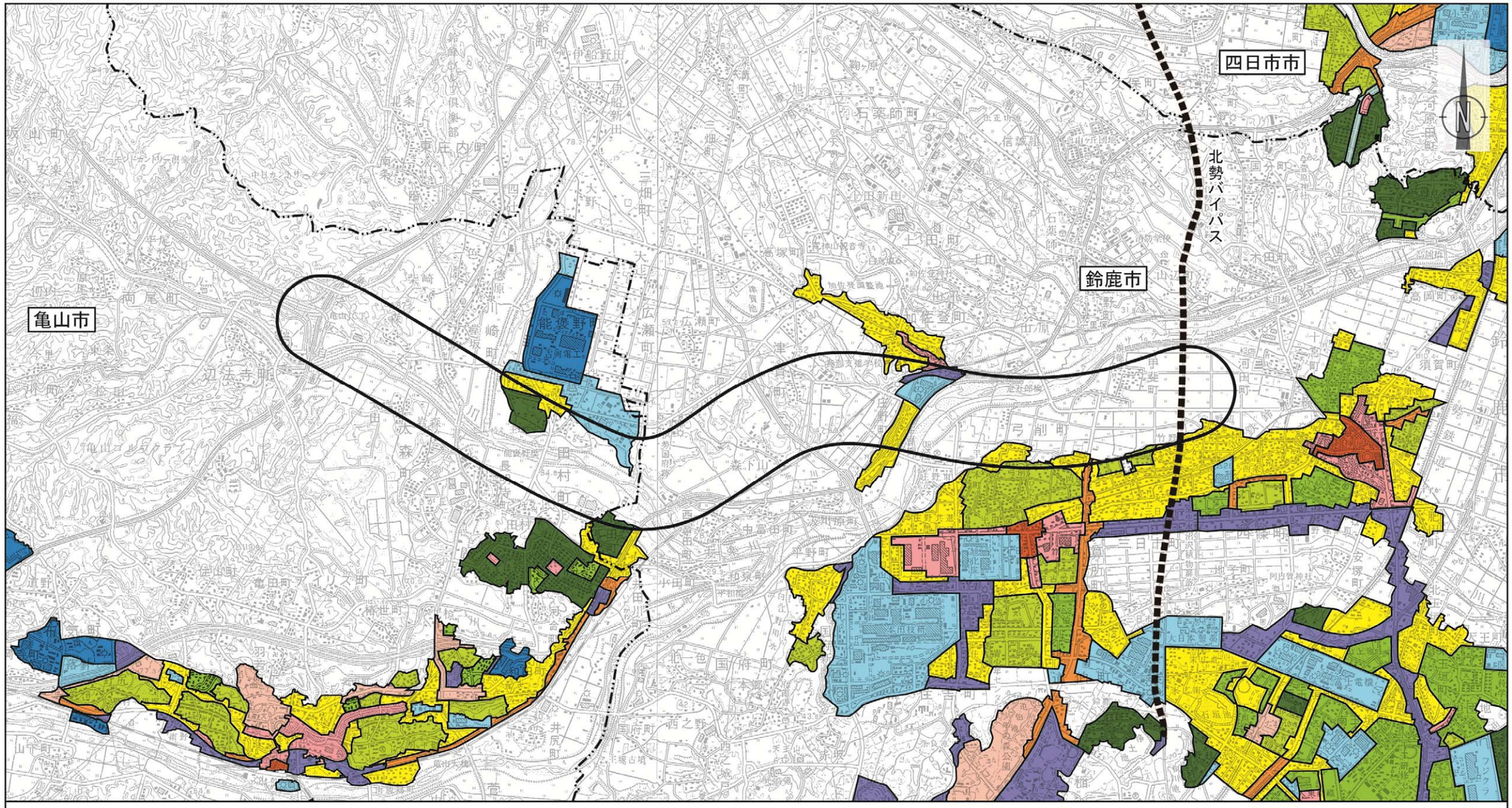

凡 例	
記号	名 称
	第１種低層住居専用地域
	第２種低層住居専用地域
	第１種中高層住居専用地域
	第２種中高層住居専用地域
	第１種住居地域
	第２種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「鈴鹿市都市計画図」（平成 27 年 2 月、鈴鹿市）
「亀山市都市計画図」（平成 25 年 6 月、亀山市）
「四日市都市計画図」（平成 25 年 5 月、四日市市）

図番号	図 4.2-18
図名	都市計画用途地域図

S = 1:50,000
0 500 1000 1500m

34） その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(1) 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

対象区域には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達、最終改正：平成 24 年 4 月 15 日付け 21 林国経第 56 号）により指定された保護林はありません。

(2) 地方公共団体の条例等、自然環境の保全を目的に指定された区域

対象区域には、「三重県自然環境保全条例」（平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 2 号、最終改正：平成 25 年 12 月 27 日三重県条例第 89 号）に基づく自然環境保全地域はありません。

また、「亀山市環境保全条例」（平成 17 年 1 月 11 日条例第 105 号、最終改正：平成 22 年 6 月 29 日条例第 23 号）に基づく自然環境保護地区、自然環境保全地区はありません。

(3) 文化財保護法第九十三条第一項の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地

対象区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）第 93 条第 1 項の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地があります。

埋蔵文化財包蔵地の位置を図 4.2-19 に示します。

都市計画対象道路事業実施区域には、埋蔵文化財包蔵地が存在します。

(4) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日法律第 82 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域があります。対象区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 4.2-20 に示すとおりです。

都市計画対象道路事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域が存在しますが、土石流危険渓流及び土石流氾濫域はありません。

注）土石流危険渓流及び土石流氾濫域とは、土石流発生の危険性があり、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流、及び人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流をいいます。

凡　例	
記号	名　称
●	埋蔵文化財包蔵地
⬭	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県亀山市遺跡地図」（平成 21 年 3 月、亀山市教育委員会）
「鈴鹿市地理情報サイト」（鈴鹿市ホームページ、平成 26 年 4 月 1 日現在）
「鈴鹿市考古博物館年報　第 6 号　平成 15 年度版」（平成 17 年 3 月、鈴鹿市考古博物館）
「四日市市公開型 GIS 遺跡情報」（四日市市社会教育課）

図番号	図 4.2-19
図名	埋蔵文化財包蔵地分布位置図

S = 1:50,000
0　500　1000　1500m

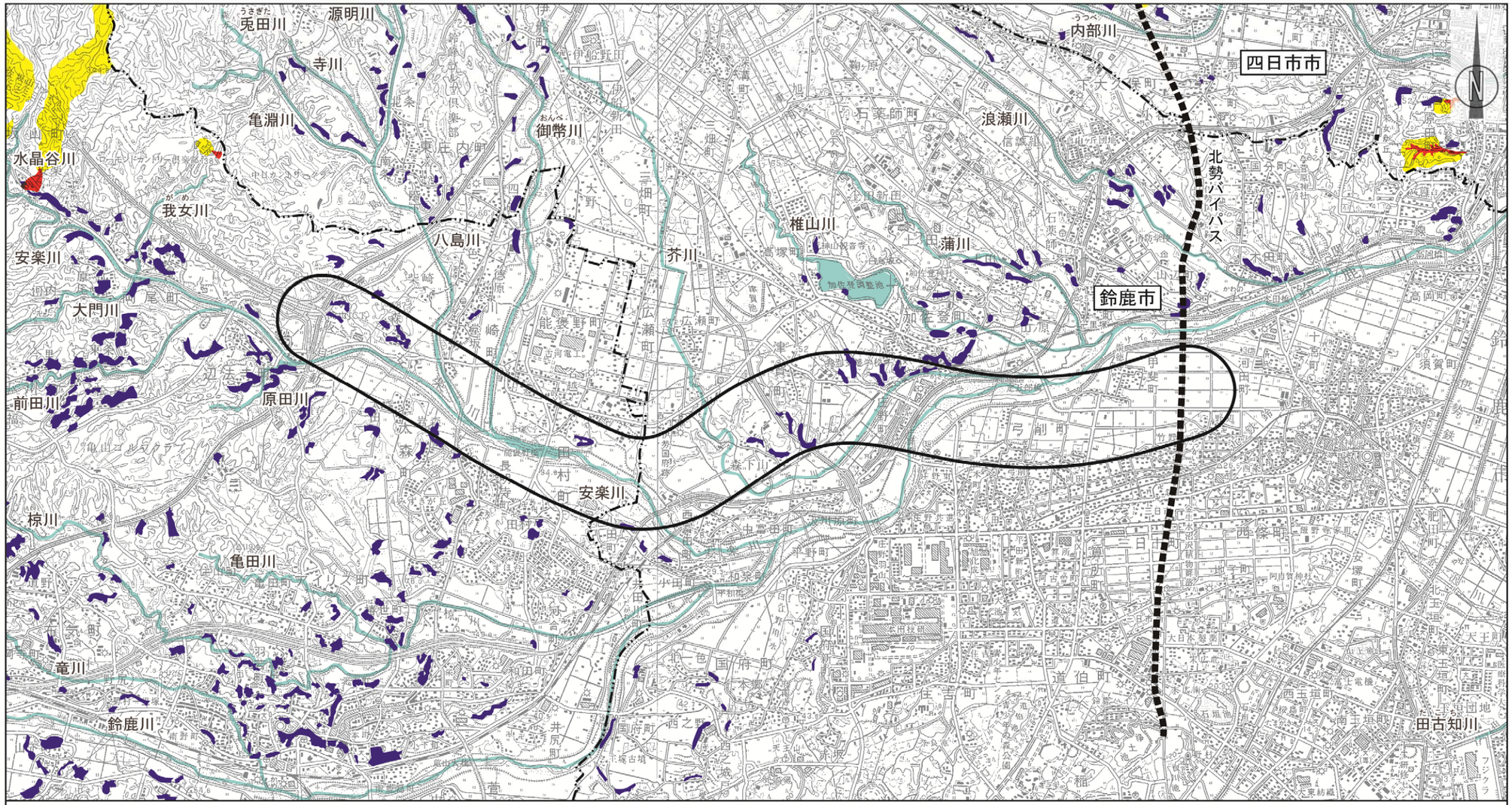

凡　　例	
	土石流危険渓流
	土石流氾濫域
	急傾斜地崩壊危険箇所
	河川
	都市計画対象道路事業実施区域

出典：「三重県 土砂災害情報提供システム」（三重県ホームページ、平成 26 年 11 月 5 日現在）

図番号	図 4.2-20
図名	防災に係る指定状況図

S = 1:50,000

0　500　1000　1500m

4.2.8. その他の事項

1） 廃棄物等に係る関係法令等の状況

本事業の環境影響評価において対象とする廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下「建設副産物」という。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土・コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）や廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号、最終改正：平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）に従い適正に処理を行うこととされています。また、原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」（平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号）並びに個別物品の特性に応じた規制の一つである「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 55 号）に従い、再生資源のリサイクルを行うことが規定されています。

一方、循環型社会に向けた各種の活動を支援するものとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正：平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号）に従い、国や自治体に環境負荷の低い物品（環境物品）の購入を義務付けています。

2） 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

建設副産物等の代表的な再生利用の流れを図 4.2-21 に示します。

国等の各機関では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号、最終改正：平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、年度毎に環境物品等の調達の推進に関する基本方針を策定し、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目）を定め、積極的に調達するとしています。

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（平成 27 年度、国土交通省）によると、公共工事については、構成要素である資材、建設機械、工法、目的物の使用に当たり、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、平成 27 年度は、計 68 品目の資材、建設機械、工法、目的物を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしています。

国土交通省では、所管公共施設や公共事業においてアスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊を路盤材や再生アスファルト合材として再利用を図ってきており、平成 20 年には「建設リサイクル推進計画 2008」（平成 20 年 4 月、国土交通省）を策定しています。

「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 27 年 9 月、国土交通省）によると、平成 26 年度～30 年度の 5 ヵ年を計画期間として、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象に、平成 30 年度を目標年度とする目標値を設定しています。さらに、本計画のフォローアップを行うことにより建設リサイクル法の施行状況、建設リサイクル法基本方針における特定建設資材廃棄物の再資源化・縮減の目標達成状況等を確認し、必要な措置を講じるものとしています。

建設副産物の再資源化等率を表 4.2-34 に示します。

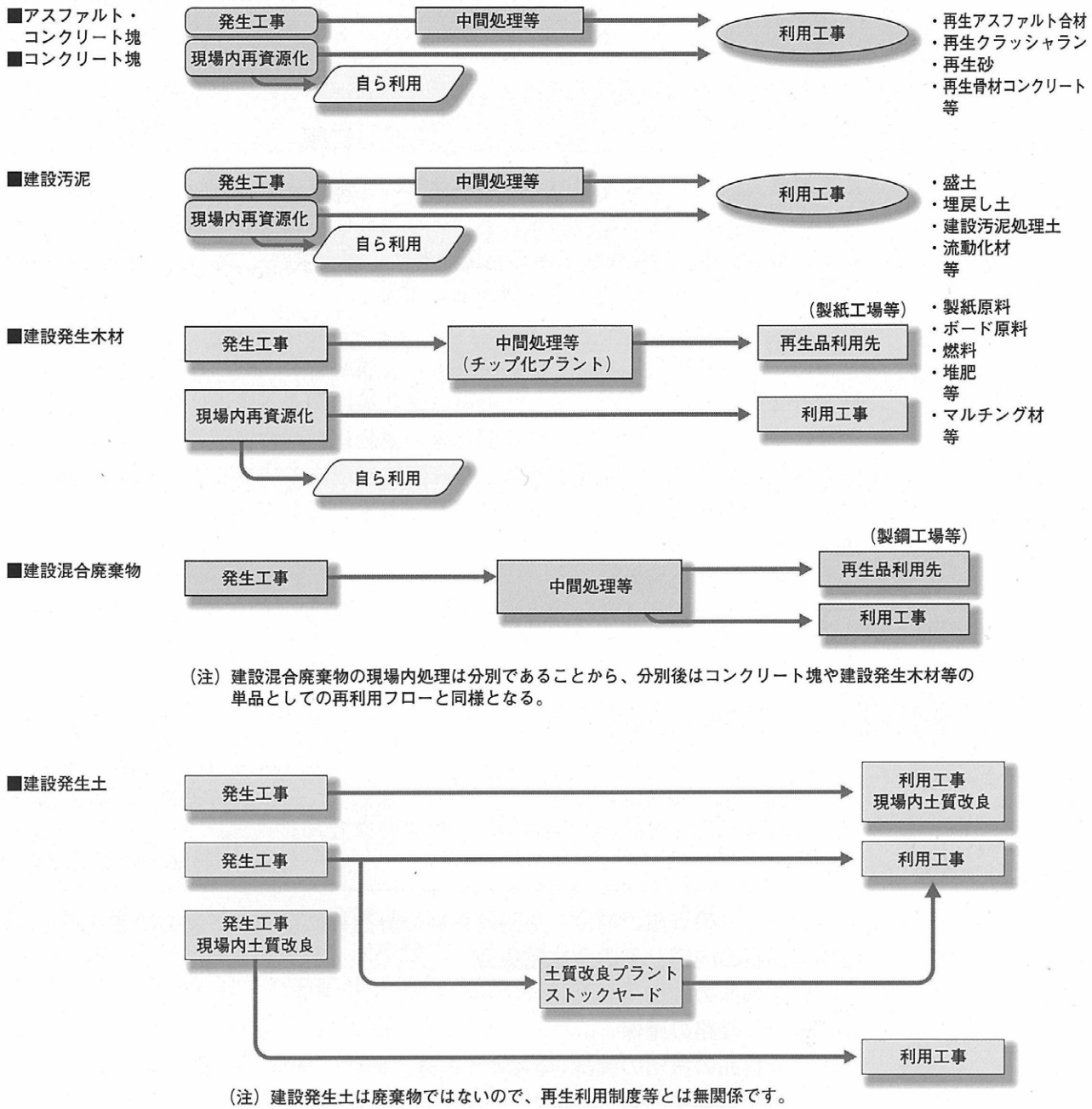

出典：「よくわかる建設リサイクル　2014-15」（平成 26 年 11 月　建設副産物リサイクル広報推進会議）

図 4.2-21　建設副産物等の代表的な再生利用の流れ

表 4.2-34　建設副産物の再資源化等率（平成 24 年度実績）

品　目		発生量（千ｔ） 再資源化等率（%）		
		三重県	中部地域	全国
建設副産物全体		1,375.8	9,123.1	74,841.9
		96.3	97.7	96.0
	コンクリート塊	565.4	3,746.9	31,748.4
		99.5	99.7	99.3
	アスファルト・コンクリート塊	494.1	3,357.3	25,883.0
		99.9	99.9	99.5
	建設発生木材（伐木材、除根材等含む）	108.9	635.6	5,126.9
		96.2	97.5	94.4
	建設汚泥	133.2	778.2	7,402.4
		89.5	95.1	85.0
	建設混合廃棄物	55.9	418.5	2,795.4
		51.1	69.8	58.2
	その他	18.3	186.6	1,885.8
		92.2	92.8	91.6

注）再資源化等率は搬出量ベースで縮減量を含む。
出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省ホームページ）をもとに作成

3）産業廃棄物処理施設の状況

対象市における産業廃棄物処理施設は、表 4.2-35 に示すとおり、鈴鹿市には中間処理施設が 14 箇所、最終処分施設が 1 箇所、亀山市には中間処理施設が 5 箇所存在します。

表 4.2-35　産業廃棄物処理施設

市町村名	中間処理施設						最終処分施設（埋立）
	脱水、破砕、その他	破砕	破砕、その他	破砕、圧縮	圧縮	圧縮、その他	
鈴鹿市	1	6	3	1	1	2	1
亀山市	0	5	0	0	0	0	0

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（三重県ホームページ）をもとに作成

5. 配慮書における調査、予測及び評価の結果

計画段階配慮事項に係る調査、予測、評価の手法は、表 5-1に示すとおりです。調査は、既存資料に基づき表 5-1の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 5-1に調査の結果として記載しました。予測では、表 5-3に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

複数案のルート設定にあたっては、解決すべき課題から求められる政策目標の達成度について、経済面、社会面、環境面などを総合的に比較検討し、表 5-2及び図 5-1に示すルートを選定しました。

案ごとに選定された環境要素の影響の程度は、表 5-3に示すとおりで、道路整備を行う場合に最も気をつけることが重要であると住民が考えている大気質、騒音および超低周波音などについては、ルート 1（市街地北部ルート）の方がルート 2（市街地通過ルート）よりも影響を与える可能性が少ないと評価しました。また、植物についてはルート 1 に、動物、重要な史跡などについてはルート 1 とルート 2 のルート帯に含まれ、環境に影響を与える可能性があると評価しました。

そこで、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り動物の重要な種の生息地等や植物の重要な種・群落の生育地等、重要な文化財等を避けて計画します。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測、評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

表5-1　計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

評価項目	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
大気質 騒音及び超低周波音	市街地・集落等※1	既存資料	ＤＩＤ地区※7と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
動物	重要な種の生息地等 ・重要な動物種の生息地※2	既存資料	重要な種の生息地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
植物	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物種※3 ・天然記念物※4	既存資料	重要な種・群落の生育地等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較
生態系	自然公園等※5	既存資料	自然公園等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	重要な文化財等※6	既存資料	重要な文化財等と複数案との位置関係を把握	複数案ごとに回避又は通過、分断の状況を整理・比較

注）集落・市街地等や重要な種の生息地等は図5-1に示す。
※1）集落・市街地、主要企業、工業団地、大規模集客施設の既存資料：平成22年度国勢調査（総務省）、縮尺1/25,000都市計画図（平成24年）からの読み取り、北勢工場適地概要図、学校名簿（平成24年）、病院台帳（平成25年）
※2）重要な種の生息地等の既存資料：第2回自然環境保全基礎調査（三重県動植物分布図）（昭和56年）、三重県自然環境保全調査書　付属Ⅲ（三重県内の貴重な野生動物の生息地）（昭和51年）
※3）重要な植物種の既存資料：鈴鹿市の自然（平成20年）、亀山市の自然（平成22年）
※4）天然記念物の既存資料：指定文化財一覧表（亀山市）（平成25年）、教育便覧2012≪教育すずか≫（平成24年）
※5）自然公園の既存資料：平成24年版環境白書（三重県）（平成24年）
※6）重要な埋蔵文化財の既存資料：亀山市遺跡地図（平成21年）、鈴鹿市内遺跡・文化財分布地図（平成25年）、鈴鹿市考古博物館年報（第5号、平成14年度版）
※7）人口集中地区。国勢調査の基本単位区を基礎単位とし、市区町村の境域内で人口密度の高い地域。

表5-2　ルートの概要

複数案		ルートの概要
ルート1	市街地北部ルート	生活環境の保全を重視し、周辺道路と連携して経済的に課題解決を図る案
ルート2	市街地通過ルート	市街地と直接連絡して当該道路で課題解決を図る案

表5-3　案ごとに選定された環境要素の影響の程度

環境要素	ルート1（市街地北部ルート）	ルート2（市街地通過ルート）
大気質	・ 本ルートは、市街地・集落（DID 地区）を概ね回避するものと予測する。 ・ 大気質に影響を与える可能性はあるが、ルート 2 よりも小さいと評価する。	・ 本ルートは、市街地・集落（DID 地区）を通過するものと予測する。 ・ 大気質に影響を与える可能性があると評価する。
騒音及び 超低周波音	・ 本ルートは、市街地・集落（DID 地区）を概ね回避するものと予測する。 ・ 騒音及び超低周波音に影響を与える可能性はあるが、ルート 2 よりも小さいと評価する。	・ 本ルートは、市街地・集落（DID 地区）を通過するものと予測する。 ・ 騒音及び超低周波音に影響を与える可能性があると評価する。
動物	・ 本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 ・ 動物に影響を与える可能性があると評価する。	・ 本ルートは、天然記念物や重要な動物の生息地のうち、鈴鹿川を通過し、安楽川を通過するものと予測する。 ・ 動物に影響を与える可能性があると評価する。
植物	・ 本ルートは、名勝、重要な植物群落を概ね回避するものの、天然記念物を通過するものと予測する。 ・ 植物に影響を与える可能性があると評価する。	・ 本ルートは、名勝、天然記念物や重要な植物群落を概ね回避するものと予測する。 ・ 植物に影響を与える可能性はあるがルート 1 よりも小さいと評価する。
生態系	・ 本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 ・ 生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。	・ 本ルートは、自然公園等を概ね回避するものと予測する。 ・ 生態系に影響を与える可能性は小さいと評価する。

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	・ 本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 ・ 重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。	・ 本ルートは、重要な史跡がルート帯に含まれるものと予測する。 ・ 重要な史跡に影響を与える可能性があると評価する。

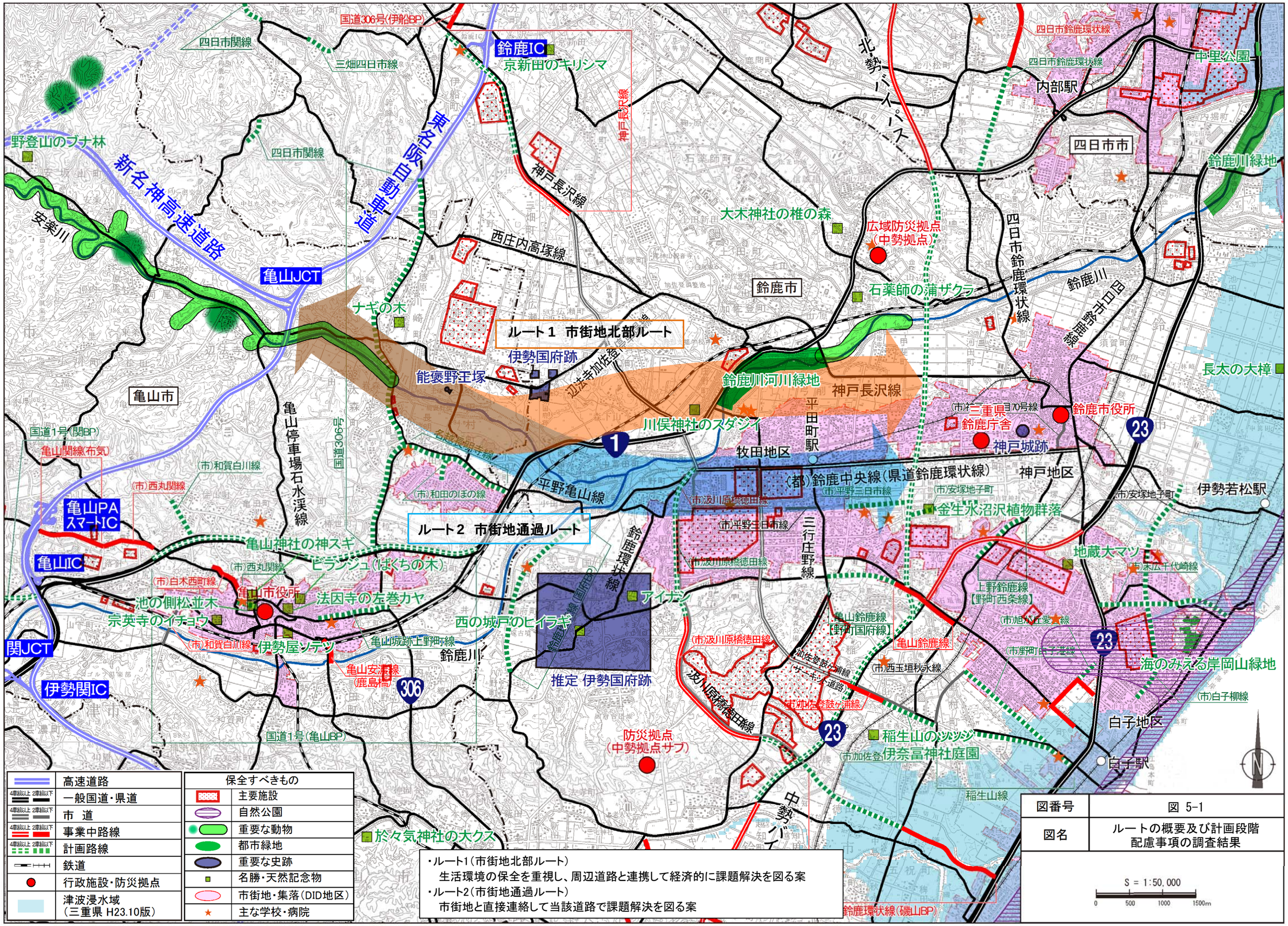

図番号	図 5-1
図名	ルートの概要及び計画段階配慮事項の調査結果

6. 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解は、表 6-1に示すとおりです。

表6-1(1)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
対象事業実施区域の設定	今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～⑧の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、以下の①～③の区域は、環境保全の観点から法令等により指定された地域若しくは対象又は環境保全上の配慮が特に必要な対象であることから、十分配慮すること。 ① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校及び社会福祉施設を含む） ② 鳥獣保護区 ③ 天然記念物（川俣神社のスダジイ） ④ 市街地及び集落 ⑤ 重要な動物の生息地 ⑥ 主要な河川（鈴鹿川及び安楽川） ⑦ 都市緑地（鈴鹿川河川緑地） ⑧ 重要な史跡（能褒野（のぼの）王塚及び伊勢国府跡）	都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減した。 今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっても同様に、環境の保全上重要と考えられる対象に配慮する。
環境影響評価の項目の選定	設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の①～⑧の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目（地下水を含む）から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。	環境影響評価の項目は、事業特性及び重要な保全対象を含む地域特性を踏まえ、適切に選定した。 なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地形及び地質、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、歴史的文化的な遺産、廃棄物等を選定した。
大気質及び騒音等	ルート 1 及び 2 並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれら施設等への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設等に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 11 年 7 月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。 また、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過するルート 2 は、ルート 1 と比較して、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート 2 を採用する場合、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過する区間において、これら施設等に十分配慮すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等に対する大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。 なお、本事業においては、ルート 2 は選定していない。

表6-1(2)　配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣意見	都市計画決定権者の見解
動物及び植物	ルート1及び2並びにその周辺の地域は、オオタカ等の猛禽類、ネコギギ、カワバタモロコ等の淡水魚、カワヂシャ等の植物等重要な動植物が生息･生育している可能性が高いことから、これら重要な動植物への影響を回避･低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。 特に、重要な水生生物及び希少猛禽類については、以下について留意すること。 ①　河川、水路、水田等に生息する淡水魚等重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定すること。 ②　希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、水生生物や希少猛禽類を含む重要な動植物の生息・生育地への影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
景観	ルート1及び2並びにその周辺の地域は、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画の区域に含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、周辺の景観特性と調和した構造を採用する等、地域の景観に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
人と自然との触れ合いの活動の場	ルート1及びその周辺の地域は、鈴鹿川河川緑地等が含まれていることから、詳細なルート･構造の検討に当たっては、これら施設の人と自然との触れ合いの活動の場としての機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。

7. 配慮書の案又は配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1. 配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

7.1.1. 一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見（アンケート調査：平成25年12月20日～平成26年1月20日（第2回））の概要と都市計画決定権者の見解は、表7.1-1に示すとおりです。

表7.1-1　配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質、騒音及び超低周波音	・騒音・排気ガス対策を行ってほしい。 ・生活環境に配慮してほしい。 ・大気汚染や騒音は最大限、防止措置を講じてほしい。 ・郊外の住宅団地にも考慮してほしい。 他２件	本事業の目的や道路が果たすべき機能を勘案しながら、大気質や騒音等の生活環境に実施可能な範囲で影響が生じないよう配慮して、道路計画の検討を進める。 また、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、実施可能な範囲で住宅団地や既存の集落等の位置に配慮して、検討を進める。
動物、植物、生態系	・金生水（かなしょうず）の貴重な水生植物への影響は100%ないよう願います。 ・自然環境は残してほしい。人間のエゴでの道路づくりはやめてほしい。 ・開発する上で動植物をきちんと守ってほしいです。 ・希少な植物群を破壊しないようにしてほしい。 ・自然環境の保全は欠かせない。 ・環境の保全の見地から金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落を保全してほしい。 ・鈴鹿川の環境保全を協力していただけたらと思います。（いろんな生き物が生息していますので） ・川の周辺は狐や蛍の生息（確認済）、藤袴（ふじばかま）やナデシコ等の自生（未確認）があるらしいので、調査をおこない、生態への影響を可能な限り最小限に留めてほしい。 ・動植物への影響をなるべく少なくしてほしい ・山中に住む動物達への影響を今以上に考える必要がある。 ・自然を保全しながらの道路整備を実現してほしい 他７件	金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落（国指定）等の天然記念物についてはできる限り影響しないよう配慮して、道路計画の検討を進める。 具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。
その他	・森林伐採は避けて欲しい。 ・今あるものを利用して、自然は残して欲しい。 ・子供たちが楽しみ学べる自然環境を残して欲しい。 ・自然との調和のとれた道路計画にして欲しい。 ・能褒野（のぼの）台地の田園風景を保全して欲しい。 ・茶畑を保全して欲しい。 ・道路周辺の景観に配慮して欲しい。 ・道路周辺の景観や（人だけでなく動物を含めた）交通安全に注力して欲しい。 ・健康被害など市民生活を第一に考えた道路計画にして欲しい。 ・公共交通機関の整備や地球温暖化防止のために車を減少させる方策を推進して欲しい。 他５件	具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、重要な種の分布を把握し、実施可能な範囲で道路計画に反映する。

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	・能褒野台地の田園風景と史跡に配慮してほしい。 ・日本武尊神話の地、能褒野地区は現況以上に大切に扱ってほしい。 ・能褒野神社は残してほしい。 ・重要な史跡の範囲として、国府地区が大きく示されているが、広瀬地区（伊勢国府跡周辺）の方が存在することが周知の史跡である。現在の史跡指定範囲のみならず、将来的な指定候補地・景観の保全を蔑ろにするべきではない。 ・伊勢国司跡などの史跡の保護に万全を期するとともに、予定されるルート上の史跡調査を詳細に行ってほしい。 ・神戸城跡は残してください。 ・重要な史跡を守ってほしい。 ・重要な史跡は大事なものであるから避けてほしい。 ・貴重な史跡は残してほしい。 他５件	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り改変しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。

7.1.2. 関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解

計画段階配慮事項に関する聞き取り（ヒアリング調査：平成25年9月18、19、24日）による三重県教育委員会、鈴鹿市環境部・文化振興部（考古博物館）、亀山市まちなみ文化財室、亀山市教育委員会等からの参考意見と都市計画決定権者の見解は、表7.1-2に示すとおりです。

表7.1-2　関係機関からの参考意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	関係機関からの意見	都市計画決定権者の見解
動物	・ネコギギについて毎年生息調査を実施しており、事業実施想定区域周辺でも生息が確認されているため十分な注意が必要。	ネコギギについては、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で、現地調査を行い、分布を把握した上で、実施可能な範囲で道路計画に反映する。

（参考）関連する調査項目

重要な史跡	・能褒野王塚古墳については宮内庁管理であり、重要度は非常に高い。 ・能褒野王塚古墳周辺にも小さな古墳もあり、十分な注意が必要。近接して建設する場合でも景観に影響がでると考えられる。 ・伊勢国府跡のうち、国指定史跡として指定されている政庁跡などを中心とする範囲については道路をかけない事を望む。 ・伊勢国府跡推定地については、推定地の中心部分付近で重要な遺跡が発掘される可能性があるため、道路をかけない事を望む。 ・景観にも配慮する必要があり、遺跡の発掘状況によっては工法変更などを求める場合がある。 ・鈴鹿市では古墳や古墳群として残されている文化財が少ないことから、道路線形の検討にあたっては十分な配慮を願う。	能褒野王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡についてはできる限り改変しないように努めるとともに、今後関係機関と十分に協議・調整を行う。

7.2. 配慮書についての関係する行政機関の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書についての三重県知事、鈴鹿市長、亀山市長の意見と都市計画決定権者の見解は、表7.2-1～表7.2-3に示すとおりです。

表7.2-1(1)　配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
大気質及び騒音等	(1) ルート 1 及び 2 並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれらの施設への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの施設に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。 (2) ルート 2 は市街地及び集落を通過し、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート 2 を採用する場合、詳細なルート・構造の検討に当たっては、このことに十分配慮すること。 一方､ルート 1 は市街地及び集落を概ね回避しているものの、その周辺地域は比較的静穏な環境であると考えられることから、ルート 1 を採用する場合においても、詳細なルート・構造の検討に当たっては、静穏な環境の維持に十分配慮すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。 なお、本事業においては、ルート 2 は選定していない。
水質	(1) 動植物には水の動きが大きな影響要素となることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、水脈等の情報を把握したうえ、地下水質、地下水位及び湧水等に十分配慮することが望ましい。 (2) 造成に伴い河川への雨水流出量の増加が懸念されることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、近隣河川の流域をできる限り変更しないよう配慮すること。また、河川への負荷がかからないよう、必要に応じて流出抑制対策を検討すること。 (3) ルート 1 が通過する鈴鹿川河川緑地付近には鈴鹿市の水道水源地が存在するため、ルート 1 を採用する場合十分配慮すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水質、地下水位、湧水及び水道水源地等への影響に配慮するとともに、排水計画において河川への負荷に配慮する。

表7.2-1(2)　配慮書についての三重県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	三重県知事意見	都市計画決定権者の見解
植物・動物・生態系	ルート１及び２並びにその周辺の地域は、三重県自然環境保全条例に基づく指定希少野生動植物種であるカワバタモロコをはじめ、さまざまな絶滅危惧種が過去に記録されていることから、方法書以降の手続きにおいては、野生動植物種の調査を綿密に行うこと。 なお、調査に当たっては、以下について留意のうえ行う必要がある。 ①　ネコギギ等の魚類を含む動物については、現在知られている生息地からの移動の可能性についても考慮すること。 ②　この地域の水田や水路は、鈴鹿川からの導水や湧水の影響から生物の多様性が高いと考えられること。 ③　ルート1の亀山市田村町付近から鈴鹿市庄野町付近は、安楽川・鈴鹿川の氾濫原である低地から丘陵地にかけて、田畑、雑種地、林地等多様な自然環境が混在し、ほ乳類、鳥類等の動物相が比較的豊かな可能性があること。また、丘陵地と低地部分の境界部分は地下水が滲出しているところが存在し、東海丘陵要素と呼ばれる湿地性植物等が自生している可能性があること。 ④　ルート1の鈴鹿川の河川の草地では、近年、新種の甲虫（コガネムシ）が発見されていること。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査を行い、動植物等への影響について配慮する。
地質・地形	亀山市、鈴鹿市の西部からはミエゾウなどの化石が多く見つかっているため、事業の進捗に合せて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、必要に応じて、地層の確認と化石の存在について専門家から助言を聴取する。
景観	ルート１及び２並びにその周辺の地域は、能褒野（のぼの）王塚古墳、伊勢国府跡等の重要な史跡や遺跡のほか、庄野宿等のまちなみ景観があることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地域の景観に十分配慮すること。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画に基づき、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮する。
土壌・地下水	ルート２及びその周辺の地域は、海軍工廠跡地であり、土壌及び地下水汚染のおそれがある地域であることから、ルート２を採用する場合十分配慮すること。	本事業においては、ルート２は選定していない。

表7.2-2　配慮書についての鈴鹿市長意見と都市計画決定権者の見解

鈴鹿市長意見	都市計画決定権者の見解
環境影響評価方法書においては、事業（工事の実施並びに道路の存在及び供用）による環境影響を網羅し、予測及び評価し、特に、自然環境（文化財、重要な植物群落・動物生息地）、生活環境及び水道水源への影響をできる限り、回避、低減した整備計画の検討を求める。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、自然環境、生活環境等への影響に配慮する。
具体的なルート及び構造の選定までの早い段階で、水道水源及び文化財（天然記念物、伊勢国府跡及び鈴鹿川左岸台地辺緑部の群集墳等）への影響及び対策について協議を求める。	水道水源及び文化財等についてはできる限り改変しないように努めるとともに、適切な事業段階において必要に応じ関係機関と十分に協議・調整を行う。

表7.2-3　配慮書についての亀山市長意見と都市計画決定権者の見解

亀山市長意見	都市計画決定権者の見解
影響が少ないと予測される環境要素についても、周辺の環境保全の観点から、可能な限り配慮いただきたい。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、環境への影響に配慮する。 なお、選定した環境影響評価の項目は、第8章に記載した。
亀山市内における建設予定ルート付近には、住宅が密集していることから、計画段階配慮事項にも明記されているように、大気環境（大気質・騒音・低周波・振動）について配慮いただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）及び騒音等による影響に配慮する。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
開発箇所や周辺において希少な動植物が生息している可能性がある。 これら動植物や地域の生物多様性に留意して、その保全対策について、今後も引き続き十分な調査を行い必要な対策についてさらに検討を加えていただきたい。	動植物については、今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う。
第4水源の取水井があり、工事によって地下水の水脈等が変化する恐れがあるため、配慮願いたい。 又、上水道の送配水管も市道等に埋設してあることから計画段階で考慮願いたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、地下水の水脈への影響、水道の取水井や送配水管等の位置に配慮する。
道路建設による雨水排水量の増大等に伴い、水路等の既存施設や施設に隣接する地域について少なからず影響が考えられることから、検討対象に加える等の配慮をいただきたい。	今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、排水計画において河川への負荷に配慮する。

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8.1. 専門家等による技術的助言

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する方々に技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容を表 8.1-1に示します。

表 8.1-1　専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
大気質	大気質	・環境影響評価の項目並びに調査の手法等について問題ない。
騒音、振動、低周波音	騒音、振動	・環境影響評価の項目並びに予測の手法について問題ない。 ・調査地点は病院、住居、教育福祉施設の他、影響が懸念される施設にも留意して設定すること。
水質	水質	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査地点は、当該道路が渡河する箇所に留意して設定すること。
地形及び地質	地形及び地質	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・調査時期は草が繁茂していない冬季が望ましい。
動物、生態系	哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査地点を設定すること。 ・陸産貝類、淡水産貝類については、底生動物調査の中で確認に努めると良い。
動物	鳥類、猛禽類	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	魚類	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。
	昆虫類	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象となる種の特性に応じて調査時期・地点を設定すること。 ・改訂された三重県レッドデータブックで追加された重要種に留意すること。
植物	植物	・環境影響評価の項目について問題ない。 ・対象種と地域特性に応じて調査時期を設定すること。 ・維管束植物の調査を行う中で確認された蘚苔類についても調査すると良い。

8.2. 環境影響評価の項目

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目等について、配慮書での検討結果を踏まえ、以下の省令に基づき、技術指針を参考にしながら、事業特性及び地域特性並びに専門家等の技術的助言を踏まえて選定しました。

選定した環境要素は14項目であり、環境影響評価の項目及びその選定理由は表8.2-1に示すとおりです。

○「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第10号、最終改正：平成27年6月1日 国土交通省令第43号）

○「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日 建設省令第19号、最終改正：平成25年4月1日 国土交通省令第28号）　（以下、両省令を合わせて「国土交通省令」という。）

○「三重県環境影響評価技術指針」（平成11年5月25日 三重県告示第274号）

8.3. 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の各項目について、選定した調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は表8.3-1に示すとおりです。

表8.2-1　環境影響評価の項目及び選定の理由

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素（NO_2）	●	●						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
			浮遊粒子状物質（SPM）	●	●						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
			粉じん等	○	○							〔工事〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響が考えられます。
		騒音	騒音	○	○						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する騒音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
		振動	振動	○	○						○	〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び自動車の走行に伴い発生する振動による影響が考えられます。
		低周波音	低周波音								●	〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、橋梁若しくは高架の区間において、自動車の走行に伴い発生する低周波音による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	水環境	水質	水の濁り			●	●	●				〔工事〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に河川等の公共用水域が存在し、工事の実施に伴う工事施工ヤードや工事用道路の設置、切土工等に伴い発生する水の濁りによる影響を及ぼす可能性が考えられます。
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な地形が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。
		その他の環境要素	日照阻害							○		〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在し、嵩上式の区間において、道路の存在に係る日照阻害の影響が考えられます。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	●			○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種が確認されており、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	植物		重要な種及び群落				○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に重要な種及び群落が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
	生態系		地域を特徴づける生態系				○		○			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に地域を特徴づける生態系が確認されており、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観が存在し、道路の存在による影響が考えられます。
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						○			〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、道路の存在による影響が考えられます。
歴史的文化的な遺産の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	歴史的文化的な遺産		史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所				★		★			〔工事〕〔存在・供用〕都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に、史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所が存在し、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置及び道路の存在による影響が考えられます。また、配慮書では、既存資料に基づく検討であったため、さらに詳細に検討する必要があります。
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○						〔工事〕切土工等又は既存の工作物の除去に伴い発生し、都市計画対象道路事業実施区域外に搬出される建設副産物による影響が考えられます。

注 1）項目選定を示す記号の意味は以下の通りです。
　　○：国土交通省令に示されている参考項目、●：国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、★：国土交通省令に示されていない項目であるものの、三重県環境影響評価技術指針において示されている項目、太枠：配慮書で選定された計画段階配慮事項
注 2）「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいいます。
注 3）「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいいます。
注 4）「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいいます。
注 5）「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいいます。
注 6）「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいいます。
注 7）「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいいます。
注 8）「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいいます。
注 9）「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいいます。

表8.3-1（1）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （大気質）	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事の実施 （建設機械の稼働）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 大気質（二酸化窒素等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在します。平成25年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.033ppmとなっており、環境基準を達成しています。平成25年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、0.054mg/m³となっており、環境基準を達成しています。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去10年間の平均風速は2.3m/s、最多風向は西北西です。	1. 調査すべき情報 ・建設機械の稼働 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象（風向及び風速、日射量、雲量）の状況 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に規定される測定方法により行います。 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に規定される測定方法により行います。 ・風向、風速の状況 地上気象観測指針（気象庁、2002年）による方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で窒素酸化物の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに、また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、季節ごとのそれぞれ1週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 拡散式（プルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 ・建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の接続が予想される既存道路に設定された予測断面において敷地境界線の地上1.5mの高さとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事用車両の運行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）（以下「技術手法」という。）を参考に選定しました。
		工事の実施 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により二酸化窒素、浮遊粒子状物質が発生します。					

表8.3-1（2）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境（大気質）	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）	都市計画対象道路は、車線数4、設計速度80km/hの都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 都市計画対象道路における自動車の走行に伴い窒素酸化物及び浮遊粒子状物質が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 大気質（二酸化窒素等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在します。平成25年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.033ppmとなっており、環境基準を達成しています。平成25年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は、0.054mg/m³となっており、環境基準を達成しています。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去10年間の平均風速は2.3m/s、最多風向は西北西です。	1. 調査すべき情報 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に規定される測定方法により行います。 ・浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に規定される測定方法により行います。 ・風向、風速の状況 地上気象観測指針（気象庁、2002年）による方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点に対応させ、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所ごとに設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 拡散式（プルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、道路構造及び交通条件が変化するごとに区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点とします。予測地点の高さは原則として地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る二酸化窒素、浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 二酸化窒素については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については、「大気の汚染に係る環境基準」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（3）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （大気質）	粉じん等	工事の実施 （建設機械の稼働）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働により粉じん等が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 大気質（粉じん等）については、対象区域に一般環境大気測定局として、鈴鹿算所保育所測定局が存在しますが、粉じん等の測定は行われていません。 気象については、対象区域に地域気象観測所として、亀山地域気象観測所が存在します。過去10年間の平均風速は2.3m/s、最多風向は西北西です。	1. 調査すべき情報 ・気象（風向及び風速）の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・風向・風速の状況 「地上気象観測指針」（気象庁、2002年）による方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、季節ごとのそれぞれ1週間を基本とします。 調査時間帯は、建設機械の稼働及び工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析により、季節別に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 ・建設機械の稼働 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事用道路の予測断面における敷地境界線の地上1.5mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、建設機械の稼働については、工事の区分ごとに環境影響が最大となる時期とします。 工事用車両の運行については、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事用車両の運行による粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じてその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 （資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により粉じん等が発生します。					

表8.3-1（4）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （騒音）	騒音	工事の実施 （建設機械の稼働）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成25年度に亀山市の9地点、鈴鹿市の2地点、四日市市の1地点で一般環境騒音が測定されていますが、環境基準を超過している地点はありません。 なお、都市計画対象道路事業実施区域は騒音規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・地表面の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）に規定される騒音の測定方法により行います。 ・地表面の状況 現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所を選定します。 5. 調査期間等 調査期間は、環境騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 （社）日本音響学会の建設工事騒音の予測モデルによる計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、原則として地上1.2mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号）及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（5）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境（騒音）	騒音	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成25年度に鈴鹿市の4地点、亀山市の2地点で自動車交通騒音が測定されており、このうち鈴鹿市の1地点で夜間の環境基準を達成していません。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・沿道の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境省告示第64号）に規定される騒音の測定方法により行います。 ・沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 （社）日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面の敷地の境界線とします。予測地点の高さは、地上1.2mとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音規制法第17条に基づく指定地域内における自動車騒音の限度」（平成12年3月2日総理府令第15号）及び「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（6）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （騒音）	騒音	土地又は工作物の存在及び供用 （自動車の走行）	都市計画対象道路は、車線数4、設計速度80km/hの都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通騒音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成25年度に鈴鹿市の4地点、亀山市の2地点で自動車交通騒音が測定されており、このうち鈴鹿市の1地点で夜間の環境基準を達成していません。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には騒音に係る環境基準に基づく地域の類型指定がなされている地域及び騒音規制法に基づく自動車騒音に関する規制区域があります。	1. 調査すべき情報 ・騒音の状況 ・都市計画対象道路事業により改築される道路の沿道の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境省告示第64号）に規定される騒音の測定方法により行います。 ・沿道の状況 現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とし、調査・予測区間毎に設定します。 4. 調査地点 騒音の状況の調査地点は、予測地点の周辺で調査地域を代表すると考えられる地点とします。 沿道の状況の調査地点は、予測地点の周辺で、調査地域を代表すると考えられる区域とします。 5. 調査期間等 調査期間は、騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 （社）日本音響学会の道路交通騒音の予測モデルによる計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間（以下「幹線道路近接空間」という。）とその背後地の各々に設定します。 予測地点の高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の各階の平均的な高さとします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環境庁告示第64号）に規定する環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（7）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （振動）	振動	工事の実施 （建設機械の稼働）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼働時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 また、都市計画対象道路事業実施区域は振動規制法に基づく特定建設作業に関する規制区域となっています。	1. 調査すべき情報 ・地盤の状況（地盤種別） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とします。	1. 予測の基本的な手法 原則として事例の引用又は解析により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）第11条の敷地の境界線とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」及び「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成13年3月27日三重県規則第39号）に規定する基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（8）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境（振動）	振動	工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時に振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成25年度に鈴鹿市の2地点、亀山市の6地点で道路交通振動が測定されており、全ての測定地点において、要請限度を満足しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	1. 調査すべき情報 ・振動の状況 ・地盤の状況（地盤種別） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法により行います。 ・地盤の状況 表層地質及び周辺地形の状況について現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、振動の状況を代表すると認められる1日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯において昼間及び夜間の区分毎に1時間当り1回の測定を4回（合計8回）行うことを原則とします。	1. 予測の基本的な手法 振動レベルの80％レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、原則として工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、工事用車両台数が最大になると予想される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかについて評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1 (9)　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （振動）	振動	土地又は工作物の存在及び供用 （自動車の走行）	都市計画対象道路は、車線数4、設計速度80km/hの都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 自動車の走行に伴う道路交通振動が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、平成25年度に鈴鹿市の2地点、亀山市の6地点で道路交通振動が測定されており、全ての測定地点において、要請限度を満足しています。 なお、都市計画対象道路事業実施区域には振動規制法に基づく道路交通振動に関する規制区域があります。	1. 調査すべき情報 ・振動の状況 ・地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）別表第二備考4及び7に規定する振動の測定方法により行います。 ・地盤の状況 地盤卓越振動数は、大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析して求める方法により行います。 3. 調査地域 調査地域は、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、原則として予測地点に対応させ、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる地点を選定します。 5. 調査期間等 振動レベルは、当該道路の振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当り1回の測定を4回（合計8回）行うことを原則とします。 地盤卓越振動数は、原則として10回以上の測定を行うものとします。	1. 予測の基本的な手法 振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、都市計画対象道路において道路構造、交通条件が変化するごとに住居等が近接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における都市計画対象道路の区域の境界を設定することを原則とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 2. 基準又は目標との整合性の検討 「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）に規定する「道路交通振動の限度」と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（10）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境 （低周波音）	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用 （自動車の走行）	都市計画対象道路は、車線数4、設計速度80km/hの都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架構造となる区間において、自動車の走行に伴う低周波音が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。 対象区域では、低周波音の測定は行われていません。	1. 調査すべき情報 ・住居等の位置 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料又は現地踏査により行います。 3. 調査地域 調査地域は、道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲内で、住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とします。	1. 予測の基本的な手法 既存調査結果より導かれた予測式による方法により予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地域において高架若しくは橋梁の上部工形式又は交通条件が変化するごとに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を選定します。予測地点は、この代表断面における住居等の位置の地上1.2mを原則とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（11）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施 （切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事中の切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に伴い水の濁りが発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には鈴鹿川、安楽川、八島川、御幣（おんべ）川、芥川などの河川があります。	1. 調査すべき情報 ・水象の状況（流量、浮遊物質量等） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・水象の状況 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）や「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に示される方法を参考として行います。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。 4. 調査地点 調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度として、原則として月1回、1年以上とします。	1. 予測の基本的な手法 切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置により生じる水の濁りの程度について、類似事例を用いて推定する方法により行います。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測地点 予測地点は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りが影響を与える時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（12）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
土壌に係る環境 （地形及び地質）	重要な地形及び地質	工事の実施 （工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には三重県自然環境保全調査書に記載された水沢扇状地があります。	1. 調査すべき情報 ・地形及び地質の概況 ・重要な地形の分布、状態及び特性 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、主として目視により行います。 3. 調査地域 調査地域は、影響範囲や重要な地形が分布する箇所の地形状況及び都市計画対象道路事業実施区域の位置関係等から、予測及び環境保全措置の検討に必要な情報を把握できる範囲を設定します。 4. 調査地点 調査は、調査地域の中で代表的な調査ルートを選定して行います。調査地点は、その中で、重要な地形の特性及び変化を適切に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 調査期間は、重要な地質の特性や変化を適切に把握できる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 都市計画対象道路事業に伴う土地の改変範囲とその程度を把握し、重要な地形の分布範囲を重ね合わせることにより改変の程度を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域にあって、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の実施により、重要な地形への影響が予測される時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る重要な地形に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な地形及び地質の消失又は縮小が考えられます。					
その他の環境	日照阻害	土地又は工作物の存在及び供用 （道路（嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 橋梁・高架となる区間において、日影が発生します。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲に住居等の保全対象が存在します。	1. 調査すべき情報 ・土地利用の状況 ・地形の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理により行います。 3. 調査地域 調査地域は、高架構造物の周辺地域において、日照阻害が予想される範囲（冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲）を含む地域とします。 4. 調査期間等 調査期間は、土地利用の状況及び地形の状況に係る調査すべき情報を適切に把握することができる時期とします。	1. 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成により、冬至日の等時間日影の範囲を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域内にあって、住居等の保全対象、又は将来これらの立地予定がある箇所を含む地域とします。 3. 予測地点 予測地点は、予測地域内にあって、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 4. 予測対象時期等 予測対象時期は、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。	1. 回避又は低減に係る評価 道路（嵩上式）の存在に係る日照阻害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（13）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施 （建設機械の稼働）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 建設機械の稼動に伴う騒音により、重要な種等への著しい影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、哺乳類で5種、鳥類で52種、爬虫類で2種、両生類で8種、昆虫類及びクモ類で154種、その他の無脊椎動物で35種、合計256種の重要な動物が生息する可能性があります。	1. 調査の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、騒音について調査します。	1. 予測の手法 建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響の程度を類似事例を参考に予測します。	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		工事の実施 （工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。		1. 調査すべき情報 ・動物相の状況（脊椎動物及び昆虫類並びに水生の貝類及び十脚甲殻類等） ・重要な種等の状況（生態、分布、生息の状況、生息環境の状況） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・動物相の状況、重要な種等の分布及び生息の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地踏査において目視確認する方法とします。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。 ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 ・動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 ・動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期とします。 ・重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定します。	1. 予測の基本的な手法 重要な種等の生息地が消失・縮小する程度や重要な種等の移動経路が分断される程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。		
		土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。					

表8.3-1（14）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
植物	重要な種及び群落	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、重要な種及び群落への影響が考えられます。	対象区域は台地･丘陵地及び低地によって構成されており、台地は雑木林や茶畑、宅地等として利用され、低地は広く水田として利用されており、362種の重要な植物が記録されています。 また、対象区域内の重要な植物群落として、国指定天然記念物の金生水沼沢（かなしょうずしょうたく）植物群落があります。	1. 調査すべき情報 ・植物相（種子植物、シダ植物等）及び植生の状況 ・重要な種及び群落の状況（生態、分布、生育の状況、生育環境の状況） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査の調査方法は以下のとおりです。 ・植物相及び植生の状況、重要な種及び群落の分布、生育状況 現地踏査により、個体の目視、必要に応じ個体の採取により行います。 ・重要な種・群落の生育環境の状況 現地踏査により、目視確認することにより行います。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から100m程度の範囲を目安とします。 4. 調査地点 ・植物相及び植生の状況 調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 ・植物相の状況 春夏秋の3季実施することを基本とし、調査地域に生育する植物を確認しやすい時期とします。 ・植生の状況 春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期とします。 ・重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期とします。	1. 予測の基本的な手法 重要な種・群落の生育地が消失・縮小する区間及び程度を把握し、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。					

表8.3-1（15）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施 （工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	対象区域の自然環境の類型区分は、「山地の樹林地」、「山地の水田」、「台地、丘陵地の樹林地」、「台地、丘陵地の耕作地」、「台地、丘陵地の水田」、「低地の樹林地」、「低地の水田」、「低地の草地」、「開放水域」、「市街地・その他」の10区分となります。	1. 調査すべき情報 ・動植物その他の自然環境に係る概況 ・地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（生態、その他の動植物との食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況及び生息・生育環境の状況） 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、「動物」及び「植物」と同様とします。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から250m程度の範囲を目安とします。 ただし、行動圏が特に広い重要な種等については、必要に応じ適宜拡大します。 4. 調査地点 ・動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 ・注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 5. 調査期間等 ・動植物その他の自然環境に係る概況 「動物」及び「植物」と同様とします。 ・注目種・群集の状況 注目種・群集及びその生息・生育環境の状況を確認しやすい時期とします。	1. 予測の基本的な手法 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。 2. 予測地域 予測地域は、調査地域と同じとします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大となるおそれのある時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置並びに道路の存在に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。					

表8.3-1（16）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路の主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域は、主として鈴鹿川沿いの低地部に見られる田園景観で構成されています。都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、主要な眺望点として鈴鹿フラワーパーク等、景観資源として鈴鹿山脈や水沢扇状地、伊勢の海県立自然公園等があります。	1. 調査すべき情報 ・主要な眺望点の状況 ・景観資源の状況 ・主要な眺望景観の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査については、「主要な眺望景観の状況」について、写真撮影により視覚的に把握します。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離（都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から3km程度の範囲を目安）を考慮して設定し、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的関係及び都市計画対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点を設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源の改変については、都市計画対象道路事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握します。 主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により、眺望景観の変化の程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路の完成時において、主要な眺望点の利用状況、景観資源の自然特性を踏まえ、主要な眺望点、景観資源及び主要な眺望景観への影響を明らかにする上で必要な時期を設定します。	1. 回避又は低減に係る評価 道路の存在による景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（17）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	都市計画対象道路は、車線数4、設計速度80km/hの都市計画道路として計画されており、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲には、鈴鹿川サイクリングロードや鈴鹿青少年の森等の主要な人と自然との触れ合いの活動の場があります。	1. 調査すべき情報 ・触れ合い活動の場の概況 ・主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握するとともに、活動内容を把握します。 3. 調査地域 調査地域は、都市計画対象道路が触れ合い活動の場の利用性の変化、快適性の変化を生じさせる範囲（都市計画対象道路事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安）において、主要な触れ合い活動の場が分布する地域とします。 4. 調査地点 調査地点は、触れ合い活動の場が存在する地点や都市計画対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 5. 調査期間等 調査期間は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況を踏まえ、それらを適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。	1. 予測の基本的な手法 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変の程度や利用性・快適性の変化の程度を把握します。 2. 予測地域 調査地域のうち、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変や利用性・快適性の変化が生じる地域とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、都市計画対象道路事業の完成時において、主要な触れ合い活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期を設定します。	1. 回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。

表8.3-1（18）　環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
歴史的文化的な遺産	史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所	工事の実施 （工事施工ヤード及び工事用道路等の設置）	都市計画対象道路は、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置により、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の消失又は縮小が考えられます。	都市計画対象道路事業実施区域には、伊勢国府跡の一部、峯城跡、旧小林家住宅及び能褒野（のぼの）王塚古墳が存在します。	1. 調査すべき情報 ・史跡、名勝、天然記念物及びこれに準ずるものの状況 ・埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況 2. 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析により行います。 現地調査は、「史跡等の状況」について現地踏査による目視で行います。 3. 調査地域 都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺の区域とします。 4. 調査地点 調査地域における史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とします。 5. 調査期間等 環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間とします。	1. 予測の基本的な手法 史跡等及び埋蔵文化財包蔵地等について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析により行います。 2. 予測地域 調査地域のうち、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。 3. 予測対象時期等 環境影響を的確に把握できる時期とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事施工ヤード及び工事用道路等の設置、並びに道路の存在に係る史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性並びに配慮書の検討を踏まえ、三重県環境影響評価技術指針を参考に選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用 （道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	道路の存在により、史跡、名勝、天然記念物（動物及び植物に係るものを除く。）及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の消失又は縮小が考えられます。					
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施 （切土工等又は既存の工作物の除去）	都市計画対象道路は、主な構造は盛土・切土及び橋梁・高架です。 切土工等又は既存の工作物の除去による廃棄物等による影響が考えられます。	鈴鹿市には中間処理施設が14箇所、最終処分施設が1箇所、亀山市には中間処理施設が5箇所存在します。	予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査します。	1. 予測の基本的な手法 切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設副産物の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。 2. 予測地域 予測地域は、廃棄物等が発生する都市計画対象道路事業実施区域を基本とします。 3. 予測対象時期等 予測対象時期は、廃棄物等の発生する期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	事業特性及び地域特性を踏まえ、技術手法を参考に選定しました。